ISSN 1343-6457

連　合　総　研

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION
RESEARCH INSTITUTE FOR
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

暮らしの底上げに向けて

2016～2017 年度
経済情勢報告

公益財団法人
連合総合生活開発研究所

暮らしの底上げに向けて

2016 ～ 2017 年度 経済情勢報告

公益財団法人 連合総合生活開発研究所

コンポーズ・ユニ

公益財団法人　連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所は（略称；連合総研）は、1987 年 12 月に設立され、翌 88 年 12 月以来財団法人として活動してまいりましたが、公益法人改革の動きを受け、2011 年 4 月より公益財団法人として新たなスタートを切りました。

連合総研は、「連合」のシンクタンクとして、連合及び傘下の加盟労働組合が主要な運動、政策・制度要求を展開するうえで必要とされる国内外の経済・社会・産業・労働問題等に関する調査・分析等の活動を行うとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、我が国経済社会の発展と、国民生活全般にわたる総合的向上を図ることを目的としています。研究活動は研究所長を中心に、テーマごとに学者、専門家の協力を得ながら進めています。

（連合総研ホームページ http://www.rengo-soken.or.jp/）

	経済情勢報告副題	連合総研フォーラム開催日
第 1 回	「生活の質向上をめざして」	(1988 年 11 月 4 日)
第 2 回	「新成長時代に向けて」	(1989 年 11 月 13 日)
第 3 回	「調整局面をいかに乗り切るか」	(1990 年 11 月 8 日)
第 4 回	「内需主導型成長の第二段階へ」	(1991 年 11 月 1 日)
第 5 回	「人間中心社会の基盤構築にむけて」	(1992 年 11 月 4 日)
第 6 回	「内需主導型経済の再構築」	(1993 年 11 月 1 日)
第 7 回	「構造調整を超え生活の新時代へ」	(1994 年 11 月 2 日)
第 8 回	「日本経済の新機軸を求めて」	(1995 年 11 月 9 日)
第 9 回	「自律的回復の道と構造改革の構図」	(1996 年 11 月 5 日)
第10回	「持続可能な成長と新たな経済社会モデルの構築」	(1997 年 11 月 4 日)
第11回	「危機の克服から経済再生へ」	(1998 年 11 月 4 日)
第12回	「安心社会への新たな発展の布石」	(1999 年 11 月 2 日)
第13回	「活力ある安心社会構築のために」	(2000 年 11 月 9 日)
第14回	「デフレからの脱出と日本経済の再生」	(2001 年 11 月 8 日)
第15回	「長引く不況、すすむ雇用破壊―デフレ克服なくして再生なし」	(2002 年 11 月 21 日)
第16回	「自律的な景気回復を確実にするために」	(2003 年 11 月 25 日)
第17回	「持続的回復の条件は何か」	(2004 年 10 月 27 日)
第18回	「生活の改善と安定成長への道筋」	(2005 年 10 月 26 日)
第19回	「公正で健全な経済社会への道」	(2006 年 10 月 24 日)
第20回	「暮らしと雇用の質を高める持続的成長へ」	(2007 年 10 月 29 日)
第21回	「生活防衛から安心安定経済へ」	(2008 年 10 月 27 日)
第22回	「雇用とくらしの新たな基盤づくり」	(2009 年 10 月 26 日)
第23回	「縮み志向の企業行動からの脱却を」	(2010 年 10 月 27 日)
第24回	「職場・地域から『絆』の再生を」	(2011 年 10 月 25 日)
第25回	「グローバリゼーションと雇用・生活の再生」	(2012 年 10 月 22 日)
第26回	「適切な配分と投資による『成長』を求めて」	(2013 年 10 月 28 日)
第27回	「『好循環』への反転を目指して」	(2014 年 10 月 21 日)
第28回	「一人ひとりが活き活きと働ける社会を目指して」	(2015 年 10 月 28 日)

「経済社会研究委員会」について

経済社会研究委員会は、連合総研に常設されている研究委員会です。

経済情勢報告の取りまとめにあたり、当委員会において本報告書で取り上げる検討課題についてご議論いただくとともに、各委員・オブザーバーからご助言をいただいております。

【委　員】

主査	小峰　隆夫	法政大学大学院政策創造研究科　教授
委員	太田　聰一	慶応義塾大学経済学部　教授
委員	川島　千裕	連合　総合政策局長
委員	北浦　正行	（公財）日本生産性本部　参事
委員	齋藤　　潤	慶応義塾大学大学院商学研究科　特任教授

（オブザーバー）

大久保　暁子	連合 労働条件・中小労働対策局　局長
加納　　充	連合 経済政策局　部長

【連合総研事務局】

小島　　茂	副所長
河越　正明	前主任研究員（2016 年 6 月まで）
麻生　裕子	主任研究員
早川　行雄	主任研究員
黒田　啓太	主任研究員
尾原　知明	主任研究員
前田　克歳	研究員
前田　　藍	研究員

（肩書は 2016 年 8 月現在）

「経済情勢報告」について

「経済情勢報告」は連合総研の責任においてとりまとめたものです。したがって、その内容は、とりまとめにあたりご助言をいただいた経済社会研究委員会の各委員・オブザーバーの見解を示すものではありません。

（問合せ先：rengosoken@rengo-soken.or.jp）

はじめに

連合総合生活開発研究所（連合総研）では、勤労者生活にかかわる内外の経済情勢を分析し、毎年「経済情勢報告」として発表しています。第 29 回目となる本報告書においても、労働者の福祉の向上、良好な雇用・就業の確保など、勤労者の生活に密着する諸問題に関心の重点をおいて、経済及び社会について客観的な分析に基づいた提言を行っております。

第Ⅰ部では、この一年間を中心に最近の経済動向を振り返り、日本経済が停滞した原因について分析を行っています。企業収益が好調なものの設備投資は緩やかな伸びにとどまり、実質購買力の低下から消費が回復しないなかで、世界経済にはいくつかの下振れリスクが懸念されます。こうした状況を打開し、どのように働く生活者の暮らしを豊かにし、経済の好循環を実現していくのかが問われる状況となっています。

第Ⅱ部では、「暮らしの底上げに向けて」と題し、企業規模別の賃金格差、非正規雇用労働者の増大による低所得層の拡大、最低賃金、家計の構造変化、ひとり親世帯や低所得高齢者の課題など様々な角度から暮らしの底上げの問題を取り上げました。成長の成果が誰もが取り残されることなくすべての人に分配され、生活者の暮らしの底上げにつなげることが、経済好循環の実現へのカギを握っていると思われます。

補論においては、2017 年度のわが国の経済情勢を展望しております。

本報告書は、2017 年における連合の政策・制度要求や春季生活闘争、そして経済政策や雇用政策をめぐる活動に向けての参考資料となることを意図して作成したものです。労働組合関係者だけではなく多くの方々に本書に目を通していただき、人々が生き生きと暮らし、よりよい社会を構築していくための方策を議論していく際などに役立てていただければ幸いです。

本報告書は、当研究所に常設されている「経済社会研究委員会」でのご議論やご助言を踏まえて、当研究所の責任において取りまとめたものです。報告書作成にあたり、懇切なご指導と多大なご協力をいただきました、小峰隆夫主査をはじめ経済社会研究委員会の各委員に対して心から感謝を申し上げる次第です。

2016 年 10 月

公益財団法人　連合総合生活開発研究所
所長　中城吉郎

暮らしの底上げに向けて

2016～2017年度 経済情勢報告

（目　次）

はじめに ―― 4

第Ⅰ部　2015年度以降の日本経済と世界経済 ―― 11

第１章　2015年度も続いた停滞 ―― 12

第１節　実質ＧＤＰは横ばい ―― 13

第２節　足踏みする企業の生産活動 ―― 19

第３節　出遅れた家計所得の回復 ―― 24

コラム①　日本銀行の階層型の当座預金制度（マイナス金利）の導入 ―― 26

第２章　改善が続く雇用情勢とその実勢 ―― 27

第１節　改善が続く雇用情勢 ―― 28

第２節　人材不足やミスマッチの状況 ―― 35

第３節　雇用形態別の状況 ―― 40

第４節　雇用情勢改善下の労働時間・賃金 ―― 45

第３章　世界経済 ―― 52

第１節　課題を抱える世界経済 ―― 53

第２節　良好な雇用情勢と消費に支えられる米国経済 ―― 56

第３節　回復基調の欧州経済で発生した英国のＥＵ離脱問題 ―― 58

第４節　過剰投資の調整が続く中国経済 ―― 61

第Ⅱ部　暮らしの底上げに向けて　65
第１章　勤労者生活底上げの諸相　66
はじめに　67
第１節　中小企業労働者の賃金底上げ　68
コラム②　中小企業白書が試算した中小製造業の価格転嫁力　73
第２節　中間層の没落　75
コラム③　欧米における中間層の所得動向　79
第３節　格差是正と同一労働同一賃金　80
コラム④　長沼弘毅『同一労働同一賃金論について』の先見性　82
コラム⑤　「あるべき賃金」とアマルティア・センのケイパビリティ　84
第４節　所得の底上げと最低賃金　86
コラム⑥　近年における海外の最低賃金引き上げ動向　91

第２章　家計の構造変化　93
第１節　勤労者世帯の特徴　94
第２節　世帯収入の動向　98
第３節　消費行動の状況　104
第４節　家計貯蓄の傾向　126
第５節　家計からみた暮らしの底上げの課題　131

第３章　底上げから取り残されている課題　132
第１節　母子世帯の貧困　133
第２節　低所得高齢者の実態　140

おわりに　147

補論：2017年度日本経済の姿　150

連合総研の主な活動等（2014年10月～2016年9月）　155

図表一覧

図表Ⅰ-1-1　実質ＧＤＰ成長率の推移（寄与度）
図表Ⅰ-1-2　輸出入額、経常・貿易収支、為替と輸出数量の推移
(1)輸出入額の推移
(2)経常収支、貿易収支の推移
(3)数量・価格ベースでみた輸出入の変化率
(4)輸出数量の動向（地域別）
(5)交易利得と海外からの所得受取（純）
図表Ⅰ-1-3　ＧＤＰギャップとＧＤＰデフレータ
図表Ⅰ-1-4　部門別貯蓄投資バランス（対名目ＧＤＰ比、％）
(1)各部門別推移
(2)非金融法人企業の純貯蓄と純投資
図表Ⅰ-1-5　予算の動向と経済対策、基礎的財政収支の見通し
(1)予算の動向
(2)経済対策（国・地方の歳出）
(3)国・地方の基礎的財政収支の見通し
図表Ⅰ-1-6　エコノミストの予測（ＧＤＰ成長率，９月時点）
(1)四半期実質成長率（年率）
(2)年度
図表Ⅰ-1-7　企業の生産活動の動向
(1)鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率
(2)品目別生産指数の推移
図表Ⅰ-1-8　企業の設備投資動向、投資判断
(1)機械受注の動向
(2)設備判断ＢＳＩ（「不足」―「過大」）
(3)企業による日本経済の中期見通しの変化（今後３年間の名目・実質成長率）
図表Ⅰ-1-9　設備投資と自己資本比率の推移
(1)経常利益と設備投資
(2)自己資本比率の推移
図表Ⅰ-1-10　企業行動に積極化の兆し（利益処分のスタンス）
(1)設備投資
(2)新製（商）品・新技術等の研究・開発
(3)従業員への還元
(4)内部留保
図表Ⅰ-1-11　海外生産比率と海外設備投資計画
(1)海外生産・売上高、設備投資比率
図表Ⅰ－１-12　国内企業物価指数の推移
(1)国内企業物価・企業向けサービス価格の推移
(2)５年先の企業の価格見通し
図表Ⅰ-1-13　家計の収入及び消費の動向
(1)実質消費水準の推移（２人以上世帯）
(2)収入支出動向（２人以上勤労者世帯）
図表Ⅰ-1-14　消費者物価の動向
(1)物価上昇率の推移
(2)品目別の物価上昇率

図表Ⅰ-2-1　完全失業率と求人倍率（季節調整値）
図表Ⅰ-2-2　完全失業率（前年差）の要因分解
図表Ⅰ-2-3　労働力率と人口（15歳以上）・労働力人口・非労働力人口（前年差）
(1)男女計
(2)男性
(3)女性
図表Ⅰ-2-4　年齢別労働力率（前年差）の推移（男女計）
(1)男女計
(2)男性
(3)女性
図表Ⅰ-2-5　主な産業別雇用者数（前年差）の推移
図表Ⅰ-2-6　年齢階級別完全失業率の推移
図表Ⅰ-2-7　求職理由別完全失業者数（前年差）の推移
図表Ⅰ-2-8　完全失業者の失業期間別の推移
図表Ⅰ-2-9　今後１年間に失業する不安を感じる割合（20～64歳）
図表Ⅰ-2-10　新規学卒者の就職（内定）率の推移
図表Ⅰ-2-11　新卒採用計画（前年度比）の推移
図表Ⅰ-2-12　雇用失業率と欠員率の推移（1963年Ⅰ期～2016年Ⅱ期：季節調整値）
図表Ⅰ-2-13　雇用人員判断D.Ⅰ.の推移（全規模計）
(1)2004年～2008年第Ⅰ四半期まで
(2)2011年以降
図表Ⅰ-2-14　職業別有効求人倍率（パートを含む常用）
図表Ⅰ-2-15　地域別有効求人倍率の推移
図表Ⅰ-2-16　雇用形態別労働者の過不足判断D.Ⅰ.（不足－過剰）の推移
図表Ⅰ-2-17　主な産業別労働者の過不足判断D.Ⅰ.（不足－過剰）の推移
(1)正社員等
(2)パートタイム労働者
図表Ⅰ-2-18　正規・非正規の雇用者数（前年差）の推移

図表一覧

図表Ⅰ-2-19　男女別雇用形態別雇用者数の推移（前年同期差）
(1)全産業
(2)製造業
(3)非製造業
図表Ⅰ-2-20　年齢階級別正規・非正規の雇用者数（前年差）の推移
(1)正規雇用者数
(2)非正規雇用者数
図表Ⅰ-2-21　正社員以外の労働者から正社員への登用実績の割合（過去１年間の実績）
(1)調査産業計
(2)主要産業
図表Ⅰ-2-22　年齢階級別不本意非正規雇用労働者の推移
(1)暦年ベースの不本意非正規雇用者数
(2)四半期ごとの対前年同期差
図表Ⅰ-2-23　月間総実労働時間（前年同期比）の推移（事業所規模５人以上）
(1)全労働者
(2)一般労働者
(3)パートタイム労働者
図表Ⅰ-2-24　現金給与総額（前年同期比）の推移（事業所規模５人以上）
(1)全労働者
(2)一般労働者
(3)パートタイム労働者
図表Ⅰ-2-25　全労働者の所定内給与の増減要因（事業所規模５人以上）
図表Ⅰ-2-26　雇用人員判断Ｄ．Ｉ．と全労働者の所定内給与の伸び
図表Ⅰ-2-27　派遣スタッフ募集時平均時給（三大都市圏）の推移
図表Ⅰ-2-28　アルバイト募集時平均時給（全国平均）の推移
図表Ⅰ-2-29　実質賃金（前年同月比）の推移と要因（事業所規模５人以上）
図表Ⅰ-2-30　実質賃金指数（季節調整値）と名目賃金指数（季節調整値）の推移（事業所規模５人以上）
図表Ⅰ-2-31　雇用形態別実質賃金の推移（対前年同月比）（事業所規模５人以上）
図表Ⅰ-3-1　世界経済の実績と見通し
図表Ⅰ-3-2　世界の原油需給と原油価格
図表Ⅰ-3-3　株価の動向
(1)2010年以降の株価動向
(2)英国のＥＵ離脱に関する国民投票以降の株価の動向
図表Ⅰ-3-4　実質ＧＤＰ成長率と各需要項目寄与度
図表Ⅰ-3-5　労働市場と賃金・物価動向
(1)失業率と労働力率の動き
(2)物価・雇用コストの動き
図表Ⅰ-3-6　住宅価格と新規住宅許可件数
図表Ⅰ-3-7　実質ＧＤＰ成長率の推移
(1)各国成長率の実績
(2)今後の予測
図表Ⅰ-3-8　ＩＭＦ公表による英国のＥＵ離脱を考慮した世界経済見通しの低下幅
図表Ⅰ-3-9　失業率と物価の推移
(1)失業率
(2)物価上昇率(対前年比)
図表Ⅰ-3-10　財政収支（対ＧＤＰ比）と長期金利の動向
(1)一般政府財政収支の対ＧＤＰ比
(2)長期金利の推移
図表Ⅰ-3-11　実質ＧＤＰ成長率（前年同期比、寄与度）
図表Ⅰ-3-12　輸出入額の伸び率の推移（前年同期比）
図表Ⅰ-3-13　物価上昇率の推移（前年同月比）
図表Ⅰ-3-14　非金融部門の債務残高の推移（対ＧＤＰ比、%）
図表Ⅰ-3-15　新規住宅・新規商業ビルの価格動向
図表Ⅱ-1-1　規模別売上高経常利益率 全産業（金融・保険除く）
図表Ⅱ-1-2　規模別人件費比率 全産業（金融・保険除く）
図表Ⅱ-1-3　企業規模別にみた１社あたり平均実質付加価値額の推移
(1) 1980年代
(2) 1990年代
(3) 2000年代以降
図表Ⅱ-1-4　企業規模別賃金格差
図表Ⅱ-1-5　１人あたり可処分所得中央値の推移
図表Ⅱ-1-6　雇用形態別・年収階級別雇用者数の変化（2011～2015）

図表一覧

図表Ⅱ-1-7　日欧米の労働生産性と雇用者報酬の推移
図表Ⅱ-1-8　地域別最低賃金額の推移
図表Ⅱ-1-9　属性別低賃金労働者比率
図表Ⅱ-1-10　最低賃金とパート時給の推移（卸売業小売業規模計女性）

図表Ⅱ-2-1　世帯数の推移
図表Ⅱ-2-2　世帯主の年齢階級別世帯数割合
図表Ⅱ-2-3　世帯主の雇用形態別世帯数
図表Ⅱ-2-4　雇用者世帯に占める世帯主の雇用形態別世帯数割合（2010年）
図表Ⅱ-2-5　共働き等世帯数の推移
図表Ⅱ-2-6　１ヵ月間の実収入と可処分所得の推移（勤労者世帯・平均）
図表Ⅱ-2-7　世帯主の年齢階級別１ヵ月間の実収入の推移（二人以上世帯のうち勤労者世帯、1999年＝100）
図表Ⅱ-2-8　世帯主の年齢階級別１世帯あたりの平均有業人員数
図表Ⅱ-2-9　世帯主の年齢階級別有業人員１人あたり勤め先収入の推移（1999年＝100）
図表Ⅱ-2-10　二人以上世帯のうち勤労者世帯の実収入とその内訳の増減額（前回調査比）
図表Ⅱ-2-11　世帯主の年齢階級別１ヵ月間の実収入の内訳（構成比）
図表Ⅱ-2-12　年収五分位階級別１ヵ月間の実収入の推移（二人以上世帯のうち勤労者世帯、1999年=100）
図表Ⅱ-2-13　年収五分位階級別１世帯あたりの平均有業人員数
図表Ⅱ-2-14　年収五分位階級別有業人員１人あたり勤め先収入の推移（1999年＝100）
図表Ⅱ-2-15　単身勤労者世帯の１ヵ月間の実収入の推移（1999年＝100）
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-16　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別消費支出の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-17　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別費目別消費支出（2014年-2009年）（単位：円）
図表Ⅱ-2-18　１世帯あたり１ヵ月間の年間収入十分位階級別消費支出の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-19　１世帯あたり１ヵ月間の年間収入十分位階級別費目別消費支出(2014年-2009年)（単位：円）
図表Ⅱ-2-20　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別平均消費性向の推移（単位：%）
図表Ⅱ-2-21　１世帯あたり１ヵ月間の年間収入十分位階級別平均消費性向の推移（単位：%）
図表Ⅱ-2-22　１世帯あたり１ヵ月間の消費支出（費目別）と非消費支出の推移　（単位：円）
図表Ⅱ-2-23　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「食料」費の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-24　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「肉類」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-25　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「調理食品」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-26　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「外食」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-27　年齢層別エンゲル係数の推移（単位：%）
図表Ⅱ-2-28　年間収入十分位階級別エンゲル係数の推移（単位：%）
図表Ⅱ-2-29　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「光熱・水道」費の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-30　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「電気代」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-31　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「交通・通信」費の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-32　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「自動車関係費」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-33　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「通信」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-34　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別非消費支出の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-35　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「社会保険料」の推移（単位：円）
図表Ⅱ-2-36　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別消費支出の推移（単位：円）
(1) 男性
(2) 女性

図表一覧

図表Ⅱ-2-37　１世帯あたり１ヵ月間の消費支出（費目別）と非消費支出の推移（単位：円）
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-38　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「食料」費の推移（単位：円）
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-39　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「外食」の推移（男性）（単位：円）
図表Ⅱ-2-40　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「調理食品」の推移（女性）（単位：円）
図表Ⅱ-2-41　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「光熱・水道」費の推移
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-42　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「電気代」の推移（単位：円）
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-43　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「保健医療」費の推移（単位：円）
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-44　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別非消費支出の推移（単位：円）
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-45　世帯主の年齢階級別黒字率の推移（二人以上世帯のうち勤労者世帯）
図表Ⅱ-2-46　年収五分位階級別黒字率の推移（二人以上世帯のうち勤労者世帯）
図表Ⅱ-2-47　単身勤労者世帯の黒字率の推移
図表Ⅱ-2-48　高齢者世帯の黒字率（2014年）

＜コラム図表＞

図表②　企業規模別「価格転嫁力」の推移（製造業）
図表⑤　「連合リビングウェイジ」（2013年調査）

図表Ⅱ-2-49　世帯主の年齢階級別貯蓄現在高（二人以上世帯のうち勤労者世帯）
図表Ⅱ-2-50　単身勤労者世帯の貯蓄現在高の推移
(1) 男性
(2) 女性
図表Ⅱ-2-51　世帯主の年齢階級別金融純資産額（貯蓄現在高－負債現在高）（二人以上世帯のうち勤労者世帯）
図表Ⅱ-2-52　単身勤労者世帯の年齢階級別金融純資産額（貯蓄現在高－負債現在高）

図表Ⅱ-3-1　理由別にみた母子世帯数の推移
図表Ⅱ-3-2　シングルマザーの就業状況と就労形態
図表Ⅱ-3-3　世帯種類別にみた１世帯あたりの平均所得金額および構成割合
図表Ⅱ-3-4　シングルマザーの就労収入の階級分布
図表Ⅱ-3-5　６歳未満の子がいる世帯の親の平均生活時間
図表Ⅱ-3-6　母子世帯を対象とした所得保障制度の受給者数推移
図表Ⅱ-3-7　一人世帯における貯蓄現在高階級別の世帯数分布
図表Ⅱ-3-8　老後の生活費としてあてにしているものの割合
図表Ⅱ-3-9　老齢基礎年金受給者の男女別年金月額割合
図表Ⅱ-3-10　国民年金保険料の未納率の推移
図表Ⅱ-3-11　国民年金保険料全額免除者数の推移
図表Ⅱ-3-12　世帯類型別被保護者と高齢者世帯の内訳
図表Ⅱ-3-13　65歳以上総人口と高齢者の被保護者人員の伸び

第Ⅰ部

2015年度以降の日本経済と世界経済

◆第１章　2015年度も続いた停滞

◆第２章　改善が続く雇用情勢とその実勢

◆第３章　世界経済

第１章　2015年度も続いた停滞

第Ⅰ部　第１章のポイント

第１節　実質ＧＤＰは横ばい

○日本の実質ＧＤＰ成長率は、2015年度には実質購買力の減少から前年度比0.8%増にとどまった。これは、（１）雇用情勢が改善したにもかかわらず実質所得が増えなかった、（２）企業の利益が増えているにもかかわらず投資マインドが慎重である、（３）世界経済の減速に伴い輸出が減速したためである。

○90年代後半以降に資金需給構造は大きく変化している。2014年度の貯蓄投資バランス（対ＧＤＰ比）では家計部門は１％台まで低下し、６％弱の貯蓄超過となった企業部門が、その資金を政府に貸す姿になっている。資金需給の面からいえば、企業部門の活動が活発化し、投資を増やしていく必要がある。

第２節　足踏みする企業の生産活動

○国内需要の回復が緩慢だったことに加えて、輸出が減少したために、出荷が伸び悩むなかで在庫調整の下押し圧力から、生産は足踏みとなっている。

○設備投資は、企業経営者の期待成長率が前年度から下方修正されており、緩やかな伸びにとどまる可能性が高い。

○国内企業物価は、原油安により2014年後半から下落に転じる一方、企業向けサービス価格については、人手不足などを反映してゼロ％台で緩やかに上昇している。こうした中で、企業の販売価格や物価全般の見通しは緩やかに下方修正されている。

第３節　出遅れた家計所得の回復

○失業率の低下など雇用情勢が改善するなかで賃金の上昇が十分でなかったのは、パートタイム労働者比率の上昇が、全労働者の総労働時間や所定内賃金に対してマイナスに働いていることが考えられる。

○消費者物価（総合）は、エネルギー価格の下落を反映して、足下では前年比で再びマイナスに転じている。しかしながら、物価のトレンドを議論する際に注目される「食料・エネルギーを除く総合」でみると、ゼロ％台半ばとなっている。

第１節　実質ＧＤＰは横ばい

2015年度のＧＤＰ成長率は前年度比0.8%増にとどまる

日本の実質ＧＤＰ成長率は、2014年度の消費税引き上げに伴う反動減の後、2015年度には実質購買力の減少から前年度比0.8%増にとどまった（**図表Ｉ－１－１**）。その理由として３点あげることができる。

第１は、民間消費が2014年度内に大きく落ち込んだ後も回復しなかった。これは、15歳以上人口の減少という構造的な要因から雇用情勢が改善しているにもかかわらず、実質所得が増えなかったためである。

第２は、企業の利益が増えているにもかかわらず、設備投資が緩やかな回復にとどまっている。日本経済に対する企業の期待成長率が改善しておらず、投資マインドが慎重になっているためである。

第３は、世界経済の減速に伴う輸出の減速である。輸出のＧＤＰ成長率への寄与度は、2014年度の1.3%から2015年度0.1%へと大幅に減少している。

図表Ｉ－１－１　実質ＧＤＰ成長率の推移（寄与度）

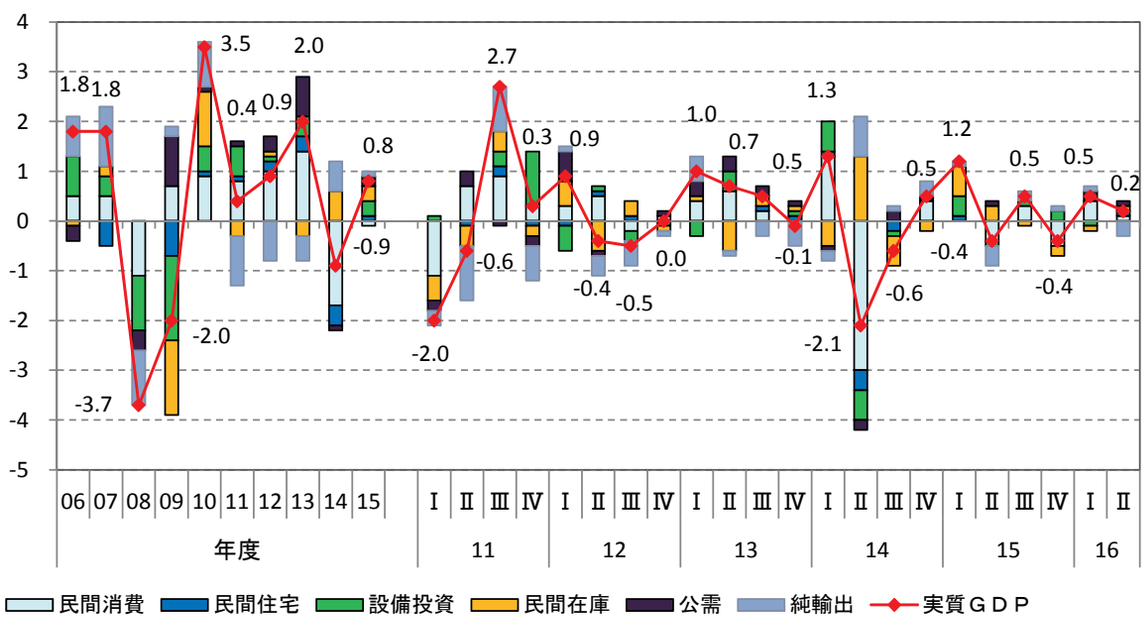

資料出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

輸入の大幅な減少から貿易収支は黒字で推移

2015年度の貿易収支は、輸入数量が前年度比で微減だったにもかかわらず、鉱物性燃料や原料品の価格が大幅に下落したため、輸入金額では前年度比10.2%減となった。一方、輸出数量は世界経済の減速により減少に転じたが、価格が上昇したため、輸出金額では微減だった。その結果、輸入金額の大幅減により貿易収支の黒字幅は拡大した（**図表Ｉ－１－２**）。

更に、貿易収支黒字に加えて、直接投資や証券投資からの収益である所得収支黒字の拡大や、サービス収支の赤字縮小により、経常収支の黒字幅は拡大した。

なお、所得収支や交易条件の改善などの所得面の改善が、2014年度以降の日本経済を支えていると考えられるが、この効果は実質ＧＤＰの動きでは十分にとらえることができない。実質ＧＮＩ（国民総所得）と実質ＧＤＰ（国内総生産）の差分がこの効果に相当し、2014年１～３月期の対ＧＤＰ比▲1.3％から2016年４～６月期の対ＧＤＰ比2.2％まで改善した。

図表Ｉ－１－２　輸出入額、経常・貿易収支、為替と輸出数量の推移

（１）輸出入額の推移

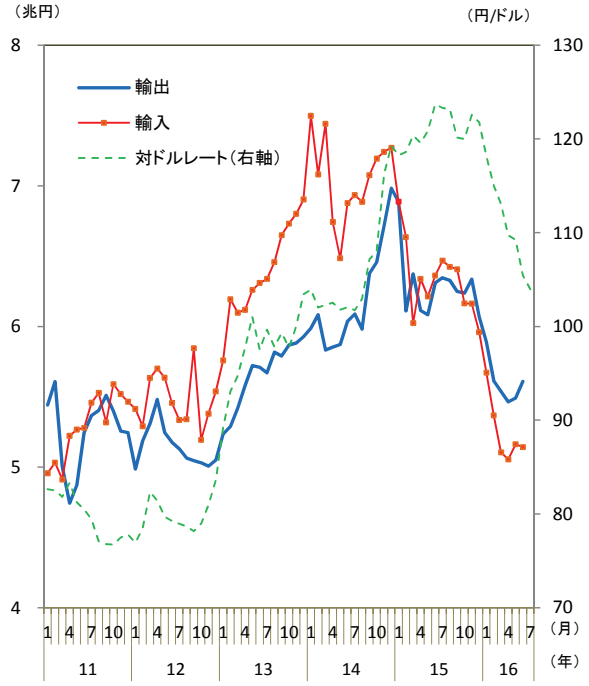

（２）経常収支、貿易収支の推移

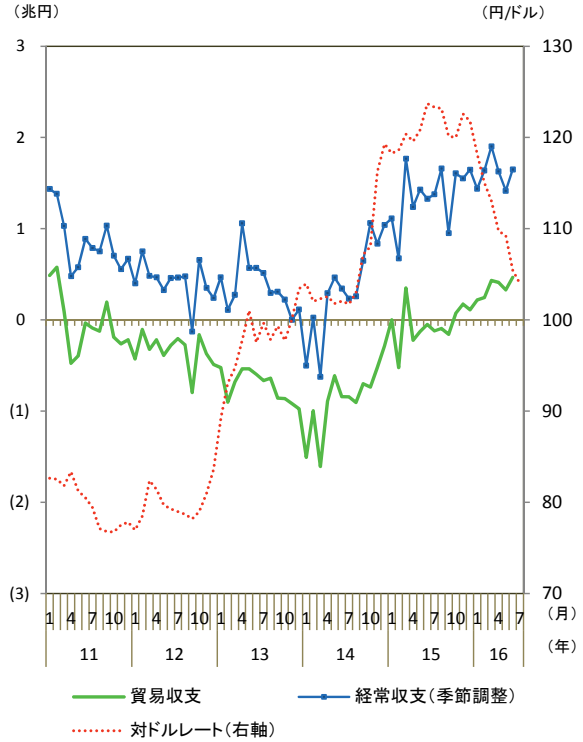

（３）数量・価格ベースでみた輸出入の変化率

（前年度比、前年同期比、％）

	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
2014年度	5.4	1.3	4.0	−0.9	−2.1	1.2
2015年度	−0.7	−2.7	2.0	−10.2	−1.9	−8.5
2016年Ⅱ	−9.5	−1.2	−8.3	−18.7	−1.3	−17.7

（４）輸出数量の動向（地域別）

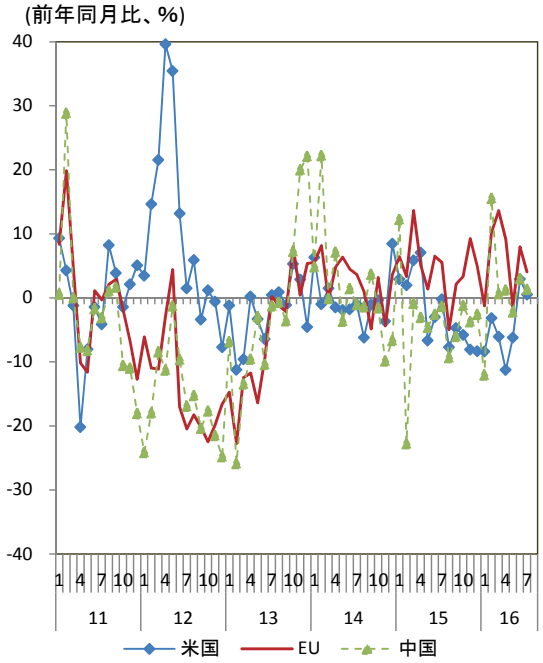

（５）交易利得と海外からの所得受取（純）

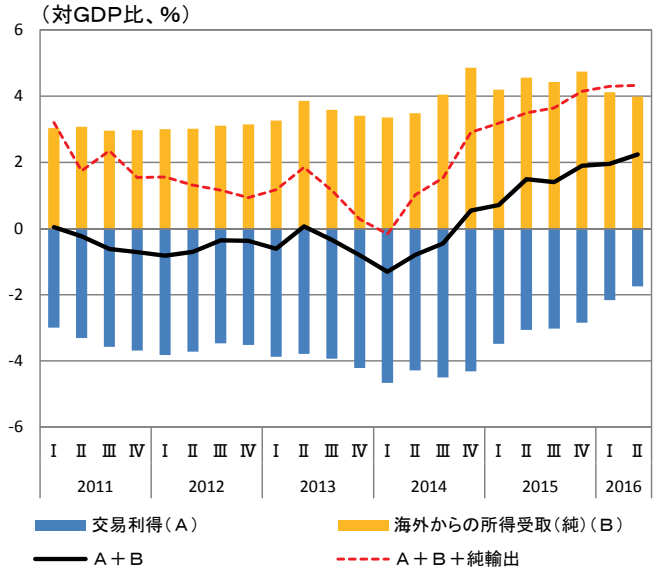

資料出所：財務省「国際収支統計」、「貿易統計」、日本銀行データベース、内閣府「国民経済計算」より作成。

需給ギャップとＧＤＰデフレータの推移

ＧＤＰギャップは、趨勢をみれば2009年度を底として2013年度まで改善し、その後再び拡大して足下2016年４～６月期には１％程度の供給過剰の状況にある（**図表Ｉ－１－３**）。このような状況にもかかわらず、輸入価格の要因を除いた国内要因を計測するＧＤＰデフレータは、2016年４～６月期には対前年同期比0.8％増と内需デフレータよりも高い伸びとなった。これは原油安から輸入代金払いが節約でき、企業収益の増加等を通じて国内の生産物一単位あたりの付加価値が増えたためである。

図表Ｉ－１－３　ＧＤＰギャップとＧＤＰデフレータ

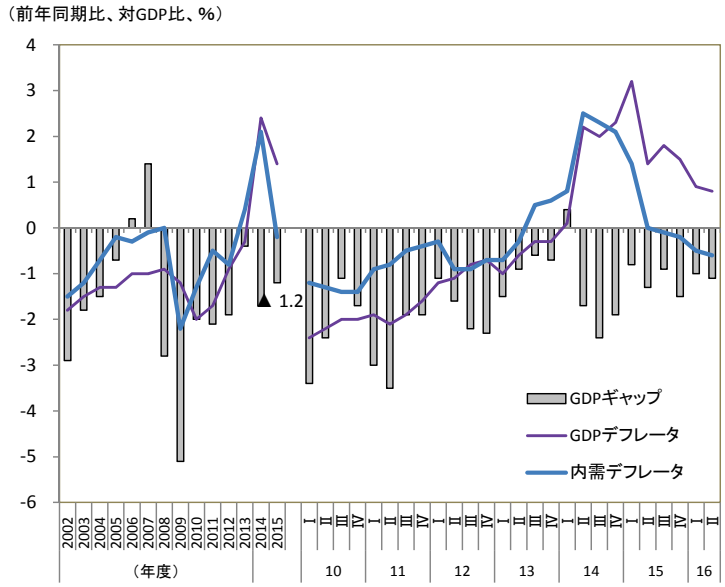

資料出所：内閣府「国民経済計算」、「今月の指標」より作成。

マクロの資金需要の変化

90年代後半以降に資金需給構造は大きく変化している。2014年度の貯蓄投資バランス（対ＧＤＰ比）では家計部門の貯蓄超過は１％台まで低下し、６％弱の貯蓄超過となった企業部門が、その資金を政府に貸す姿になっている（**図表Ｉ－１－４**）。資金需給の面からいえば、企業部門の活動を活発化させ、投資を増やしていく必要がある。

図表Ｉ―１－４　部門別貯蓄投資バランス（対名目ＧＤＰ比、％）

（１）各部門別推移

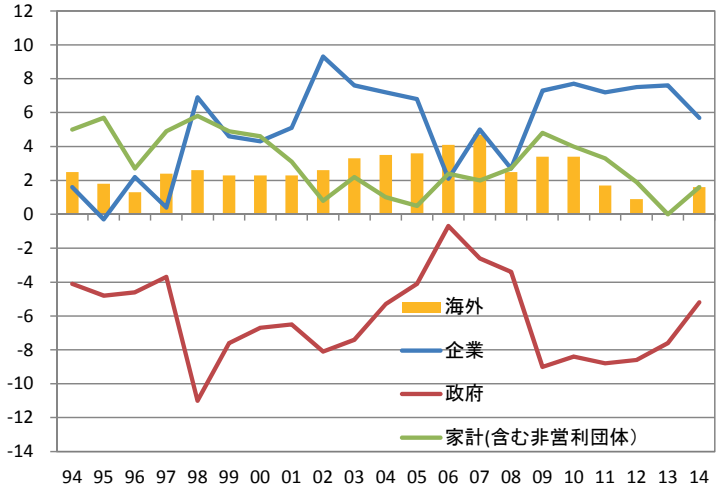

（２）非金融法人企業の純貯蓄と純投資

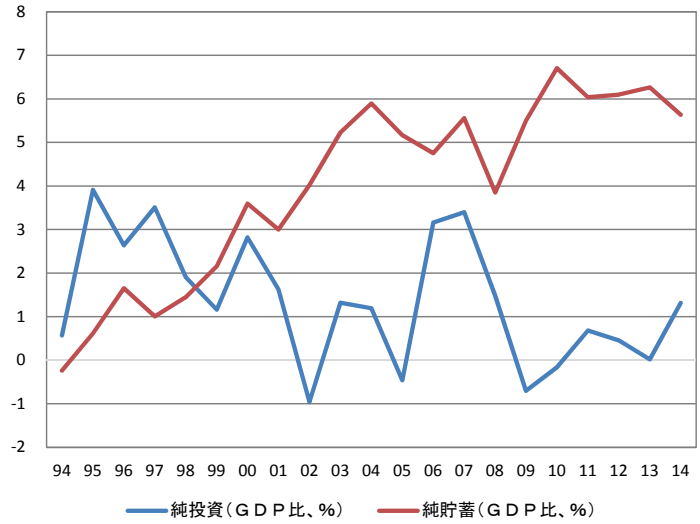

（注）貯蓄と投資は、固定資本減耗を含まない「純」ベース。
資料出所：内閣府「国民経済計算」より作成。

消費税率引上げの延期と経済対策の策定

2016年６月、停滞する日本経済の現状に加え、今後の世界経済の下振れリスク（第Ｉ部第３章参照）に対応するため、政府は、2017年４月に予定していた消費税率の引き上げ（８％から10％へ）を2019年10月まで延期した。同時に政府は経済対策の策定を表明し、８月には「未来への投資を実

現する経済対策」を策定した。今回の経済対策は、総事業規模が約28兆円程度、そのうち国・地方の歳出は7.5兆円程度（うち国費は6.2兆円）である。政府の試算では、今回の対策による短期の実質ＧＤＰ押し上げ効果は概ね1.3%ポイント程度を見込んでいる（**図表Ｉ－１－５**）。

なお、2016年７月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」には対策の内容が反映されていないため、短期的には財政収支見通しの更なる悪化が見込まれる。

図表Ｉ―１－５　予算の動向と経済対策、基礎的財政収支の見通し

（１）予算の動向

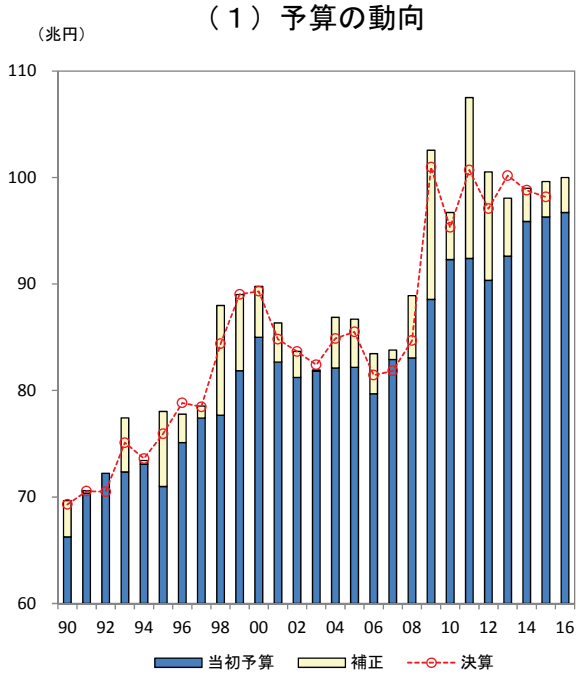

（２）経済対策（国・地方の歳出）

（単位：兆円程度）

Ⅰ．一億総活躍社会の実現の加速	2.5
Ⅱ．21世紀型のインフラ整備	1.7
Ⅲ．英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援	0.6
Ⅳ．熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化	2.7
合計	7.5

（注）2016年度の補正額は第２次補正予算案（3.3兆円）の数字。

（３）国・地方の基礎的財政収支の見通し

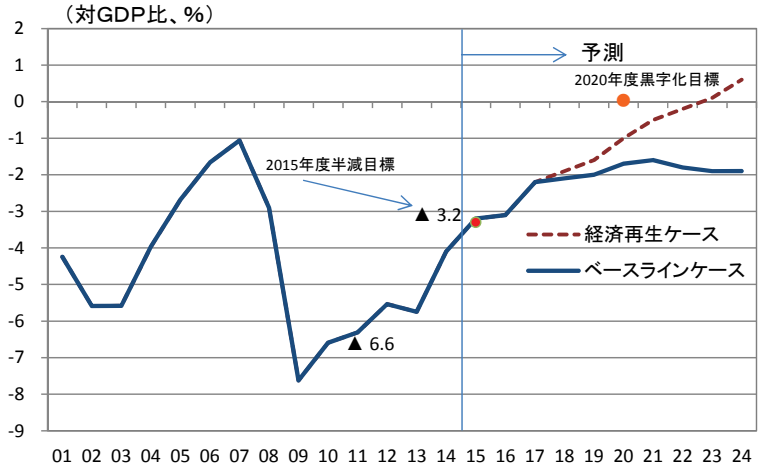

資料出所：（１）財務省ＨＰ、（２）内閣府「未来への投資を実現する経済対策」（2016年８月）、（３）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2016年７月）より作成。

今後の景気動向（民間予測）について

日本経済研究センターのＥＳＰフォーキャスト調査(2016年９月)によれば、エコノミスト42名の平均的な予測では、総じて年率１％弱の成長が続くと見込んでいる。このうち、景気拡大局面だと思う人が24名、景気後退局面にあると思う人が７名いる。しかし、今は景気拡大局面だと思っている人も、今後１年以内に景気後退局面に入る確率は31.0％とみており、先行きは慎重な見通しである（**図表Ｉ－１－６**）。また、2017年度については、2017年４月に予定されていた消費税率10％への引き上げが延期されたため、駆け込み需要とその反動減の影響がなくなり、１％弱で成長するとみるのがエコノミストの平均的な予測値である。

図表Ｉ－１－６　エコノミストの予測（ＧＤＰ成長率，９月時点）

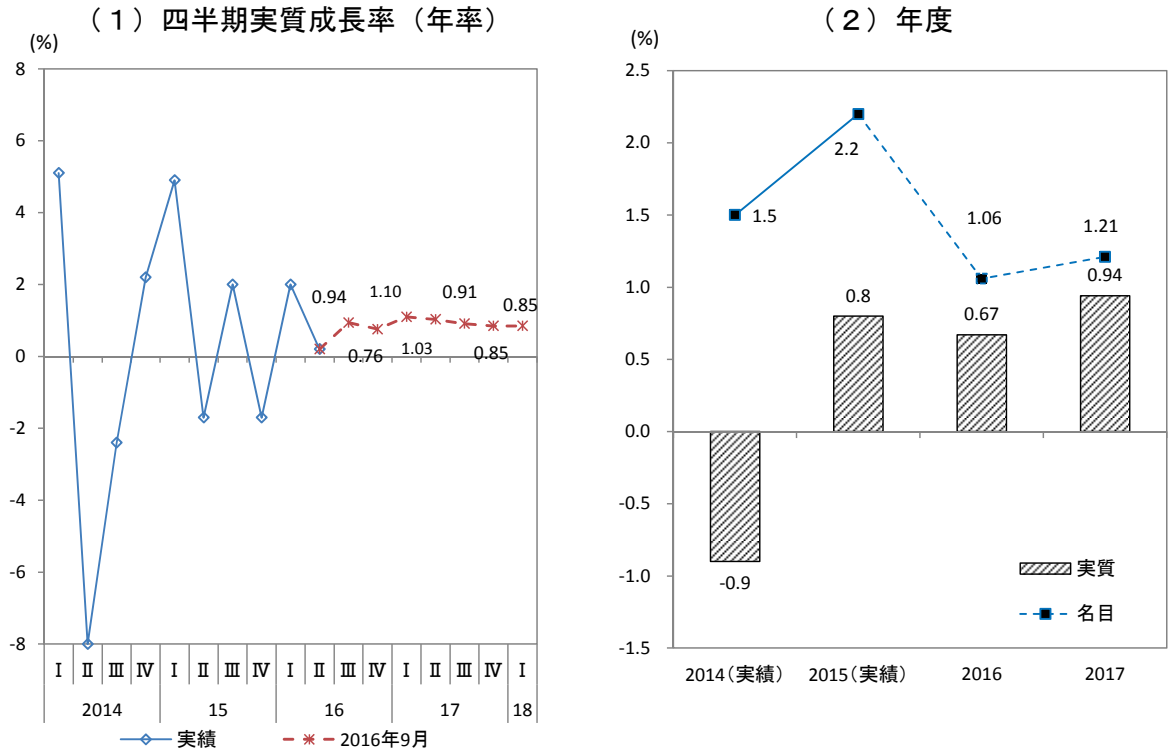

資料出所：日本経済研究センター「ＥＳＰフォーキャスト調査」より作成。

第２節　足踏みする企業の生産活動

生産活動は足踏み

鉱工業生産については、2014年度以降の国内需要の回復が緩慢だったことに加えて、主に中国など新興国経済の減速により輸出が減少したために、出荷が伸び悩んだ。こうした出荷の伸び悩みと在庫調整の下押し圧力から、生産は足踏みとなっている（**図表Ｉ－１－７**）。品目別では、一般機械、輸送機械では横ばい、電子部品・デバイスでは通信機器の生産調整から減速している。

図表Ｉ－１－７　企業の生産活動の動向

（１）鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率　　（２）品目別生産指数の推移

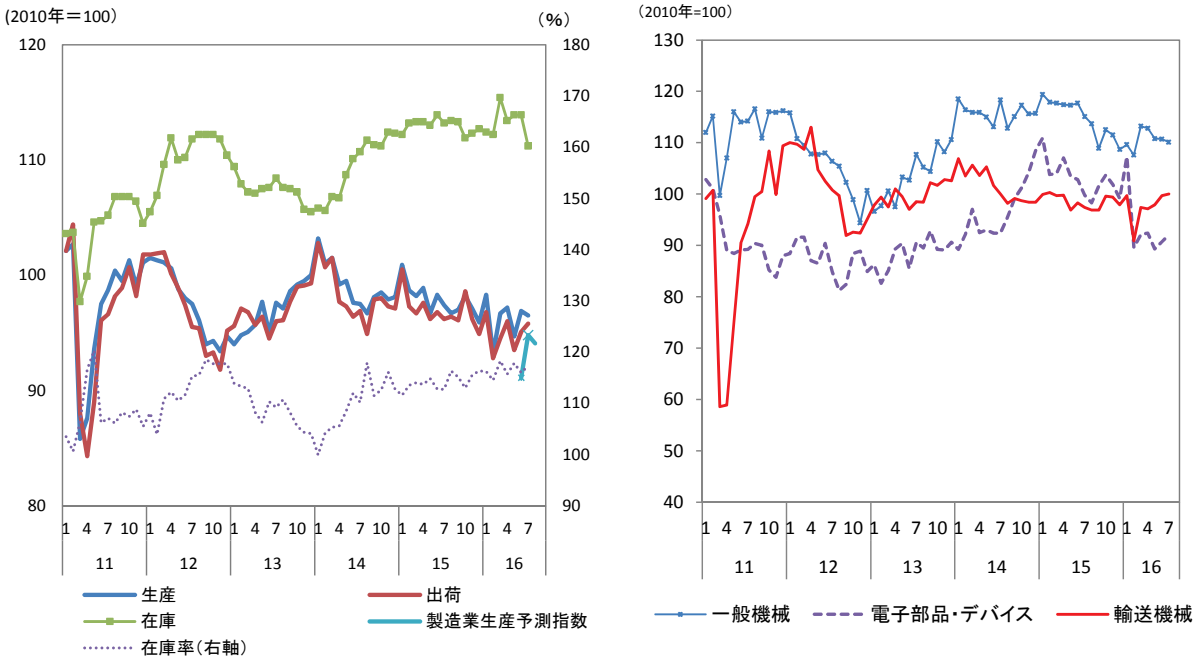

（注）季節調整値、８月、９月の予測指数は製造工業生産予測調査による。
資料出所：経済産業省「鉱工業生産指数」より作成。

設備投資は企業経営者の慎重な見通しを反映

設備投資の先行指標である機械受注は、2014年６月を底に大きく振れながらも緩やかに回復基調にあるが、足下では足踏みもみられる。これは、製造業・大企業において設備「過剰」感が払拭されたとまではいえず、直近の見通しにも慎重な見方となっている状況を反映したものである（**図表Ｉ－１－８（１）、（２）**）。

なお、設備投資の動きは、経済に対する中長期的な判断に左右される。企業経営者が考える今後３年間の日本の実質経済成長率は１％程度である（**図表Ｉ－１－８（３）**）。この見通しは直近では更に低下しており、企業経営者は将来に対して慎重になっている。

図表Ⅰ－１－８　企業の設備投資動向、投資判断

（１）機械受注の動向

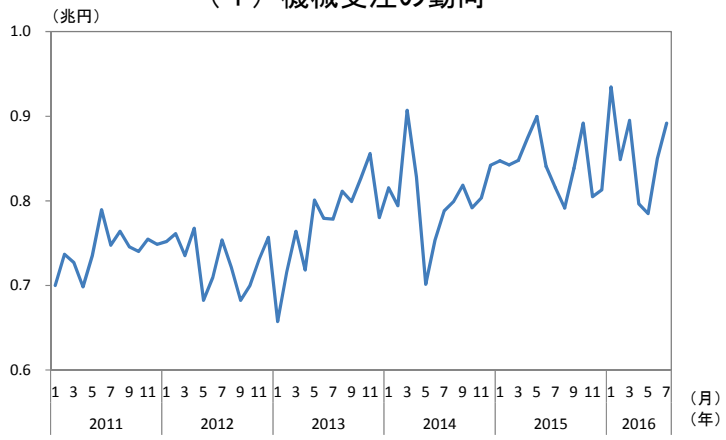

資料出所：内閣府「機械受注統計」より作成。

（２）設備判断ＢＳＩ（「不足」―「過大」）

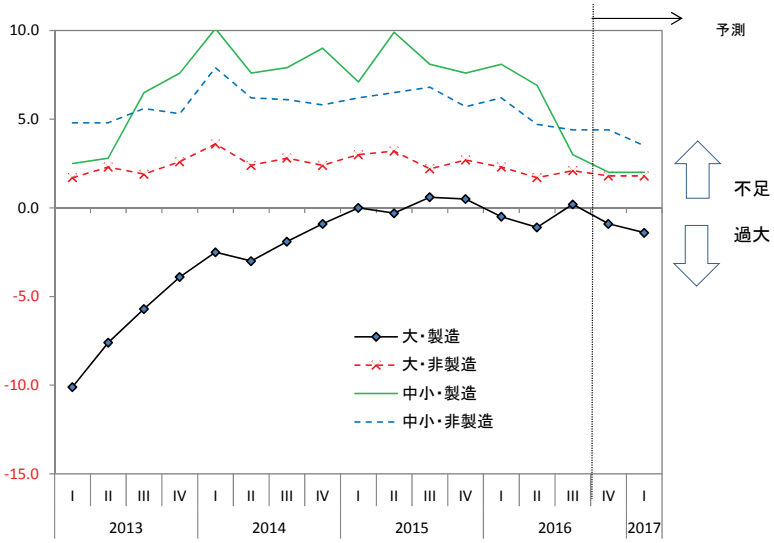

資料出所：財務省・内閣府「法人企業景気予測調査」より作成。

（３）企業による日本経済の中期見通しの変化（今後３年間の名目・実質成長率）

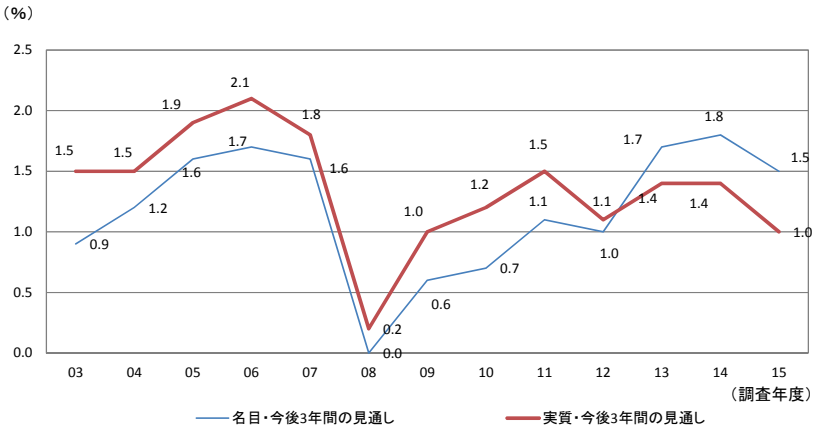

資料出所：内閣府「平成25年度企業行動に関するアンケート調査」より作成。

利益の回復が設備投資増につながっていない

景気回復時期における経常利益と設備投資の推移をみると、今回の回復局面においては、経常利益の増加ほど設備投資の伸びに勢いがない。内部留保は、安定的に増加傾向にあり、自己資本比率がかつてない高い水準になっている(**図表Ⅰ－１－９**)。こうした中、企業に利益処分のスタンスを尋ねると、「設備投資」「従業員への還元」「新製(商)品・新技術等の研究・開発」といった回答が増加傾向にあり、企業行動が積極化する兆しもある(**図表Ⅰ－１－10**)。

図表Ⅰ－１－９　設備投資と自己資本比率の推移

（１）経常利益と設備投資

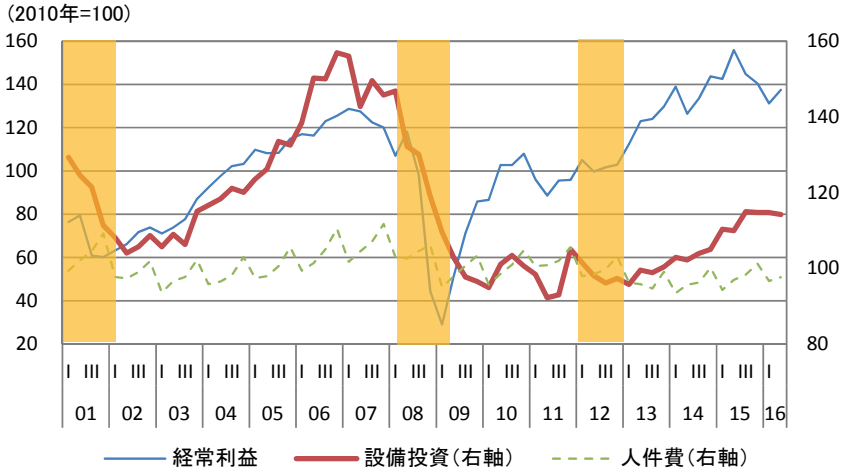

（２）自己資本比率の推移

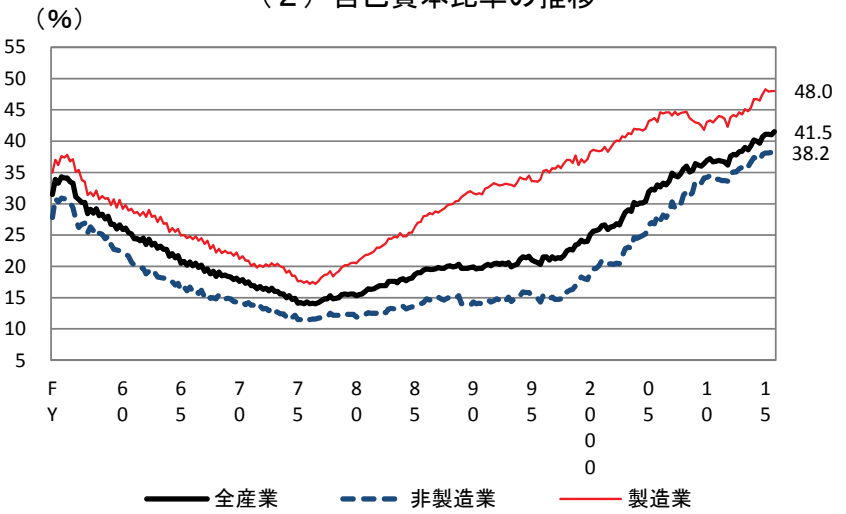

（注）１．除く金融・保険業。設備投資はソフトウェアを除く設備投資。
２．自己資本比率＝（純資産－新株予約権）÷総資本
資料出所：財務省「法人企業統計季報」「法人企業統計調査（年報）」より作成。

図表Ⅰ―１―10　企業行動に積極化の兆し（利益処分のスタンス）

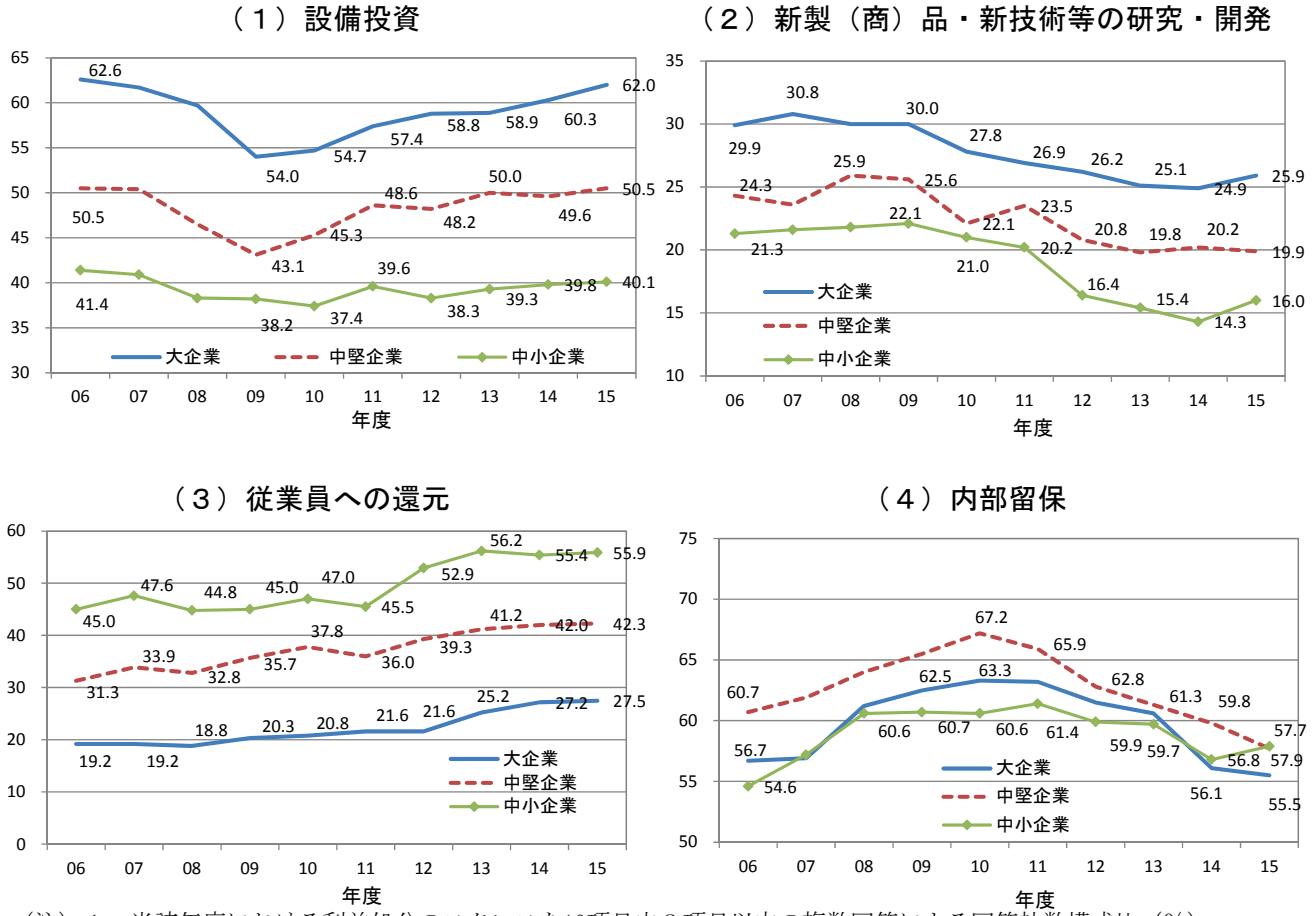

（注）１．当該年度における利益処分のスタンスを10項目中３項目以内の複数回答による回答社数構成比（%）。
２．回答社数12,832社（2016年１－３月期）。
資料出所：財務省・内閣府「法人企業景気予測調査」より作成。

海外生産比率は増加基調

企業アンケートへの回答では、企業は2018年に海外生産比率を約４割まで高めていく計画である。海外の設備投資比率については、非製造業が引き続き比率が高まる一方、2009年以降に海外比率を大きく高めた製造業においては2013年度をピークに比率の低下が見込まれている（**図表Ⅰ－１－11**）。

ただし、海外進出した企業に対するアンケート調査（日本政策投資銀行「企業行動に関する意識調査結果」）によれば、向こう３年間の見通しでは、「計画の変更なし」との回答が92%を占めている。さらに、国内回帰する場合でも、国内設備投資の増額要因にはならないとの回答が約７割となっており、国内回帰による国内設備投資への影響は限られたものになる見込みである。

図表Ⅰ－１－11　海外生産比率と海外設備投資計画

（１）海外生産・売上高、設備投資比率

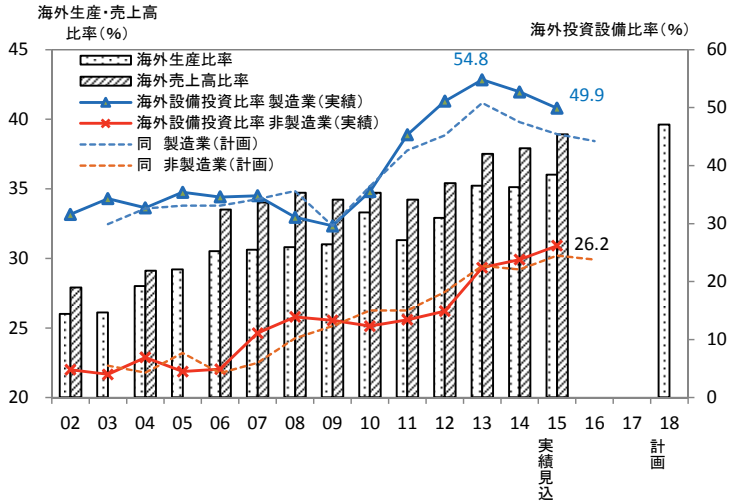

（注）海外設備投資比率＝連結海外設備投資/（単体国内設備投資＋連結海外投資）。
資料出所：国際協力銀行「海外直接投資アンケート」、日本政策投資銀行「全国設備投資計画調査」より作成。

企業の中長期的な価格見通しは緩やかに下方修正

国内企業物価は、原油安により2014年後半から下落に転じ、2016年４～６月期には前年同期比マイナス４％台の下落となっている。企業向けサービス価格については、人手不足などを反映してゼロ％台で緩やかに上昇している（**図表Ⅰ－１－12**）。こうした中で、企業の販売価格や物価全般の見通しは緩やかに下方修正されている。

図表Ⅰ－１－12　国内企業物価指数の推移

（１）国内企業物価・企業向けサービス価格の推移　（２）５年先の企業の価格見通し

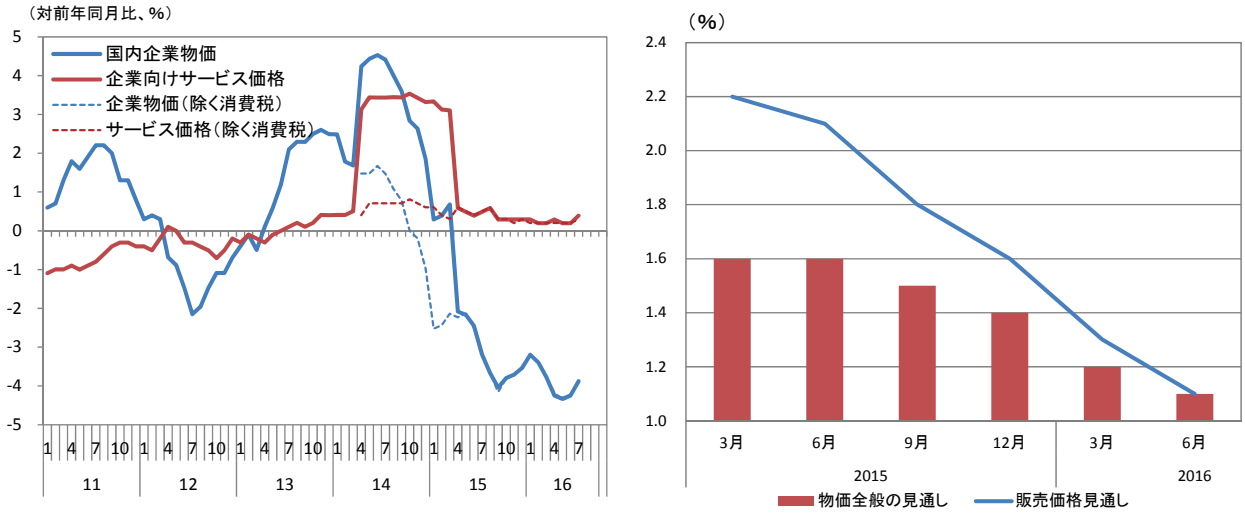

（注）国内企業物価指数、企業向けサービス価格指数については、季節調整値。
資料出所：日本銀行「国内企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」、「日銀短観」より作成。

第３節　出遅れた家計所得の回復

消費は停滞

消費税率引上げの反動減により大きく減少した2014年４～６月期後も実質消費水準は回復することなく停滞した。家計調査によれば、2015年度以降も勤労者世帯の可処分所得は伸び悩んでおり、消費の停滞は、賃金の上昇が十分でなかったことが大きく影響したと考えられる（**図表Ⅰ－1－13**）。

失業率の低下など雇用情勢が改善するなかで賃金の上昇が十分でなかったのはなぜか。その理由として、パートタイム労働者比率の上昇が、全労働者の総労働時間や所定内賃金に対してマイナスに働いていることが考えられる（第Ⅰ部第２章参照）。

図表Ⅰ－１－13　家計の収入及び消費の動向

（１）実質消費水準の推移（２人以上世帯）

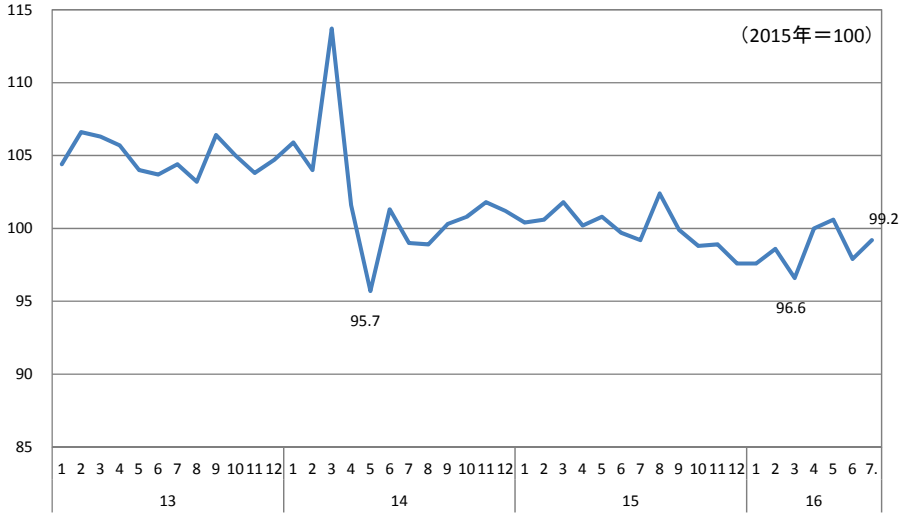

（２）収入支出動向（２人以上勤労者世帯）

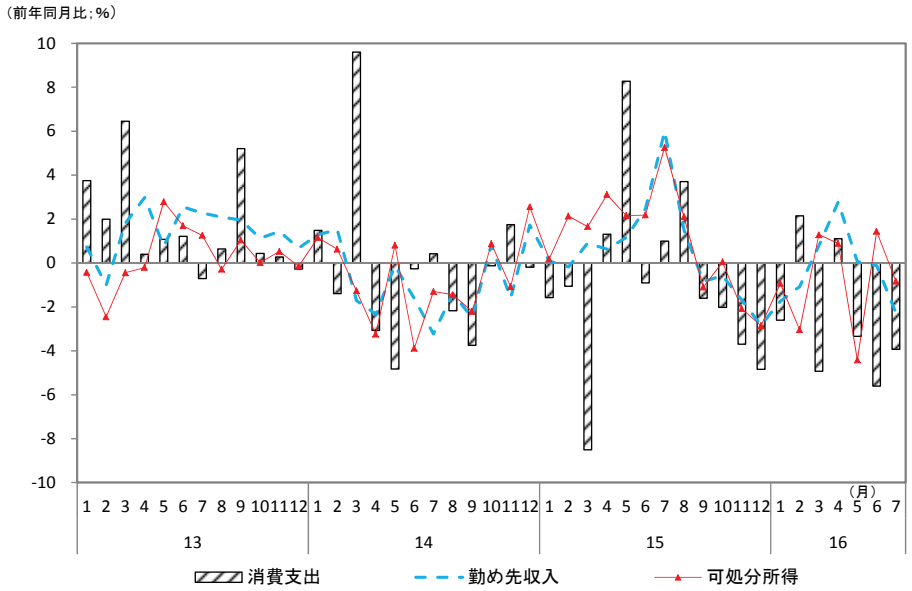

資料出所：総務省「家計調査」より作成。

食料・エネルギーを除く消費者物価上昇率はゼロ％台後半で推移

消費者物価（総合）は、エネルギー価格の下落を反映して、足下では前年比で再びマイナスに転じている。しかしながら、物価のトレンドを議論する際に注目される「食料・エネルギーを除く総合」でみると、ゼロ％台半ばとなっている（**図表Ⅰ－１－14**）。

日本銀行が２年以内に２％の物価上昇率の実現を目指して質的・量的緩和を実施したのは2013年４月であった。その後の物価動向を2013年４月と2016年４月との２時点の小品目別の物価上昇率で比較した。同図では、品目別にみた物価上昇率を伸び率ごとに品目ウェイトづけすることにより、物価上昇率のばらつきをみたものである。おおむね、2013年４月には前年同期比▲１～０％の間にあったウェイトの塊が、2016年４月には同０～１％の間に移動しており、日銀の物価目標には届かないものの金融緩和の効果が発現している。

図表Ⅰ－１－14　消費者物価の動向

（１）物価上昇率の推移

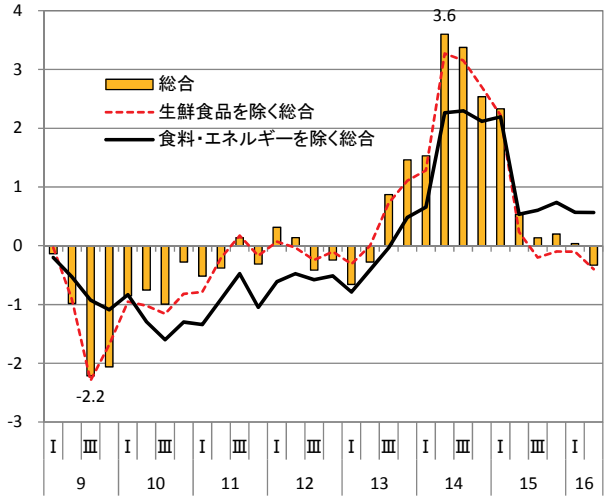

（２）品目別の物価上昇率

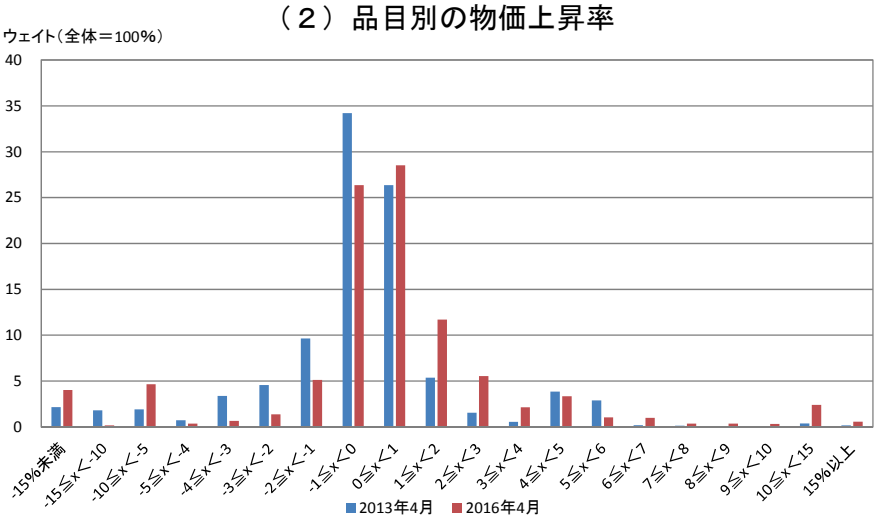

（注）消費者物価指数の小分類566品目別の物価上昇率（前年同期比）を伸び率ごとに分けてそのウェイトを集計。
消費者物価総合は2013年４月▲0.7%、2016年４月▲0.3%。
資料出所：総務省「消費者物価指数」より作成。

コラム① 日本銀行の階層型の当座預金制度（マイナス金利）の導入（2016 年２月）

2013年４月の日銀政策委員会・金融政策決定会合からマネタリー・ベース・コントロールの採用により量的・質的緩和が実施されて３年余りが経過した。その間、2014年10月には追加の緩和が行われ、更に2016月１月には、「量」、「質」に「マイナス金利」を加えた新たな緩和策が採用された。マイナス金利の導入は、イールドカーブ（利回り曲線：横軸に債券の残存期間、縦軸に最終利回りをとる）の起点を下げることにより金融市場での金利の低下を促し、経済活動を刺激する効果が期待される。しかしながら、日銀の「物価安定の目標」である、消費者物価の前年比上昇率２％へは未だ道半ばである。

「資金循環表」により、政府、日銀、預金取扱機（銀行等）のバランス・シートをみると、2013年３月末からの３年間で政府は約120兆円、国債等の発行残高を増やし、それを銀行は、日銀の国債買入れ等に応じて、新たに取得した約120兆円に手元保有の一部約120兆円をあわせた約240兆円の債務証券を日銀に売却している。この分は日銀の資産の増加となり、日銀はその代金を銀行に払ったが、銀行はそれを超過準備などとして日銀の口座においている（日銀の負債の増加、銀行の資産の増加）。

マイナス金利の導入により、日銀の国債の買入れ等に応じる銀行は日銀当座預金の利子収入よりも国債の売却益を重視した行動をとる傾向が強くなる。日銀内にもマイナス金利の導入は、負の影響として金融機関の収益悪化だけでなく、国債市場への悪影響を懸念する意見もみられる（注）。

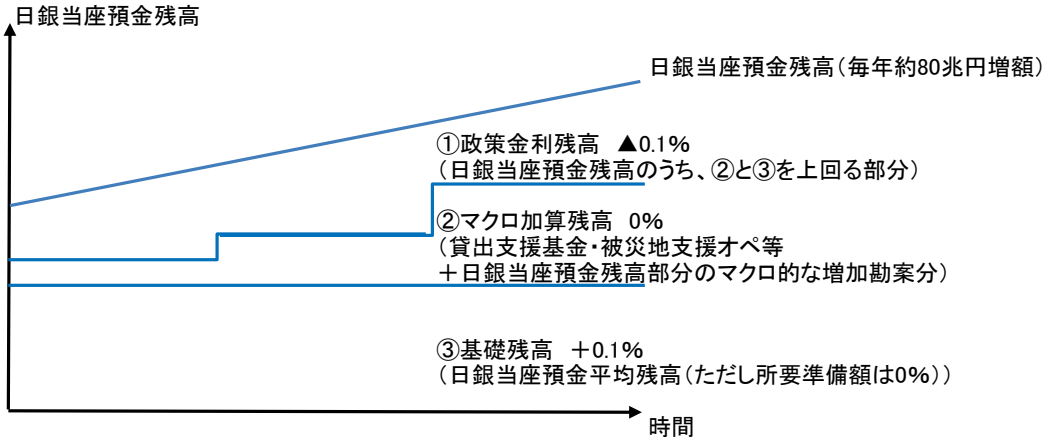

（残高、兆円）

			2013年3月	2016年3月	差分
一般政府	負債	債務証券	925	1,041	116
預金取扱機関	資産	債務証券	498	374	▲ 124
		日銀預け金	55	267	212
日本銀行	資産	債務証券	132	370	238
	負債	現金	88	100	12
		日銀預け金	58	275	217

資料出所：日本銀行ＨＰ及び日本銀行「資金循環表」より作成。

（注）石川県金融経済懇談会における木内日本銀行政策員会審議員挨拶要旨（2016年６月23日）

第２章　改善が続く雇用情勢とその実勢

第Ⅰ部　第２章のポイント

第１節　改善が続く雇用情勢

○雇用情勢は改善している。完全失業率が低下している主な要因は、引き続き就業者数の増加と人口（15歳以上）の減少によるものとなっている。
○女性の労働力率は引き続き上昇傾向で推移。男性の労働力率は低下傾向で推移してきたが、2016年４月以降若干上昇。
○完全失業率はどの年齢層でも低下（改善）傾向にあり、特に若年層で顕著。
○完全失業者数は「勤め先や事業の都合による離職」を中心に大きく減少。長期失業者も大きく減少しており、勤労者の失業不安は和らいできている。
○新規学卒者（2016年３月卒）の就職（内定）率は、2015年３月卒に比べ上昇するなど新規学卒者の就職環境は回復傾向が続いている。

第２節　人手不足やミスマッチの状況

○雇用失業率と欠員率の推移（ＵＶ曲線）により労働力需給の状況をみると、曲線は労働力需給が均衡しているといわれる水準（雇用失業率＝欠員率）より右下に位置しており、労働力需給は引き締まりつつある。
○人手不足は製造業よりも非製造業で顕著となっており、リーマンショック前の人手不足期と比べ製造業と非製造業との間の乖離が大きいことが特徴。
○職業別有効求人倍率をみると、建設・採掘の職業、サービスの職業などで高い一方で、事務的職業などでは低く、職業間のミスマッチが生じている。
○雇用形態別にみると、正社員等では「運輸業、郵便業」「医療、福祉」や「建設業」等で、パートタイム労働者では「宿泊業、飲食サービス業」や「卸売業、小売業」等で、特に人手不足感が高まっている。

第３節　雇用形態別の状況

○正規雇用、非正規雇用ともに雇用者数は増加している。製造業の男性正規雇用者は減少が続いていたが、2016年第Ⅰ四半期から増加に転じた。
○年齢別では、正規は45歳以上で増加、25～44歳層で減少しており、非正規は45～54歳と65歳以上で増加している。
○正社員以外から正社員への登用実績割合は高水準で推移しており、特に「医療、福祉」で顕著に高い。
○不本意非正規雇用労働者は若年層を中心に減少傾向で推移している。

第４節　雇用情勢改善下の労働時間・賃金

○パートタイム労働者の総実労働時間の減少とパート比率の高まりの影響を受けて、全労働者の総実労働時間も減少傾向で推移。
○全労働者の現金給与総額は増加。内訳としては、特別に支払われた給与が増加している反面、所定外給与は所定外労働時間の減少の影響で弱い動き。
○所定内給与の増減要因をみると、パートタイム比率の上昇は全労働者の所定内給与の伸びにマイナスに寄与しており、現下の人手不足下にあっても、なかなか賃金上昇に結びついていない。
○実質賃金については、2016年は改善の動きがみられるものの、名目賃金とは異なり５年前の2010年前後よりも低い水準で推移している。

第１節　改善が続く雇用情勢

第１章でみたように、我が国経済は2015年度も停滞が続いているが、本章では、そうした状況下での主に2015年以降（2015年から2016年にかけて）の雇用情勢などについてみていくこととする。

雇用情勢は改善が続く

総務省「労働力調査」によると、完全失業率は2015年から2016年にかけて３％台前半を低下傾向で推移しており、21年前（1995年頃）の水準にまで低下している。また、厚生労働省「職業安定業務統計」によると、有効求人倍率は2013年11月から１倍を超え、その後も上昇を続け、24年前（1991年の秋ごろ）の1.30倍台の水準にまで上昇している。このように、2015年から2016年にかけての雇用情勢は改善が進んでいる（**図表Ｉ－２－１**）。

図表Ｉ－２－１　完全失業率と求人倍率（季節調整値）

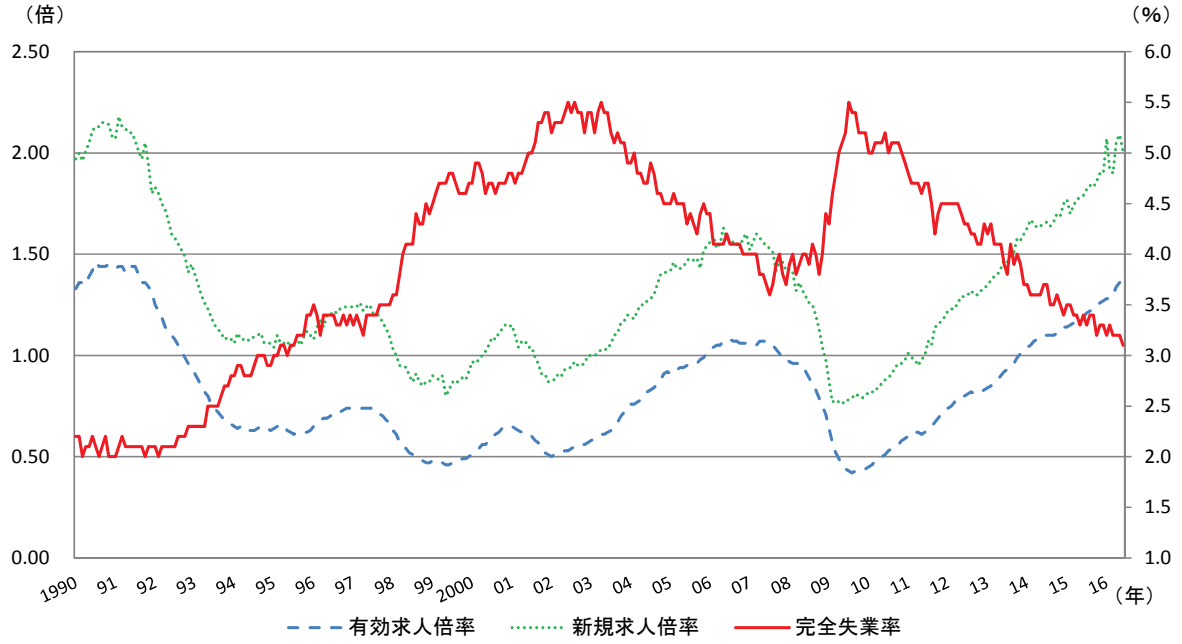

（注）１．有効求人倍率及び新規求人倍率は、新規学卒者を除きパートを含む。
２．完全失業率は右目盛り、有効求人倍率及び新規求人倍率は左目盛り。
資料出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

就業者数の増加や人口要因等により完全失業率は引き続き低下

2015年に完全失業率が対前年差で低下している要因を人口要因（15歳以上）、就業者要因、労働力率要因に分けてみると、その要因は就業者数の増加と人口（15歳以上）の減少によるものとなっている（**図表Ｉ－２－２**）。

図表Ⅰ－２－２　完全失業率（前年差）の要因分解

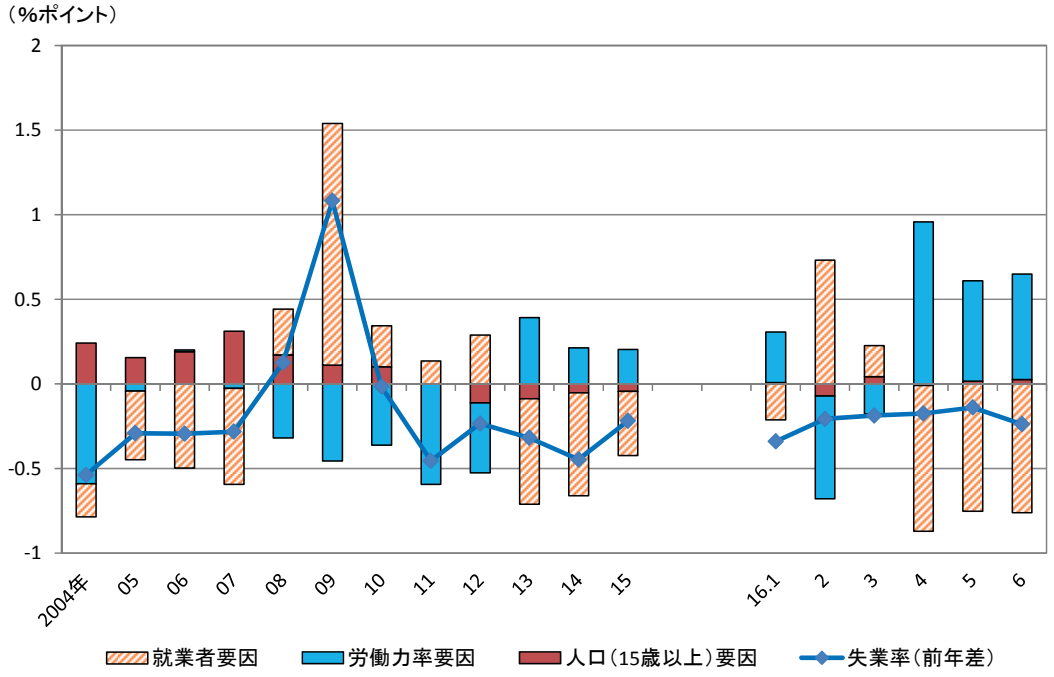

（注）計算方法は、以下の通り。第１項が人口要因、第２項が労働力率要因、第３項が就業者要因。
ＵＲ：失業率、Ｎ：人口、Ｌ：労働力人口、Ｅ：就業者数、ＬＲ：労働力率

$$\Delta UR = \frac{E}{LR * N^2}\Delta N + \frac{E}{LR^2 * N}\Delta LR - \frac{1}{LR * N}\Delta E + \frac{E}{LR^2 * N^2}\Delta LR \Delta N$$

資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

労働力率については、男女別にみると、男性は2008年のリーマンショック以降の労働力人口の減少と非労働力人口の増加のそれぞれの幅が縮小しつつあり、2016年４月を境に労働力人口は増加に、非労働力人口は減少に転じ、労働力率も微増に転じている。女性は、景気の回復などを反映して、2013年以降非労働力人口が減少し労働力人口が増加するなど労働力率は上昇し続けている。

また、年齢別にみると、ここ数年は高年齢層（55～64歳、65歳以上）の労働力率が上昇する一方で、若年層（15～24歳、25歳～34歳）などの伸びが鈍化していたが、2016年に入ってからは、一転して若年層の労働力率の上昇が顕著となるなど幅広い年齢層で上昇している。男女別にみると、女性の35～44歳の伸びは顕著だったが、2016年に入ってからは一転して伸びは鈍化（又は減少）している（**図表Ⅰ－２－３**、**図表Ⅰ－２－４**）。

図表Ⅰ－２－３　労働力率と人口（15歳以上）・労働力人口・非労働力人口（前年差）

（１）男女計

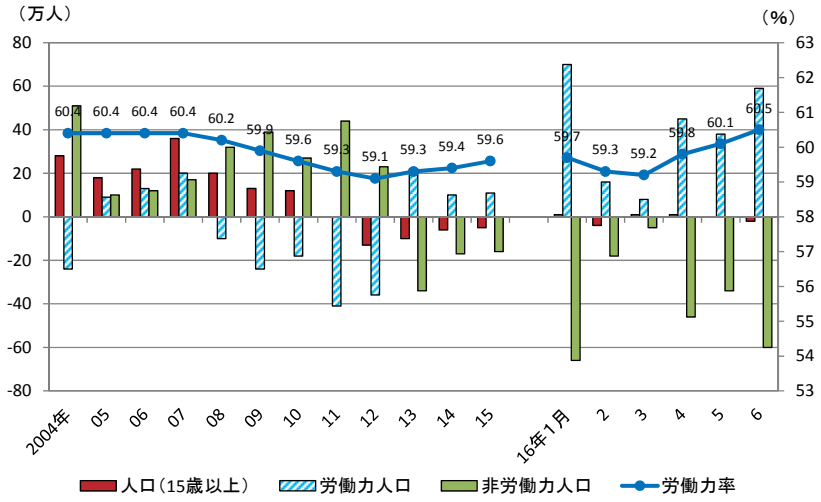

（２）男性

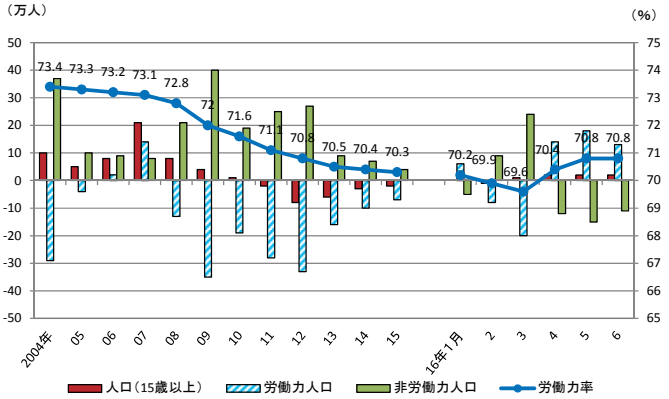

（３）女性

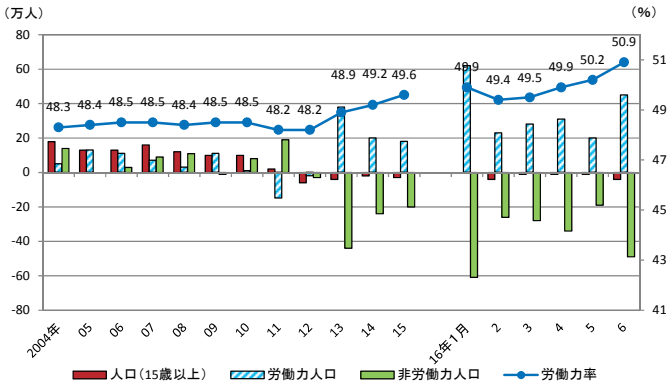

（注）労働力率は右目盛り、人口（15歳以上）、労働力人口、非労働力人口は左目盛りである。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

図表Ⅰ－２－４　年齢別労働力率（前年差）の推移（男女計）

（１）男女計

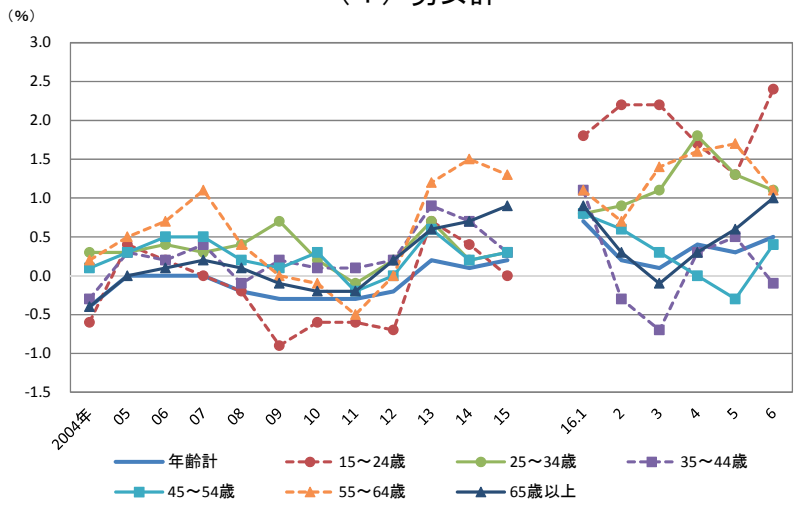

（２）男性

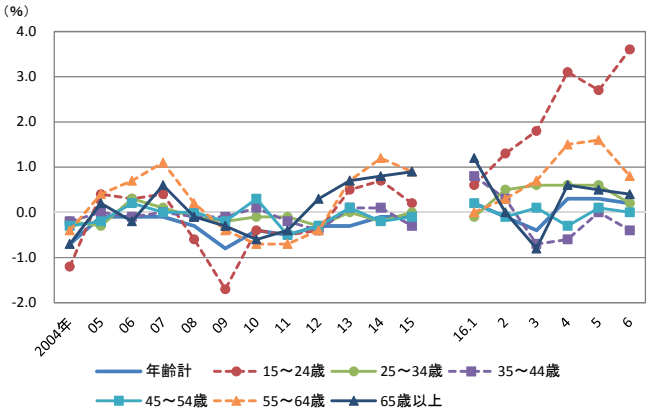

（３）女性

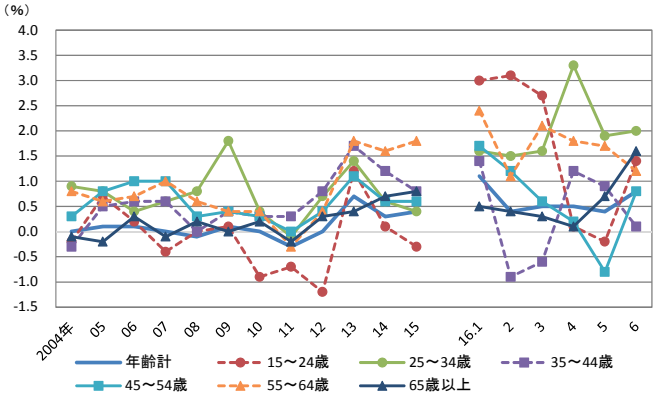

資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

医療福祉の雇用者数は増加が続く

雇用者数の動きについて産業別にみると、「医療、福祉」の雇用者数が増加し続けており、2015年は対前年差で27万人増となっている（**図表Ⅰ－２－５**）。

図表Ⅰ－２－５　主な産業別雇用者数（前年差）の推移

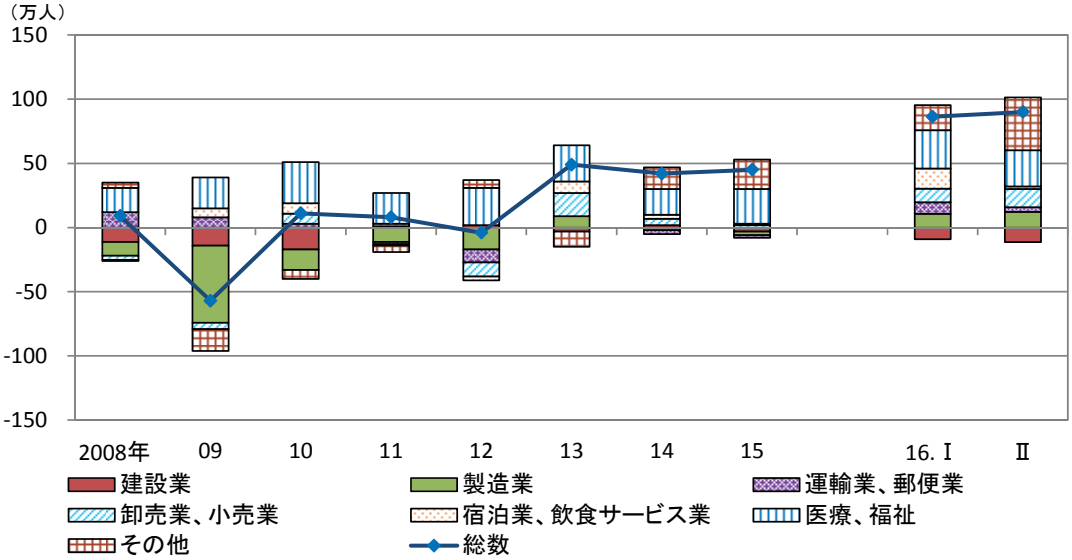

（注）産業大分類において、雇用者数の多い上位６産業などを掲載。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

完全失業率は若年層を中心にどの年齢層でも低下傾向で推移

完全失業率の動きを年齢別にみると、15～24歳層で2010年に9.4%となった後、大きく低下し、2015年には5.5%まで低下している。また、他の年齢層においても、この間、完全失業率は低下傾向で推移している（**図表Ⅰ－２－６**）。

図表Ⅰ－２－６　年齢階級別完全失業率の推移

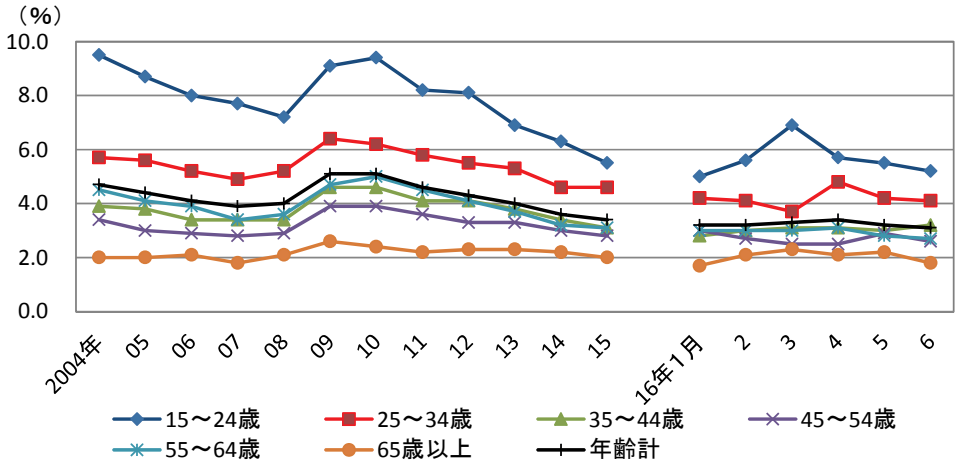

（注）月次の数値は、季節調整値。
資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

完全失業者は非自発的な離職理由を中心に大きく減少

完全失業者数を求職理由別にみると、概ね全ての理由で減少傾向が続いている。特に、非自発的な離職理由である「勤め先や事業の都合による離職」については、2009年の110万人から2015年の41万人へと急減している（**図表Ⅰ－２－７**）。

図表Ⅰ－２－７　求職理由別完全失業者数（前年差）の推移

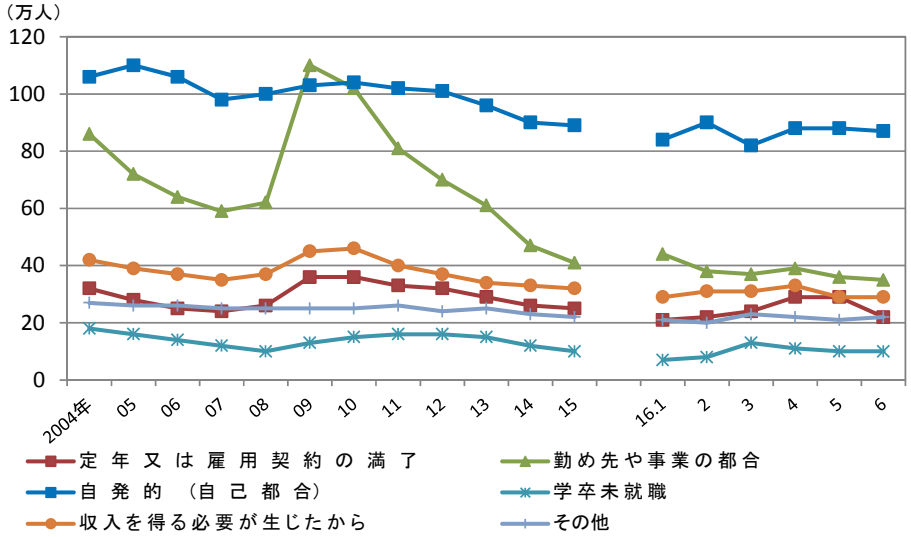

資料出所：総務省「労働力調査」より作成。

長期失業者は減少しているものの依然として短期失業者より多い

完全失業者数を失業期間別にみると、景気回復の動きを反映して３か月未満の短期の失業者数は2009年の117万人から2015年の73万人へと、１年以上の長期失業者も2010年の121万人から2015年の77万人へとそれぞれ減少している。長期失業者数と短期失業者数を比べると、2010年以降長期失業者数が短期失業者数を上回っている状況が続いているが、その差は徐々に縮まってきている（**図表Ⅰ－２－８**）。

図表Ⅰ－２－８　完全失業者の失業期間別の推移

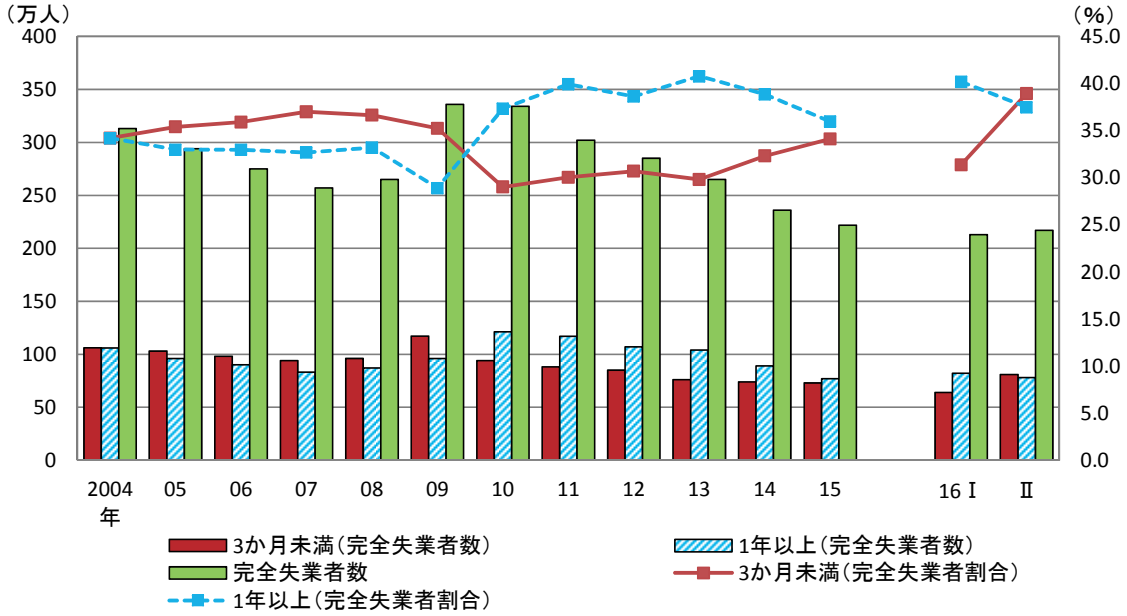

（注）完全失業者割合は右目盛り、完全失業者数は左目盛りである。完全失業者割合は、失業期間が分かっている完全失業者数の合計に対する失業期間別完全失業者数の割合である。
資料出所：総務省「労働力調査」（詳細集計）より作成。

勤労者の失業不安は和らいできている

連合総研が毎年４月と10月に実施している「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査（勤労者短観）」によれば、勤労者が「今後１年間に失業する不安を感じる」割合をみると、雇用情勢の改善などを受けて、その割合は低下し続けており、勤労者の失業不安は和らいできている（**図表Ⅰ－２－９**）。

図表Ⅰ－２－９　今後１年間に失業する不安を感じる割合（20～64歳）

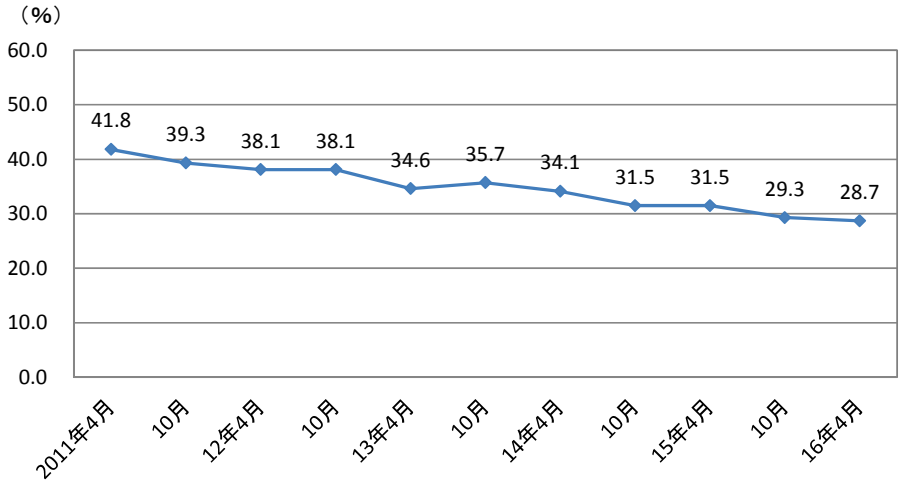

（注）失業不安を感じる＝「かなり感じる」＋「やや感じる」。
資料出所：連合総研「勤労者短観」より作成。

新規学卒者の就職環境は回復傾向が続く

厚生労働省等の調査によれば、2016年３月卒の新規学卒者の就職（内定）率は、高卒99.7%（2015年３月卒99.6%）、専修学校卒97.0%（同94.7%）、短大卒97.4%（女子）（同95.6%）、大卒（男女計）97.3%（同96.7%）となっており、2015年３月卒に比べ全て上昇している。いずれも直近のピークであるリーマンショック前（2008年３月卒）の水準以上となっている（**図表Ⅰ－２－10**）。

また、新卒採用計画については、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（2016年６月調査）によると、2016年度の計画（前年度比）は、大企業（7.7%増）、中堅企業（4.9%増）、中小企業（6.8%増）ともに増加となり、規模計では6.7%増となっている。また、2017年度の計画も規模計で前年度比5.0%増となっており、新規学卒者の就職環境は回復傾向が続いている（**図表Ⅰ－２－11**）。

図表Ⅰ－２－10　新規学卒者の就職（内定）率の推移

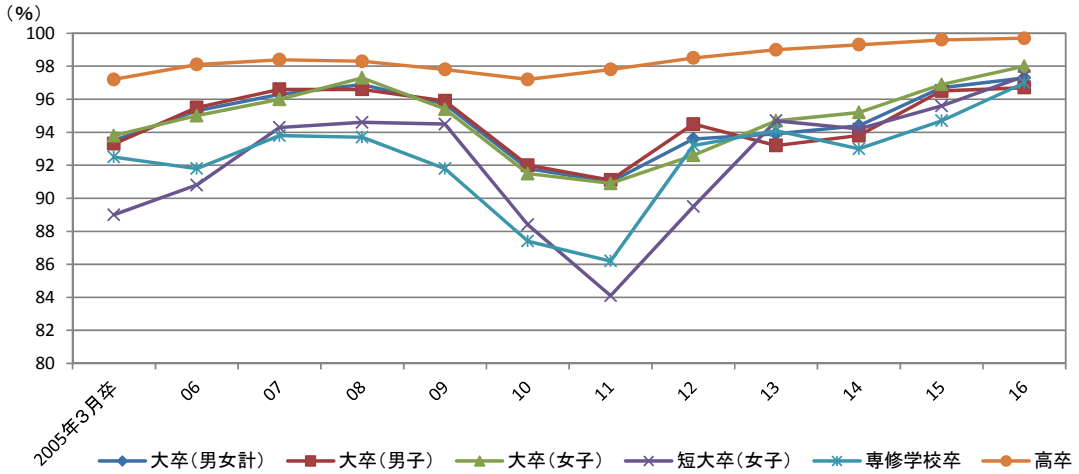

（注）１．大卒、短大卒、専修学校卒については、厚生労働省と文部科学省共同で調べた「大学等卒業者の就職状況調査」。就職率は、就職希望者に対する就職者の割合であり、当年４月１日現在の状況。
２．高卒については、厚生労働省調べ。就職内定率は、ハローワーク及び学校からの職業紹介を希望した生徒（求職者）数に対する就職者数の割合であり、当年６月末現在の状況。

資料出所：厚生労働省・文部科学省調べより作成。

図表Ⅰ－２－11　新卒採用計画（前年度比）の推移

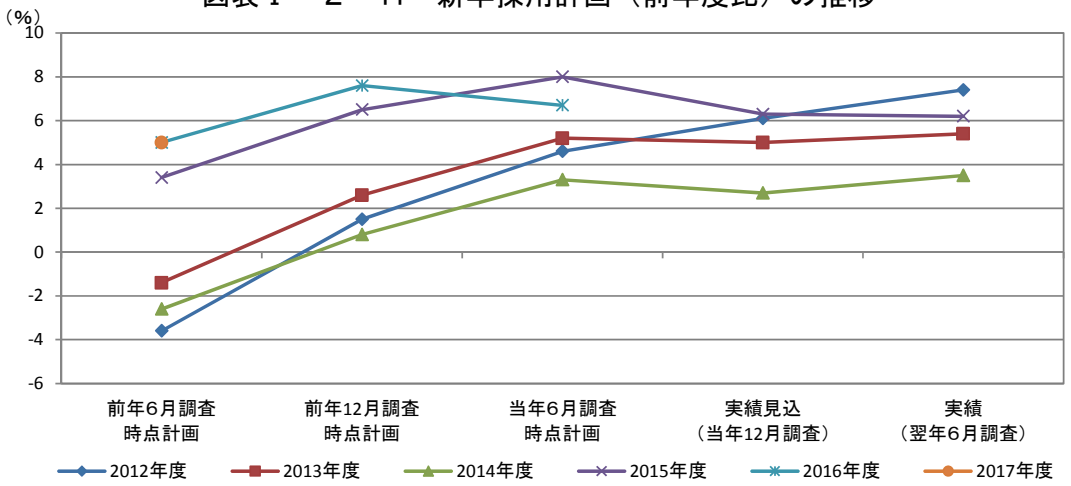

資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成。

第２節　人手不足やミスマッチの状況

労働力需給は逼迫

雇用失業率と欠員率の推移（ＵＶ曲線）により労働力需給の状況をみると、1990年代以前に比べると引き続きミスマッチは大きい状況にある（下図表の曲線が90年代に比べて原点から遠い右上方に位置し構造的失業率が高い状態にある）。また、2015年後半から2016年にかけてＵＶ曲線は45度線の右下に移動していることから、徐々に人手不足になってきていることがうかがえる（**図表Ｉ－２－12**）。

図表Ｉ－２－12　雇用失業率と欠員率の推移（1963年Ｉ期～2016年Ⅱ期：季節調整値）

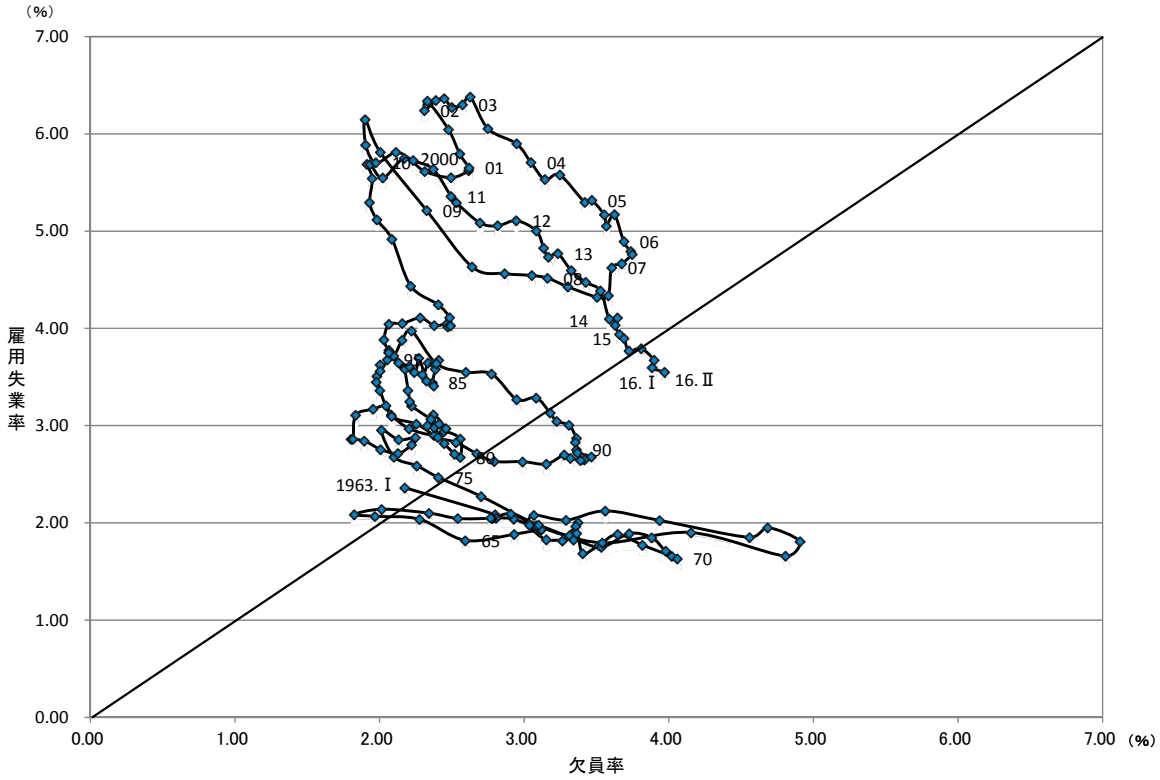

（注）欠員率＝（有効求人数－就職件数）／（(有効求人数－就職件数）＋雇用者数）×100
　　雇用失業率＝完全失業者数／（完全失業者数＋雇用者数）×100
資料出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

人手不足は非製造業で顕著

日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」によれば、全産業の雇用人員判断Ｄ．Ｉ．は、2013年第Ｉ四半期以降「不足超過」に転じ、特に非製造業における人手不足感が顕著となっている。また、今回の景気回復局面に伴う人手不足の特徴として、リーマンショック前の人手不足期と比べて製造業と非製造業との間での乖離が大きくなっていることが挙げられる（**図表Ｉ－２－13**）。

図表Ⅰ－２－13　雇用人員判断Ｄ．Ⅰ．の推移（全規模計）

（１）2004年～2008年第Ⅰ四半期まで

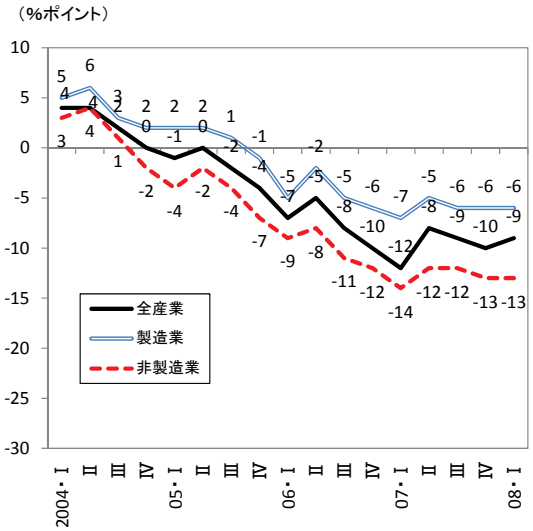

（２）2011年以降

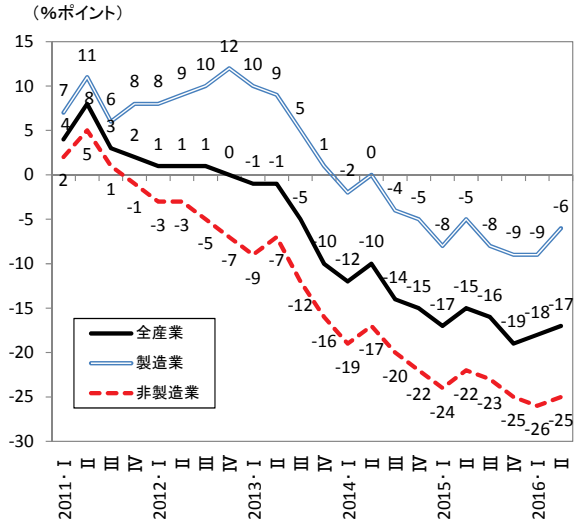

（注）%ポイントは「過剰」－「不足」にて算出。
資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成。

「保安」「建設･採掘」「サービス」などの職業で有効求人倍率が高い

職業別の労働力需給の状況について、2016年６月の職業別有効求人倍率（パートを含む常用）をみると、「保安の職業」（5.41倍）、「建設・採掘の職業」（3.00倍）、「サービスの職業」[1]（2.74倍）[2]、「輸送・機械運転の職業」（1.82倍）などで高くなっているが、「事務的職業」（0.36倍）や「運搬・清掃・包装等の職業」（0.65倍）では低くなっており、職業間のミスマッチの解消を図っていくことが重要である（**図表Ⅰ－２－14**）。

図表Ⅰ－２－14　職業別有効求人倍率（パートを含む常用）

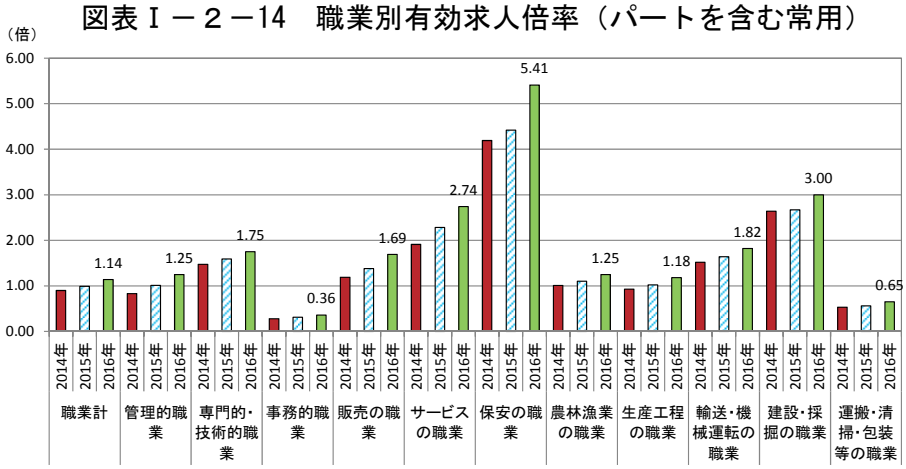

（注）各年６月の値（原数値）。
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

[1] 保険医療サービスの職業、介護サービスの職業、接客・給仕の職業、飲食物調理の職業などである。

[2] 団塊の世代がすべて 75 歳以上となり後期高齢者が 2,000 万人を突破すると予測されている 2025 年には、看護職員の必要数は約 200 万人と推計され、3～13 万人のギャップが生じるとされている（社会保障・税一体改革時の政府推計より）。また、2025 年の介護人材の必要数は約 253 万人と推計され、約 37.7 万人の介護人材が不足するとの見通しも示されている（2014 年度に各都道府県が実施した介護人材に関する需給推計の確定値より）。このように、保健医療サービスの職業は、長期的にも人手不足が続く見込み。

どの地域でも雇用情勢は改善

地域別に雇用情勢の改善の状況を有効求人倍率の推移でみると、2015年は北海道を除くすべての地域で有効求人倍率が１倍を超えるなど、どの地域でも雇用情勢は改善している。また、最も有効求人倍率の高い東海と最も低い北海道を比較すると、2015年ではその差は0.45と直近で最も有効求人倍率の高かった2007年における差（1.02）よりも大きく縮小している（**図表Ⅰ－２－15**）。

図表Ⅰ－２－15　地域別有効求人倍率の推移

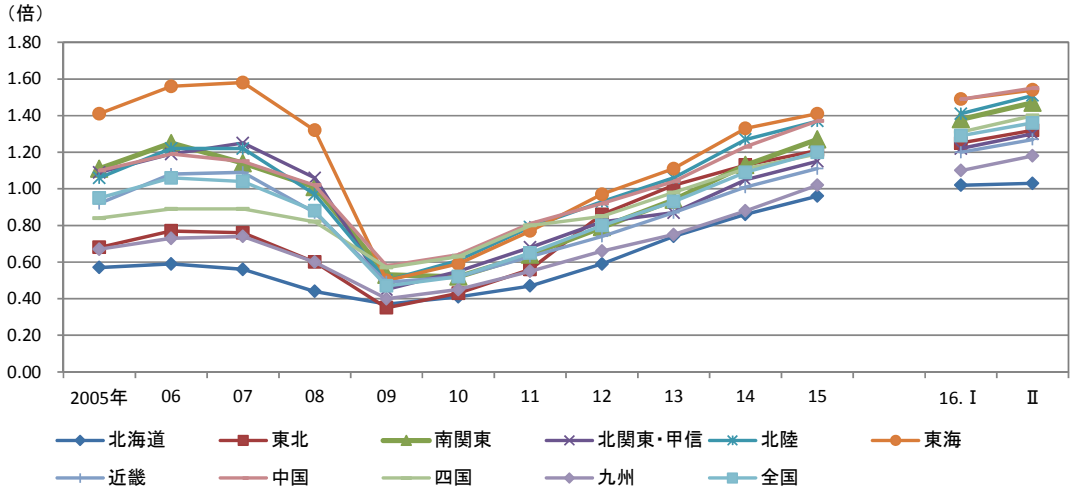

（注）１．2016年Ⅰ期及びⅡ期は季節調整値。
２．各ブロックの構成県は、以下のとおり。
北海道（北海道）、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、南関東（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、北関東・甲信（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

正社員・パートタイム労働者の人手は引き続き不足超過

労働者の過不足の状況について、厚生労働省「労働経済動向調査」により雇用形態別にみると、正社員等とパートタイム労働者ともに30ポイント以上の不足超過となっており、その程度は、2015年以降は正社員等とパートタイム労働者では同じかやや正社員等が上回っている（**図表Ⅰ－２－16**）。

図表Ⅰ－２－16　雇用形態別労働者の過不足判断Ｄ．Ⅰ．（不足－過剰）の推移

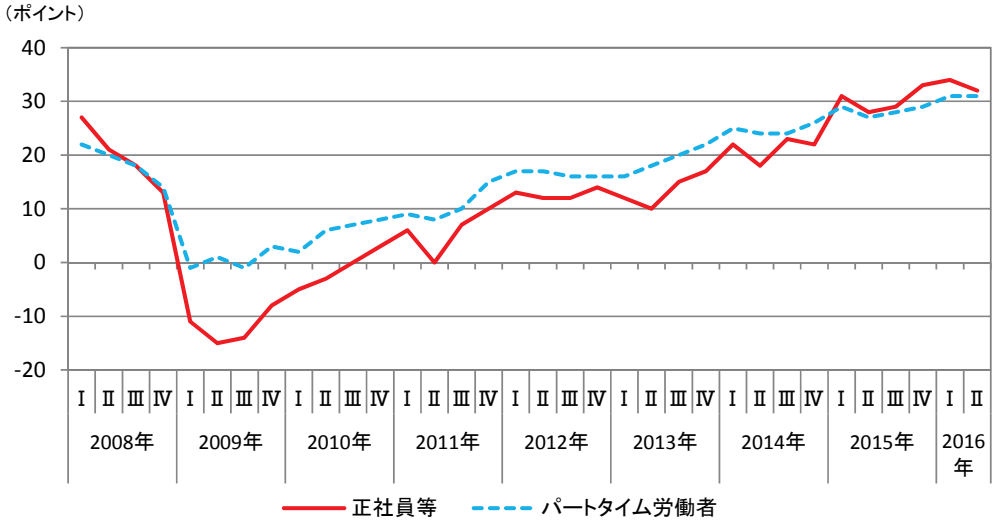

（注）１．Ⅰは２月調査、Ⅱは５月調査、Ⅲは８月調査、Ⅳは11月調査のこと。
２．2008年以前は内訳の産業別において「医療福祉」を含まない等のため、2009年以降と厳密には接続しない。
資料出所：厚生労働省「労働経済動向調査」より作成。

また、産業別にみると、正社員等では、「運輸業、郵便業」（2016年第Ⅱ四半期：＋48）、「医療、福祉」（同：＋47）、「建設業」（同：＋36）などで不足超過の割合が高く、全ての産業で不足超過となっている。パートタイム労働者でも、全産業で不足超過となっているが、「宿泊業、飲食サービス業」（同：＋60）、「サービス業」（同：＋48）、「卸売業、小売業」（同：＋47）などで特にその割合が高くなっている（**図表Ⅰ－２－17**）。このように、前述の職業別有効求人倍率が高い職種に関連する産業での人手不足がみられる。

図表Ⅰ－２－17　主な産業別労働者の過不足判断Ｄ．Ⅰ．（不足－過剰）の推移
（１）正社員等

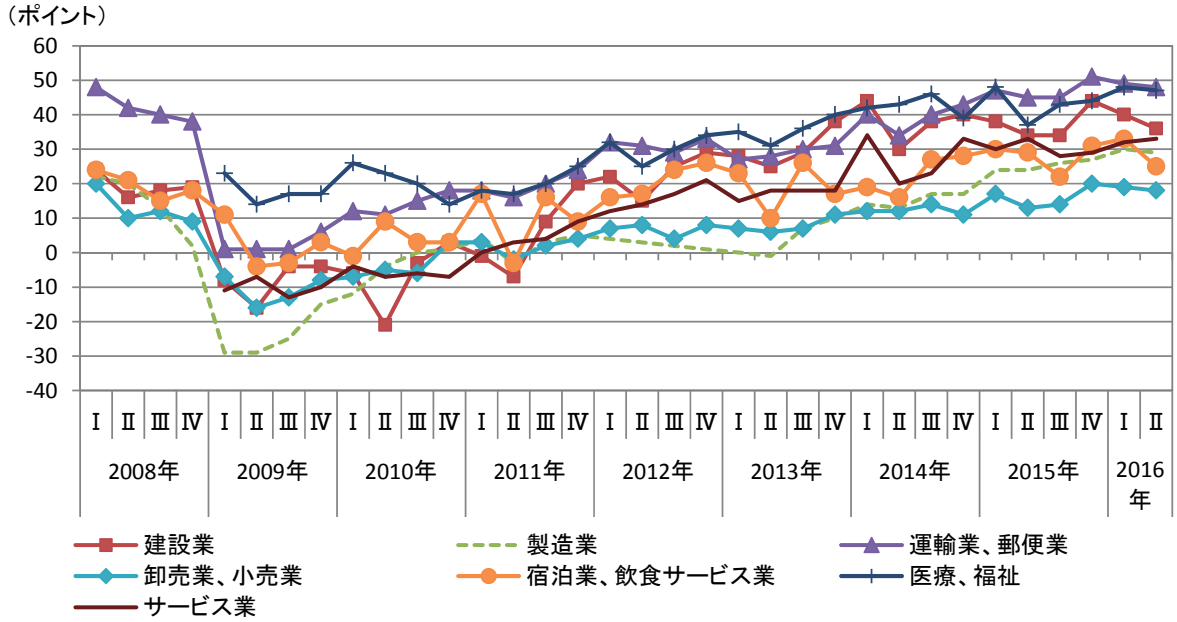

（２）パートタイム労働者

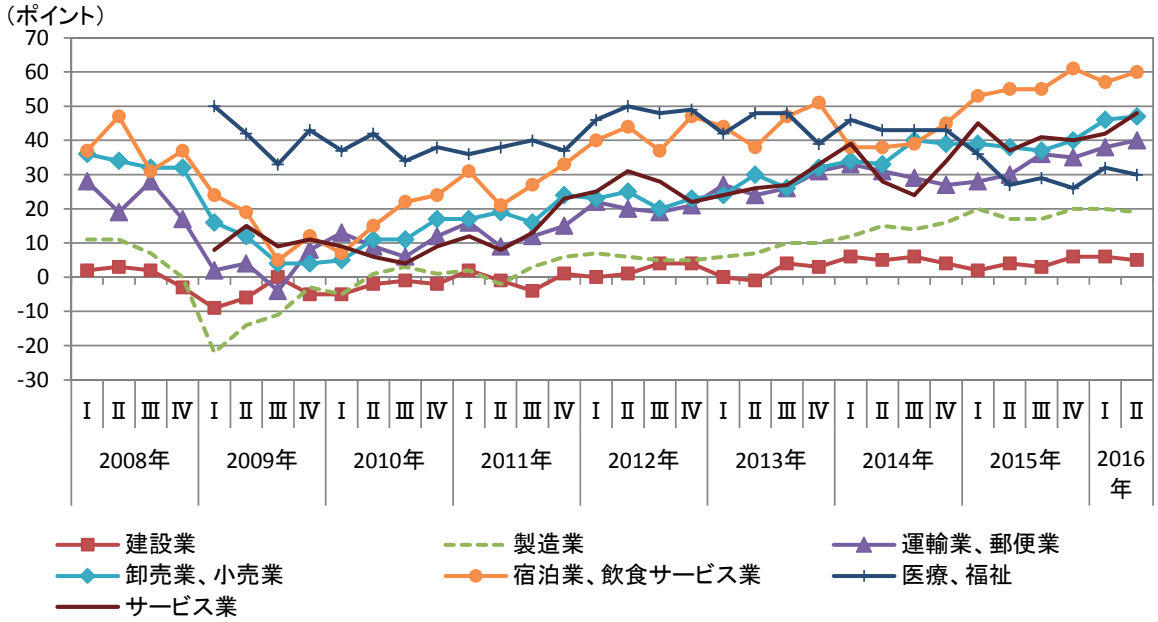

（注）１．Ⅰは２月調査、Ⅱは５月調査、Ⅲは８月調査、Ⅳは11月調査のこと。
２．「サービス業」は2008年と2009年では分類が異なり、「医療、福祉」は2009年より調査を行っている。
資料出所：厚生労働省「労働経済動向調査」より作成。

第３節　雇用形態別の状況

正規雇用、非正規雇用ともに増加

雇用者数の動きについて雇用形態別にみると、2015年から2016年にかけては、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員のいずれの雇用者数も、引き続き増加している。特に、正規の職員・従業員の雇用者数の増加幅は、人手不足などの状況を反映して拡大している（**図表Ｉ－２－18**）。

図表Ｉ－２－18　正規・非正規の雇用者数（前年差）の推移

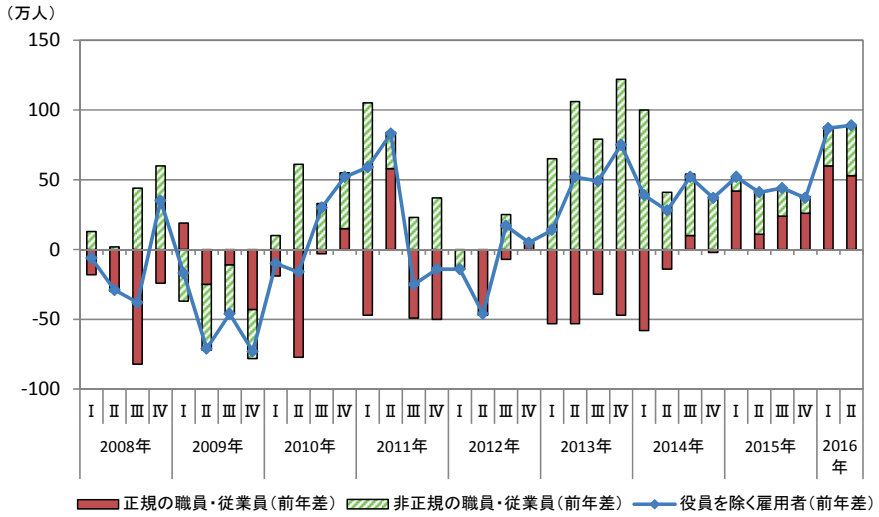

（注）「正規」とは「正規の職員・従業員」、「非正規」とは「非正規の職員・従業員」のこと。
資料出所：総務省「労働力調査」（詳細集計）より作成。

製造業の男性正規雇用者は最近になって増加に転じた

近年の景気回復局面においても製造業の男性正規雇用者は2014年第Ⅳ四半期から2015年第Ⅳ四半期まで減少が続いていたが、2016年第Ⅰ四半期以降増加に転じた。非製造業については、2014年は女性非正規雇用者の増加が顕著であったが、2014年第Ⅳ四半期からは、男女ともに正社員の増加もみられるようになってきた（**図表Ｉ－２－19**）。

図表Ｉ－２－19　男女別雇用形態別雇用者数の推移（前年同期差）

（１）全産業

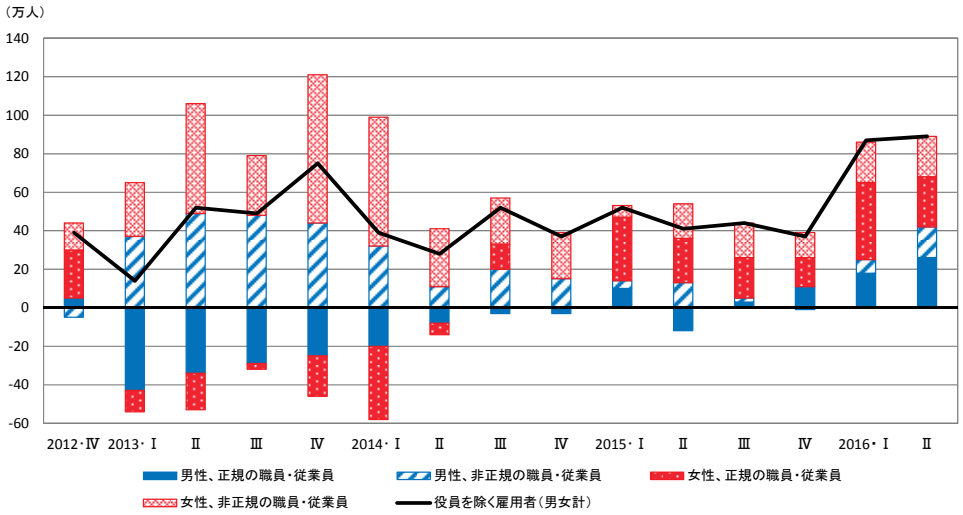

（２）製造業　　（３）非製造業

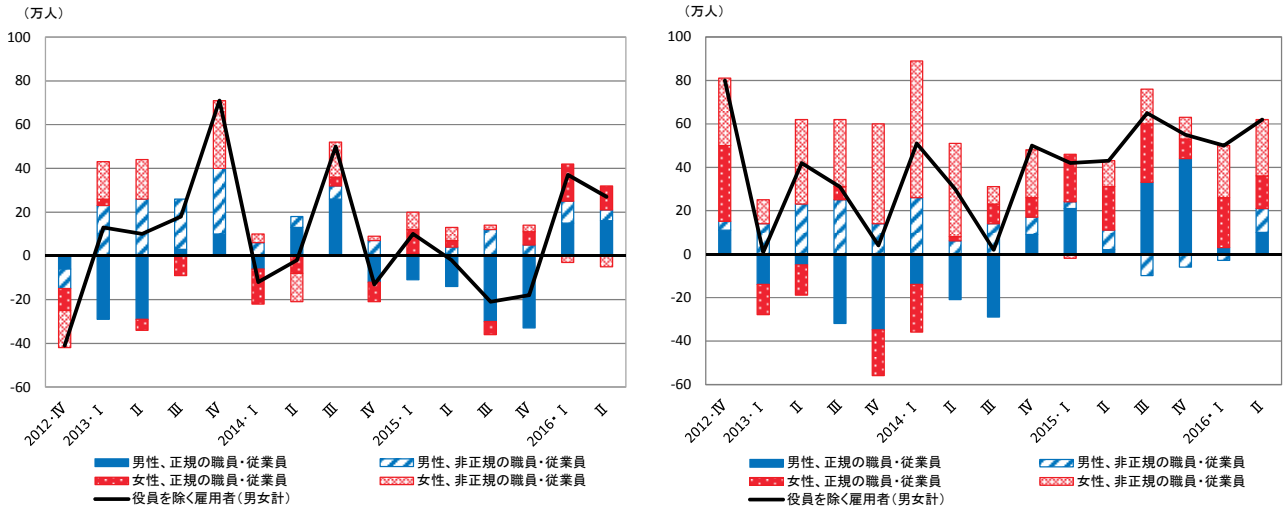

（注）非製造業は、全産業から製造業を差し引いたものを使用した。
資料出所：総務省統計局「労働力調査」（詳細集計）より作成。

この動きを年齢別にみると、正規の職員・従業員の雇用者数については、団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）が40代半ばを迎える中で、45～54歳層などを中心に団塊ジュニア世代以上の相対的に総人口が多い年齢層で増加する一方で、その下の世代で総人口が少ない25～34歳層や35～44歳層で減少している。非正規の職員・従業員の雇用者数については、団塊の世代（1947～1949年生まれ）を含む65歳以上層で特に大きく増加しており、45～55歳層などでも増加している（**図表Ⅰ－２－20**）。

図表Ⅰ－２－20　年齢階級別正規・非正規の雇用者数（前年差）の推移

（１）正規雇用者数

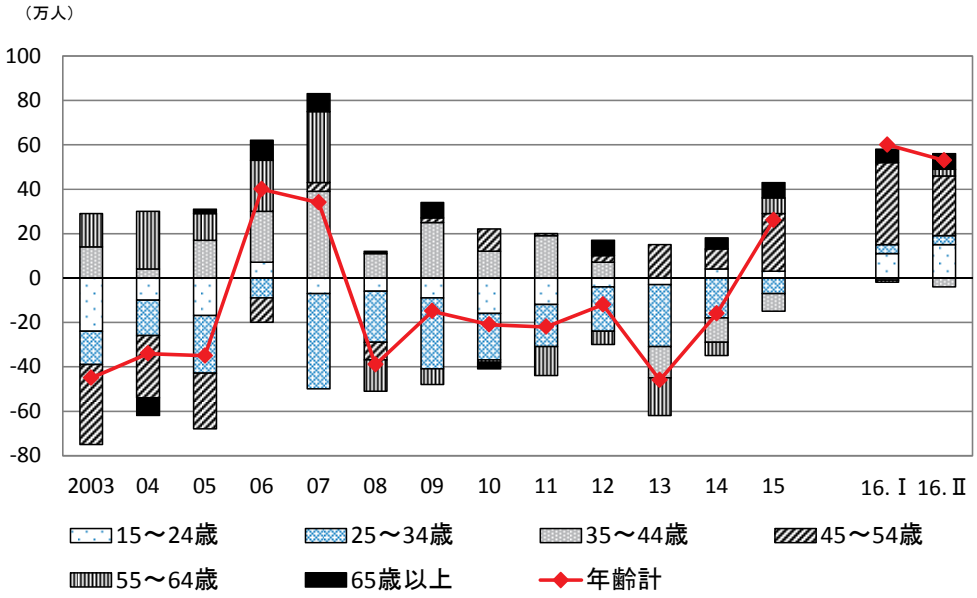

（２）非正規雇用者数

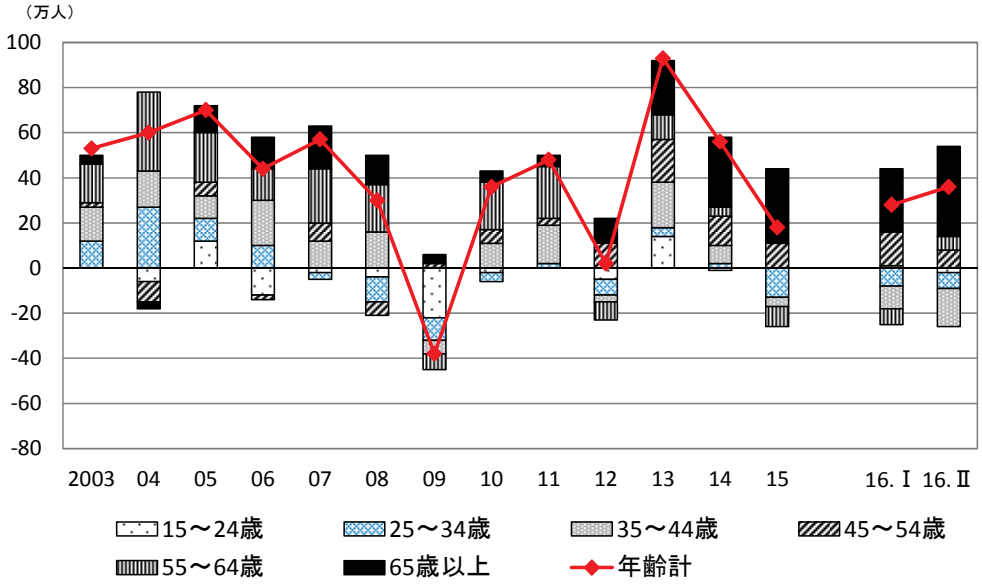

（注）「正規」とは「正規の職員・従業員」、「非正規」とは「非正規の職員・従業員」のこと。
資料出所：総務省「労働力調査」（詳細集計）より作成。

正社員以外の労働者から正社員への登用実績割合は引き続き高水準で推移

正社員以外の労働者から正社員への登用状況について、厚生労働省「労働経済動向調査」によると、2016年２月の「登用実績あり」の事業所の割合は45％であり、昨年に引き続き高い水準で推移している。

産業別にみると、特に正社員の人手の不足超過の割合が高かった「医療、福祉」が特に高くなっている。また、近年は「製造業」や「サービス業」も上昇傾向で推移している（**図表Ⅰ－２－21**）。

図表Ⅰ－２－21　正社員以外の労働者から正社員への登用実績の割合（過去１年間の実績）

（１）調査産業計

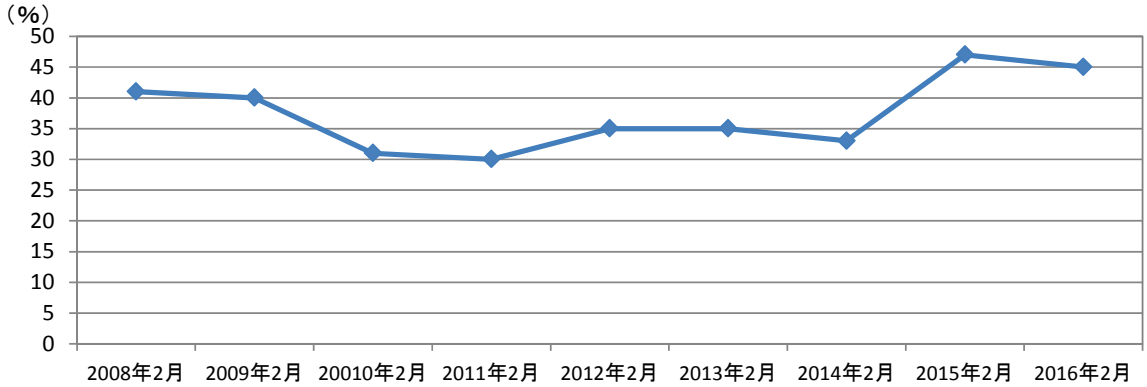

（２）主要産業

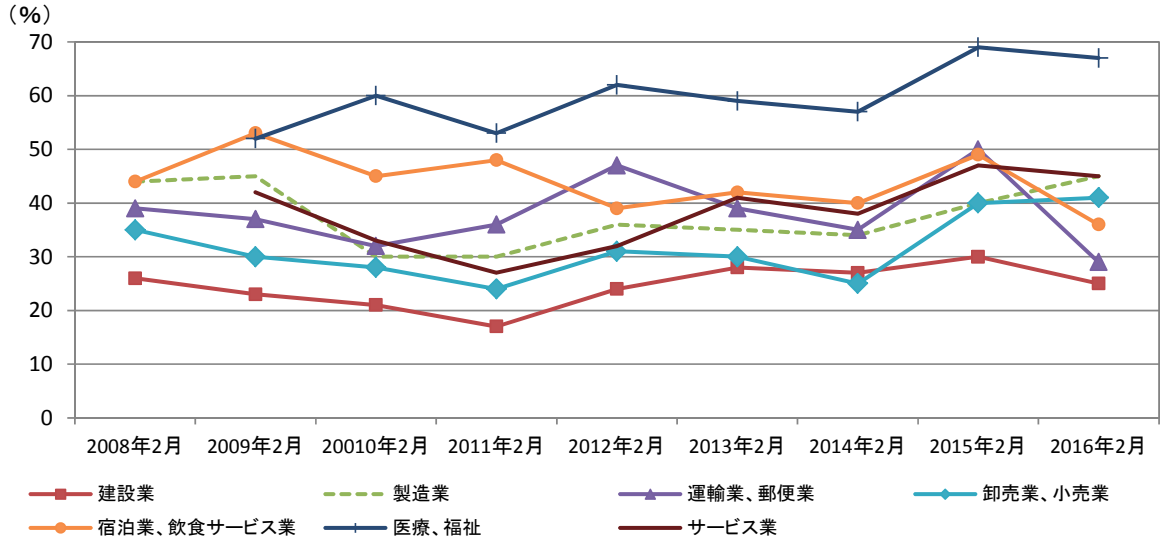

（注）１．「正社員」とは、事業所で正社員とする者をいう。「過去１年間の実績」とは、例えば2016年２月の場合、「2015年２月から2016年１月まで」の登用の実績のことである。
２．「サービス業」は2008年と2009年では分類が異なり、「医療、福祉」は2009年より調査を行っている。
資料出所：厚生労働省「労働経済動向調査」より作成。

不本意非正規雇用労働者は若年層を中心に減少傾向

総務省の「労働力調査（詳細集計）」によれば、雇用情勢の改善など受け、不本意非正規雇用労働者数は、2013年の341万人から2015年には315万人（いずれも年齢計の数値）にまで減少している（**図表Ⅰ－２－22（１）**）。次に、年齢別に四半期ごとの対前年同期差をみると、特に15～24歳層は、調査開始以来一貫して減少しており、25～34歳層も2014年の第Ⅳ四半期を除き減少している（**図表Ⅰ－２－22（２）**）。

図表Ⅰ－２－22　年齢階級別不本意非正規雇用労働者の推移

（１）暦年ベースの不本意非正規雇用者数

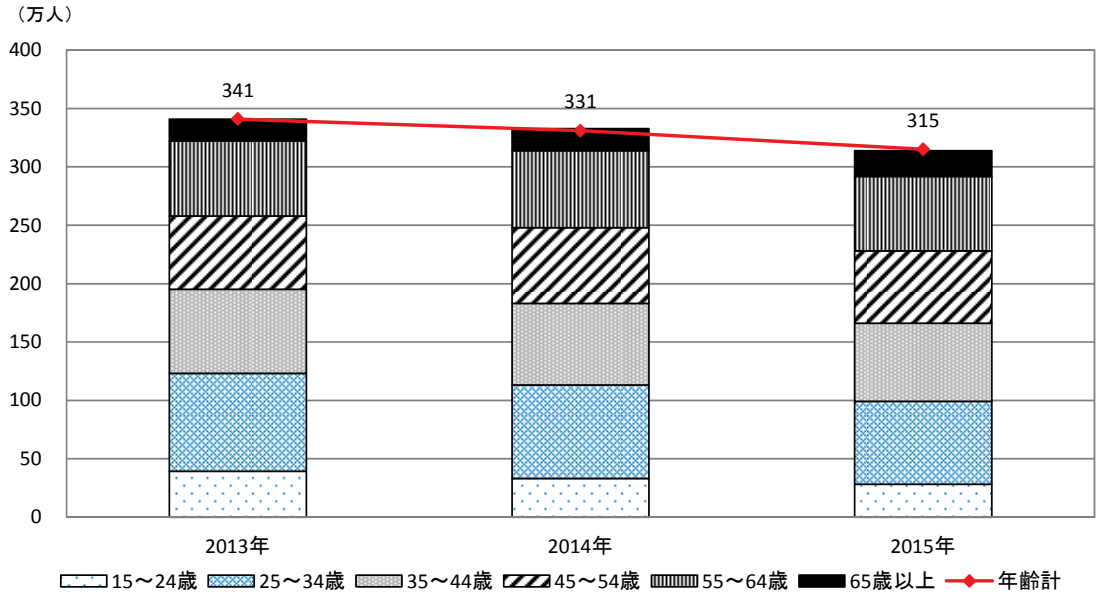

（２）四半期ごとの対前年同期差

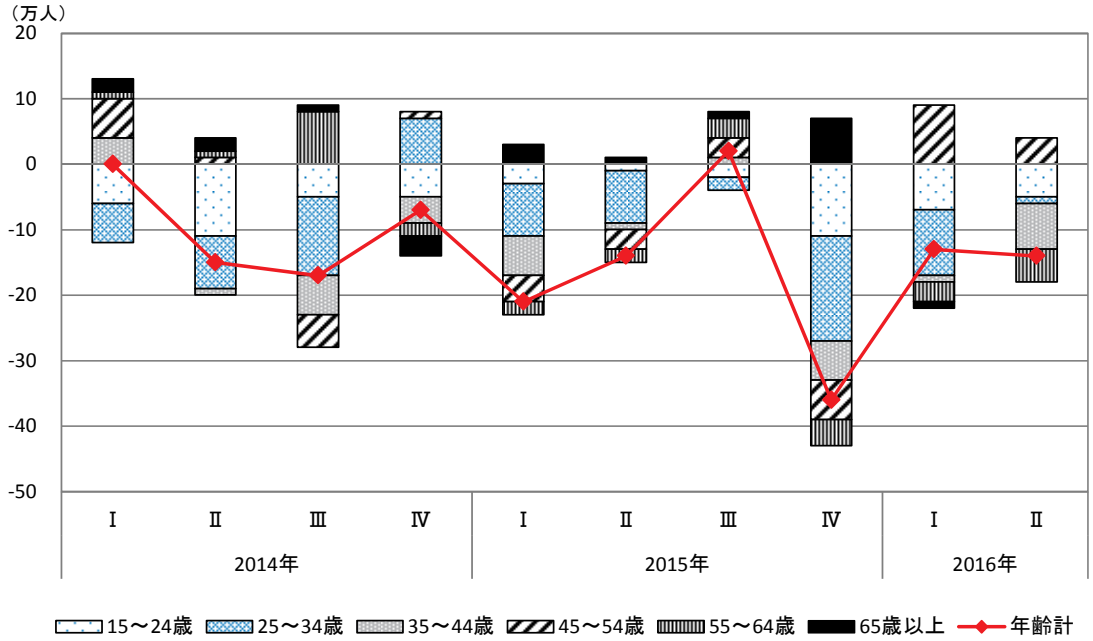

（注）１．値はすべて原数値。
２．「不本意非正規雇用労働者」は、現職に就いた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者としている。
３．「不本意非正規雇用労働者」は、2013年１～３月期からの集計となっているため、前年同期差は、2014年１～３月期からのみ算出可能である。
資料出所：総務省統計局「労働力調査」（詳細集計）より作成。

第４節　雇用情勢改善下の労働時間・賃金

総実労働時間は減少傾向

厚生労働省「毎月勤労統計調査」により就業形態別の労働時間の状況をみると、一般労働者については、所定内労働時間は増減が入り混る状況である一方で、2013年から2014年にかけて増加していた所定外労働時間が、2015年に入ると微減に転じるなど総実労働時間の減少もみられるようになってきた。一方で、構成割合が上昇しているパートタイム労働者については、所定内労働時間が減少し、総実労働時間も減少している。これは、働く時間を抑えつつ働き続ける高齢層において、非正規雇用者が増加（**図表Ｉ－２－20（２）**）していることも一因と考えられる（**図表Ｉ－２－23（２）（３）**）。

全労働者の労働時間の状況をみると、前述のパートタイム労働者比率の上昇とパートタイム労働者の総労働時間の減少の影響もあり、2015年から2016年にかけて、概ね所定内労働時間が減少して推移していることから、総実労働時間も減少傾向で推移している（**図表Ｉ－２－23（１）**）。

図表Ｉ－２－23　月間総実労働時間（前年同期比）の推移（事業所規模５人以上）

（１）全労働者[3]

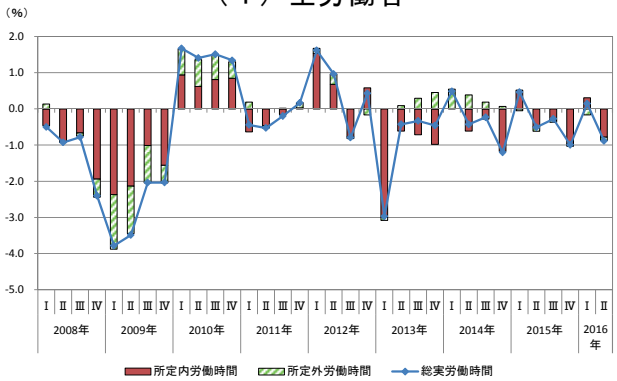

（２）一般労働者

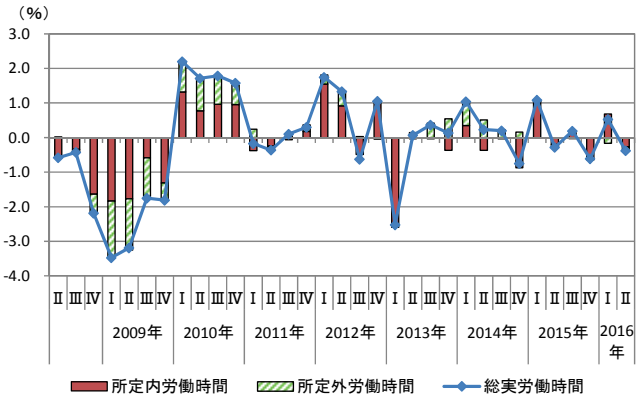

（３）パートタイム労働者

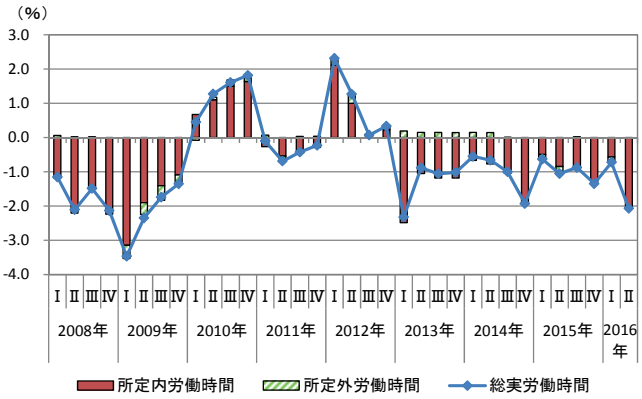

（注）月間総実労働時間・月間所定内労働時間・月間所定外労働時間について、2015年以前は2016年１～６月のそれぞれの実数・指数と各月のそれぞれの指数により各月の実数を試算し、2016年以降はそれぞれの実数を用い、それにより寄与度等を計算し作成。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

[3] 全労働者とは、厚生労働省「毎月勤労統計調査」における常用労働者のことである（以下この章において同じ）。

特別に支払われた給与は増加する反面、所定外給与は弱い動き

厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、賃金の状況については、春季生活闘争において2014年以降３年連続でベースアップが実現した成果もあり、全労働者の現金給与総額の推移をみると、特別に支払われた給与は増加し、所定内給与も増加ないしはほぼ横ばいで推移している。一方で、所定外給与はほとんど伸びていない。このうち、特別に支払われた給与の増加は、一般労働者における特別に支払われた給与の増加を反映しており、所定外給与がほとんど伸びていないことは、前項でみた一般労働者及びパートタイム労働者双方の所定外労働時間の減少の影響であることが推測される[4]（**図表Ⅰ－２－24**）。

ここで、所定内給与の対前年比の伸びについて、その増減要因をみると、一般労働者及びパートタイム労働者の給与の変化（増加）は、全労働者の所定内給与の伸びにプラスに寄与しているが、パートタイム労働者比率の変化（上昇）は、大きくマイナスに寄与しており、人手不足にも関わらず賃金がなかなか上昇しない一因はパートタイム労働者比率の上昇であることを示唆している（**図表Ⅰ－２－25**）。なお、第３節の**図表Ⅰ－２－20（２）**の年齢階級別非正規雇用者数の推移でみたとおり、団塊の世代を含む65歳以上の非正規雇用者の増加も、近年の人手不足にも関わらず賃金の上昇に結びつかない要因の一つと考えられる。

なお、第１節でみた人手不足（労働力需給の引き締り）と賃金の上昇との関係について、雇用人員判断Ｄ．Ｉ．（過剰－不足）と全労働者の所定内給与の伸びとの関係でみると、人手不足と賃金上昇には関連性がみられるが、1980年代前半や1980年代後半～1990年代に比べ人手不足の超過割合に対する賃金の伸びは低くなっている[5]（**図表Ⅰ－２－26**）。

---

[4] 2015 年Ⅱ期の現金給与総額は、大きく減少している。これは、2015 年６月（確報）において、特別に支払われた給与が大きく減少（前年同月比 6.7%減（速報　同 6.5%減））したことによるものである。厚生労働省（６月（速報）報道発表資料）においては「特別に支払われた給与の大半は夏季賞与であるが、一部の事業所で５月に前倒し支給が生じた可能性があるほか、夏季賞与は７月、８月に支払われることも多いため、その動向を６月単月で見ることは適切ではなく、６～８月の状況を総合的に判断する必要があります。このため、今月の賃金の基調判断にあたっては、「特別に支払われた給与」を除き、「所定内給与」と「所定外給与」を合わせた「きまって支給する給与」（前年同月比 0.4%増）で見ることが適切であると考えています。なお、きまって支給する給与でみると、実質賃金は前年同月と同水準になります。」としている。

[5] 1994. Ⅰ期以降しか関係する数値はとれないが、雇用人員判断Ｄ．Ｉ．と一般労働者の所定内給与の伸びとの間にも同様の関係がみられる。

図表Ⅰ－２－24　現金給与総額（前年同期比）の推移（事業所規模５人以上）

（１）全労働者

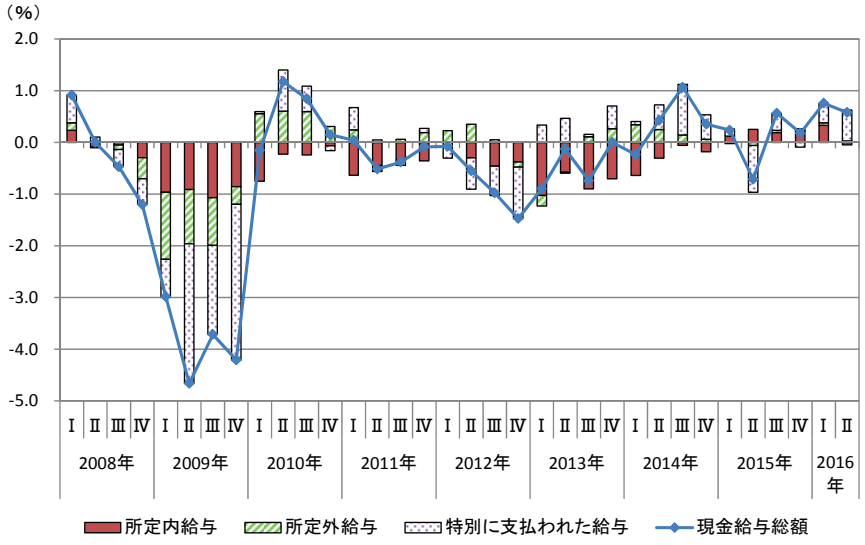

（２）一般労働者

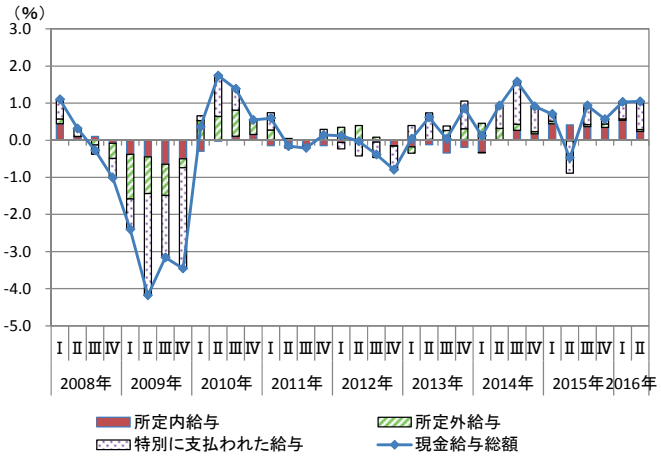

（３）パートタイム労働者

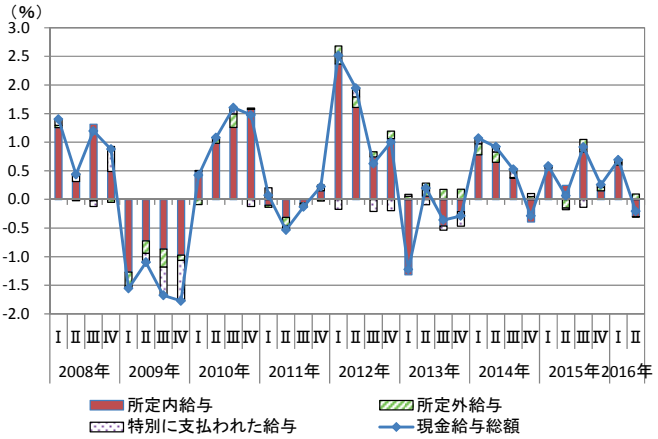

（注）2015年以前は、各月の現金給与総額・きまって支給する給与・所定内給与の実数を2016年１～６月のそれぞれの月間の実数・指数と各月の指数により試算し、各月の所定外給与と特別に支払われた給与の実数を、所定外給与＝きまって支給する給与－所定内給与、特別に支払われた給与＝現金給与総額－きまって支給する給与により試算し寄与度等を計算し、2016年以降はそれぞれの実数により寄与度等を計算し、作成。

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

図表Ⅰ－２－25　全労働者の所定内給与の増減要因（事業所規模５人以上）

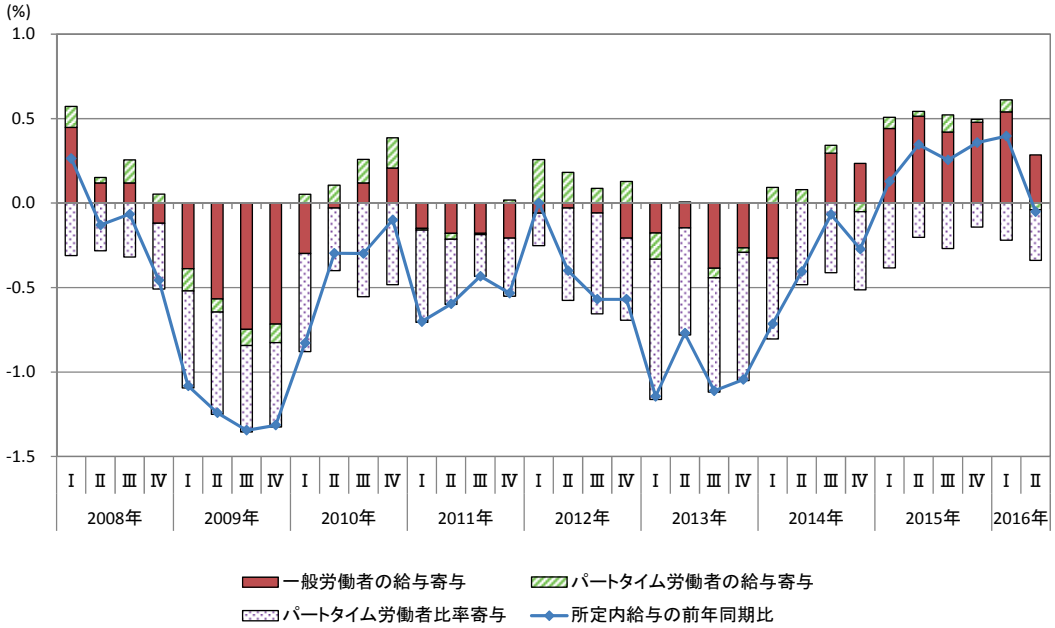

（注）１．パートタイム労働者比率については、全労働者、一般労働者、パートタイム労働者の所定内給与の実数により試算。

２．要因分解の方法については、以下のとおり。第１項が一般労働者の給与寄与、第２項がパートタイム労働者の給与寄与、第３項がパートタイム労働者比率寄与。

W：全労働者の所定内給与、Wn：一般労働者の所定内給与、Wp：パートタイム労働者の所定内給与、

R：パートタイム労働者比率

$$\frac{\Delta W}{W}=\frac{\Delta Wn\{(1-R)+(1-R-\Delta R)\}/2}{W}+\frac{\Delta W_p\{R+(R+\Delta R)\}/2}{W}+\frac{\Delta R\{W_p+(W_p+\Delta W_p)-W_n-(W_n+\Delta W_n)\}/2}{W}$$

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

図表Ⅰ－２－26　雇用人員判断Ｄ．Ⅰ．と全労働者の所定内給与の伸び

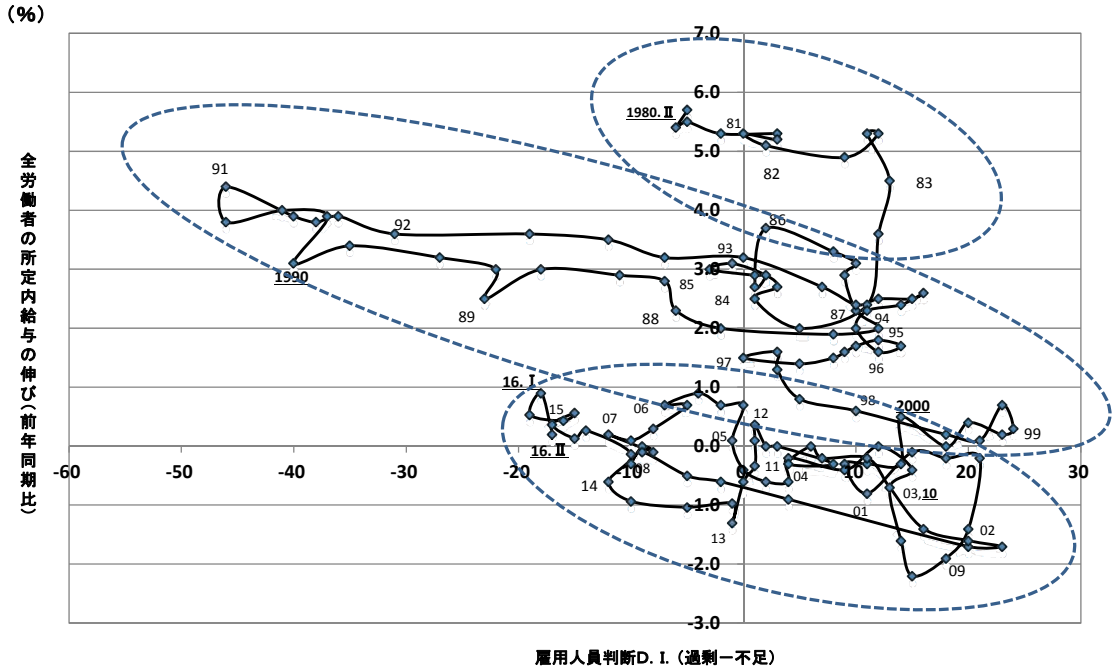

（注）１．所定内給与の伸びは、30人以上の事業所。雇用人員判断Ｄ．Ⅰ．は、全産業計。

２．相関係数：1980年Ⅱ～83年Ⅱ（-0.6496）、1983年Ⅲ～99Ⅳ（-0.7557）、2001年Ⅰ～2016Ⅱ（-0.5944）。

資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

また、人手不足の状況などを反映して派遣スタッフやアルバイトの募集時の平均時給は引き続き上昇基調で推移している（**図表Ⅰ－２－27**、**図表Ⅰ－２－28**）。

図表Ⅰ－２－27　派遣スタッフ募集時平均時給（三大都市圏）の推移

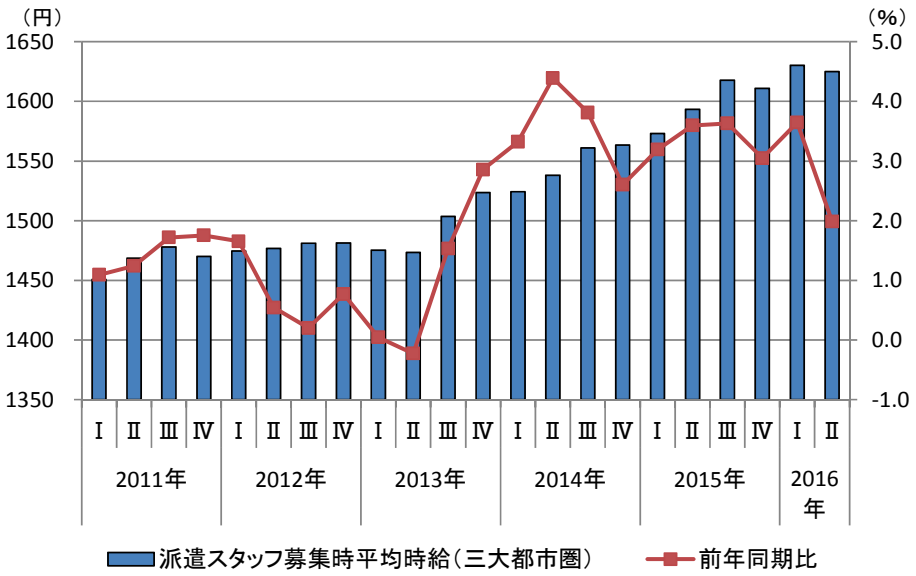

（注）１．求人情報サイト「リクナビ派遣」に掲載された求人情報より、派遣スタッフの募集時平均時給（三大都市圏：関東・東海・関西）を集計した調査結果を、四半期化して作成。
２．派遣スタッフ募集時平均時給（三大都市圏）は左目盛り、前年同期比は右目盛り。
資料出所：株式会社リクルートジョブズ「派遣スタッフ募集時平均時給調査」より作成。

図表Ⅰ－２－28　アルバイト募集時平均時給（全国平均）の推移

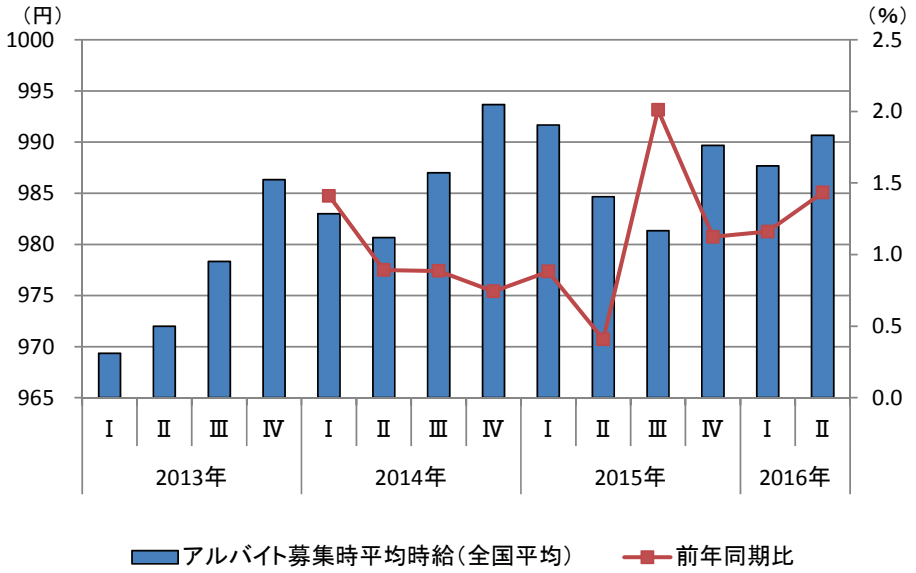

（注）１．求人情報サービス「an」において、求人情報メディア（ＰＣ・モバイル・スマートフォンサイト、有料求人誌、フリーペーパー）に掲載された求人広告173職種について、アルバイトの平均時給（全国平均）を調査した結果を、四半期化して作成。
２．アルバイト募集時平均時給（全国平均）は左目盛り、前年同期比は右目盛り。
資料出所：株式会社インテリジェンス調査より作成。

実質賃金は引き続き低水準で推移

実質賃金は、所定内給与の伸びなどが消費税増税の影響による物価の伸びに追い付かなかったことなどの影響もあり、2013年５月より2015年４月まで24ヵ月連続前年より下回って推移してきた。しかし、2015年後半からは2015年の春季生活闘争におけるベースアップなどにより所定内給与が増加するとともに、前年にみられた消費税増税の影響の消滅や原油安などにより、物価の上昇幅が前年に比べ縮小したことなどから、実質賃金が前年比でプラスになる月もみられるようになった。そして、2016年に入ると、2016年春季生活闘争における３年連続のベースアップの実現や最近の消費者物価の下落の影響もあり実質賃金は上昇に転じた[6]（**図表Ⅰ－２－29**）。

しかしながら、中期的に賃金の水準の推移をみてみると、名目賃金については2010年前後の水準とほぼ同水準で推移しているにもかかわらず、実質賃金は2010年前後の水準から５ポイント前後低い水準で推移している（**図表Ⅰ－２－30**）。

なお、雇用形態別実質賃金をみると、パートタイム労働者は2015年後半から、一般労働者は2016年に入ってからそれぞれ実質賃金が対前年比で概ねプラスとなっているものの、その動きはまだ弱く、春闘における賃上げの動きを引き続き継続していくことが重要である（**図表Ⅰ－２－31**）。

図表Ⅰ－２－29　実質賃金（前年同月比）の推移と要因（事業所規模５人以上）

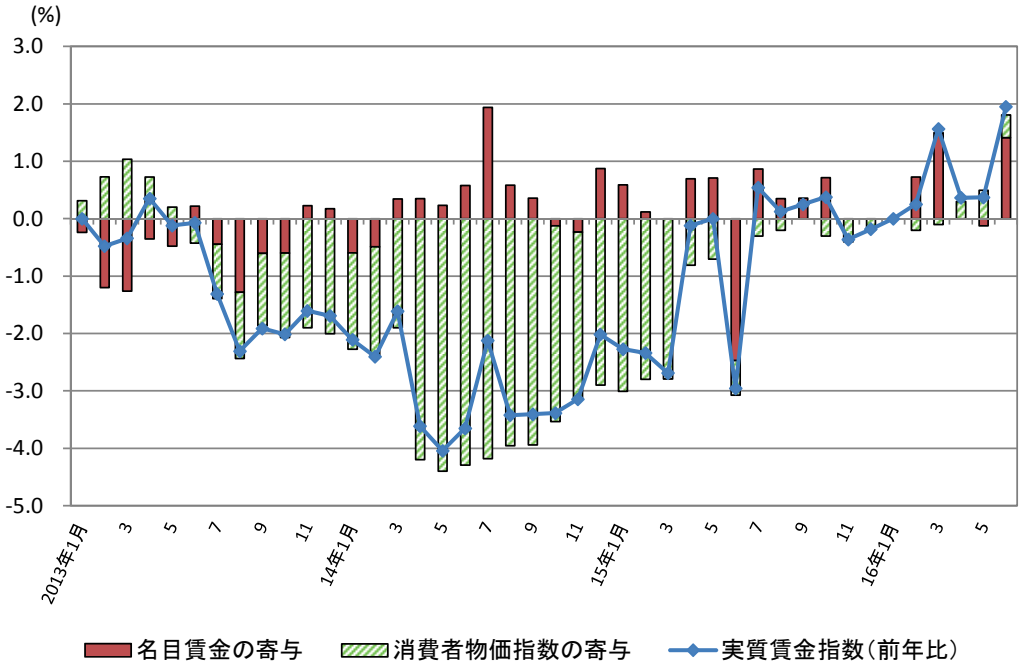

（注）消費者物価指数には、「持家の帰属家賃を除く総合指数」を用いている。「消費者物価指数の寄与」は、消費者物価指数の前年比の符号を反転させている。名目賃金とは、現金給与総額（事業所規模５人以上）のことである（図表Ⅰ－２－30及び図表Ⅰ－２－31も同じ）。
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」より作成。

[6] 図表Ⅰ－２－29 において、2015 年６月の実質賃金（前年同月比）が大きく減少し、そのうち特に名目賃金が大きく減少に寄与しているが、この点については脚注４を参照。

図表Ⅰ－２－30　実質賃金指数（季節調整値）と名目賃金指数（季節調整値）の推移
（事業所規模５人以上）

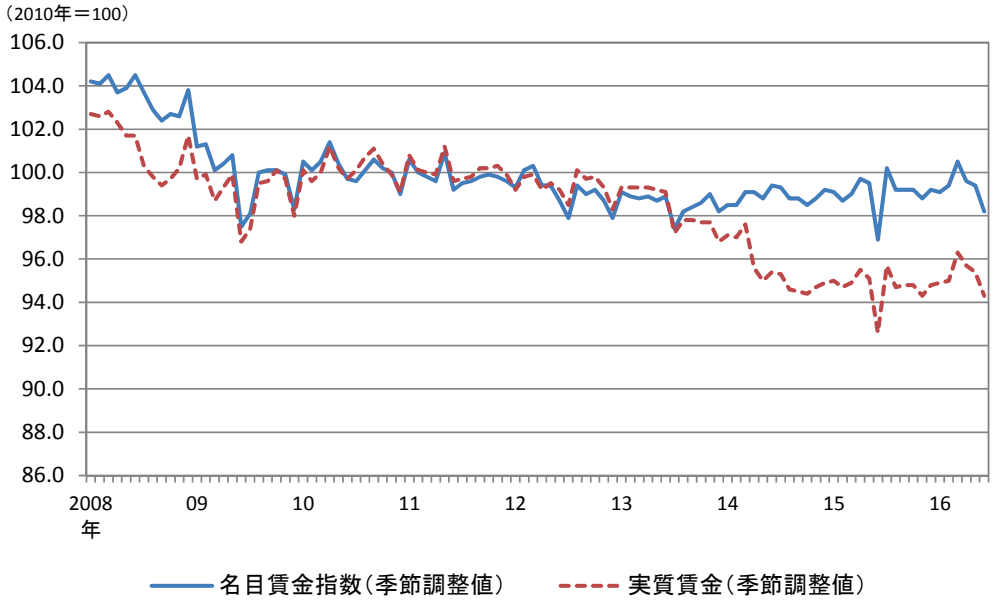

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

図表Ⅰ－２－31　雇用形態別実質賃金の推移（対前年同月比）
（事業所規模５人以上）

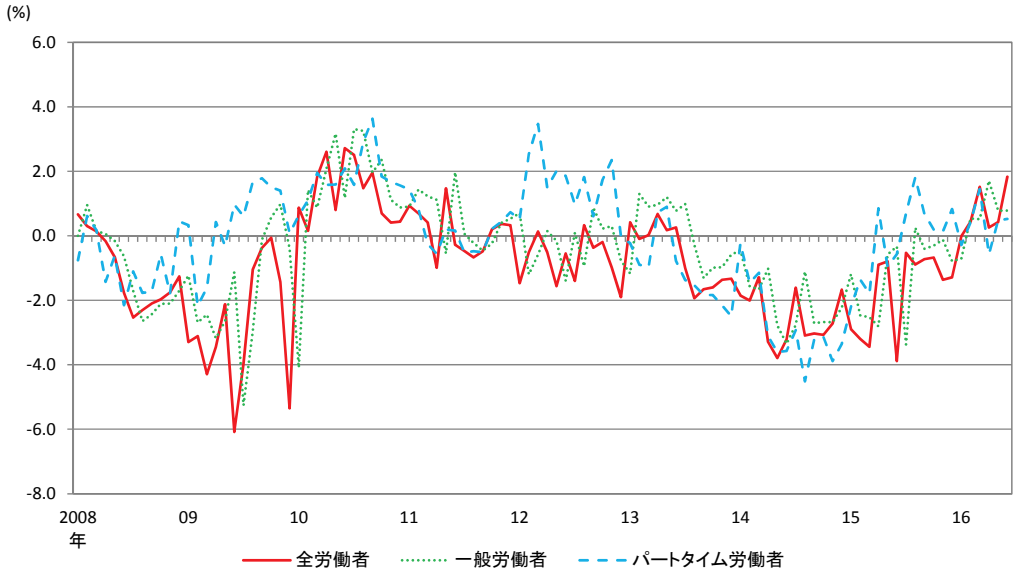

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

第３章　世界経済

第Ⅰ部　第３章のポイント

第１節　課題を抱える世界経済

○2015年の世界全体の成長率は3.1%にとどまった。特に新興・途上国で成長率が減速がみられた。これは中国経済の減速が要因のひとつである。

○ＩＭＦの予測（本年４月及び７月の更新予測）によれば、世界全体の成長率は、2016年は3.1%にとどまった後、2017年には3.4%に回復すると見込んでいる。ただし、ＩＭＦが予測する2016年から2017年にかけて全体的に持ち直しに向かう姿には、いくつかの下振れリスクが懸念される。

第２節　良好な雇用情勢と消費に支えられる米国経済

○米国経済は2015年10～12月から３四半期連続で年率１％程度の低い伸びにとどまった。雇用情勢の改善により雇用コスト（賃金及びその他報酬）も前年同期比２％程度で安定的に伸び、住宅資産価格も上昇傾向にあることから、堅調な消費が米国経済を下支えしている。しかしながら、民間投資は３四半期連続でマイナスであり、今後は、世界経済の持ち直しにより再び民間投資が回復基調になるかが注目される。

第３節　回復基調の欧州経済で発生した英国のＥＵ離脱問題

○ユーロ圏は2014年に３年ぶりにプラス成長に転じた後、2014年、2015年と前年比１％半ばの堅調な成長を続けていた。

○しかしながら、６月23日、英国で実施されたＥＵ離脱に関する国民投票では賛成が多数を占める結果となった。現時点（2016年９月時点）では、世界の金融市場に与える影響は軽微であるが、英国によるＥＵ離脱交渉の進展によっては更なる世界経済の下振れリスクが残っている。

第４節　過剰投資の調整が続く中国経済

○2016年３月の第12期全国人民代表大会に提出された第13次５カ年計画では、2016年から2020年までの年平均成長率の目標を「6.5%以上」としている。

○世界経済の下振れリスクのひとつは、足下で起きている中国の新常態（ニューノーマル）への移行にあたり、中国の投資過剰が円滑に解消されないリスクである。非金融企業の債務残高（対ＧＤＰ比率）は2014年末から2015年末にかけても拡大している。また、住宅価格や商業ビル価格も短期間で大きく変動し、投資調整が長引くリスクがある。

第１節　課題を抱える世界経済

新興・途上国で目立つ成長率の減速

2015年の世界全体の成長率は3.1％にとどまった。これは、リーマンショック以降、最も低い成長率である。世界経済のうち、先進国では、2014年と変わらず1.9％だった一方、新興・途上国では2014年の4.6％から2015年4.0％へと減速している（**図表Ｉ－３－１**）。

新興・途上国で成長率が減速したのは、中国経済が2000年代の二桁成長から７％弱（2015年6.9％）へと成長率が鈍化していることが要因のひとつである。中国経済の減速に伴い一次産品需要が鈍化している。世界の需給バランスでみて供給超過となった原油では、代表的な油種であるＷＴＩの価格が2014年前半の１バレルあたり100ドルから2016年初には１バレルあたり30ドル程度へと下落した。足下、原油市場は、供給側の調整による価格メカニズムが働き１バレルあたり50ドル程度まで価格が上昇しているが、それでも2014年前半の100ドルに比べ半値である。こうした一次産品価格の下落は、一次産品の輸出依存の強い諸国の経済にとってマイナスに働いた（**図表Ｉ－３－２**）。

ＩＭＦの予測（本年４月及び７月の更新予測）によれば、世界全体の成長率は、2016年は3.1％にとどまった後、2017年には3.4％に回復すると見込んでいる。ただし、ＩＭＦが予測する2016年から2017年にかけて全体的に持ち直しに向かう姿には、いくつかの下振れリスクが懸念される。

第１は、英国のＥＵ離脱についての国民投票結果が世界各国の金融市場への影響を通じ、消費者マインドや企業マインドを押し下げるリスクである。ＩＭＦによる７月の更新予測では、英国のＥＵ離脱の影響を盛り込んでいるが、ＩＭＦは標準的なシナリオ（今後不確実性が徐々に減少し、ＥＵとイギリスが経済障壁の大幅な増加を回避し、金融市場に大きな混乱がまったく発生しないシナリオ）だけでなく、代替シナリオも示している。

第２は、足下で起きている中国の新常態（ニューノーマル）への移行にあたり、中国の投資過剰が円滑に解消されないリスクである。非金融企業の債務残高（対ＧＤＰ比率）は2014年末から2015年末にかけても拡大している。また、住宅価格や商業ビル価格も大きく変動しており、投資調整が長引くリスクがある。

第３は、米国経済の減速リスクである。米国経済は2015年10～12月から2016年４～６月まで３四半期連続で年率１％程度の低い伸びにとどまった。雇用情勢の改善により雇用コスト（賃金及び諸手当）も前年同期比２％程度で安定的に伸び、堅調な消費が米国経済を下支えしている。しかしながら、民間投資は３四半期連続でマイナスであり、今後、世界経済の持ち直しにより再び民間投資が回復するか、注目される。

更には世界各地で発生する地政学的な様々なリスクが考えられる状況である。

図表Ⅰ－３－１　世界経済の実績と見通し

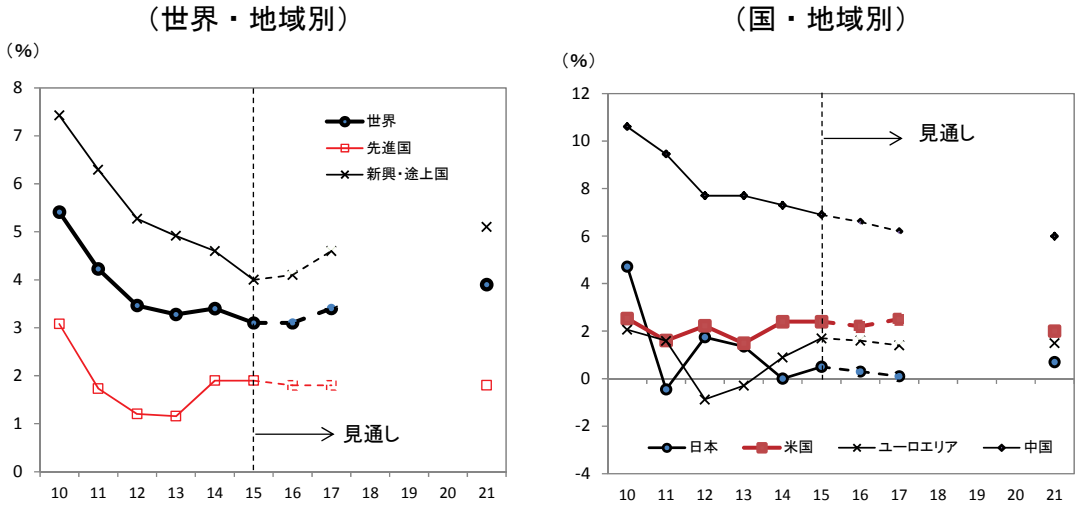

（注）2016年以降がＩＭＦによる見通し。
資料出所：ＩＭＦ World Economic Outlook（2016年４月）及びＷＥＯ update（2016年７月）より作成。

図表Ⅰ－３－２　世界の原油需給と原油価格

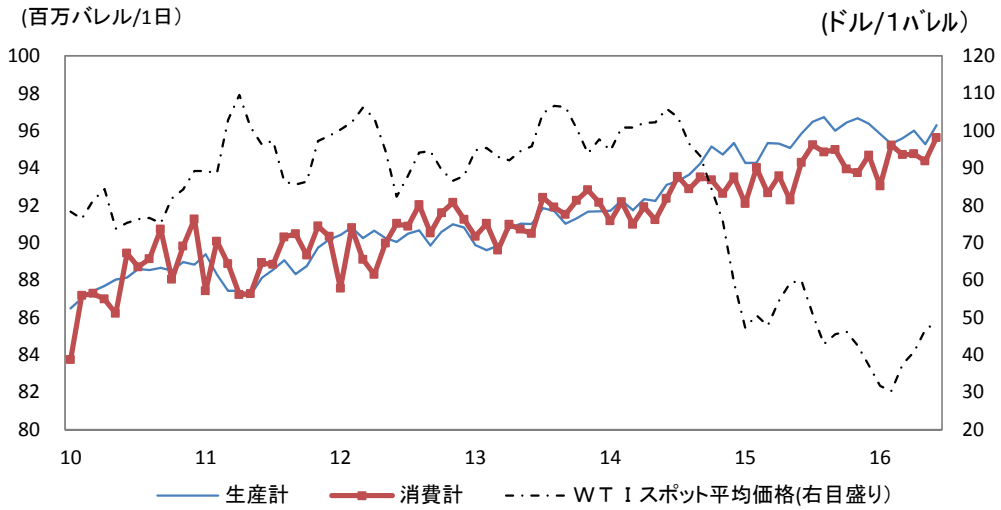

資料出所：米国Energy Information Administration　ＨＰより作成。

世界経済の減速に伴い各国の株価は踊り場に

各国の株価は2011年の後半を底にして上昇傾向にあったが、世界経済の減速に伴い2015年半ばから上海証券取引所指数や日経平均株価の下落など、おおむね踊り場になっている（**図表Ⅰ－３－３**）。

そうした中、2016年６月23日の英国のＥＵ離脱についての国民投票結果を受けて、ＤＡＸ株価指数（ドイツ）や日経平均株価（日本）など翌営業日には１割近く下落した。株価が短期間で国民投票日前の水準まで戻すなど、現時点（2016年９月時点）での英国のＥＵ離脱についての国民投票結果の株式市場への影響は限定的である。

図表Ⅰ－３－３　株価の動向

（１）2010年以降の株価動向

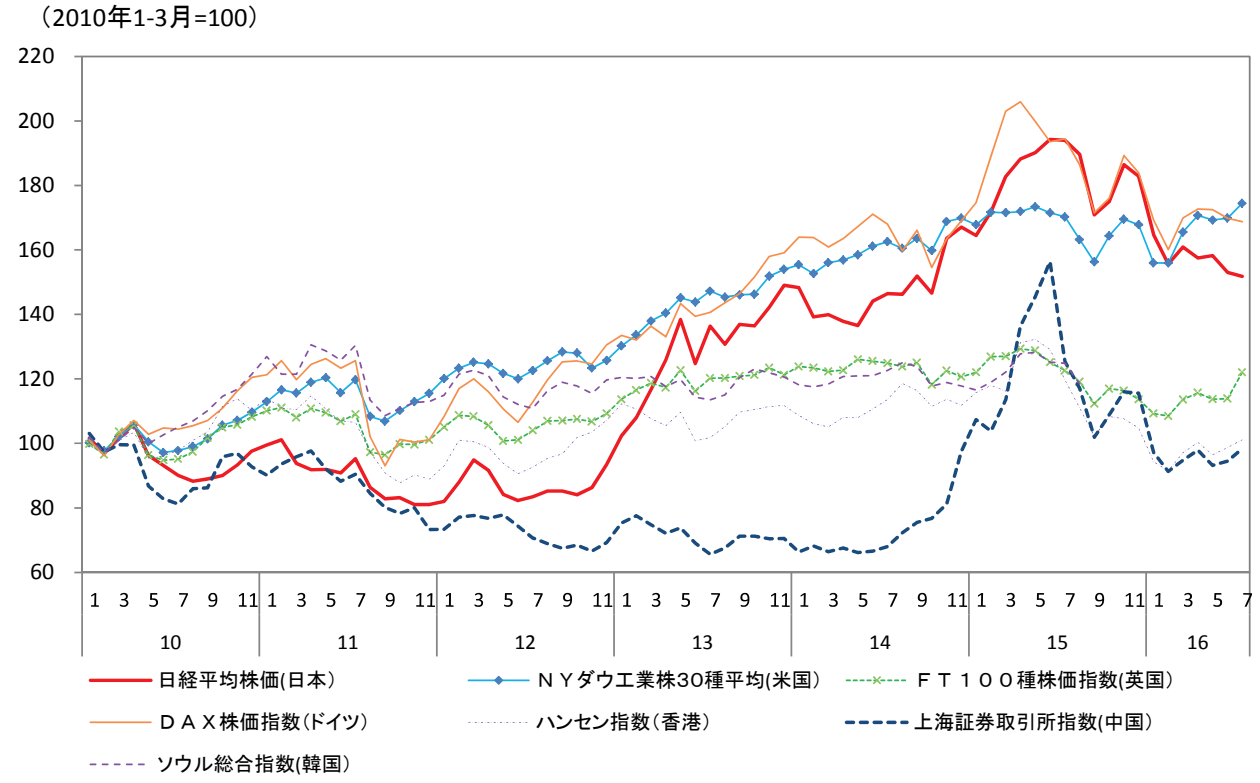

（２）英国のＥＵ離脱に関する国民投票以降の株価の動向

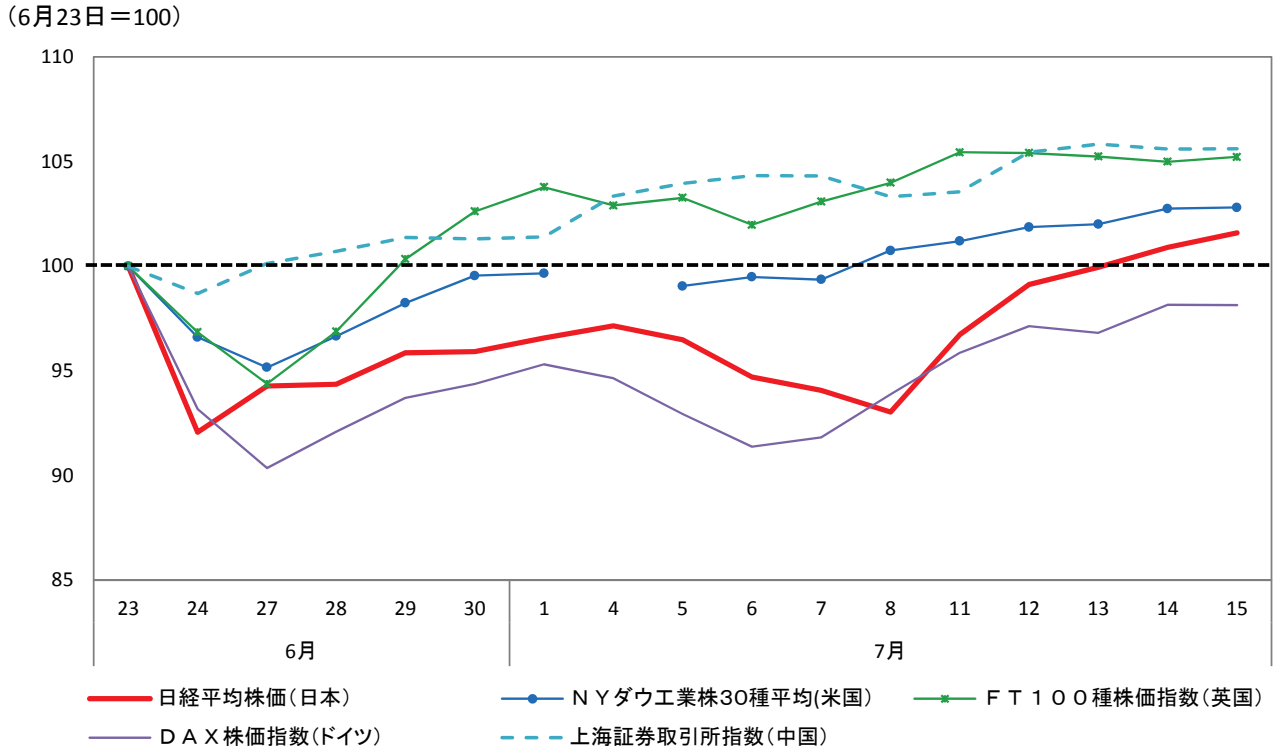

資料出所：日経メディアマーケティング　Financial Questより作成。

第２節　良好な雇用情勢と消費に支えられる米国経済

個人消費は堅調なるも民間投資は３四半期連続マイナス

米国経済は、2009年６月に景気循環の底をつけた後、長期の景気拡大を続けている。米国経済を支えているのが堅調な個人消費であるが、その理由として３点が考えられる。

第１は、雇用の改善である。リーマンショックにより一時10％程度まで悪化した失業率は低下傾向にあり、足下では５％を下回る水準である。

第２は、賃金が安定的に伸び続けているなかで、物価も安定していることである。賃金・諸手当を指標化した雇用コスト指数が前年同期比２％程度となるなかで、原油価格の大幅な下落による物価上昇率の低下は実質賃金を押し上げる効果があった。

第３は、住宅価格の上昇である。住宅価格（購入住宅のみ）は、リーマンショック後から2011年まで２割程度下落したのち、再び上昇傾向にある。足下ではリーマンショック前（2007年平均）の水準を上回っている。住宅資産価値の上昇は、消費者マインドにプラスの影響を与える。更に、新規住宅の増加は耐久消費財の購入にもプラスの影響を与える。

個人消費が堅調である一方、民間投資は３四半期連続でマイナスである。そのため、今後、世界経済の持ち直しにより再び民間投資が回復するか、注目される。

図表Ⅰ－３－４　実質ＧＤＰ成長率と各需要項目寄与度

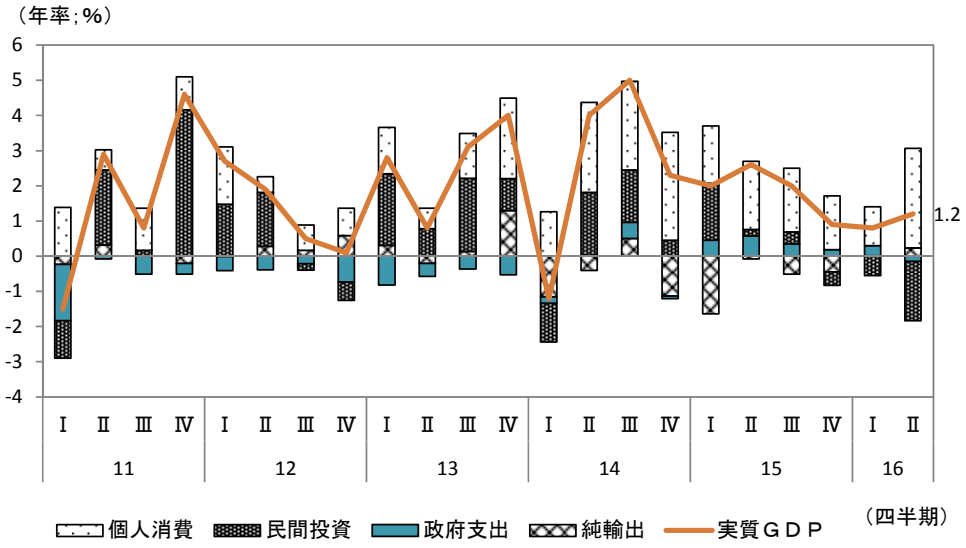

資料出所：米国経済分析局ＨＰより作成。

図表Ⅰ－３－５　労働市場と賃金・物価動向

（１）失業率と労働力率の動き

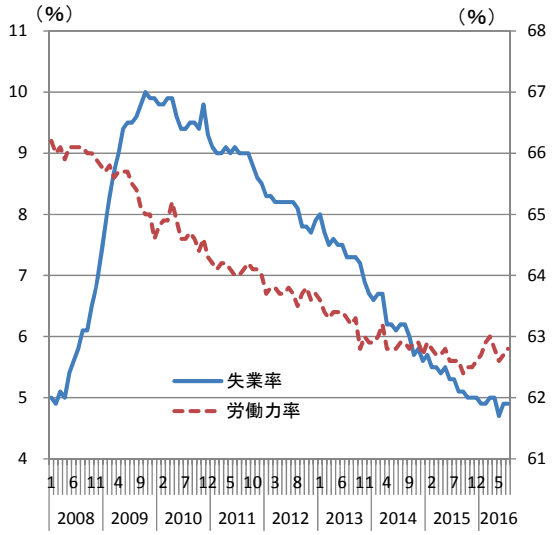

（２）物価・雇用コストの動き

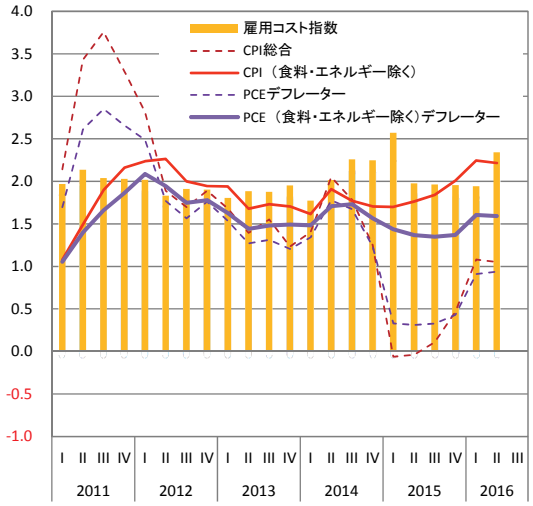

（注）ＰＣＥは個人消費支出
(Personal Consumption Expenditure)

資料出所：米国経済分析局及び労働統計局ＨＰより作成。

図表Ⅰ－３－６　住宅価格と新規住宅許可件数

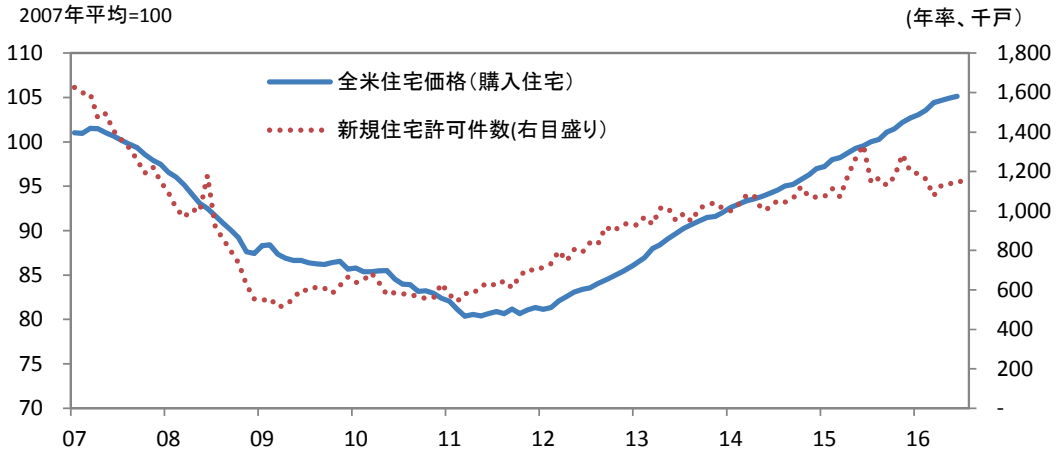

資料出所：連邦住宅金融庁（ＦＨＦＡ）及び米国センサス局より作成。

第３節　回復基調の欧州経済で発生した英国のＥＵ離脱問題

回復基調だった欧州経済

ユーロ圏は2014年に３年ぶりにプラス成長に転じた後、2014年、2015年と前年比１％半ば台の堅調な成長を続けている。2016年１～３月期には、主要各国でプラス成長となり、足並みの揃った回復の姿となっていた。

図表Ｉ－３－７　実質ＧＤＰ成長率の推移

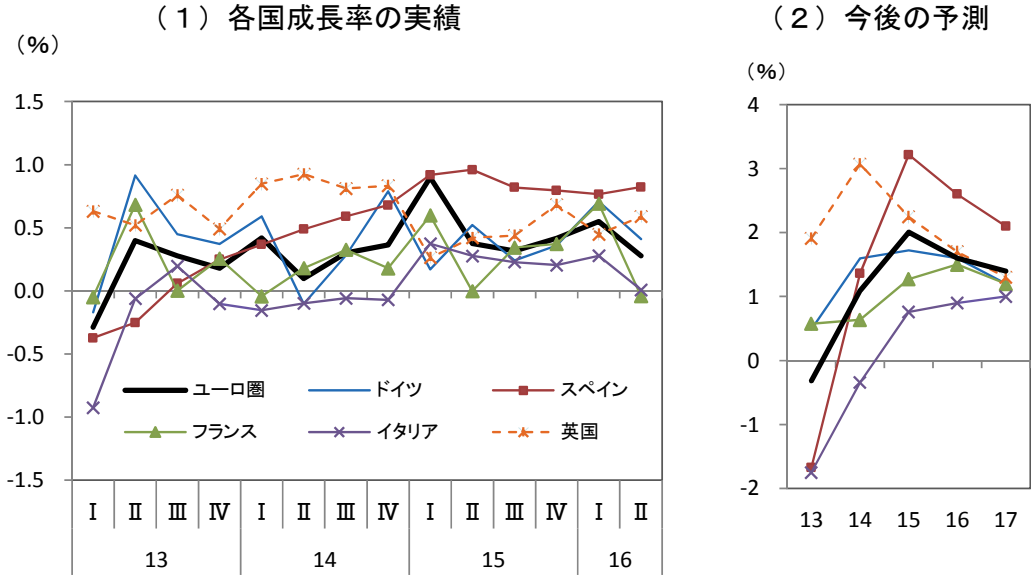

資料出所：欧州統計局Eurostat、ＩＭＦ　ＷＥＯ update（2016年７月）より作成。

しかしながら、６月23日、英国で実施されたＥＵ離脱に関する国民投票では賛成が多数を占める結果となり、英国のみならず世界経済に与える影響が懸念されている。

ＩＭＦが７月に公表した世界経済見通しでは、英国のＥＵ離脱について今後不確実性が徐々に減少し、ＥＵとイギリスが経済障壁の大幅な増加を回避し、金融市場に大きな混乱がまったく発生しないシナリオを想定している。

しかしながら、同時に公表された代替シナリオでは、「下方シナリオ」（金融環境の引き締まりが企業・消費マインドを押し下げる、また、英国の金融サービスの一部がユーロ圏に次第に移転するシナリオ）や、その可能性は低いとしつつも「更なる下方シナリオ」（イギリスとＥＵの交渉が円滑に進まずに最終的にＷＴＯルールに戻っていく、また、より多くの金融サービスがユーロ圏に移転し、英国が景気後退に陥るシナリオ）が示されている。

現時点（2016年９月時点）では、世界の金融市場に与える影響は軽微であるが、英国によるＥＵ離脱交渉の進展によっては下振れリスクが残っている。

図表Ⅰ－３－８　ＩＭＦ公表による英国のＥＵ離脱を考慮した世界経済見通しの低下幅

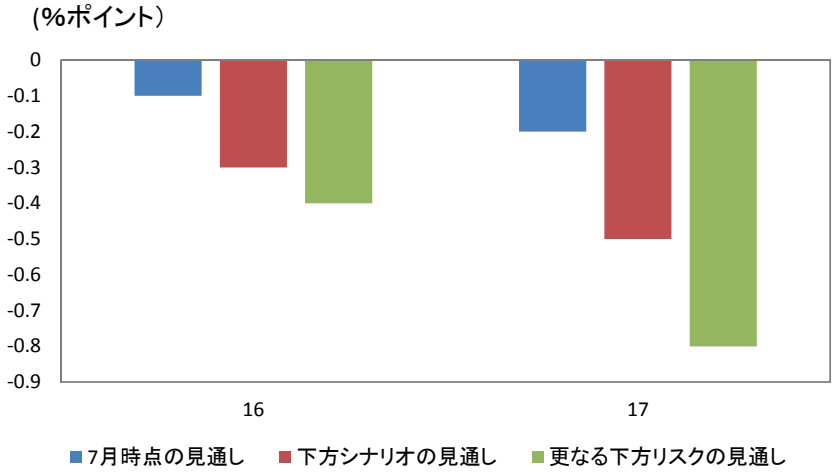

（注）ＩＭＦによる世界経済見通し（英国からのＥＵ離脱投票前）からの下落幅を表にした。
資料出所：ＩＭＦ　ＨＰ“Growth Forecasts under Alternative Scenarios”より作成。

失業率は低下傾向にあるが各国でばらつき

景気回復を反映して、ユーロ圏の失業率は低下傾向にある。ただし、主要国のなかではイタリア、フランスの失業率が横ばいとなっており、スペインやギリシャでは失業率が足元でも20%程度の高水準となるなど、各国でばらつきが大きくみられる。

堅調な回復を続けるなかで、ユーロ圏の物価上昇率は０％近傍で推移している。非常に低い物価上昇率のなかで賃金や価格設定が硬直化することを防ぐ為、中期的な物価安定目標を２％近傍としているＥＣＢ理事会は、2016年３月に政策金利の引き下げ（中央銀行預金金利を▲0.3%から▲0.4%）や資産購入プログラムによる社債も含めた購入額の拡大（４月より600億ユーロから800億ユーロに拡大）による金融緩和を決定し、需要喚起に努めている。

図表Ⅰ－３－９　失業率と物価の推移

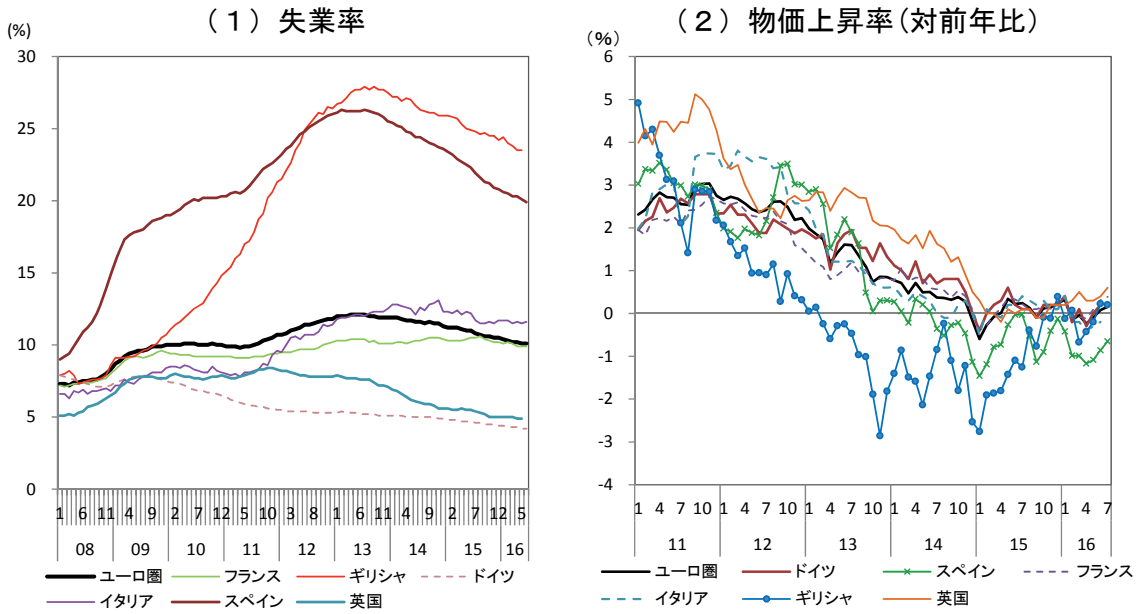

資料出所：欧州統計局Eurostatより作成。

財政収支と長期金利の動向

2016年７月、欧州委員会は財政収支目標（対ＧＤＰ比３％以内の財政赤字と60％以内の債務）について、実効的な措置を採らなかったスペインとポルトガルに対し新しい財政対応を採るよう勧告したものの、制裁金を科さなかった。制裁金を科さなかった背景として、欧州委員会は、対ＧＤＰ比でみたＥＵ各国の財政収支が2009年から改善傾向にあることを挙げている。しかしながら、単一通貨ユーロを導入しているＥＵ加盟国において各国の財政収支問題を先送りすることは、単一通貨制度を維持する上で、将来の懸念材料になると考えられる。

図表Ｉ－３－10　財政収支（対ＧＤＰ比）と長期金利の動向

（１）一般政府財政収支の対ＧＤＰ比

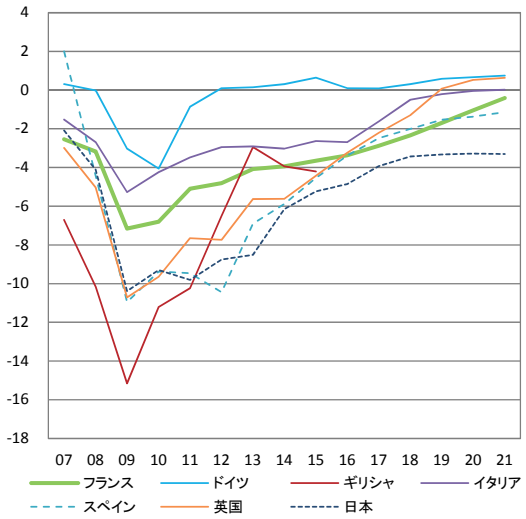

（２）長期金利の推移

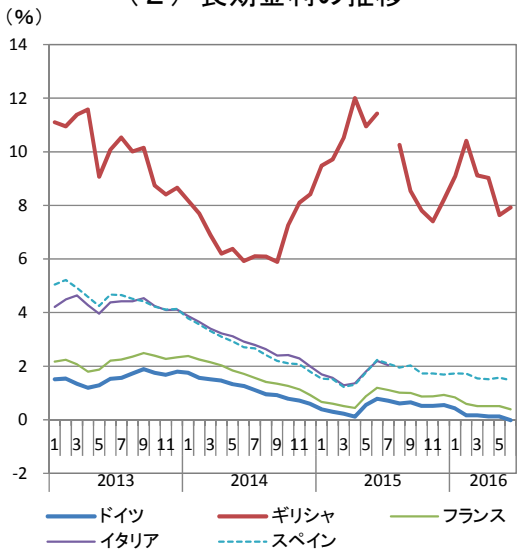

（注）１．ギリシャは財政目標を交渉中のためＩＭＦは予測をしていない（2016年４月公表時）。
　　２．ギリシャの2015年７月の長期金利は欠損値。
資料出所：（１）ＩＭＦ Fiscal Monitor 2015(2016年５月)より作成。2015年以降、ＩＭＦ見通し。
　　（２）日経メディアマーケティング　Financial Questより作成。

第４節　過剰投資の調整が続く中国経済

2020年まで年平均6.5%以上の成長を目指す

中国の経済成長率は、2007年までの二桁成長の後、2012、2013年ともに7.7%、2014年7.3%、2015年6.9%、2016年１～３月期6.7%（前年同期比）、４～６月期6.7%（同）と減速している。政府はこれまでのような高い成長を目指すのではなく、成長の減速を容認するスタンスであり、これを「新常態（ニューノーマル）」と呼んでいる。

2016年３月の第12期全国人民代表大会に提出された第13次５カ年計画では、2016年から2020年までの年平均成長率の目標を「6.5%以上」としている。

これまでの中国経済は、高い投資率が経済成長に大きく寄与してきた。しかしながら、ここ数年の成長減速とともに、過剰生産能力や不動産投資の調整が課題となっている。

過剰生産能力の調整が課題となるなかで、非金融企業の債務残高（対ＧＤＰ比）は増加傾向にあり、過剰投資の調整の遅れに対する懸念が引き続き残っている。

生産の需給バランスを反映する生産者物価指数は足下でマイナス幅が縮小しているが前年同月比でプラスに転じておらず、物価面からも生産調整が更に必要であることがうかがわれる。

不動産価格は、2016年１月に住宅、商業ビルともに前年同月比１割減となるなど大きな価格変動を続けている。足下では、前年同月比のマイナス幅は小さくなっているが、不動産投資の調整も引き続き課題となっている。

図表Ⅰ－３－11　実質ＧＤＰ成長率（前年同期比、寄与度）

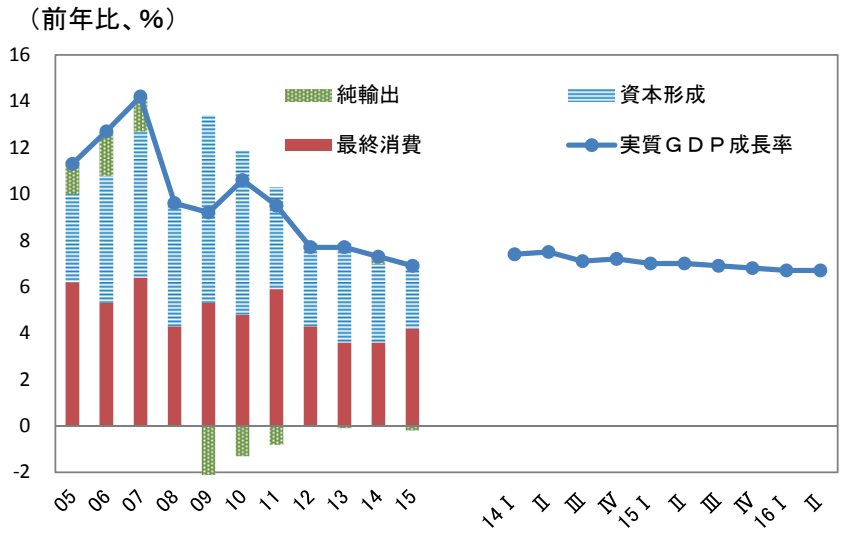

資料出所：中国国家統計局ＨＰより作成。

図表Ⅰ－３－12　輸出入額の伸び率の推移（前年同期比）

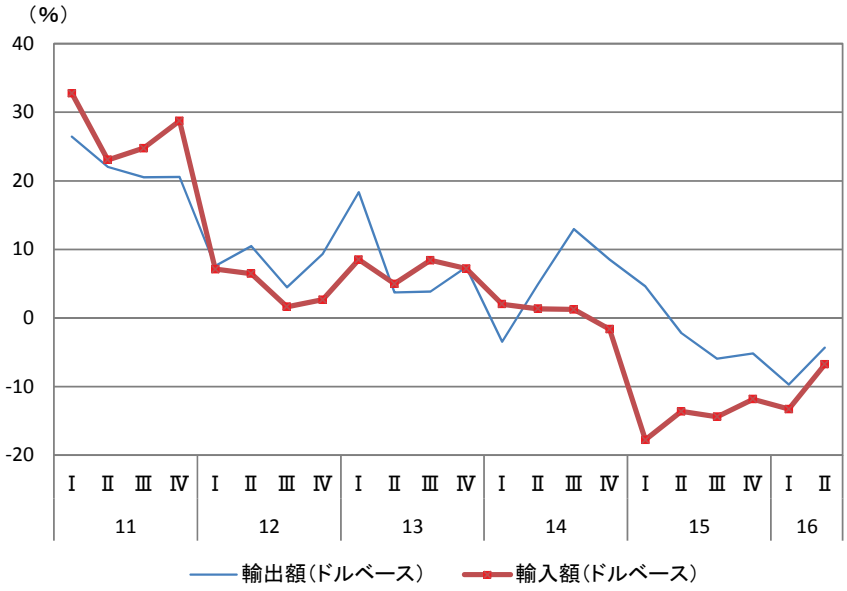

資料出所：中国国家統計局ＨＰより作成。

図表Ⅰ－３－13　物価上昇率の推移（前年同月比）

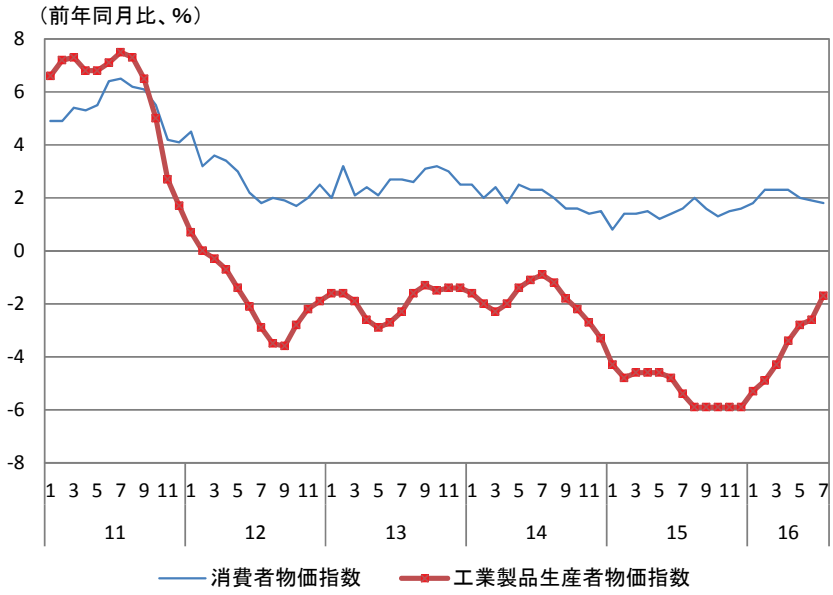

資料出所：中国国家統計局ＨＰより作成。

図表Ⅰ－３－14　非金融部門の債務残高の推移（対ＧＤＰ比、％）

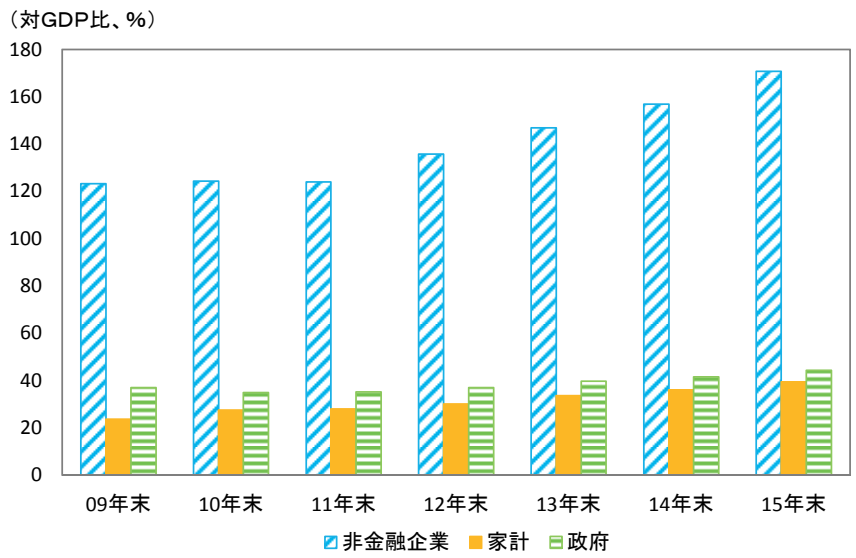

資料出所：ＢＩＳ（国際決済銀行）ＨＰより作成。

図表Ⅰ－３－15　新規住宅・新規商業ビルの価格動向

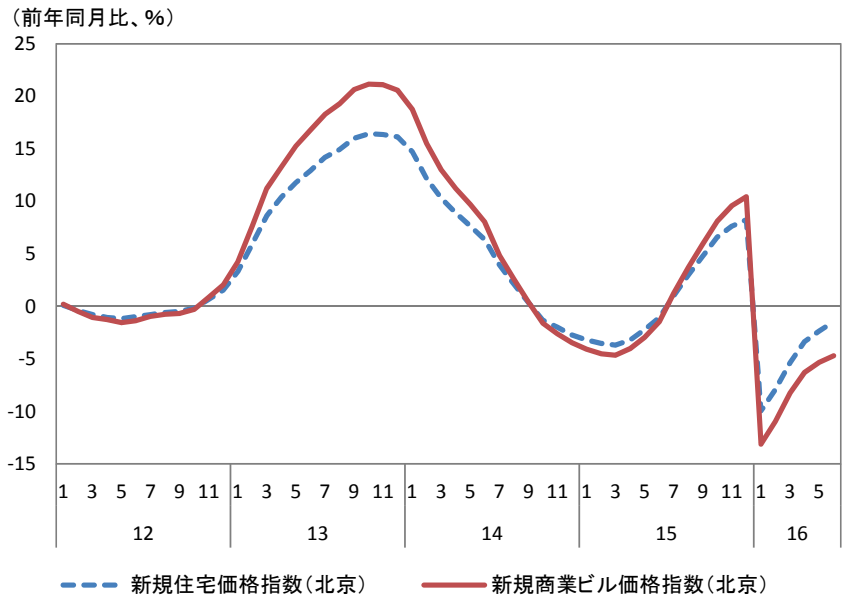

資料出所：中国国家統計局ＨＰより作成。

第Ⅱ部

暮らしの底上げに向けて

◆第１章　勤労者生活底上げの諸相

◆第２章　家計の構造変化

◆第３章　底上げから取り残されている課題

第１章　勤労者生活底上げの諸相

第Ⅱ部　第１章のポイント

はじめに

○暮らしの底上げ実現はいまだ道半ば。成熟経済下での21世紀の新しい底上げ政策が求められる。

第１節　中小企業労働者の賃金底上げ

○企業規模別の経営指標をみると、売上高経常利益率は規模が大きいほど高く、売上高人件費比率は逆に規模が小さいほど高い。

○1990年代に生じた中小企業（製造業）の価格転嫁力の低下が、それ以降の中小企業の利益を圧迫している。

○企業規模別の利益率の格差が、そのまま中小企業の賃金格差につながっている。

第２節　中間層の没落

○2011～2015年の間に年収200万円未満の低賃金層でかつ非正規の労働者が著増した。

○1995年以降、日本では実質労働生産性の伸びに実質雇用者報酬の伸びが追いついていないが、海外の先行研究では欧米でも同様の傾向が指摘されている。

第３節　格差是正と同一労働同一賃金

○同一価値労働同一賃金原則はそれ自体として賃金の水準を規定しないが、職務に見合った賃金制度への移行には、社会保障制度や雇用支援制度の充実が不可欠である。

第４節　所得の底上げと最低賃金

○2007年の最低賃金法改正や成長力底上げ戦略推進円卓会議の政労使合意を契機として、日本の地域別最低賃金は大幅上昇過程に入ったが、なお国際比較では低水準に止まる。

○低賃金労働者を属性別に分類するとパートタイマーや宿泊・飲食業などの雇用形態、職種に低賃金セクターが存在している。

○最低賃金の引き上げは現在の所得保障のためばかりではなく、年金とのリンクによる引退後の生活保障などのためにも必要である。

はじめに

暮らしの底上げは実現されているのか。またそれはどの程度であろうか。こうした事柄について検証するデータや手法は数々存在するであろう。かつてJ. J. ルソーは、不平等の起源を私的所有権の確立と国家によるその保護に求めた[1]。これに対しアダム・スミスは、私的所有のそうした影響を認めつつも、所有権の保護が生産活動へのインセンティブを高め、その結果としての経済成長が底辺の人々の生活水準をも向上させることを重視した[2]。経済が大きく成長する時代にあっては、スミス的な底上げ論にも説得力があり、事実近代社会はそのような経済成長を原動力としつつ発展してきたといってよい。しかし経済成長が鈍化し、さらに停滞する時代においては、自ずと従来とは異なった21世紀の底上げ政策が求められることとなるのではなかろうか。

本章では最初に、企業規模や雇用形態の違いとの関連で、労働生産性の向上あるいは経済成長という果実がどのように配分されてきたのか、その特徴と変化を採り上げる。ひとつは敗戦後復興期から高度経済成長期にかけて経済の「二重構造」として形成された企業規模間格差の問題である。大手と中小の企業間格差は当然に賃金・労働条件の格差ともなる。近年の実態についても「中小企業白書（2014年版）」では製造業の現況について「中小製造業と大企業製造業の間の収益力格差には、両者間の価格転嫁力の格差が構造的な下押し要因として大きく影響している」と指摘されており、その変化が生じた時期については「中小製造業の価格転嫁力指標は、90年代半ば頃になると、一転して下落に転じ、それ以降は長期的な低下傾向にある」とされている。いまひとつの論点は、これまた高度成長期に実施された「所得倍増計画」に始まり、1970年代には「１億総中流」と称されるにいたった中位所得層の拡大、いわゆる分厚い中間層の生成と崩壊に関わる問題である。この中位所得層は、上に見た20世紀末以降の構造転換の中で減少し、総じてより低位の所得層が増大した。かつての民主党政権が分厚い中間層の再構築を経済政策の柱のひとつとしたことは記憶に新しい。これらの論点に関しては本章の第１節および第２節で取り扱う。

加えて、暮らしの底上げが進捗しているのか否かの判断に当たっては、さらにいくつかの論点を考察する必要があろう。基本的には勤労者を中心に、すべての世帯における所得環境がどのように改善され、その消費行動がどの程度上向いたのかということがメルクマールとなろう。これらの諸点についてはすでに第Ｉ部でその概要をみてきたところだが、結論的にいえば必ずしも芳しい結果が生じているとは判断できないのが実態である。これを国民経済的な視点からとらえれば、マクロの労働分配率すなわち一人当たり名目ＧＤＰに占める一人当たり名目雇用者報酬の比率の低下ないしは低位での推移が確認され、物価の変動幅による影響を除去した実質ベースでも、マンアワーの生産性向上分が賃金上昇にも労働時間短縮にも充当されないこと、換言すれば時間当たり実質賃金の低迷として現れている。

この背景には非正規雇用労働者の増加があることが指摘できるが、20世紀末からのこうした構造変化については、政府各省庁の白書もまた注目するところとなり、若干の事例を紹介すると、すでに「平成19年版労働経済白書」（2007）において、「近年の労働分配率の低下に、非正規雇用割合の上昇が与えた影響を推計してみると、非正規雇用割合の上昇は、雇用者報酬を切り下げる要因とし

[1] Ｊ．Ｊ．ルソー『人間不平等起源論』中山元訳、光文社古典新訳文庫、2008 年。主として第二部参照。
[2] アダム・スミス『国富論』大河内一男監訳、中公文庫、1978 年。

て強く作用するとともに、近年の労働分配率の低下をほとんど説明することのできる大きさであることが分かる」と指摘されている。さらに「平成24年版経済財政白書」（2012）においても、「（2001年以降は）労働生産性が上昇すれば賃金が下落している。こうした背景には、労働分配率が低下していたこともあり、労働分配率を一定に維持する賃金上昇率が実現されなかったとみられる。2000年代年央は労働生産性の変化に見合った実質賃金の上昇が発生せず、生産性上昇の果実を労働者が十分に享受できなかった可能性もある」と分析している。

従って政府としても、単に経団連に賃金の引き上げを要請しているだけでは埒が明かないことは、これらの白書の分析からも容易に理解できるはずだ。このところ安倍首相が施政方針演説などの機会に最低賃金の大幅引き上げや同一労働同一賃金について言及するのも、そうした非正規雇用の問題が最早看過しえない状況に立ち至っているとの認識を背景とするものとして理解する必要があるだろう。これらの論点については、本章の第３節および第４節で検討する。

私たちの暮らしを取り巻く環境は、どうやら20世紀末の1990年代後半から構造的な変化に見舞われ、暮らしの劣化や底割れとでもいうべき状態に陥ったようだ。それは90年代前半のバブル崩壊を起点とした失われた年月をもたらした根因でもあるだろうし、庶民の暮らし向きの悪化と経済成長における長期停滞との負のスパイラルとも表現できよう。そのような生活実態を踏まえて、近年の春季生活闘争は「暮らしの底上げ」をメインスローガンに、働く者すべての生活改善を目指した取り組みとなっている。

第１節　中小企業労働者の賃金底上げ

敗戦後復興期から高度経済成長期にかけて経済の「二重構造」として形成された企業規模間格差の問題である。大手と中小の企業間格差は当然に賃金・労働条件の格差ともなる。今日における中小企業を巡る経営環境と、それとの関わりでみた賃金格差の実状を考察する。

(1) 規模別経営指標の格差

最初に賃金支払い（能力）の前提となる経営指標に大企業と中小企業ではどのような違いがみられるのかについて確認しよう。売上高経常利益率については、製造業と非製造業あるいは製造業の中でも産業業種によって様々な特性があるだろうが、ここではもっぱら規模の相違に着目し、全産業（金融・保険を除く）のデータで比較してみた。**図Ⅱ－１－１**は財務省の法人企業統計から、資本金階級別に1,000万円未満から10億円以上まで４つの区分ごとの売上高経常利益率の推移をみたものである。一見して明らかなように、資本金規模の大きな大企業ほど利益率が高く、時系列で見ても、あたかも超えることのできないカースト制度のようにこの序列は不動で変化していない。この要因については後にやや立ち入って検討するが、一言でいえば、売上高－中間投入として算出される付加価値が、中小企業では製品単価の引き上げがままならないことから、売上高を伸ばせないために低位に止まらざるをえない実態があると思われる。

もともと中小企業の利益率は低水準であり、法人企業統計による売上高経常利益率は資本金1,000万円から１億円規模ですら２％あるかなしかである。この現況で例えば消費税率の増税分を価格転嫁できないといったことになれば、たちどころに利益は消滅してしまう程度の利益率なので

ある。ここに日銀の異次元緩和という円安誘導政策がもたらした輸入原材料価格の上昇（原油など資源価格は大幅に低下したが円安がその効果を削いでしまった）も加わって、内需型産業や中小企業の経営環境を悪化させたことも見落としてはならない。

図表Ⅱ－１－１　規模別売上高経常利益率 全産業（金融・保険除く）

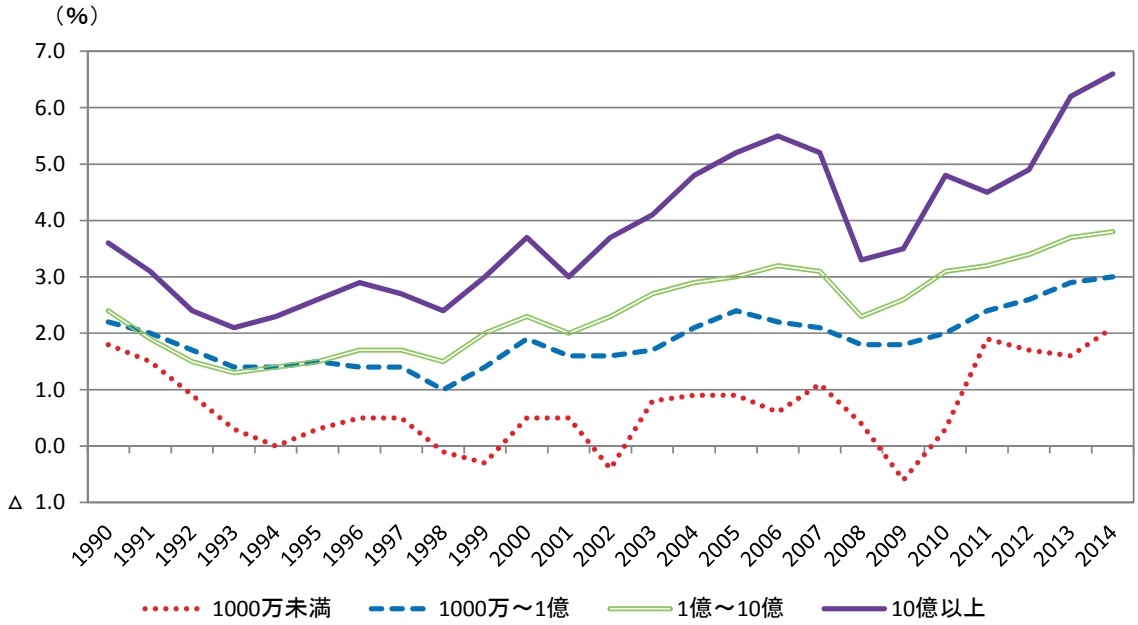

資料出所：財務省「法人企業統計年報」より作成。

図Ⅱ－１－２は法人企業統計のデータから規模別の人件費比率（個別企業の労働分配率の平均値とみなしてよい）を比較したものである。資本金10億円以上の大企業では50％台まで低下している反面、同1,000万円未満の中小企業では80％を超えている。利幅の違いを考慮すれば当然に想定できることではあるが、人件費比率の高低は経常利益率と見事に逆順の序列となっている。そしてここでもその序列は時系列を追っても変化することはない。次項でみるように中小企業の賃金水準は決して高くないどころか大手の水準を大幅に下回っている。それにもかかわらず人件費比率が高いのは、利潤（+償却費）と賃金からなる付加価値額が低くなっているためであり、それは価格転嫁力の低下（**コラム②参照**）により売上が伸ばせず、売上高－中間投入で計算される付加価値の低水準に帰着しているということである。このことは下請け公正取引の実現など、中小企業の経営環境を改善し、自社で生み出した付加価値を社内に残せるように利益基盤を整備することなしには、中小企業の賃金格差の完全な是正はなしえないことを示している。

図表Ⅱ－１－２　規模別人件費比率　全産業（金融・保険除く）

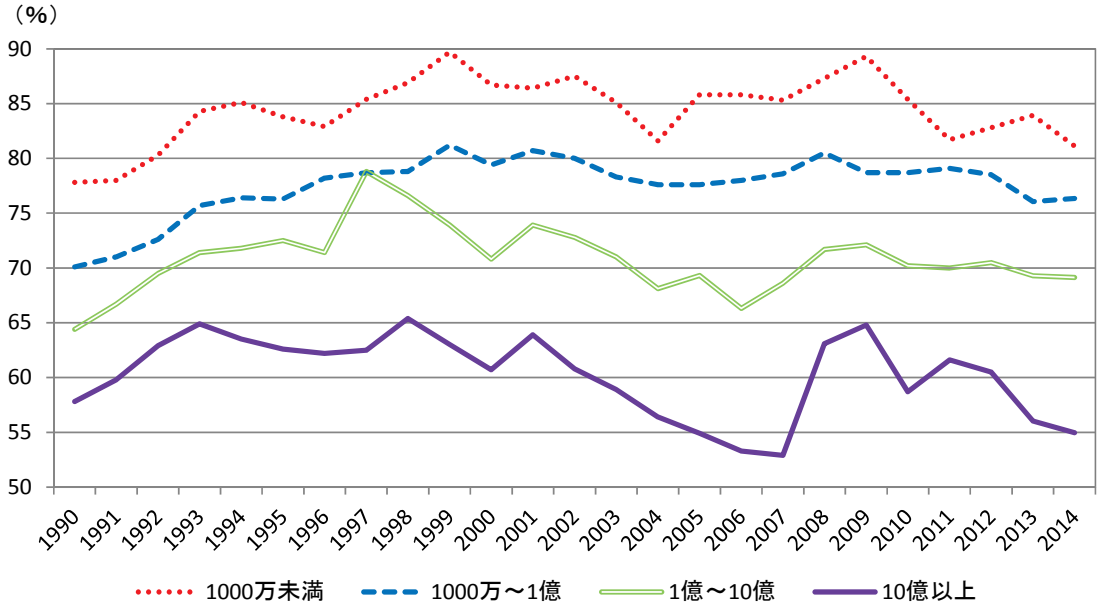

（注）人件費率＝人件費（役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費）／付加価値額
資料出所：財務省「法人企業統計年報」より作成。

(2) 取引関係が格差を固定化している

2015年版中小企業白書は、その前半で中小企業の経営環境の厳しさと、結果としての大企業との経営指標格差を示している。一方後段では具体的な先進事例を挙げながら、中小企業の飛躍に向けた課題や地域経済活性化の要としての中小企業の役割に言及している。これらの構成区分は、黒瀬直宏の『複眼的中小企業論』[3]に従えば、前段は中小企業の「問題性」を示し、後段は「発展性」を表したものとみなすことができる。ここで重要な視点は、中小企業の抱える「問題性」の捉え方である。中小企業の抱える困難は大企業との取引関係の中にこそ根因がある。白書はこの点を経済のグローバル化等に伴う大企業・中小企業間の取引関係の希薄化と捉え、課題の解決は専ら中小企業の自助努力にゆだねられるもののごとく描かれ、大企業との取引関係の影響分析はみられない。

加えて現政権の政策効果を過大評価する政治性も強まっている。景況判断ひとつとっても、白書は「中小企業・小規模事業者の業況判断は、アベノミクスの「三本の矢」の効果もあり、改善基調で推移した。2014年４～６月期には駆け込み需要の反動等も（あったが）、足下の2015年１～３月期には、持ち直しの動きを示し、先行きも持ち直しの動きとなっている。」としている。かたや中小経営者団体である全国中小企業家同友会の直近における景況調査報告のタイトルは、業況判断が前年同期比でマイナスを続けていることを受けて「中小企業はすでに“アベノミクス不況”のさなか」（2014年10～12月期）、「４四半期連続マイナスで景気停滞」（2015年１～３月期）となっており、白書の分析はこうした現場感覚と乖離しているようだ。

[3] 黒瀬直宏『複眼的中小企業論　中小企業は発展性と問題性の統一物』同友館、2012 年。

図表Ⅱ－１－３　企業規模別にみた１社あたり平均実質付加価値額の推移

（1）1980年代

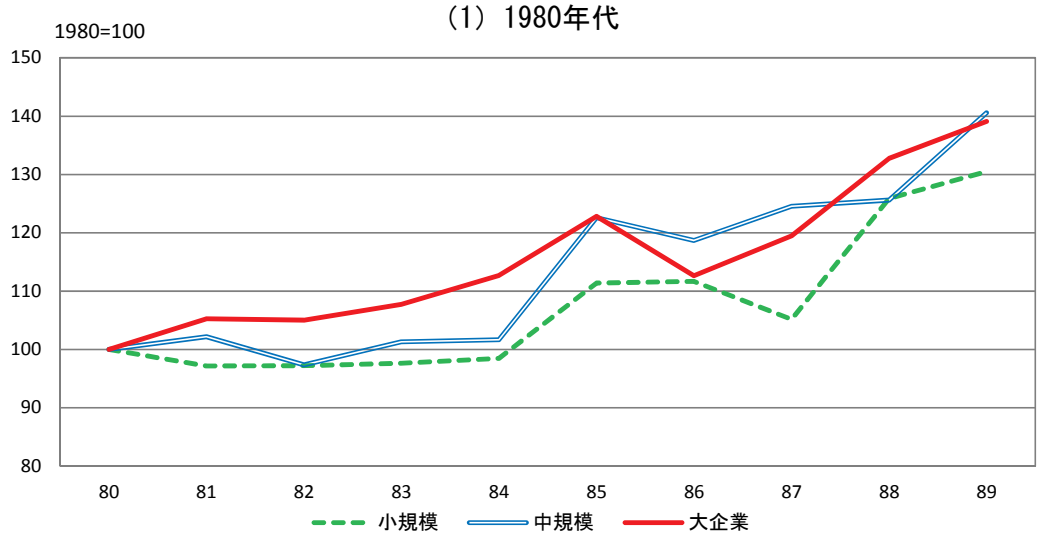

（2）1990年代

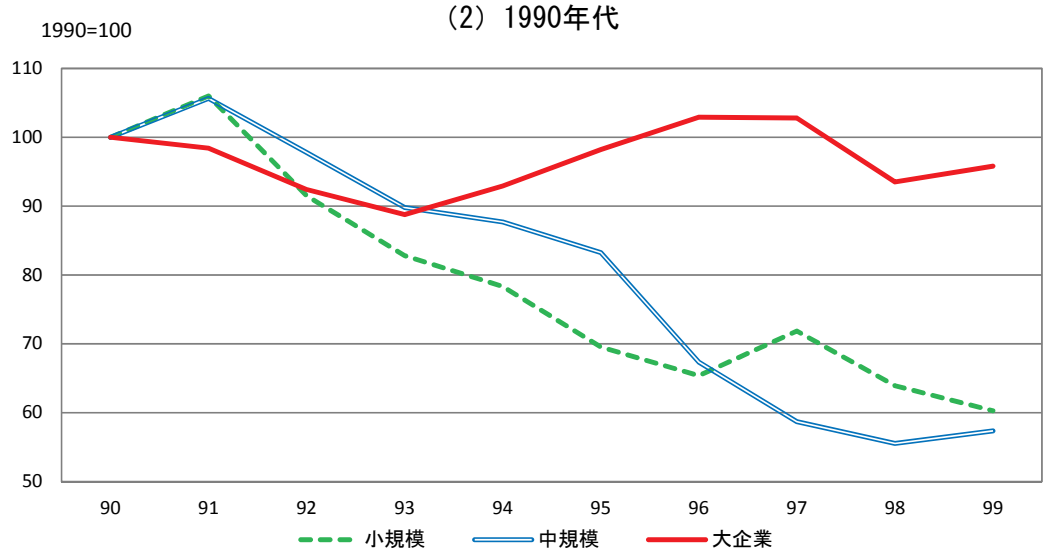

（3）2000年代以降

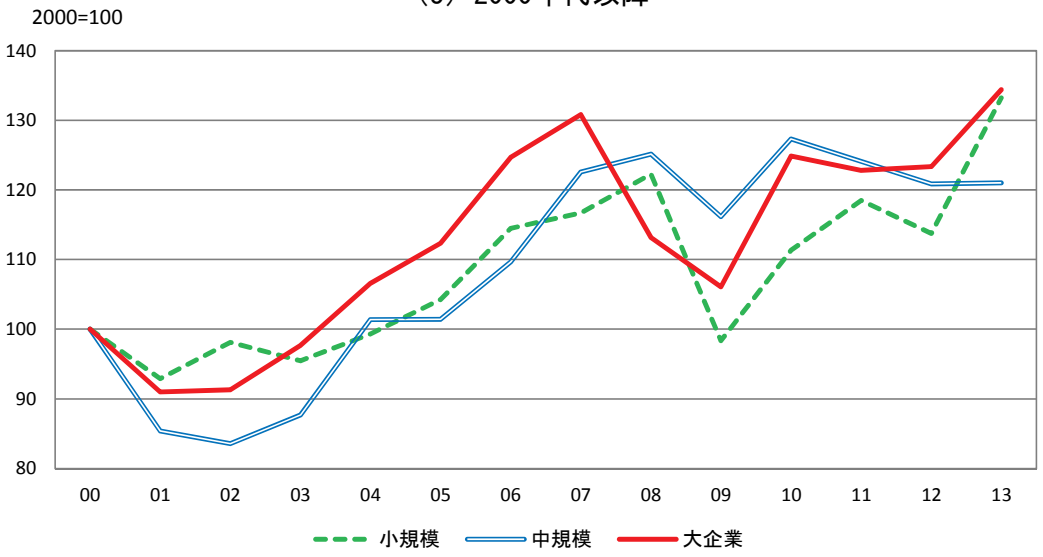

資料出所：中小企業庁「2015年版中小企業白書」。

大企業と中小企業の長期的成長パターンの比較に関わっては、従来から大企業との「相互依存関係」にあった中小企業は、大企業が市場から獲得してきた需要の恩恵を享受してきたし、足下についても「現在、成長戦略の成果は、中小企業や地域経済に波及しつつあり、それが全国津々浦々まで広がり、中長期的な地域経済の展望を見いだせるよう、しっかりとした対応「ローカル・アベノミクス」を行うことが必要である」として成長性に関わる分析を試みている。**図表Ⅱ－１－３**は企業規模別に見た製造業の実質付加価値指数の推移だが、そこで述べられているのは90年代における「変化」のみであり、その要因は追求していない。

中小企業白書の分析は、「1980年代は下請構造の下、大企業とともに中小企業も成長していたが、1990年代に入り、大企業と中小企業の間の取引関係の希薄化が進む中、大企業が底堅く推移する一方で、中小企業は大きくマイナス成長となったが、2000年代以降は、再び大企業、中小企業ともに成長している」としている。**図表Ⅱ－１－３**の10年単位で並んだ３つのグラフをみると、そのようにもいえそうだが、90年代央以降に生じた中小企業における価格転嫁力の低下（構造転換）、そしてその結果としての付加価値額の低迷は2000年以降も反転することはなかった。2000年以降「再び両者は成長している」のではなく、90年代に構造変化した収益力格差が固定化されているだけである。

公正取引の実現によるサプライチェーン全体への公正な配分という考え方がいまや重要性を増している。サプライチェーンの頂点に立つ大企業のみならず、サプライヤー、流通・運輸部門、販売部門などサプライチェーンの全体を通して、産業内で生み出された付加価値を公正に配分することが望ましい。こうした課題は短期間で一気に解決しうるものではないとしても、早急に着手し促進すべき喫緊の課題と認識して、中小企業の生み出した付加価値を呑み込んでしまう「ワニの口」のような、90年代に生じた付加価値格差を縮小していかなければならない。

(3) 規模別賃金格差

以上のような企業規模別の経営指標の差異がそれぞれの賃金水準にどのような影響をもたらしているのかについて概観しておこう。従業員数100人未満の中小企業はわが国事業所数の約99%、従業員数で７割強を占めている。**図表Ⅱ－１－４**は賃金構造基本統計調査により、ここでは100人未満から1,000人以上の３段階の従業員規模別に賃金水準を比較している。賃金水準についても経営指標と同様に全産業ベースで規模間の格差を検証することとした。もともと中小企業の賃金水準は大手に大きく劣っており、2007年以降の実態を平均月次賃金で比較すると、中小の賃金は1,000人以上の大手に対して４分の３程度にとどまっている。一時金の格差は月次賃金よりはるかに大きいので、年収ベースではさらに格差が広がるものと想定される。

なお、**図表Ⅱ－１－４**は年齢、性別、学歴などの属性で分類していない正社員・正職員計の平均賃金を示している。また非正規雇用者比率を勘案した企業規模間格差については、就業構造基本調査（総務省統計局）によると、大企業、中小企業ともに非正規雇用者の比率は上昇しているが、その上昇テンポは2000年代には大企業の方が速い。このような上昇テンポの違いにより、大企業の方が非正規雇用者の増加が平均賃金を低下させる程度が大きいものとなり、雇用者全体でみた規模間格差を縮小させた面があることにも留意が必要である。

以上のデータをみた限りにおいては、中小企業労働者の暮らしの底上げにはいまだ道遠しの感が

拭えない。中小の労働者世帯は日々厳しい生活のやりくりに追われ、当然消費性向も高止まりの状態が想定されるから、ここでの月例賃金の底上げがなければ経済全体の好循環も起こりえないというべきである。

図表Ⅱ－１－４　企業規模別賃金格差

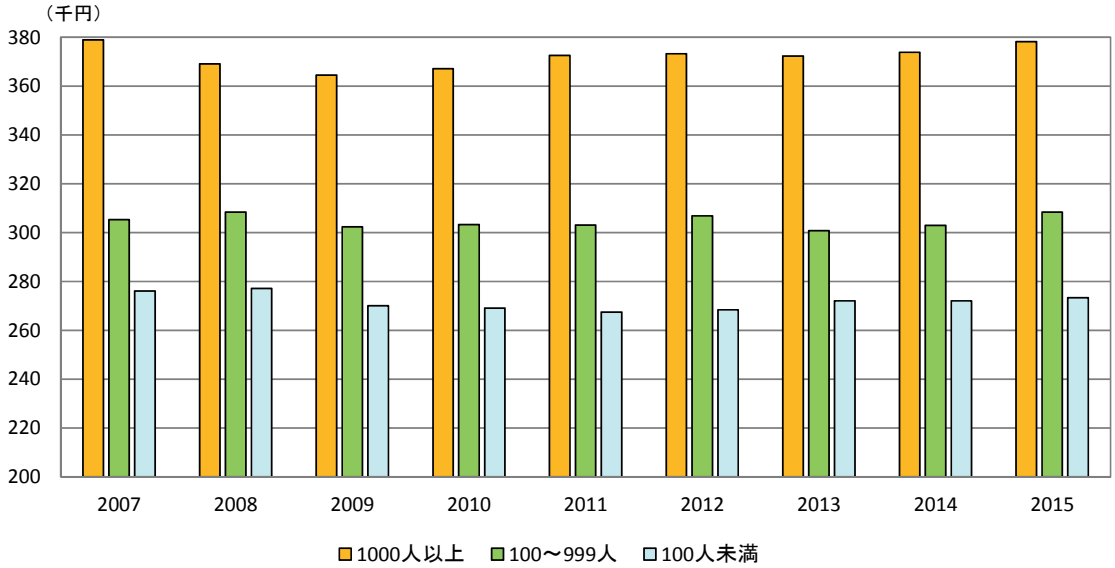

（注）賃金は各年６月の所定内給与。
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

コラム② 中小企業白書が試算した中小製造業の価格転嫁力

企業規模間の経営指標（従って賃金など労働条件も）の格差はどのような要因から生じるのか。2014年版中小企業白書（第１部第１章第３節）の分析をもとに検討してみよう。ここで分析の対象となっているのは製造業である。白書によれば1990年代の半ば以降、中小企業（製造業、以下同）が原材料や中間財など中間投入品の仕入れ価格を自社製品の販売価格に転嫁できる度合、すなわち価格転嫁力が一貫して低下している。ここでいう価格転嫁力とは、取引先大企業による優越的地位を乱用した単価引き下げ要求の強弱に対する逆数と考えればよい。白書では企業の価格転嫁力の変化を「付加価値デフレータ」という指標を作成して観察する。「付加価値デフレータ」は企業の生み出す付加価値の「価格」と想定される。付加価値は売上高－中間投入であるから、販売数量と仕入数量の増減関係を一定と仮定すれば、「付加価値デフレータ」の変化は「販売価格要因」と「仕入価格要因」に依存することとなる（**図表注記参照**）。

中小企業の価格転嫁力は80年代央まで概ね上昇傾向にあったが、90年代後半には仕入価格の低下以上に販売価格が低下したため、また2000年代半ば以降は仕入価格の上昇に販売価格の上昇が追い付かないことによって低下した。この間、大企業の価格転嫁力に大きな変化はなく、価格転嫁力の規模間格差が拡大している。換言すれば、90年代を転機として中小企業の価格転嫁力に構造的変化が生じているのである。

図表②　企業規模別「価格転嫁力」の推移（製造業）

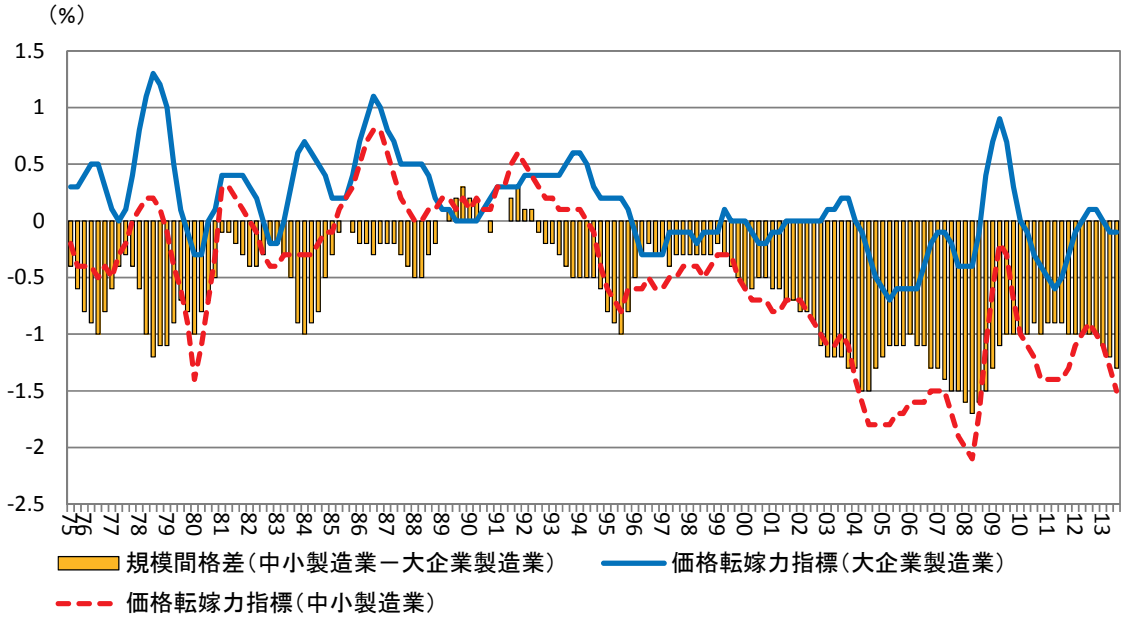

（注）企業規模iに属する企業のt期の価格転嫁力指標上昇率を⊿Pit、売上高をSit、材料費をVit、販売価格上昇率を⊿PSit、仕入価格上昇率を⊿PVitとすれば⊿Pit=1／(1－Vit／Sit)・(⊿PSit－⊿PVit・Vit／Sit)

なお規模別の販売価格および仕入れ価格の上昇率は日銀短観の販売価格ＤＩ、仕入れ価格ＤＩの回答企業割合および企業物価指数の工業製品、素原材料＋中間財から推計。詳細は白書付注1-1-1参照。

資料出所：中小企業庁「2014年版中小企業白書」。

90年代は利潤率の低下とその要因が論議を呼んだ時代であり、90年代央を境に労働分配率の低下傾向が生じた。その同じ時期に中小企業の価格転嫁力も低下し始めたことに留意すべきである。そして価格転嫁力の低下は企業収益をも圧迫している。白書は収益力の変化を「価格転嫁力の変化」と「実質労働生産性の変化」という二要因に分解している。端的にいえば、中小企業は殆どの期間において大企業を上回る実質労働生産性の伸びを記録しているが、90年代を境として価格転嫁力の低下が実質労働生産性の上昇を相殺することで収益力が失われている。白書（同第４節）は実質労働生産性の規模間格差と変動要因も分析している。中小企業の実質労働生産性が大企業を上回ったのは、90年代半ばまでは資本装備率（設備投資）の高い伸びに支えられ、2000年代央以降は製品の高度化など実質付加価値率の上昇によるものである。

以上の結果が示すところは、賃金の増加を軸とした経済の好循環を実現するに当たっては、高い生産性を有し、日本経済の基盤を支えている中小企業が生み出した付加価値の相当大きな部分が大企業に移転してしまい、中小企業の収益力を圧迫して結果的に中小企業労働者の賃金水準を押し下げている現状に抜本的な改革のメスを入れることが不可欠になっているということである。

（DIO2015年２月号「今月のデータ」より）

第２節　中間層の没落

今年の全体的なテーマである暮らしの底上げは、大胆に言い換えれば分厚い中間層の再構築と表現できよう。昨今社会問題とされている格差社会の実相を概観すれば、一握りの富裕層に富が集中する一方で、年収200万円未満のような低所得層が増大したことにより貧富の二極化が進行し、その過程で中間的な所得層が痩せ細って、より下位の所得層に吸収されていったということであろう。従って暮らしの底上げをいうのであれば、単に底辺層の所得を嵩上げすることに止まらず、中間的な所得層を再構築して社会全体の所得分布を適正化することが重要である。

(1) 低賃金非正規雇用労働者の増加

まず１人あたりでみた可処分所得の中央値の中期的な推移から中間層の所得動向を観察する。**図表Ⅱ－１－５**は、みずほ総合研究所が「国民生活基礎調査」（2013年）から作成したもので[4]、等価可処分所得[5]の推移を名目値と実質値（ＣＰＩ総合指数(2010年基準)で調整）でみたものである。一見して明らかなように、可処分所得は名目、実質ともに1990年代後半をピークとして減少に転じ、実質値にいたっては1980年代の水準まで低下してきている。このことは中間層の所得水準が低下して、貧困層に転落するリスクが高まっている可能性を示唆している。

図表Ⅱ－１－５　１人あたり可処分所得中央値の推移

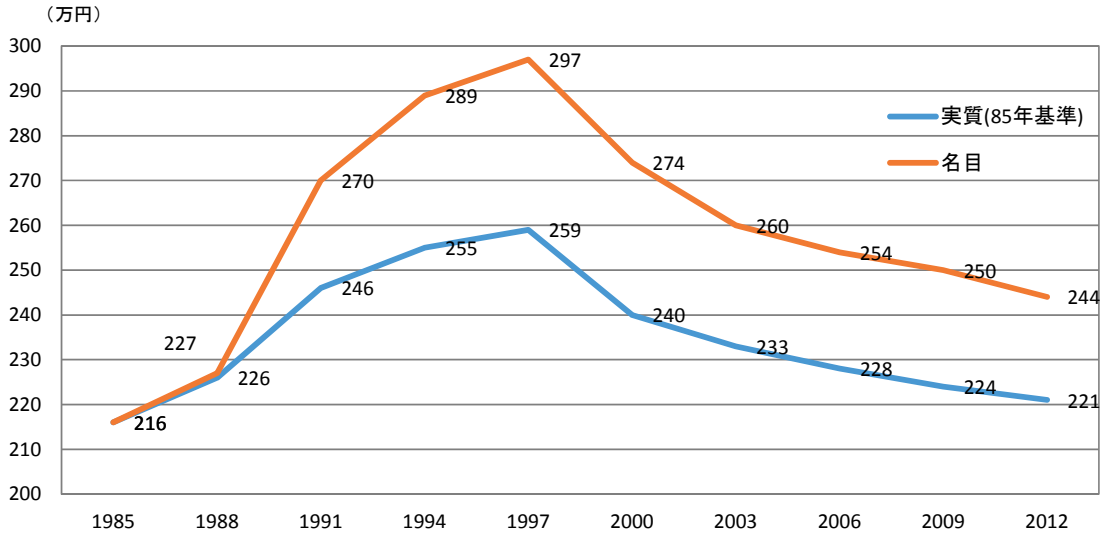

資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（2013年）より、みずほ総研作成。

次に近年における所得（年収）分布の変化をみておこう。**図表Ⅱ－１－６**は2011年から2015年の間における年収階級別の雇用者数増減（折れ線グラフ）をさらに雇用形態別に分解（棒グラフ）したものである。この間に全体では正規の職員・従業員が48万人減少した一方で、非正規の職員・従業員は169万人増加している。図表からは年収300万円未満の年収階級で非正規雇用が大きく増加し

[4] 高田創「日本の格差に関する現状」みずほ総合研究所、2015 年、P41。
[5] 世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平方根で割って調整した額。

ていることがみてとれる。この年収階級では正規雇用者の減少が目立っているが、低い賃金のまま雇用形態もより不安定になった層が一定の範囲で存在するものと推察される。なお、この間の非正規雇用数の増減を年齢階層別に見ると（ｐ42図表Ⅰ－２－20(２)）65歳以上の層が大きく増加しており、年齢階層別の低賃金労働者比率（ｐ88図表Ⅱ－１－９）でも60歳以上層では概ね４人に１人が低所得となっていることなどから、高齢者層の労働力化の影響にも留意が必要である。正規雇用については年収500～699万円層の増加が目立つ。しかしひとつ上の年収階級である700～999万円層の雇用者は逆に減少しており、増加の一部は上級階層からの移動であると考えられる。

図表Ⅱ－１－６　雇用形態別・年収階級別雇用者数の変化（2011～2015）

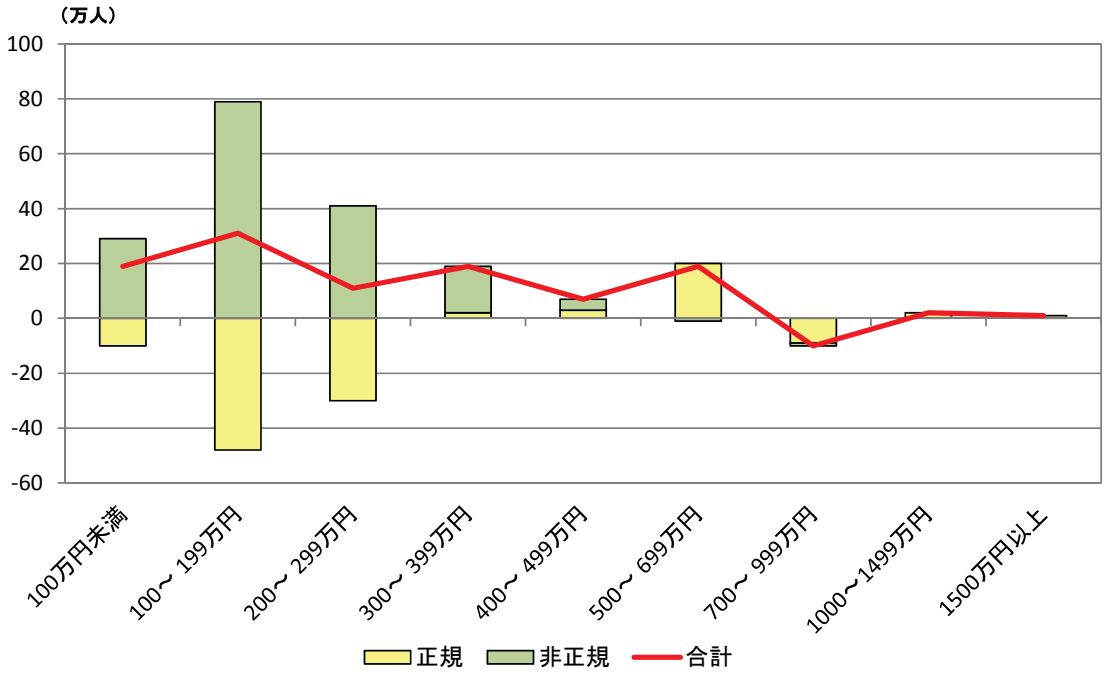

資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）平成27年（2015年）平均（速報）」より作成。

(2) 実質で見た労働生産性と雇用者報酬の乖離

こうした格差拡大、中間層の衰退は主にどのような要因によるのであろうか。2015年版労働経済白書は「労働生産性と雇用・労働問題への対応」をメインテーマに掲げ、その中で労働生産性と雇用者報酬の相関に関する国際比較を行い、日本の労働生産性上昇が賃金の上昇に結びつかなかった理由を分析している。グラフは厚労省が試算したデータをもとに日米欧の1人当たり実質労働生産性と実質雇用者報酬の推移を示したものである。一般的な経済理論によれば限界労働生産性と実質賃金は一致することから、二つのグラフは概ね相似形を示すはずである[6]。それが全く異なった形状となっているのは、日本の実質雇用者報酬が理論的予想に反した動きをしていることによる。

[6] 厚生労働省「平成 27 年版労働経済の分析」P64-65。労働生産性は労働者一人（または時間当たり）が生み出す付加価値を意味するが、理論的には限界労働生産性と実質賃金は一致することとなり、現実的にも労働生産性の上昇は賃金上昇と密接な結びつきを持つ。このため、労働生産性の動きを確認することは賃金の動きを占う意味でも重要となってくる。（原注）P64 コブ・ダグラス型生産関数と市場の完全競争を仮定すれば、賃金は労働生産性に比例して変動することとなる。しかし、標準的な経済理論では、長期においてこの関係が成立することを想定しており、現実には市場の調整コストが存在することから中短期的な変動を考慮すると、この関係が常に成立しているわけではないことに留意が必要である。

図表Ⅱ－１－７　日欧米の労働生産性と雇用者報酬の推移

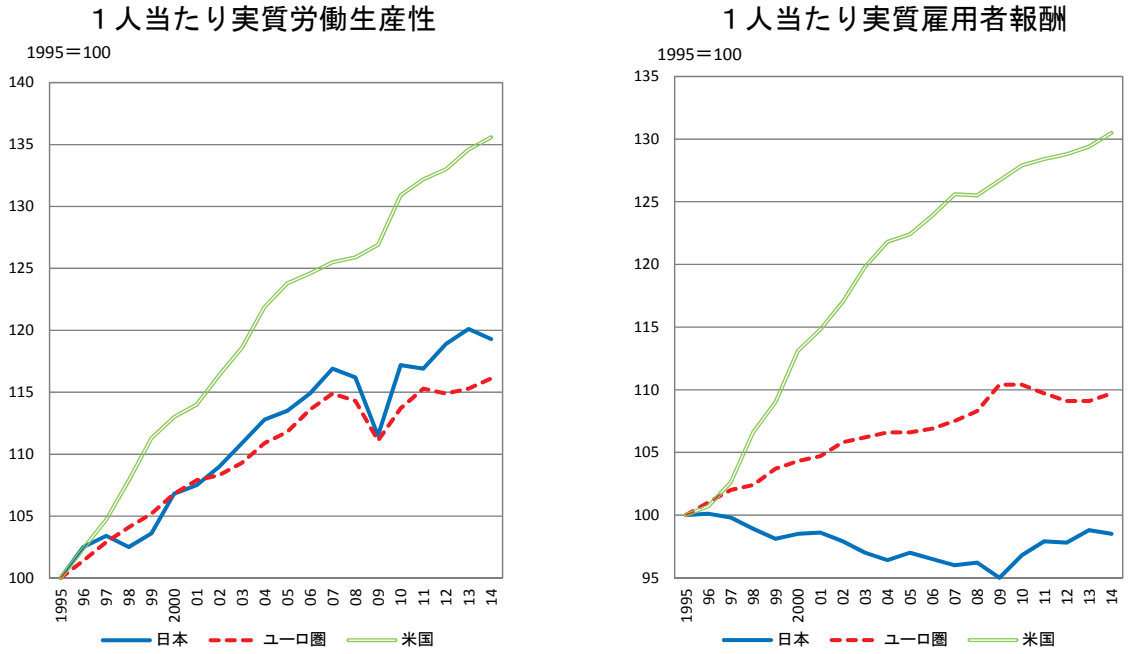

資料出所：厚生労働省「平成27年版労働経済の分析」。

白書は日本で労働生産性と賃金が乖離した理由として①企業の利益分配の変化②非正規雇用の増加③労使の交渉力の変化④交易条件の悪化という４つの仮説を挙げている。②と③は結局①に帰結するので、利益分配変化と交易条件悪化が主因となる。まず交易条件についていえば、輸出価格の上昇で相殺できない輸入価格の上昇による所得の海外流出を誰が負担するかの問題だ。原油価格が急騰したオイルショック時には実質賃金が上昇し、主として企業部門が負担することとなった。現下の円安による所得流出は実質賃金に対して継続的にマイナスの影響を与えている[7]。

実質賃金の低下に大きく寄与したのは利益配分の変化である。オイルショック時の利潤率低下に危機感をもった日経連（当時）は生産性基準原理を前面に押し立てて名目賃金の抑制を図った。労働側は経済整合性論を対置し、佐々木孝男（初代連合総研所長）の逆生産性基準原理（1984）によって理論的基盤を整えた。経済整合性論は広義の所得政策とも考えられるが、所得政策はインフレを抑制して実質賃金を維持する側面もあることから、生産性向上に見合った実質賃金の引き上げを目指した取り組みであったと考えられる。しかし連合総研の『90年代の賃金』（1992）も指摘するように、労働組合の交渉力低下などから80年代には早くも実質賃金の伸びは低下傾向を示すに至っていた。95年以降の状況はグラフの示すとおりだが、ここで②は当時の日経連が雇用のポートフォリオを策定して戦略的に攻勢をかけてきたものであった。これに対し労働側は③のように交渉力が低下したことも含めて正面から対抗できなかった。春闘要求策定に当たって、物価上昇がない場合に要求根拠を何に求めるかといったことがいまさら議論されるような理論的な混迷の影響も大きい。経済整合性論以降、労働生産性の向上に見合った実質賃金の引き上げを目指してきた取り組み

[7] 厚生労働省「平成 27 年版労働経済の分析」P72-73　実質賃金の上昇率は、労働分配率・労働生産性・交易条件の変化に恒等式上分解することができる。交易条件の影響をみていくと、交易条件の悪化が実質賃金に対して継続的にマイナスの影響を与えていることが分かる。この影響は 2010 年以降でさらに大きくなっており、労働生産性の上昇の好影響をかなりの程度相殺していることが分かる。

が、十分には継承されていないことが懸念される。

また実質賃金低下の背景には組合の交渉力の低下もあるが、春闘（賃上げ）の波及効果の低下、その理由としては、組合組織率の長期的低下がある。多くの職場で、「組合がなく労使交渉がない」ことが、賃金上昇にならない（賃金低下の）大きな要因である。対応策としては、積極的な賃金交渉、春闘の波及効果を高める取り組み、組合組織率の引き上げ（1000万連合）の取り組みなどを着実に進めることが求められる。

コラム③　欧米における中間層の所得動向

本文で参照した2015年版労働経済白書の分析は、日本の実態と米国およびユーロ圏を比較して、労働生産性と実質賃金の乖離を日本に固有の特徴のように描いているが、海外における先行研究の中には、むしろ米国や欧州にもこうした乖離がみられるとするものも見受けられる。例えばトーマス・Ａ・コーチャンによると、米国では「1947～79年の間に、生産性と実質賃金はともに年間約２～３％の割合で上昇した。この成長の足並みは80年前後に崩れはじめた。80～2010年の間に、生産性は約84％上昇したが、平均世帯収入の伸びは10％、平均時給の伸びは５％だった」。またヴォルフガング・シュトレークは近著[8]において「新自由主義革命の決定的成功を目に見える形で一番はっきりと示しているのは、民主主義的資本主義諸国における収入および資産の持続的な格差拡大だ」[9]とし、「ドイツについて言えば、この発展が産業別賃金決定制度の統合力の弱体化、および労働組合の力の喪失と密接に関係している」「ブルース・ウェスタンとジェイク・ローゼンフェルドは労働組合の交渉力と収入格差のあいだに負の相関があることを、アメリカのケースについて立証している[10]」と述べている。これらの研究を参照する限りでは、労働組合の交渉力の変化に関わる分配の歪が実質賃金の伸び悩みに帰着するのは、新自由主義的経済政策が浸透した先進工業国に共通の現象であると捉えるべきなのであろう。

ここで見落としてはならないことは、分厚い中間層の存在はもっぱら経済の安定に必要とされるに止まらず、政治的民主主義が実効を伴って機能するための社会的な基盤でもあるということである。例えば先ごろの英国の国民投票によるＥＵ離脱、いわゆるBrexitに関わって遠藤乾は、その背景で産業革命以来最大の所得構造変動が起きており[11]、グローバル化で途上国・新興国の労働者と先進国の上位所得者１％が潤う一方、先進国の労働者が相対的に沈んだことがあり、近年の政治的動乱の震源地はこの先進国の労働者だと述べている。先進国は自国の民主主義に敏感にならざるを得ない分、グローバル化が深刻化すると（国家主権を含めた三者間の）トリレンマ[12]に陥る。21世紀は再び「ホブソン・モーメント[13]」を迎えており、過剰資本と過少消費の橋渡しをすることで、やせ細る中間層対策が急務だと結論している[14]。

---

[8] コーチャン，トーマス・A『雇用危機からの脱出』Diamond Harvard Business Review、2012 年、P138　なお世帯収入と時給の伸びの差は、主として配偶者の労働参加が進んだことによる。
Kochan, Thomas 'The American Jobs Crisis and the Implications for the Future of Employment Policy', International Labor Relations Review, vol. 66, no. 2, (2013) P291-297

[9] シュトレーク，ヴォルフガング『時間稼ぎの資本主義』鈴木直訳、みすず書房、2016 年、P91-92
Streek, Wolfgang "How will capitalism end?" New Left Review 87 may june (2014), P50-55

[10] Western, Bruce, Rosenfeld, Jake "Unions, Norms, and the Rise in U.S. Wage Inequality" American Sociological Review 76 ,(2011) P513-520

[11] ミラノヴィッチ，ブランコ『不平等について』村上彩訳、みすず書房、2012 年。

[12] ロドリック，ダニ『グローバリゼーション・パラドクス』柴山桂太、大川良文訳、白水社、2013年。

[13] ジョン・A・ホブソンは20世紀前半の英国経済学者。著書『帝国主義論』で海外に流出する資本を過少消費に陥る国内に還流させて、労働者に価値分配する構想を提示し、グローバルな帝国主義的政治権力の改革と国内の社会民主主義的改革を橋渡しする政策として注目された。なお、ホブソンの『帝国主義論』はレーニンが自著の『帝国主義論』での現状分析にあたって批判的に依拠した著作として知られる。

[14] 遠藤乾「ＥＵは生き残れるか　やせ細る中間層対策急務」（経済教室）、日本経済新聞（2016. 7.28）。

第３節　格差是正と同一労働同一賃金

同一価値労働同一賃金とは同一の価値を有するとみなされるいくつかの労働に従事する労働者間の賃金水準に格差が存することは合理的ではないとする原則である。同一労働同一賃金と表現される場合もあるが、「同一労働」というときの同一の意味するところは、労働の価値の等価性であるのは自明であり、両者は基本的に同義であると考えて差し支えなかろう[15]。そこで問題とされるのは、もっぱら賃金水準間の格差の存否であって賃金水準そのものの高低ではないので、同一とされるべき賃金水準については、再生産可能な最低生計費や職務評価などから別途算定される必要がある。なお昨今、政府が同一労働同一賃金の実現として論議している、同一企業内における雇用形態の違いによる賃金格差の是正問題については、同一価値労働同一賃金の原則に含まれる多くの含蓄（**コラム④参照**）の中から、ただひとつを取り出してきたものといえる[16]。

(1) 同一価値労働同一賃金論の歴史と横断賃率[17]

同一価値労働同一賃金の実現に向けた取り組みは、欧米においては19世紀末からの歴史がある。この取り組みは主として、女性の労働市場への参加が拡大する中で、女性に対する賃金格差を放置すれば賃金相場全体を押し下げる結果となることから、まずなによりも男女間の差別是正のための原理を確立しようとするものであった。第一次大戦後ベルサイユ条約に基づいて設立されたＩＬＯの憲章に「男女は同一価値の労働に対して同一賃金を受けるべき」と規定され、第二次大戦後の1951年には「同一価値労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」（第100号条約）が採択されている。

わが国においては、敗戦直後には生活保障給を中心とした電産型賃金[18]が普及した。1950年代後半以降の高度成長期は技術革新と貿易自由化が促進された時代であり、労働組合にあっては、産業・企業横断的な賃金の社会性への意識が高まり、経営者側でも一層の経営合理化の一環として職

---

[15] 遠藤公嗣「同一〈価値〉労働同一賃金とは何か」世界 2015. 5　P239。なお歴史的な論議経過においては、「同一労働同一賃金」「同一価値労働同一賃金」はもともと男女平等をめざす文脈から出てきたもので、前者では乗り越えられない職種・業種におけるジェンダー・セグリゲーションの克服のために後者が持ち出されてきたという経過がある。また「同一労働同一賃金」は同じ職種（例えば旋盤工あるいは機械工同士）の賃金の比較であるのに対し「同一価値労働」は異なった産業・職種間（例えば機械工と電車運転士）の賃金を対象とした、より広義の概念（ただしコラムで紹介している長沼弘毅は「同一労働同一賃金」をこの意味で理解している）とする考え方もある。一方で、「同一価値労働」とは、同じ労働が行われていても、生産性が高く高付加価値の産業・企業とそうでない産業・企業では労働の価値が違うのではないか（金子美雄）との指摘もある。

[16] 現在政府が進めようとしている「同一労働同一賃金」はあくまで「企業内の雇用形態間格差の是正」に過ぎず、賃金水準（格差）そのものの是正には繋がらない。連合は従来から、同一企業内における「均等」と「均衡」の両者を含めた雇用形態間の均等待遇の実現をめざしてきたが、今般の政府サイドの政策提起を受けて、「雇用形態間における均等待遇原則（同一労働同一賃金）の法制化に向けた連合の考え方」を確認した（2016. 6 . 16 第９回中央執行委員会）。

[17] 産業別労働組合と産業別経営者団体との間の団体協約で決められる産業別の賃率のこと。同一職種、同熟練度の労働者には、企業の条件の違い、年齢、勤続年数などの違いを超えて、同一賃率が適用される。ただし、その賃率はあくまで最低基準であり、企業ごとの上のせを排除するものではない。なお、産業間の賃金格差是正については法定最低賃金の引き上げが有効である。

[18] 日本電気産業労働組合（電産）が協約化し、1947 年から実施された賃金体系。本人給と家族給を合わせて生活保障給とした。生活給的な立場にたった賃金体系で、生計費実態調査から理論生計費を導き出し、要求額算出の基礎とした。以後 10 年余り各労働組合の賃金要求の中心となって広がった。

務給[19]を中心に賃金制度を見直す機運が高まった。賃金制度改革をめぐる労使の鍔競合いが続く渦中の1960年、日本労働協会（現労働政策研究・研修機構＝ＪＩＬＰＴ）は「賃金問題に関する労働組合幹部専門講座」[20]を開催している。1950年代後半から60年代にかけて経営側は変化する経営環境への対応として競争力を強化する観点から、同一労働同一賃金原則に基づく（企業内賃金制度の）職務給への移行を提唱していた[21]。そうした最中に開催された同講座においても同一労働同一賃金原則や横断賃率論は中心テーマのひとつとされた。

冒頭、問題提起で講演した金子美雄経企庁調査局長は、同一労働同一賃金の原則について、同じ種類の職業の労働者に対しては、企業や産業によって賃金の差をつけさせない、つまり特定の職業の労働者が団結して、その職業に対する企業別または産業別の賃金格差なくするという政策の意味を持つとし、企業内賃金体系としては、使用者の主観的一方的賃金決定、その結果としての個別的賃金格差を認めないこととしている。

学識経験者として登壇した大河内一男東京大学教授は、従来の年功序列的な賃金制度への批判的な意味で「同一労働同一賃金」がいわれ、同じ技能の同じ労働に対しては同じ賃金を払えということが、ひとつの新しい目標として掲げられているとし、突き詰めて言えば一種の職種別賃金の提案ともいえるが、年功賃金と「同一労働同一賃金」をどのように具体的に調整していくかは、経営側も労働組合自身もあまりはっきりしていないのではないかと当時の状況を総括している。

労働組合からは最初に、横断賃率論には否定的[22]とされた総評調査部の小島健司が発言し、総評はおおよその方向として、年功序列賃金をやめて産業別の統一賃率にいたるという姿を頭に描いているが、横断的賃率とは企業別の賃金体系ではない。横断的な賃率というのは、いわば賃金の社会的な格付けであるとして、冒頭、金子が述べた意味での同一労働同一賃金の原則については賛意を示している。全労[23]からは和田春生書記長（後の民社党衆議院議員、同参議院議員）が参加し、職務を中心に考える形が、年功序列型賃金を是正し、同一労働同一賃金に近づく有効な方法だとしつつ、賃金決定機構が企業内に限られていると職務給の基礎になる職務評価の基準が企業内に封鎖的となり、一般的な共通の評価基準は発見しにくいとも述べている。

今から振り返ること半世紀以上前の「労働組合幹部講座」における諸見解ではあるが、今日の議論にも、なお示唆するところが少なからずあるように思われる。

---

[19] 職務給は職務分析や職務評価という労務管理技術とむすびついた賃金であり、その金額は労働者の担当する職務によって決まることになる。

[20] 日本労働協会編『労働組合と賃金 その改革の方向』日本労働協会、1961 年。

[21] これは現在、経団連が主張している「同一価値労働同一賃金」論（例えば『経済労働政策委員会報告 2010』P67、「同一価値労働同一賃金」の考え方とは、将来的な人材活用の要素も考慮して、企業に同一の付加価値をもたらすことが期待できる（中長期的に判断されるもの）であれば、同じ処遇とするもの。）と一脈通じるものである。

[22] 熊沢誠「戦後労使関係のなかの賃金体系――横断賃率論の意義と限界」、連合総研『日本の賃金―歴史と展望―調査報告書』（2012）P252。なお熊沢はこの論考において、会社の主張する職務給論との相違点が不明瞭であるなど、ラフな論議に留まった、かつての横断賃率論を批判的に継承するものとして「同一価値労働同一賃金」論を位置づけている。

[23] 全日本労働組合会議。総評を脱退した全繊、海員、全映演、日放労と総同盟による全国結集体として 1954 年に結成された。総評とともに日本の労働戦線を二分していたが 62 年の同盟会議を経て、64 年の同盟の結成に際して解散した。

コラム④　長沼弘毅『同一労働同一賃金論について』の先見性

長沼弘毅は戦前から敗戦後にかけての大蔵官僚。事務次官時代は執務を午前中で終え、午後は来客を断って労働法の研究に没頭し、夜は宴会にも出ずにシャーロック・ホームズの研究に打ち込んだというユニークな人物である。シャーロキアンや江戸川乱歩賞の選考委員としても知られているが、経済学者として生活賃金や同一労働同一賃金に関する著書も多数ある。その中でダイヤモンド社から「生活賃銀全書」の一冊として出されたのが『同一労働同一賃銀論について』である。

同書が上梓された1947年は労働基準法施行の年であり、基準法には男女同一賃金の原則（第４条）が盛り込まれた。長沼も述べているように、これが一般には同一労働同一賃金の原則とされる。同一労働同一賃金の原則が男女の賃金格差是正の意味で取り上げられるのは各国共通の現象であって、外国においてはすでに1890年代から熱い論議がなされており、ことに前大戦の直前には、最低賃金法制定との関連で、最もやかましく論じられてきた。本書においても男女間の賃金問題については第３章で詳細に論じられているところである。

とはいえ、長沼は「この原則は、決して、男女間の賃金の問題のみに関する原則ではなく、極めて複雑な含蓄を持っているものである」として、性別の観点からは女子対女子、男子対男子の問題があり、また性別に関わりなく次のような問題を列挙している。

１．家内労働者と工場労働者との賃金格差。
２．異種産業部門間の賃金格差。
３．同一産業部門内における地域間の賃金格差。
４．同一地域内における接近ないし関連職業間の賃金格差。
５．既婚ないし家族持ちの労働者と独身労働者間の賃金格差。
６．国際間の賃金格差。

これらの問題は、アダム・スミスからモーリス・ドッブにいたる多くの経済学者が論じてきた賃金問題を包摂するものであるが、それらを同一労働同一賃金の持つ「含蓄」として一体的に捉えることにより、すぐれて今日的なテーマとも繋がっている（長沼の論旨は明らかに今日でいうところの同一価値労働同一賃金論である）。一方で、敗戦後の高度成長期以来の問題である経済の二重構造に起因する企業規模間の賃金格差や現在喫緊の課題とされている同一企業内における雇用形態間の賃金格差は、直接には言及されていない。規模間格差については、長沼が主として依拠したと思われる海外での賃金規制の動向において、規模間格差が主要な対象とされてこなかったことが考えられる。また雇用形態間の格差については、「男性稼ぎ手モデル」の世帯賃金が支配的な社会では主として男女間の格差問題に解消されていたのであろう。

長沼の論考の中で注目すべきは、いわゆる「同一労働同一賃金」原則と「生活必要」原則は二律背反ではなく、本来的に併存すべきものとしたことであろう。長沼はまずそれぞれの原則について、「生活必要」とは賃金の第一次的基本（基本賃金）として標準世帯（当時の議論では５人世帯）の最低生計費を確保し、労働の能率や難易度（熟練）を斟酌した同一労働同一賃金は、その上に付加される二次的な賃金とする立場、「同一労働同一賃金」とは、賃金は労働者の提供する労働（サービス）の対価であり、基本賃金は労働が同一である限り同一であるべきで、家族扶養に関する考慮はその上に二次的に配意されるべきものとする立場であると整理した。次に長沼は、海外における実状をも勘案しつつ、以下のよ

うに両原則の併存融合を説く。すなわち、「生活必要」原則については、基本賃金の算出基礎を標準世帯という虚構から労働者本人の必要生計費に置き換え、扶養に関わる給付は家族手当として基本賃金から外だしすること。また「同一労働同一賃金」原則については、この基本賃金を前提としつつ、その上に労働の能率や難易度が同じであれば、それに応じた基本給への上積み部分を含めた賃金総額における同一を追求することで両者は矛盾なく、実質的に「同一労働同一賃金」原則に立ったひとつの賃金制度に納まりうるとしたのである。

この考え方は、基本賃金の算定基礎を「親一人・子一人」世帯の生計費とする今日の議論の原点とも言えるものであり、外出しされた扶養に関わる諸手当を、現物給付を含む公的な給付に転換すべきとする現下の政策提言とも深く関わるものである。

(2) 同一価値労働同一賃金の前提条件

同一価値労働同一賃金の理念を実践的に展開できるのは、育児、教育、住宅、医療、年金などの社会保障や労働移動に伴う犠牲を労働者に強いることのない雇用支援制度が充実した福祉国家においてのみであり、社会保障の欠如した同一価値労働同一賃金は、単に賃金の低位平準化に帰する危険が大きいことに加えて、雇用の流動化に伴う労働条件の劣化をもたらす懸念が多分にある。なぜならば、同一価値労働同一賃金の賃金は職務見合いであるのに対し、実際の生計費水準は子の成長（進学）や子の数、さらには親の介護費用の発生など稼得者のライフステージに対応して変化（上昇）するため、職務見合いの賃金が常にこれをカバーできるとは限らず、世帯の実態に見合った社会保障給付を欠けば、たちまち困窮に陥ってしまうことも想定される。さらに「男性稼ぎ手モデル」における年功賃金制度は稼得者側の生活給的要求に対応したものであることの一方において、この制度が例えば製造業の現業部門でも採用された際の使用者側の当初の意図には、人手不足による売り手市場的な労働市場にあって、初任賃金の世間相場を低く抑えて勤続が増すにしたがって徐々に昇給する、すなわち長く勤めるほど有利になる賃金制度により、労働者が職場に定着するインセンティブを高めることが大きな要素として含まれていた。従って年功賃金制度を職務見合いの賃金制度に代替することは、すでに過去のものとなった、労働者の定着を重視した企業内労務管理から、雇用の流動化を促進する政策の支援を受けた柔軟な雇用管理への転換と軌を一にするものと考えられる。このとき企業横断的な職務評価制度や労働移動に伴う職業訓練などの雇用支援策が不十分であれば、従前より低下した労働条件での再就職を強いられることにもなりうるのである

そこで本項の最初に述べたように、同一価値労働同一賃金の制度的前提として雇用支援を含む広義の社会保障制度が整備されていなくてはならない。公的給付には財源問題が必然的に付随するが、連合が法人企業の税・社会保険料負担率をＧＤＰの１割程度にまで引き上げることを提言していることなども勘案しながら、公正で合理的な税・社会保険料負担と所得再分配のあり方が検討されるべきであろう。

コラム⑤　「あるべき賃金」とアマルティア・センのケイパビリティ

連合総研は、2013年に「雇用・賃金の中長期的なあり方に関する研究委員会」を立ち上げ、賃金問題の原点に立ち返ったあり方論議を開始した。翌2014年には論議経過の中間報告として『賃金のあり方に関する論点整理―正社員と非正規雇用労働者を含めたトータルとしての賃金のあり方をめざして―』を取りまとめた。中間報告は連合リビングウェイジを参照しながら、「あるべき賃金」の検討対象として「親一人・子一人」の世帯モデルを採り上げている。単身世帯ではなく「親一人・子一人」世帯を対象に考えるのは次世代の再生産を念頭に置いてのことである。また二人親（子二人）世帯を採らないのは、二人親世帯では住居や家具什器などで規模の経済が働き、生計費の一部が節約できることとなるが、逆にこの世帯モデル生計費を二分したのでは、「親一人・子一人」世帯の生計費を賄う水準に及ばないと想定されるからである。そしてこの「親一人・子一人」世帯の世帯主＝主たる生計維持者を一定の仕事スキルを有した「一人前労働者」と位置づけ、世帯生計費との見合いであるべき賃金水準を考察することとなる。

図表⑤　「連合リビングウェイジ」（2013年調査）

世帯数	世帯構成	月間必要生計費（自動車保有の場合）
単身世帯	成人男子（賃貸１Ｋ）	１６３，５５７円
２人世帯	父＋男子小学生（賃貸１ＤＫ）	２０９，１７３円
２人世帯	夫婦（賃貸１ＤＫ）	２１７，１６５円
３人世帯	父＋女子中学生＋男子小学生（賃貸２ＤＫ）	２５８，２１６円
３人世帯	夫婦＋男子小学生（賃貸２ＤＫ）	２５４，１２３円
４人世帯	夫婦＋男子小学生＋男子小学生（賃貸３ＤＫ）	２９７，４０９円
４人世帯	夫婦＋男子高校生＋女子中学生（賃貸３ＤＫ）	３３０，５４３円

次に「あるべき賃金」を一定の仕事スキルを持った「一人前労働者」に、同一価値労働同一賃金の原則を適用することであると位置づけることの当否について検討する。これは同一価値労働同一賃金という基準が、生計費や再生産費用としてみた「あるべき賃金」の公正さをそれ自体として担保しうるのかという問題である。ここでは、現代福祉国家においては生活保障の一部が間接賃金、すなわち社会福祉の公的給付（現物給付を含む）によって担保されることにも留意しつつ、アマルティア・センの平等論を基に検討を進めよう。センは適切な所得分配について「必要」に基づく概念と「功績」に基づく概念という対抗する二つの基本的な考え方があるとした。必要とは生存から社会生活の維持までを含む生計費であり、功績とは労働の対価とみなしてもよかろう。その上で「必要」に基づく概念は「功績」に基づく概念よりも解釈に統一性があり、「不平等」とは何かといった分配上の判断を下すための基礎として高い優先順位を持つと述べている[24]。

それでは「必要」に基づいて相対的に大きな所得シェアを受け取り、なおそれが平等であると判断される根拠としての「必要度」は、どのような方法で認定されるのか。これに対するセンの答えはケイパビリティ（capability：通常「潜在能力」と訳される）の平等こそ「必要」が平等に充足しているか否か

[24] セン，アマルティア『不平等の経済学』鈴村興太郎、須賀晃一訳、東洋経済新報社、2000 年。

を判断する最善の情報的基礎であるというものだ[25]。ケイパビリティとは人が生活するに当たって必要とされる諸機能（「栄養の補給」といった基礎的なものから「幸福の追求」など洗練されたものまで多岐にわたる）を組合せ、実現する可能性ないしは自由度といった概念である。センはアリストテレスに倣って、所得と富は人の優位性を判断するには不適切な指標であり[26]、富はそれ自身、われわれが価値を認めるものではなく、人々が享受することのできるケイパビリティ全体を見る必要があるとしている。

[25] セン，アマルティア『不平等の再検討―潜在能力と自由』池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳 岩波書店、1999 年。
[26] アリストテレス『政治学』山本光雄訳、岩波文庫、1961 年。

第４節　所得の底上げと最低賃金

勤労者生活の底上げに関わって、一定の水準を確保した最低賃金制度の確立は最も直接的な効果を有するものと考えられ、最低賃金の必要性については福祉国家政策の柱のひとつとして広く受容されてきたところである。一方、労働組合の交渉力を背景とした労働協約自治との関連などから、各国における最低賃金制度はそれぞれに特徴的な労使関係史を色濃く反映している。

(1) 日本の最低賃金制度

日本の最低賃金は、輸出産業における公正な取引秩序の確立に向けて1950年代に、当時の労働省の後押しもあって広まった業者間の初任給協定（業者間協定）として出発した。また1959年には最低賃金法が施行され、中央・地方に最低賃金審議会が設置されることとなった。こうして日本の最低賃金は地域別に設定される産業別最低賃金（産別最賃）からスタートした。1968年の最賃法改正により、業者間協定方式が廃止され、産別最賃の大くくり化（産業大分類、複数の中分類）と併せて地域別最低賃金が誕生し、1975年には47の都道府県すべてに地賃が設定されるに至った。地賃は1978年に中央最低賃金審議会（中賃）による目安制度[27]が発足することで概ね今日の形態を整えた。一方、産別最賃は1986年の中賃答申によって、現行のような小くくりの産業を基本として、基幹的労働者[28]に適用される制度となった。さらに2007年の最賃法改正によって、地域別最賃の設定が義務化され罰則も強化された。産別最賃は民事的なルールに改められ、最賃法の罰則は適用されない（民事効[29]）特定最賃に改定された。また派遣労働者にも派遣先地域（産業）の最賃が適用されることとなった。

日本の最低賃金の最大の問題は、国際比較上からも明らかな金額水準の著しい低さにある。最近における地域別最低賃金の引き上げや為替円高によって若干の変化はみられるものの、国連の社会権規約委員会は2013年に、日本の最低賃金水準が先進国では最低レベルにあり、最低生存水準および生活保護水準を下回っていることに懸念を表明している。産別最賃（特定最賃）の場合も、基幹労働者への適用という趣旨が必ずしも浸透せず、地賃とさほど大きく異ならない水準で推移して今日に至る。極めて低い最低賃金が、従来は大きな社会問題とならなかったのは、日本の最低賃金が実態として規定していたのは、当該地域ないしは（小くくり）産業における主婦パートや学生アルバイトなど家計補助的労働に対する賃率であり、所得税の103万円の壁[30]や社会保険料の130万円の

---

[27] 1978 年から地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が毎年地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。目安は地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでない。地域別最低賃金額の表示については、2002 年度以降時間額のみで示すこととなった。

[28] 基幹的労働者とは、年齢、雇入れ後の期間、業務内容が以下の基準にあてはまらない労働者のこと。
・18 歳未満、あるいは 65 歳以上の人
・雇入れ後 6 ヶ月未満の、技能習得中の人
・掃除や片付けに主に従事する人

[29] 最低賃金法の罰則は適用されず、労働基準法の賃金の全額払い違反の罰則（上限額30万円）が適用される。労基法の強行規定が適用されることにより、賃金の未払い部分に対する民事上の請求権が認められることとなった。

[30] 103万円とは、給与所得控除（65万円）と基礎控除（38万円）を足したもの。扶養に入る配偶者の収入が、社員・パート・アルバイトなどの「給与」であれば給与所得控除が使え、上限は103万円となり、これを超えると配偶者本人の所得に課税される。

壁[31]の存在によって、労働者自らが所得を抑制する傾向もあったためであろう。

だが初職から非正規という若者が増え、多くの労働者が非正規の賃率をもって生計を維持せざるをえない状況が拡大する下で、日本の最低賃金制度にもその位置付けや役割に顕著な変化が現れている。今年2016年の地賃目安は全国平均24円の引き上げとなったが、こうした大幅引き上げの流れは2007年の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」で、従来の延長線上ではない引き上げを促すことで政労使が合意し、同年の中賃にこの合意が反映された結果、全国平均の最賃改定額が14円（時間額、以下同）に達したことにはじまる（**図表Ⅱ－１－８**）。

図表Ⅱ－１－８　地域別最低賃金額の推移

（円）

年　　度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
全国平均	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823
改 定 額	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25

資料出所：中央最低賃金審議会。

翌2008年には円卓会議で、最低賃金の中長期的な引き上げについて、生活保護水準との整合性、小規模事業所の高卒初任給のもっとも低位の水準との均衡を勘案し、当面５年程度で引き上げるとの合意が成立。同年は厚生労働大臣から中賃への諮問において、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した調査審議を求めるとされ、全国平均の改定額は16円であった。また2007年の最低賃金法改正（2008年７月１日施行）によって、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準が明確化された。その後民主党政権下で設置された雇用戦略対話において、最低賃金は「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」。その際、中小企業に対する支援や非正規労働者等の職業能力育成などの施策を講じることが確認され、自民党政権下の円卓会議合意の際に示せなかった数値目標が、はじめて示されることとなった。

このように2007年以降、最低賃金の大幅な引き上げが継続しているが、この引き上げはどの程度の範囲の労働者に影響しているのか。表現を変えれば、最低賃金近傍の賃金を得ている労働者数はどの程度であろうか。地域別最低賃金の影響率[32]は2006年以前には１％台であったものが、近年は７％台まで高まっている。この点について先ごろ労働政策研究・研修機構（ＪＩＬＰＴ）がまとめた報告書『2007年の最低賃金法改正後の労働者の賃金の状況』（2016年５月）をもとに概観してみよう。**図表Ⅱ－１－９**は、2014年の賃金センサスをもとに、各属性別の当該地方における地賃の115％水準を下回る労働者の比率をみたものである[33]。男女別では男性の6.5％に対し女性は22.5％が115％水準未満であり、低賃金層における女性比率の高さが示されている。雇用形態別では、一般労働者の4.7％に対しパートタイム労働者は39.2％と４割近くが低賃金層に属している。年代別には20歳代がやや高く、各年代とも概ね10％前後が115％未満水準に含まれており、法定定年の60

[31] 配偶者の年収が130万円を超えると扶養から外れ、国民健康保険料や社会保険料を自己負担する必要が生じる。その場合の負担増は通常20～30万円程度。年収が130万円を超える場合は160万円以上稼得しないと世帯の実質収入が減少する場合が多い。

[32] 当該年度における地域別最賃引き上げ後の水準未満で働く労働者、すなわち当該年度の最賃水準まで法的に賃金を引き上げねばならないとされる労働者の比率。

[33] 2013 年秋に改定された地域別最低賃金額をもとに算出した 115%「未満率」。

歳以降層では23.5％と約４人に１人弱が低賃金層となっている。企業規模別にみると、規模が大きくなるほど低賃金層の比率が低くなる傾向があるが、1,000人以上では1,000人未満（100人以上）よりもやや高い水準となっている。最後に産業・業種別にみると、製造業全体では11.2％と1割強が115％未満に含まれており、中分類の業種別では宿泊・飲食業の40.0％など特定の業種に低賃金労働者が集中していることが分かる。いわば一定の低賃金セクターが存在し、最賃の引き上げが影響を及ぼす（次年度の最賃改定で実際に賃金が上がる）労働者がそこに集約的に存在している。なお、このデータは各都道府県の最低賃金をもとに算出されているが、現在４ランクに分けられて地域間格差を固定しているランク制度のあり方についても再検討すべき時期に差し掛かっていると言えよう。

図表Ⅱ－１－９　属性別低賃金労働者比率

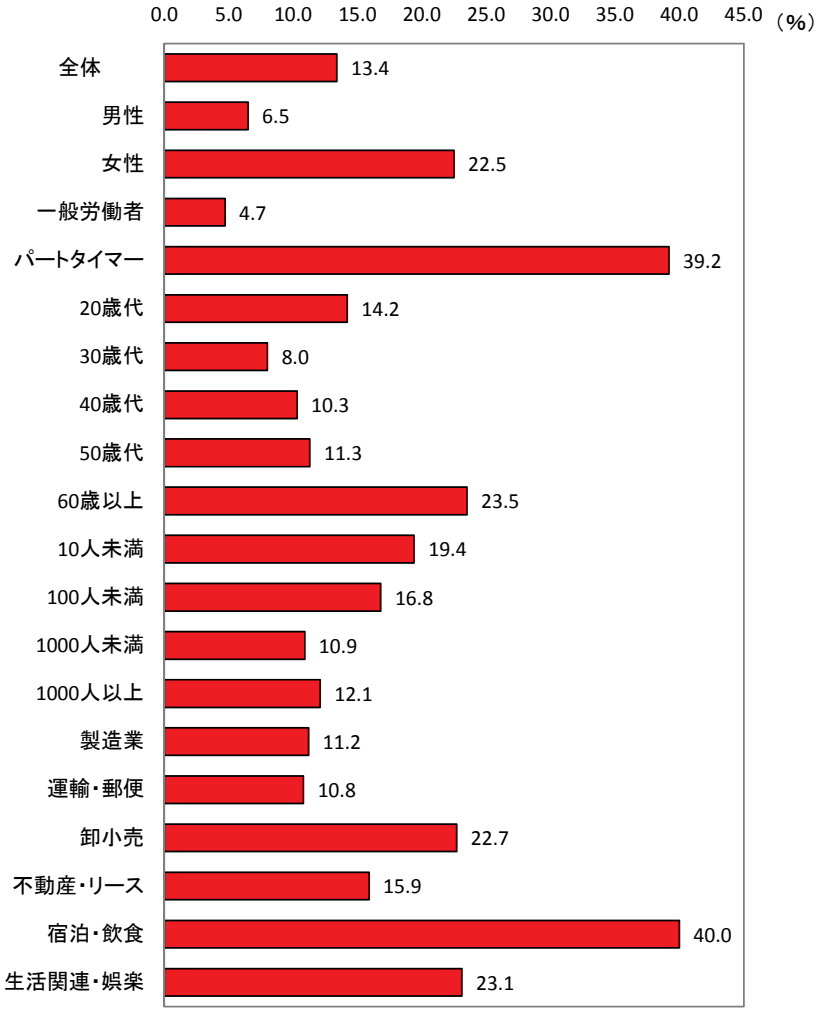

資料出所：ＪＩＬＰＴ『2007年の最低賃金法改正後の労働者の賃金の状況』(2016)。

(2) 最低賃金制度の必要性

最低賃金制度が必要とされるのは、第一には低所得層の給与所得を底上げして、憲法が保障する健康で文化的な生活を営むに足りる収入を保障するためである。**図表Ⅱ－１－10**は地域別最低賃金の全国加重平均と女性パートタイマー（卸売業小売業規模計）の所得分位別時給額の推移をみたものだが、最低賃金の引き上げがパート賃金を着実に底上げしてきた経過が示されている。しかし、大幅な引き上げが続くとはいえ、日本の最低賃金はいまだ再生産可能な生計費を賄う水準に遠く及ばないが、各国の事例をみても、最低賃金水準で扶養家族を含む生活保障が構想されているわけではなく、教育、医療、住宅などの公的給付（間接給与）によって賄われるべき部分を除く所得保障が最低賃金の役割と解するべきであろう。

その上で、現時点における所得保障という役割に加えて、最低賃金制度が必要とされる理由を考察してみよう[34]。まず考慮すべきは労働者の高年齢者生活保障との関わりである。日本やドイツなど先進国の多くでは現役時代の給与所得水準と引退後の老齢年金受給額が一定の方式の下にリンクしており、極端に低い現役賃金が結果として老後の生活を支えるには極めて不十分な年金額に帰着する。ただし現在の日本の年金制度を前提とした場合、健康で文化的な老後を送るに十分な水準まで最低賃金を引き上げることに必ずしも現実性があるとは言えない。むしろ社会保障制度全般の見直しの中で別途検討していくことが妥当と思われる。

また一定水準の最低賃金を法定することなく、極端に低い賃金が社会的に容認されるならば、賃金や労働条件を競争手段にする社会的なダンピングに歯止めが掛からなくなる。ここでは極端に低い賃金の労働者などに対するベーシックインカムなどの形式による租税を財源とした給付と最低賃金規制との比較の問題をも検討すべきであろう。最低限の所得保障は生活保護、老齢年金、あるいは健康保険の休業補償のような形態をとる場合には社会保障の重要な柱となるが、低すぎる賃金の穴埋めに税金を投入することの是非は単純には判断できない。まずそのような補填を行えば、低賃金を競争手段とする経営者や低賃金を前提とした納入単価を押し付ける業者を支援することとなり、結果として労働の価値を削減する効果を持つことに留意しなくてはならない。加えて、補填の額にもよるが、例えば年収200万円未満層を一掃する程度の補填を行うとすれば、現在の税収実績を前提とする限り、税制の再分配機能として実施することは困難で、国債の発行に依存することとなるように思われる。しかし国債とは将来の税収を担保にした国の前借であることを勘案すれば、このような所得補填は次世代の労働者の勤労所得等を当て込んで現在の低賃金を補填する側面を有することも考慮に入れる必要がある。従って税による低賃金の補填よりも法定最低賃金制度の方が好ましいと思量されるところだが、その前提として本章第１節（コラム②）でみたような中小企業における価格転嫁力の低下を改善して、最低賃金引き上げに伴う人件費上昇分をきちんと販売単価に転嫁できるような体制を整えることが重要である。

最後に、最低賃金の法制化ないしは最低賃金の大幅な引き上げが労働市場に、すなわち雇用の総量にネガティブな影響を持つとの議論について一言述べておく。例えば2015年１月から新たに全国一律最低賃金制度を導入したドイツにおいても、従来から横断的な労働協約による最低賃金規制の

[34] 以下はドイツ法学分野における最低賃金研究の第一人者であるボン大学ライムント・ヴァルターマン教授の日本における講演（労働法律旬報 No. 1859 所収）の該当部分を筆者の判断で要約し、日本の実状も勘案しつつ筆者独自の見解を付加したものである。

雇用に対するネガティブな効果についての国民経済学的なモデルに基づく批判はあったようだが、「雇用へのネガティブな効果があることを示した、批判に耐えうる科学的な鑑定は存在しない[35]」。事実として2015年９月までのデータをみる限り、ドイツにおいて統計上、雇用へのネガティブな効果は示されていないという。これは世界の最低賃金（設定または引き上げ）にともなうあらゆる実践的経験が示すところだとされ、ドイツの立法者も最低賃金法の制定にあたっては、そうした評価を前提にしているという。因みにいえば、近年の日本における大幅な最低賃金水準の引き上げに関わっても、その絶対水準がなお国際的には低位にあることもあろうが、雇用へのネガティブな影響を実証するような知見は得られていない。

図表Ⅱ－１－10　最低賃金とパート時給の推移
（卸売業小売業規模計女性）

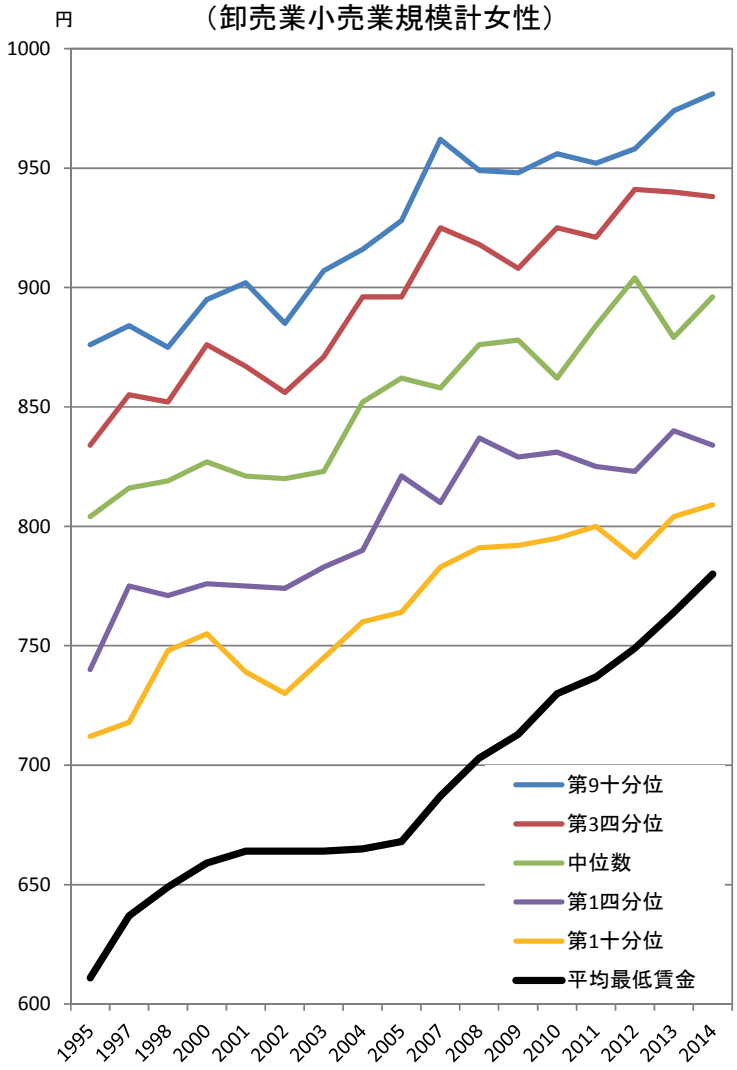

資料出所：連合・賃金レポート2015（賃金センサスより）。

[35] ライムント・ヴァルターマン前掲講演録、労働法律旬報 No.1859, P16。ヴァルターマンの主張は、理論モデルが想定するような雇用の減少を示す、批判に耐えうるような実証研究はないということだが、ＪＩＬＰＴ『最低賃金の引上げによる雇用等への影響に関する理論と分析』(2011)は、内外の実証分析を比較考証して、「最低賃金の引上げは、雇用を必ず減少させるわけではないものの、全く影響しないわけではなく、マイナスの影響を及ぼす場合もある」としている。ヴァルターマンの主張は、最低賃金の引き上げが雇用に影響を与えうるとしても、それに手をこまぬいている政府はないとも解釈できる。

コラム⑥　近年における海外の最低賃金引き上げ動向

近年、先進国、新興国を問わず、最低賃金の新設や賃率の引き上げが続いている。経済のグローバル化が進行する下で、各国とも底辺からの暮らしの底上げが重要な政策課題となっており、最低賃金の引き上げが格差の拡大、貧困層の増大対策の切り札と目されている。ここでは先進国における典型的な事例として、アメリカとドイツの最低賃金をめぐる近況を紹介する。

アメリカ

アメリカの連邦レベルの最低賃金は、1938年に制定された公正労働基準法によって定められているが、最低賃金を算定する基準の定めはなく、生計費が上昇した場合に最低賃金を増額する条項もない。現行の連邦最賃は2009年以降7.25ドル（時給、以下同じ）に据え置かれたままである。連邦最賃の引き上げには連邦議会の承認が必要である。民主党はオバマ大統領の支持を受けて10.10ドルに引き上げる法案を提出しているが、上下両院で多数を占める共和党の反対により成立の目処は立っていない。

しかし、今日では情勢は劇的に変化しつつある。連邦最低賃金は依然としてそのままだが、2015年末現在、29の州に連邦最賃を上回る法定最低賃金が設定されており、これらは10ドル前後の水準に設定されている。また15の州にはインフレにスライドした最低賃金制度がある。市や郡といった、さらに小さな行政単位においても37地域に（多くは物価スライドを含む）最低賃金条例が制定されており、これらの多くは州の最賃をも大きく上回る15ドル以上に設定されている（将来に向けた段階的引き上げを含む）。

こうした最賃の急激な引き上げの根底には不平等の著しい拡大があるが、具体的な成果となった背景にはいくつかの要因がある[36]。前世紀末からコミュニティ組織、宗教者グループ、学生団体などは低賃金労働者の労働条件引き上げのために地域的な共闘組織を作って取り組みを継続してきた。労働組合も、組合否認政策に固執する経営者に対して、短兵急な組織化に代えて会員制のキャンペーン組織を立ち上げるなどの戦術により、前述のコミュニティを基盤にした共闘組織の一翼を担ってきた。こうした着実な取り組みが実を結びつつある。また、ウォールストリートなどで展開されたオキュパイ運動は、格差の拡大など経済的な不平等に関心を引き寄せた。オキュパイ運動が「１％対99％」という共通の言葉と認識を生み出したことが最賃大幅引き上げの取り組みにも大きく寄与している。

ドイツ

長らくドイツには法定最低賃金は存在しなかったが、1990年代後半以降目立ちはじめた低賃金労働者の拡大が無視できない規模に達し、2015年１月から全国一律8.5ユーロ（時給、以下同じ）の最低賃金が導入された（連邦労働社会省は、最低賃金委員会の勧告を受けて、2017年１月から法定最低賃金を4.0％引き上げ、8.84ユーロとすることを決定した）。

ドイツに法定最低賃金が存在しなかったのは、事実上の憲法であるドイツ連邦共和国基本法（第９条３項）で協約自治が保障されており、産業別労働組合と経営者団体による協約締結によって当該産業の（最低）賃金規制を行ってきた協約自治の伝統によるものだ。しかし近年、低賃金労働者が増加してきた背景には、従来の労働協約システムに機能低下が生じていることがある。因みに、2014年にはドイツ全体を通して8.5ユーロ未満で働く労働者の比率が16.6％におよんでいた。特に旅館・飲食業では過半

[36] ステファニー・ルース「低賃金を引き上げる－米国の最低賃金引き上げ運動とその背景」高須裕彦訳、労働法律旬報2016.２。
高須裕彦「15ドルを求めてたたかう」世界2016.２。

数が8.5ユーロ未満であり、協約最低賃金の大半も8.5ユーロを下回っている実状だった。加えて、労働協約の適用範囲外の労働者の拡大や協約逃避と称される企業の経営者団体からの退会の動きも加速して、協約自治の規範性が後退していった。

この度のドイツにおける最低賃金法を含む一括法案は「協約自治強化法案」と名付けられている。ドイツでは労働組合も政党もおしなべて法定最低賃金の導入には否定的な立場であったが、1999年にＮＧＧ（食品・飲食・旅館業組合）が法定最賃の導入を要求したことを皮切りに、2006年にはＤＧＢ（ドイツ労働総同盟）も法定最賃の導入を決議するにいたった。二大政党ではＳＰＤがＤＧＢの前記決議を受けて2007年に法定最賃導入方針に転換。反対姿勢を継続していたＣＤＵ／ＣＳＵも2011年以降、法定最賃容認に転換した。しかし、こうして導入された法定最低賃金が協約自治を補完・強化するものか否かについては議論が分かれている。本文でも参照しているライムント・ヴァルターマンは、日本講演の中で、法定最賃を協約自治の延長上で、それを補完するものと位置づけることを批判しつつ、最低賃金委員会の構成においては労使よりも国の役割を明確にすべきであるとしている。最低賃金に限らず、労働条件を規制する手段は、労使自治に基づく労働協約によるか、国家権力を背景とした労働法制による強制しかない。この両者の組み合わせを調整し、労働条件規制の実効を確保していくことは、ドイツに限らず各国の労働組合にとって喫緊の課題となっている。

第２章　家計の構造変化

第Ⅱ部　第２章のポイント

第１節　勤労者世帯の特徴

○未婚化、晩婚化および高齢化の影響により単身世帯が増加。
○世帯主が正規雇用者である世帯が減少し、非正規雇用者の世帯が増加。高齢化にともない非就業者世帯が増加。
○1980年代までは専業主婦世帯が共働き世帯を上回っていたが、90年代に逆転し、共働き世帯が増加。

第２節　世帯収入の動向

○世帯収入は全体的に低下傾向。二人以上世帯のうち世帯主が若年層および高齢層の勤労者世帯では、世帯の働き手を増やすことによって世帯収入の低下を抑制。実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先収入の減少を配偶者の勤め先収入、公的年金給付で補完している。
○単身勤労者世帯では、中間層および低所得層での収入低下が顕著。

第３節　消費行動の状況

○二人以上世帯においては、消費支出は平均では減少し、2014年の平均消費性向は2009年と比較すると低下した。平均消費性向は年齢層が高いほど、年間収入十分位階級が低いほど高い。
○二人以上世帯においては、消費支出の減少と「食料費」の増加にともない、エンゲル係数は2009年と比較して上昇した。また、年齢層が高いほど、年間収入十分位階級が低いほどエンゲル係数は高い傾向にある。また、年間収入十分位階級間のエンゲル係数の格差は縮小傾向。
○東日本大震災以降の原子力発電所の停止にともなう火力発電所への依存度の高まりは、化石燃料の消費量の増加をまねき、価格の高騰とあいまって、二人以上および単身世帯ともに、幅広い年齢層の「電気代」に影響。
○若年層における自動車離れが進む一方、幅広い年齢層における携帯通信端末の普及により、「交通・通信」費は継続して増加。
○「社会保険料」の増加が非消費支出を押し上げた。

第４節　家計貯蓄の傾向

○高齢無職世帯は赤字だが、高齢勤労者世帯は勤め先収入の確保により黒字になっている。
○単身勤労者世帯の貯蓄現在高は第１四分位、中央値でやや増加、第３四分位で大きく増加。貯蓄格差の拡大が顕著。

第５節　家計からみた暮らしの底上げの課題

○二人働きが基本的傾向になりつつある、かつ貯蓄格差が拡大する傾向にある状況に対応するため、普遍的な生活保障の体系整備が必要。たとえば、いずれの階層にも保育・介護・医療などの社会サービスの充実が重要。
○家計支出の自由裁量度の拡大には、税・社会保障による所得再分配機能の強化が課題。それが結果として、低所得層の非消費支出の負担軽減につながる。

第Ⅱ部第１章で触れたように、近年、年収200万円未満の低所得層の非正規労働者が増加している。その背景には、中間的な所得層が縮小し、より低い所得層に吸収されているという現状がある。

こうした所得低下は労働者の生活にどのような影響をもらしているのか。本章では、生活の最小単位である世帯に焦点をあて、家計構造がどのように変化しているか、およびその変化の要因について考察する。

ここでは、主に総務省統計局「全国消費実態調査」の最新データ（2014年）を活用し、勤労者世帯の収入・支出に関する構造的変化を検討する。はじめに、勤労者世帯の特徴を簡潔にみたうえで、世帯収入、消費行動、貯蓄の動向について、世帯主の年齢階級別、年収階級別を中心に分析する。最後にこれらをふまえ、家計からみた暮らしの底上げの課題を整理する。

第１節　勤労者世帯の特徴

単身世帯の増加と世帯主の高齢化

厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、日本における世帯総数は年々増加し、2013年には5,000万世帯を超えた。家族類型でみると、核家族世帯、単身世帯は増加する一方、三世代世帯は減少傾向にある（**図表Ⅱ－２－１**）。とくに単身世帯の増加が著しく、1970年と2015年を比べると２倍以上に増加している。

図表Ⅱ－２－１　世帯数の推移

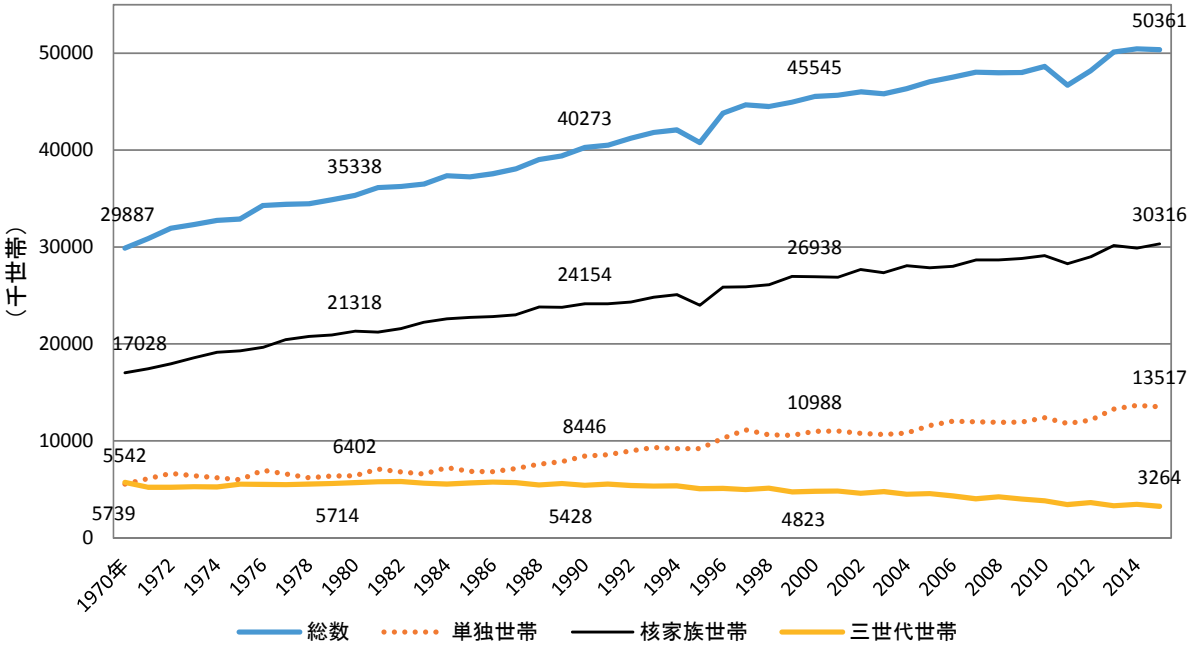

（注）１．「核家族世帯」とは、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」を合わせたものをさす。
２．「三世代世帯」とは、世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をさす。
３．1995年の数値は、兵庫県を除いたもの。
４．2011年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたもの。
５．2012年の数値は、福島県を除いたもの。
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

単身世帯が増加した背景の一つは、未婚化、晩婚化の進行である。国立社会保障・人口問題研究所によれば、生涯未婚率は上昇傾向にあり、2010年には男性20.1％、女性10.6％に達した。また厚生労働省によれば、平均初婚年齢は1970年代以降上昇しており、2014年には男性31.1歳、女性29.4歳になった。**図表Ⅱ－２－２**から単身世帯の現役世代の割合をみると、1995年から2010年にかけて30歳未満を除くすべての年齢層で増加している。30歳未満の世帯割合が減少しているのは少子化の影響が大きいと考えられる。

もう一つの背景には高齢化がある。同じく**図表Ⅱ－２－２**をみると、単身世帯の60歳代、70歳以上の割合は1995年から2010年にかけて増加している。

ただし高齢化の傾向は単身世帯だけではなく、二人以上世帯にも該当する。1995年は世帯主が40歳代、50歳代の世帯が多かったが、2010年には世帯主が60歳代、70歳以上の世帯が多くなっている（**図表Ⅱ－２－２**）。

図表Ⅱ－２－２　世帯主の年齢階級別世帯数割合

（％）

		1995年	2010年	増減
二人以上世帯	30歳未満	4.0	2.5	▲ 1.5
	30歳代	11.3	10.1	▲ 1.2
	40歳代	18.6	12.0	▲ 6.5
	50歳代	17.9	12.9	▲ 5.0
	60歳代	14.3	15.3	1.1
	70歳以上	8.4	14.6	6.3
	計	74.4	67.5	▲ 6.9
単身世帯	30歳未満	9.7	6.8	▲ 2.8
	30歳代	3.3	4.8	1.5
	40歳代	3.1	3.8	0.7
	50歳代	3.0	3.8	0.8
	60歳代	3.1	4.7	1.6
	70歳以上	3.5	7.1	3.6
	計	25.6	32.4	6.8

資料出所：総務省統計局「国勢調査」より作成。

正規雇用者世帯の減少と非正規雇用者世帯の増加

全体的な傾向としての単身世帯の増加と世帯主の高齢化にくわえ、さらに勤労者世帯に焦点をあてると、つぎの２つの特徴があげられる。

第一に、雇用の非正規化の影響である。世帯主の雇用形態別でみると、2000年から2010年までの10年間で、就業者世帯、雇用者世帯は減少している（**図表Ⅱ－２－３**）。そのなかでも減少幅が大きいのが正規雇用者世帯である。一方、非正規雇用者世帯と非就業者世帯は大幅に増加している。非就業者世帯が増加しているのは高齢化の影響が大きい。

図表Ⅱ－２－４は、二人以上世帯、単身世帯ごとに、世帯主の雇用形態別の世帯数割合をみたものである。非正規雇用者世帯（労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他の合計）の割合は、二人以上世帯では２割弱、男性の単身世帯では２割強であるのに対して、女性の単身世帯は４割を超えている。

図表Ⅱ－２－３　世帯主の雇用形態別世帯数

（世帯）

	2000年	2010年	増減
総数	46,782,383	51,842,307	5,059,924
就業者	33,459,920	31,926,573	▲ 1,533,347
雇用者	25,202,481	23,525,927	▲ 1,676,554
正規雇用者	23,117,344	18,511,110	▲ 4,606,234
非正規雇用者	2,085,137	5,014,817	2,929,680
非就業者	11,893,008	15,035,235	3,142,227

（注）１．「雇用者」には役員を含まない。
２．「正規雇用者」とは、2000年は「常雇」、2010年は「正規の職員・従業員」をさす。
３．「非正規雇用者」とは、2000年は「臨時雇」、2010年は「労働者派遣事業所の派遣社員」および「パート・アルバイト・その他」を合わせたものをさす。
資料出所：総務省統計局「国勢調査」より作成。

図表Ⅱ－２－４　雇用者世帯に占める世帯主の雇用形態別世帯数割合（2010年）

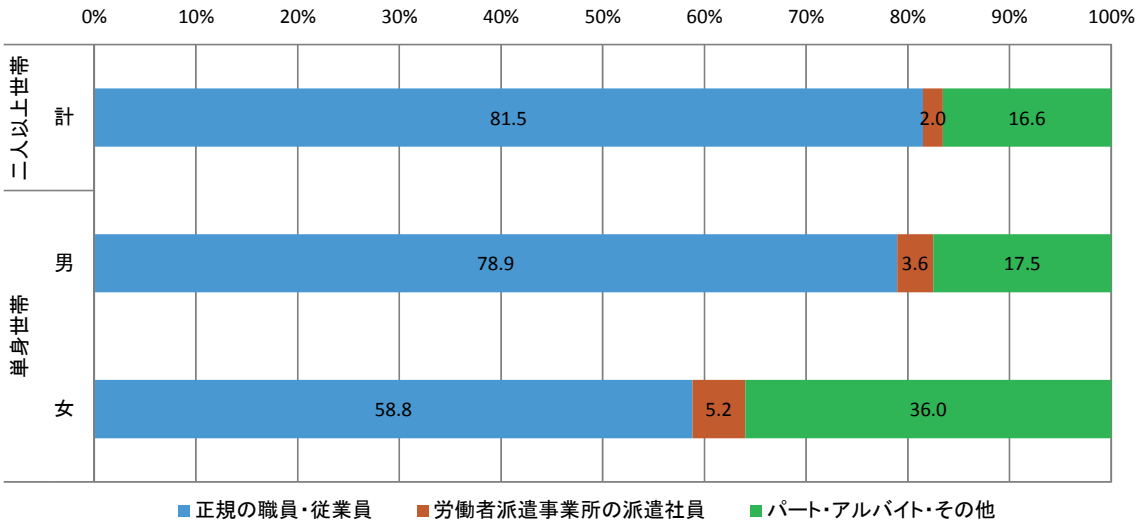

資料出所：総務省統計局「国勢調査」より作成。

専業主婦世帯の減少と共働き世帯の増加

第二の特徴として、一人働き世帯から二人働き世帯への傾向があげられる。1980年代までは「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」、つまり専業主婦世帯が「雇用者の共働き世帯」を大きく上回っていたが、90年代に逆転が生じた。90年代後半以降は、「雇用者の共働き世帯」が増加し、専業主婦世帯を大きく上回っている（**図表Ⅱ－２－５**）。

図表Ⅱ－２－５　共働き等世帯数の推移

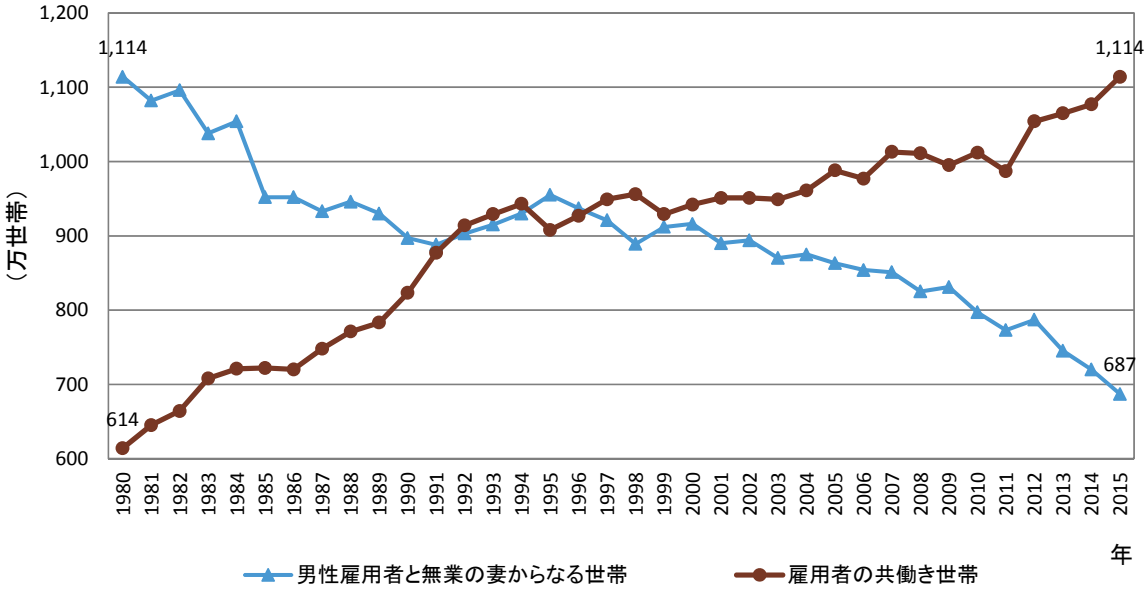

（注）１．1980年から2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」（各年２月。ただし、1980年から1982年は各年３月）、2002年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」（年平均）より作成。
２．「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および完全失業者）の世帯。
３．「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
４．2011年は岩手県、宮城県、福島県を除く全国の結果。

資料出所：内閣府「男女共同参画白書」より作成。

第２節　世帯収入の動向

実収入と可処分所得の推移

「全国消費実態調査」から勤労者世帯の世帯収入をみると、二人以上世帯の１ヵ月間の実収入および可処分所得は、1999年でピークとなり、その後減少し、2014年に再び若干増加する。一方、単身世帯の１ヵ月間の実収入および可処分所得は、二人以上世帯ほど大きな変動はないが、2004年をピークにそれ以降やや減少している（**図表Ⅱ－２－６**）。以下では、二人以上世帯の実収入のピークである1999年以降を中心に変化の傾向をみていくこととする。

図表Ⅱ－２－６　１ヵ月間の実収入と可処分所得の推移（勤労者世帯・平均）

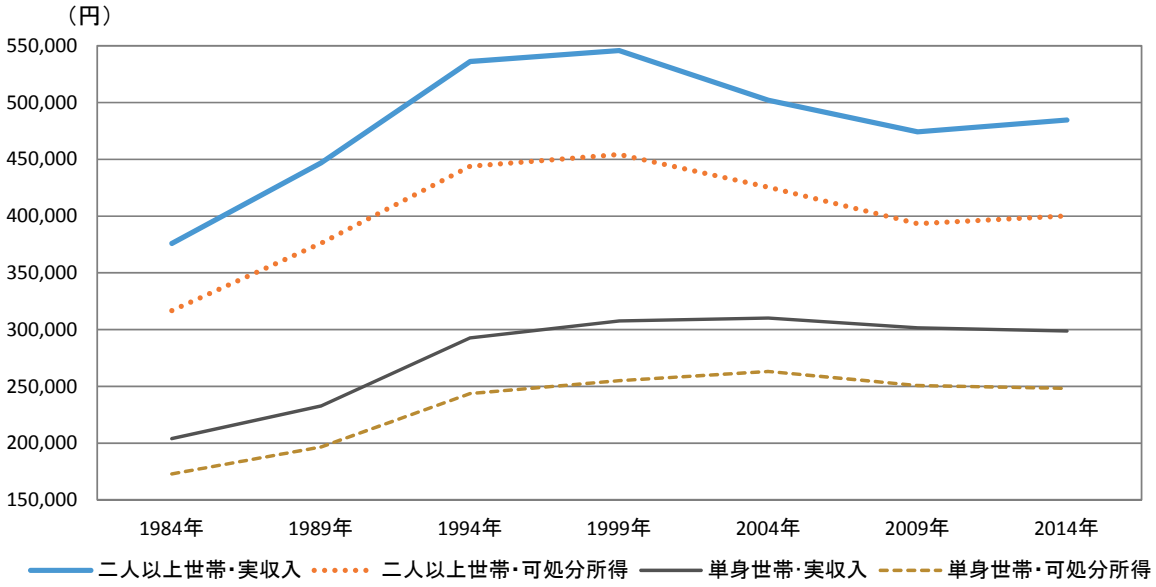

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

世帯の働き手の増加と世帯収入低下の抑制

まず、二人以上世帯の勤労者世帯について世帯主の年齢階級別でみると、１ヵ月間の実収入は、2009年まではいずれの層も減少傾向である。とくに60歳代、70歳以上の層の落ち込みが大きい。2014年は、30歳代、30歳未満の若年層、70歳以上、60歳代の高齢層で増加しているが、1999年の水準には回復していない（**図表Ⅱ－２－７**）。

図表Ⅱ－２－８は、１世帯あたりの平均有業人員数を示している。2009年から2014年にかけて、すべての層で増加しているが、とくに30歳未満、30歳代の若年層、60歳代、70歳以上の高齢層で比較的大きく増加している。１世帯あたりの平均有業人員数で世帯全体の勤め先収入を割ったものが**図表Ⅱ－２－９**である。有業人員１人あたりの勤め先収入はいずれの層も年々減少の傾向にある。

すなわち、有業人員１人あたりの勤め先収入は減少しているため、若年層および高齢層では世帯の働き手を増やすことによって世帯収入の低下を抑制している。ただし高齢層の場合、世帯収入の構成は現役世代とは異なり、勤め先収入のほかに社会保障給付の占める部分が大きいことに留意が必要であるため、つぎに実収入の内訳をみていくこととする。

図表Ⅱ－２－７　世帯主の年齢階級別１ヵ月間の実収入の推移
（二人以上世帯のうち勤労者世帯、1999年＝100）

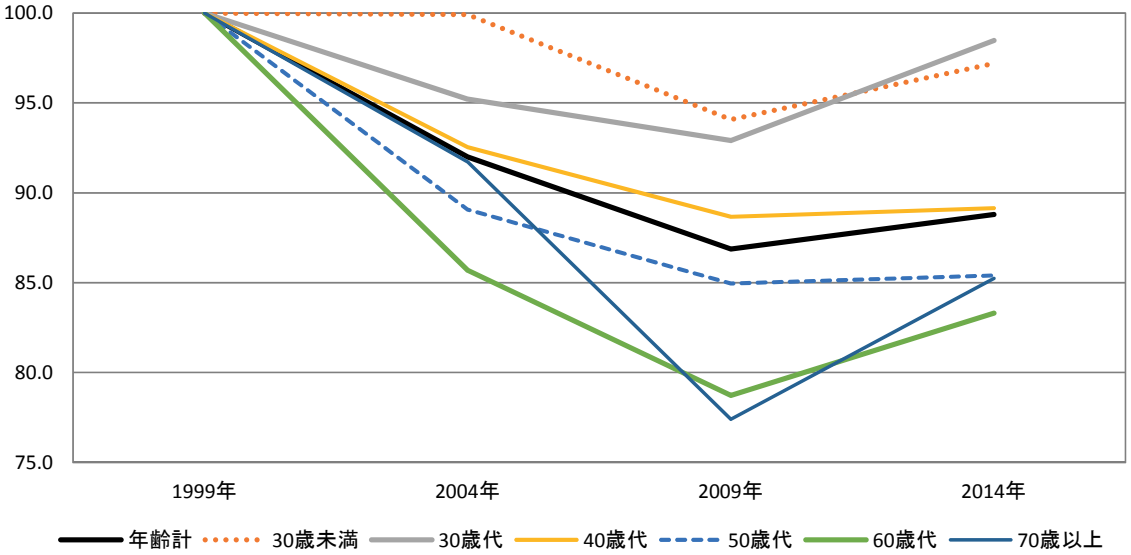

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－８　世帯主の年齢階級別１世帯あたりの平均有業人員数

（人）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1999年	1.40	1.40	1.66	2.04	1.77	1.46
2004年	1.44	1.40	1.64	2.02	1.80	1.56
2009年	1.45	1.46	1.62	1.99	1.81	1.49
2014年	1.54	1.58	1.64	2.02	1.87	1.54

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－９　世帯主の年齢階級別有業人員１人あたり勤め先収入の推移（1999年＝100）

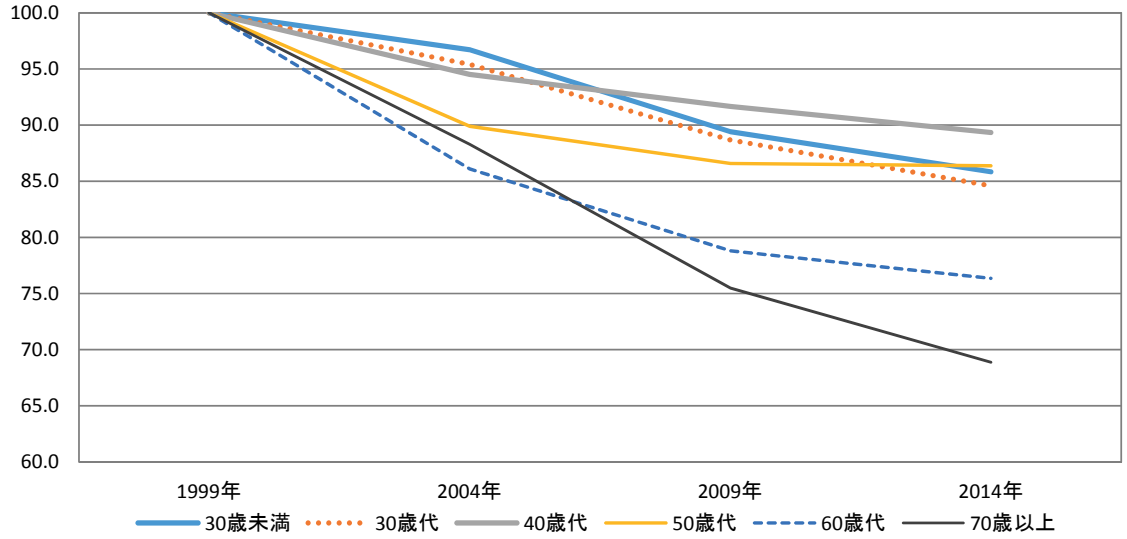

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

配偶者の勤め先収入と公的年金給付への比重増

図表Ⅱ－２－10は、実収入とその内訳の増減額を前回調査との比較で示したものである。2004年および2009年は、実収入の大部分を占める世帯主の勤め先収入が大幅に減少したことにより、実収入も減少している。しかし2014年には、世帯主の勤め先収入が減少しているにもかかわらず、公的年金給付、配偶者の勤め先収入等が増加したため、実収入としては増加に転じた。2009年から2014年への変化でみれば、世帯主の勤め先収入の減少を配偶者の勤め先収入や公的年金給付で補っている。

それでは実収入に占める内訳の割合はどう変化しているのか。2014年の実収入の内訳は、2009年に比べ、ほぼすべての層で世帯主の勤め先収入の割合が減少、30歳代、40歳代、50歳代を中心に配偶者の勤め先収入の割合が増加している。また、60歳代、70歳以上の層では、公的年金給付の割合が増加している（**図表Ⅱ－２－11**）。

つまり現役世代では配偶者の勤め先収入、高齢世帯では公的年金給付の比重が高まり、これらによって世帯主の勤め先収入の減少を補完している。

図表Ⅱ－２－10　二人以上世帯のうち勤労者世帯の実収入とその内訳の増減額（前回調査比）

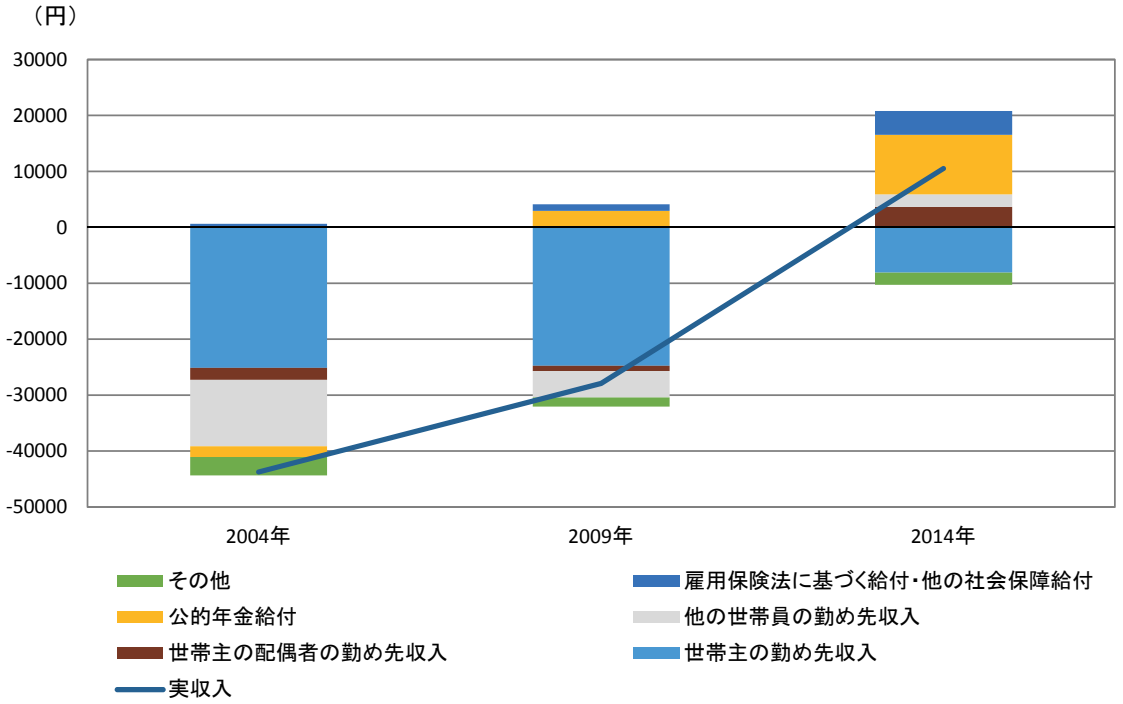

（注）「その他」には、「事業・内職収入」「本業以外の勤め先・事業・内職収入」「財産収入」「仕送り金」「特別収入」を含む。
資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－11　世帯主の年齢階級別１ヵ月間の実収入の内訳（構成比）

2009年

（%）

	年齢計	25歳未満	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳以上
世帯主の勤め先収入	75.4	74.9	77.3	80.6	81.2	82.2	79.0	76.9	71.7	62.8	50.8	45.2
世帯主の配偶者の勤め先収入	11.9	9.4	14.1	12.4	11.9	12.2	12.7	12.8	11.6	11.2	5.8	3.6
他の世帯員の勤め先収入	3.6	2.7	1.1	1.0	0.5	0.5	1.9	4.7	7.4	8.2	7.1	7.1
公的年金給付	3.6	1.2	0.8	0.5	1.0	1.2	1.6	1.4	2.0	11.1	30.4	38.1
雇用保険法に基づく給付･他の社会保障給付	1.0	2.6	2.1	2.7	2.2	1.0	0.6	0.3	0.3	1.0	0.5	0.3
その他	4.4	9.2	4.7	2.7	3.2	2.8	4.2	3.9	7.0	5.6	5.5	5.7

2014年

（%）

	年齢計	25歳未満	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳以上
世帯主の勤め先収入	72.1	72.2	74.9	76.5	77.6	79.2	77.1	75.4	72.3	59.4	44.6	39.6
世帯主の配偶者の勤め先収入	12.4	11.1	12.9	13.2	13.3	12.5	13.5	13.3	13.2	11.0	7.2	3.3
他の世帯員の勤め先収入	4.0	6.4	2.7	1.3	0.6	0.6	2.1	4.8	7.3	9.3	8.0	5.0
公的年金給付	5.8	2.4	1.0	0.9	1.3	1.7	2.2	2.1	2.7	13.6	35.1	46.3
雇用保険法に基づく給付･他の社会保障給付	1.9	3.0	4.5	4.2	4.4	2.9	1.7	0.6	0.3	1.0	0.3	0.2
その他	3.9	4.9	4.0	3.8	2.9	3.2	3.4	3.8	4.1	5.7	4.9	5.6

（注）「その他」には、「事業・内職収入」「本業以外の勤め先・事業・内職収入」「財産収入」「仕送り金」「特別収入」を含む。

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

二人以上・勤労者世帯の中間層

ここでは落ち込みが大きいといわれる中間層に着目し、その世帯収入の動きをみておこう。二人以上世帯のうち勤労者世帯について、年収五分位階級別に１ヵ月間の実収入の推移をみると、いずれの層も2009年まで減少傾向にあり、なかでも第Ⅰ分位は落ち込みが大きい。2014年はすべての層で増加しているが、1999年の水準には回復していない（**図表Ⅱ－２－12**）。

図表Ⅱ－２－13から、１世帯あたりの平均有業人員数を2009年と2014年で比較すると、いずれの層でも増加している。とりわけ第Ⅱ分位、第Ⅲ分位でその増加幅が大きい。さらに、有業人員１人あたりの勤め先収入をみると、すべての層で年々減少している。しかも収入の低い層ほど落ち込みが大きい（**図表Ⅱ－２－14**）。

世帯主の年齢階級別でみた場合と同様に、いずれの層も１人あたり勤め先収入は減少していることから、世帯の働き手の増加により世帯収入の減少を抑制している。なかでも、中間層ともいえる第Ⅲ分位、および第Ⅱ分位の世帯はこうした傾向が大きい。全体的な収入低下の傾向のなか、二人以上世帯の中間層は低所得層、高所得層に比べ、働き手の増加によって減少幅が小さく抑えられている。

図表Ⅱ－２－12　年収五分位階級別１ヵ月間の実収入の推移
（二人以上世帯のうち勤労者世帯、1999年=100）

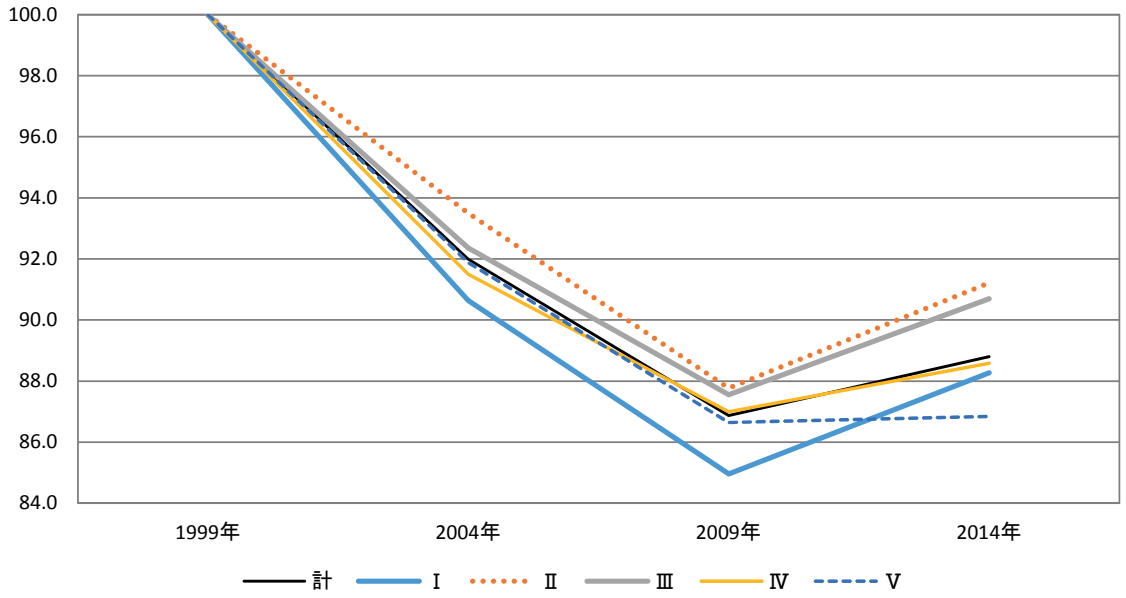

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－13　年収五分位階級別１世帯あたりの平均有業人員数

（人）

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
1999年	1.36	1.50	1.63	1.81	2.18
2004年	1.42	1.56	1.62	1.78	2.13
2009年	1.43	1.57	1.67	1.79	2.08
2014年	1.48	1.63	1.74	1.84	2.12

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－14　年収五分位階級別有業人員１人あたり勤め先収入の推移（1999年＝100）

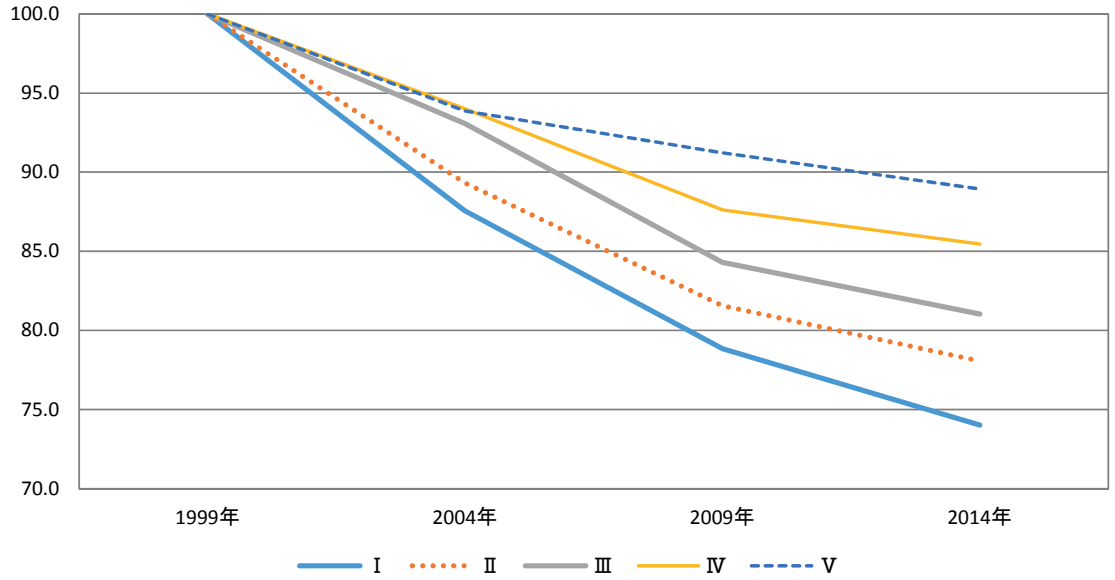

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

単身勤労者世帯の中間層

同様に単身勤労者世帯についても中間層に着目すると、１ヵ月間の実収入は、女性の第３四分位を除き、全体的に減少傾向がみられる（**図表Ⅱ－２－15**）。とくに、第１四分位、中央値での落ち込みが他の層に比べて大きい。つまり中間以下の層での収入低下が顕著になっていることを示している。

図表Ⅱ－２－15　単身勤労者世帯の１ヵ月間の実収入の推移（1999年＝100）

（１）男性

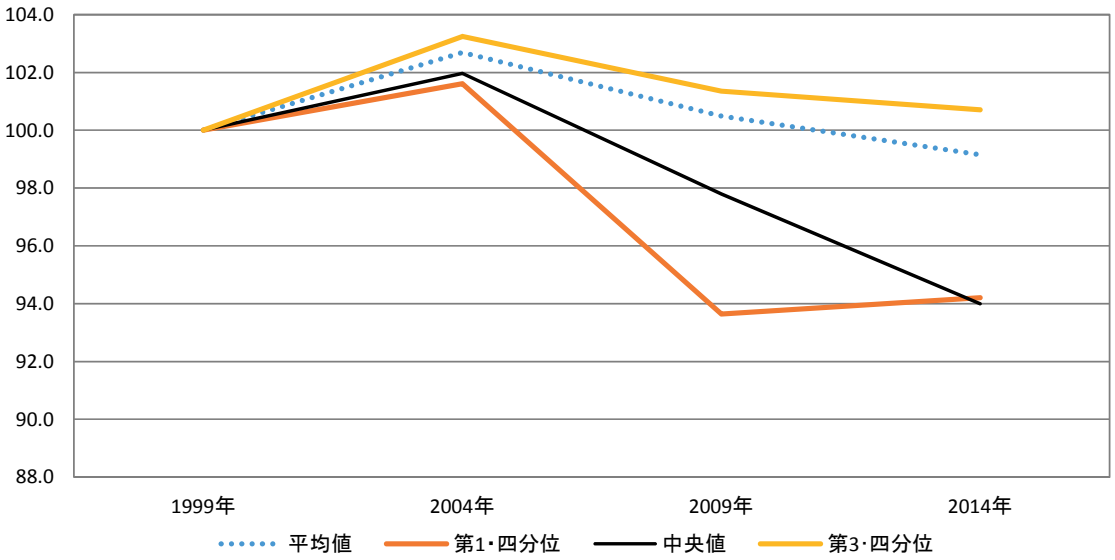

（２）女性

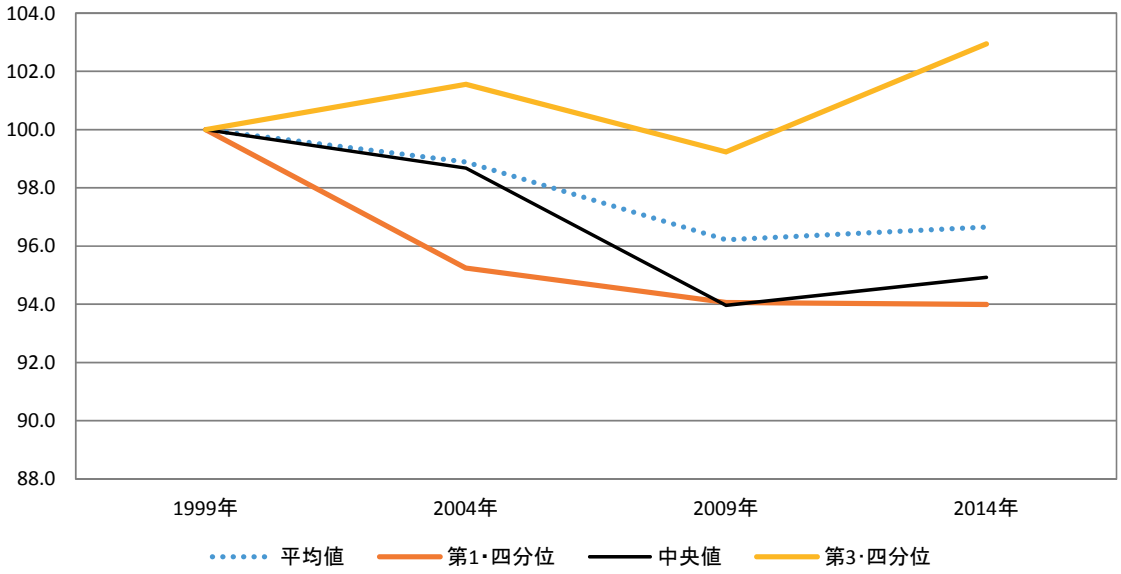

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

第３節　消費行動の状況

社会経済活動において、消費行動は非常に大きなウェイトを占めており、我が国における家計が支出する消費額の総額は、2015年では約285兆円で、経済全体（国内総生産（ＧＤＰ）=499兆円）の約６割を占める[1]。また、先進諸外国においても、消費者が支出する消費額の総額は、概して経済全体の約５割を超えるなど、消費者の消費行動は、経済全体に大きな影響を及ぼしている。

ここでは、総務省「全国消費実態調査」を用い、近年の１世帯あたりの１ヵ月間の消費行動の状況を観察し、家計の支出の観点から暮らしの底上げが十分に進んでいるのか否かについてみていくこととする。なお、2014年４月より消費税が８％に上がったが、本分析における2014年のデータについては消費増税分を含めたものを用いた。

(1) 世帯主の年齢層別にみる二人以上世帯のうち勤労者世帯[2]の支出動向

消費支出[3]は、平均では減少傾向だが、年齢層別では25～29歳、55～59歳で、年間収入十分位階級別[4]では第Ⅳ、第Ⅴ十分位で増加

消費支出を年齢層別と年間収入十分位階級別にみてみる。平均では1999年調査以降減少し、年齢層別にみると、2009年では全ての年齢層で減少したが、2014年では25～29歳と55～59歳に限っては2009年調査結果と比較し、増加に転じた（**図表Ⅱ－２－16**）。特に、55～59歳については、「保健医療」「教養娯楽」「その他の消費支出」を除く全ての費目で2009年調査結果と比較して増加したことがこの層の消費支出を押し上げたといえる（**図表Ⅱ－２－17**）。

図表Ⅱ－２－16　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別消費支出の推移（単位：円）

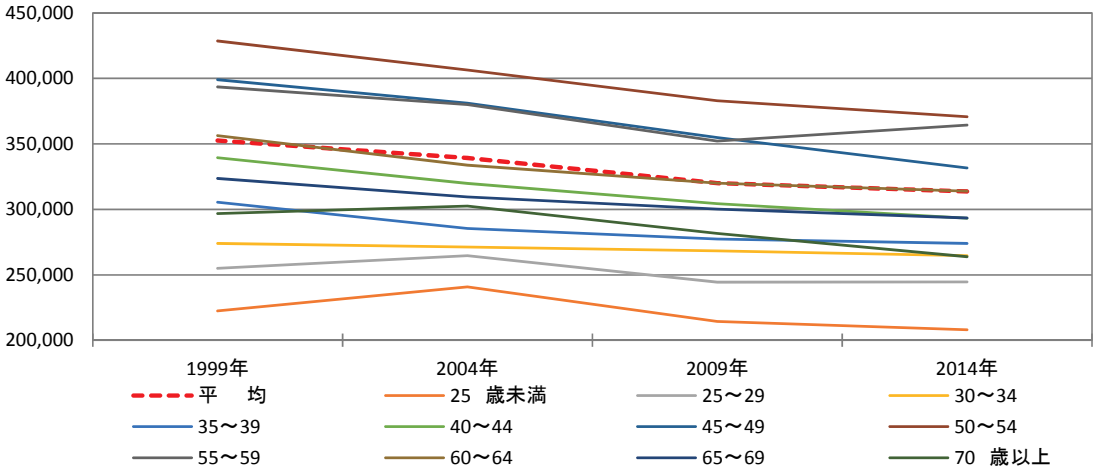

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

---

[1] 消費者庁「平成 28 年版　消費者白書」より。
[2] 世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯（世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「勤労者以外の世帯」とする。）。
[3] 消費支出は「食料」、「住居」、「光熱・水道」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「保健医療」、「交通・通信」、「教育」、「教養娯楽」及び「その他の消費支出」の 10 区分に費目分類される。
[4] 年間収入十分位階級とは、世帯を収入の低い方から高い方へ順に並べ 10 等分した十のグループのことで、収入の低い方から順に第Ⅰ～Ⅹ十分位階級という。なお、二人以上世帯のうち勤労者世帯における年間収入十分位階級は、次の通り。第Ⅰ十分位：～346 万円万円、第Ⅱ十分位：346～430 万円、第Ⅲ十分位：430～500 万円、第Ⅳ十分位：500～570 万円、第Ⅴ十分位：570～642 万円、第Ⅵ十分位：642～720 万円、第Ⅶ十分位：720～812 万円、第Ⅷ十分位：812～936 万円、第Ⅸ十分位：936～1141 万円、第Ⅴ十分位：1141 万円～（総務省「平成 26 年全国消費実態調査」より）。

図表Ⅱ－２－17　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別費目別消費支出（2014年-2009年）（単位：円）

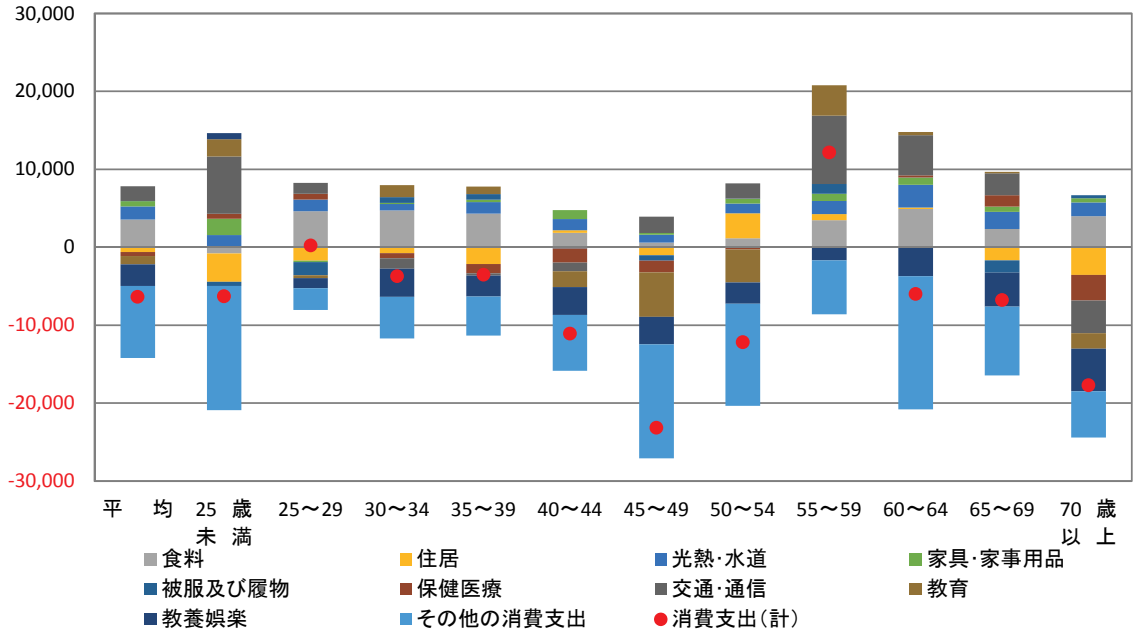

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

年間収入十分位階級別でみると、平均では1999年調査以降減少しているが、階級別にみると、2009年では全ての階級で減少したが、2014年では第Ⅳ、第Ⅴ十分位に限っては2009年調査結果と比較し、増加に転じた（**図表Ⅱ－２－18**）。第Ⅳ、第Ⅴ十分位については、「食料」「光熱・水道」「交通・通信」等の費目で2009年調査結果と比較して増加したこと、特に第Ⅴ十分位では「教育」費の増加が顕著なことが、この階級の消費支出を押し上げたと考えられる（**図表Ⅱ－２－19**）。

図表Ⅱ－２－18　１世帯あたり１ヵ月間の年間収入十分位階級別消費支出の推移（単位：円）

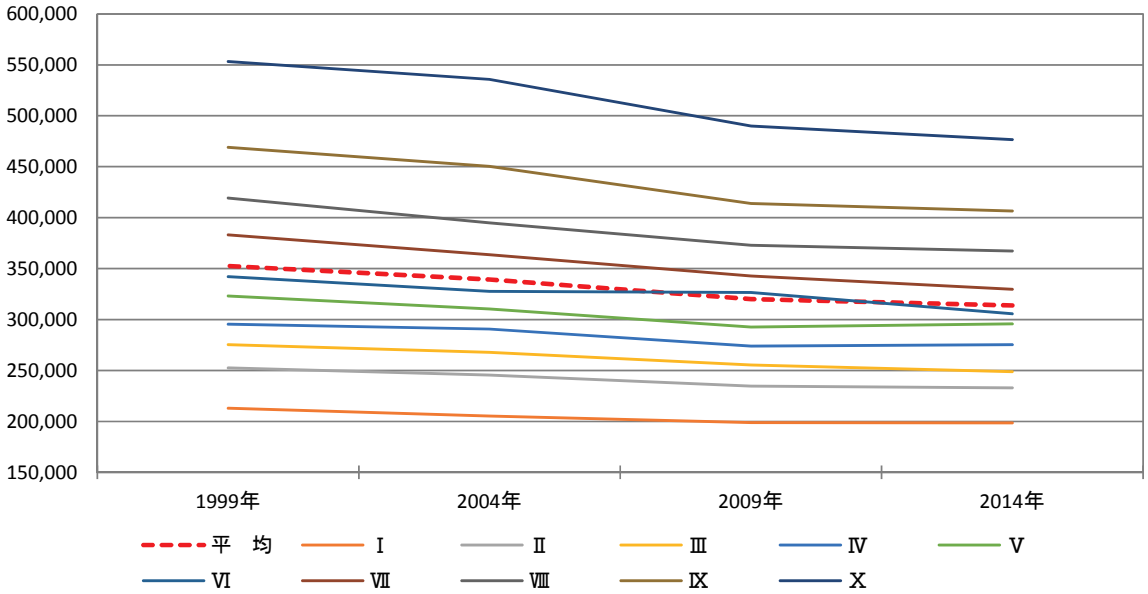

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－19　１世帯あたり１ヵ月間の年間収入十分位階級別費目別消費支出(2014年-2009年)(単位：円)

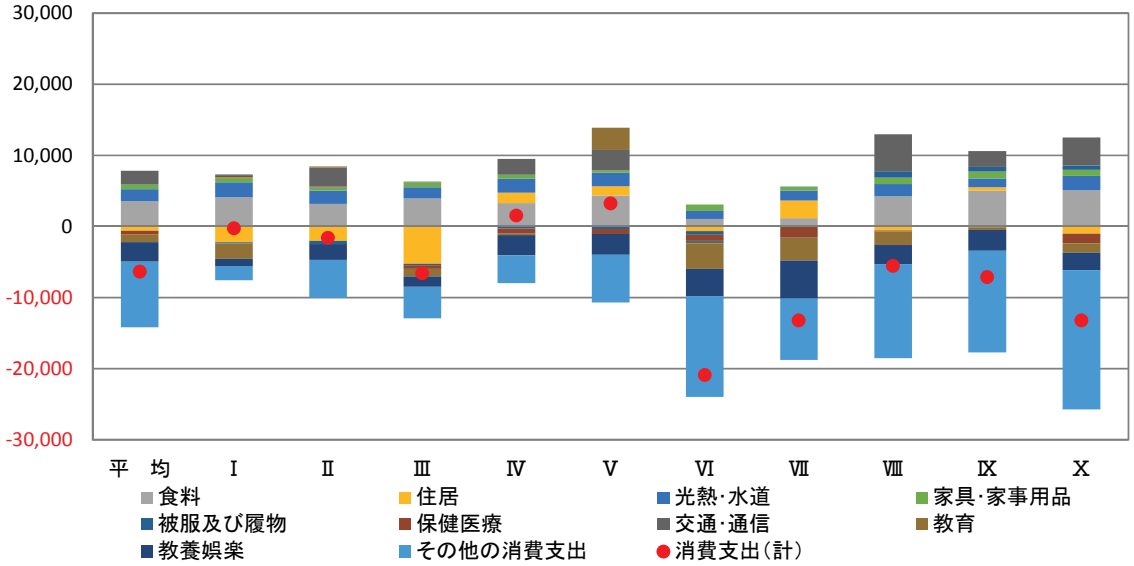

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

平均消費性向[5]は、2014年においては前回（2009年）調査結果と比較すると低下しており、年齢層が高いほど、年間収入十分位階級が低いほど高い

平均消費性向を年齢層別と年間収入十分位階級別にみてみる。

平均では2009年までは上昇したものの、2014年では低下した。年齢層別にみると、55～59歳を除く全ての年齢層で2009年調査結果を下回った。また、年齢層が高いほど消費性向が高い傾向がうかがえ、最も高いのは60～64歳で90%近い（**図表Ⅱ－２－20**）。

図表Ⅱ－２－20　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別平均消費性向の推移（単位：%）

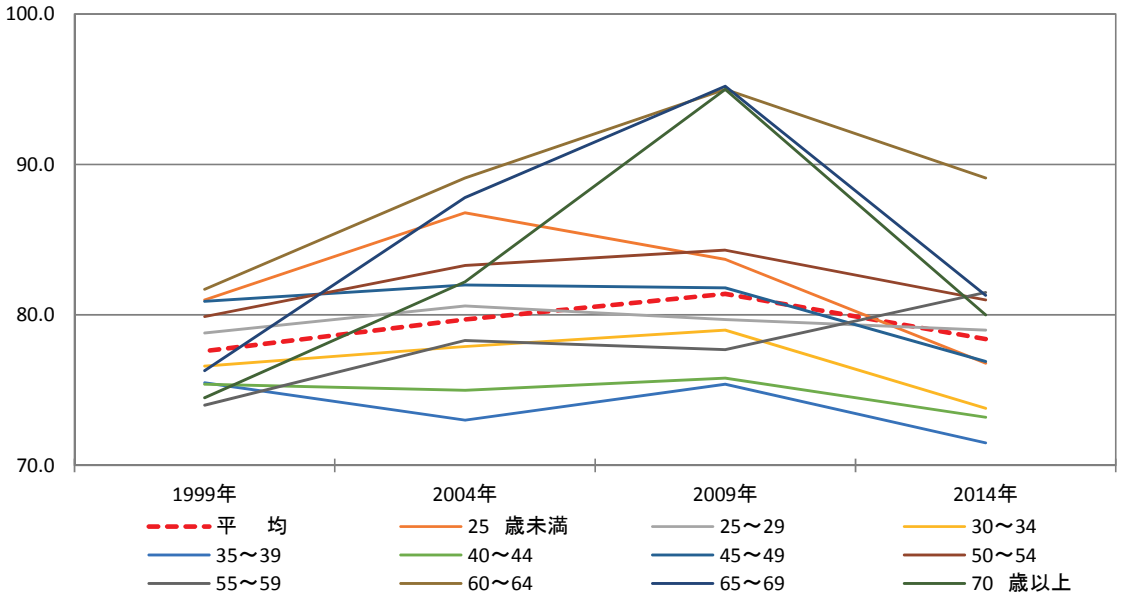

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

[5] 平均消費性向とは、可処分所得（実収入から税金、社会保険料などの非消費支出を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のこと）に対する消費支出の割合。

年間収入十分位階級別でみると、2009年では第Ｘ十分位を除く全ての階級で2004年調査結果を上回ったものの、2014年では全ての階級で低下した。また、階級が低いほど消費性向が高い傾向がうかがえる（**図表Ⅱ－２－21**）。

図表Ⅱ－２－21　１世帯あたり１ヵ月間の年間収入十分位階級別平均消費性向の推移（単位：%）

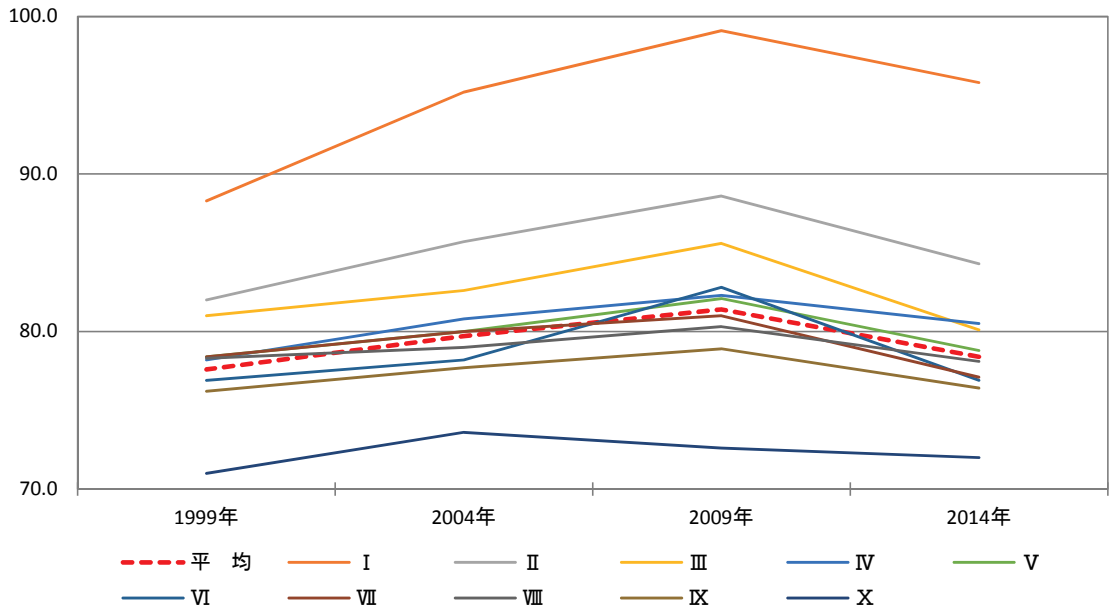

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

以降では、消費支出に影響を与えたと思われる主な費目についてみていきたい。

前回（2009年）調査結果と比較し、消費支出の平均は減少したものの、「食料」、「光熱・水道」、「交通・通信」等については増加。また、非消費支出[6]の平均については2009年から増加に転じた

平均消費支出については、1999年以降継続して減少しているが、費目別の平均をみれば、「食料」、「光熱・水道」については、2009年までは減少したものの、2014年では増加に転じた。「交通・通信」については1999年以降継続して増加している。「その他消費支出」については1999年以降継続して減少している。

平均非消費支出については、2004年までは減少したものの、2009年からは増加に転じた（**図表Ⅱ－２－22**）。

[6] 非消費支出は、税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出。
非消費支出＝実収入－可処分所得

図表Ⅱ－２－22　１世帯あたり１ヵ月間の消費支出（費目別）と非消費支出の推移　（単位：円）

	消費支出	食料	住居	光熱･水道	家具･家事用品	被服及び履物	保健医療	交通･通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出	非消費支出
1999 年	352,620	81,797	22,156	19,936	11,304	17,592	10,715	44,773	20,960	32,207	91,179	91,670
2004 年	339,212	73,742	19,393	19,398	9,783	14,648	11,935	50,754	22,330	32,472	84,756	76,600
2009 年	320,128	69,874	19,895	18,865	9,385	13,226	12,146	51,275	21,029	32,116	72,318	80,824
2014 年	313,747	73,405	19,293	20,564	10,071	13,237	11,595	53,174	19,970	29,345	63,095	84,520

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

「食料」費は25歳未満を除く全ての年齢層で前回（2009年）調査結果と比較して増加し、主に「肉類」、「調理食品」、「外食」が「食料」費を押し上げた

「食料」については、2009年調査結果では全ての年齢層で2004年調査結果と比較して減少したが、2014年調査では25歳未満を除く全ての年齢層で増加に転じた（**図表Ⅱ－２－23**）。

図表Ⅱ－２－23　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「食料」費の推移（単位：円）

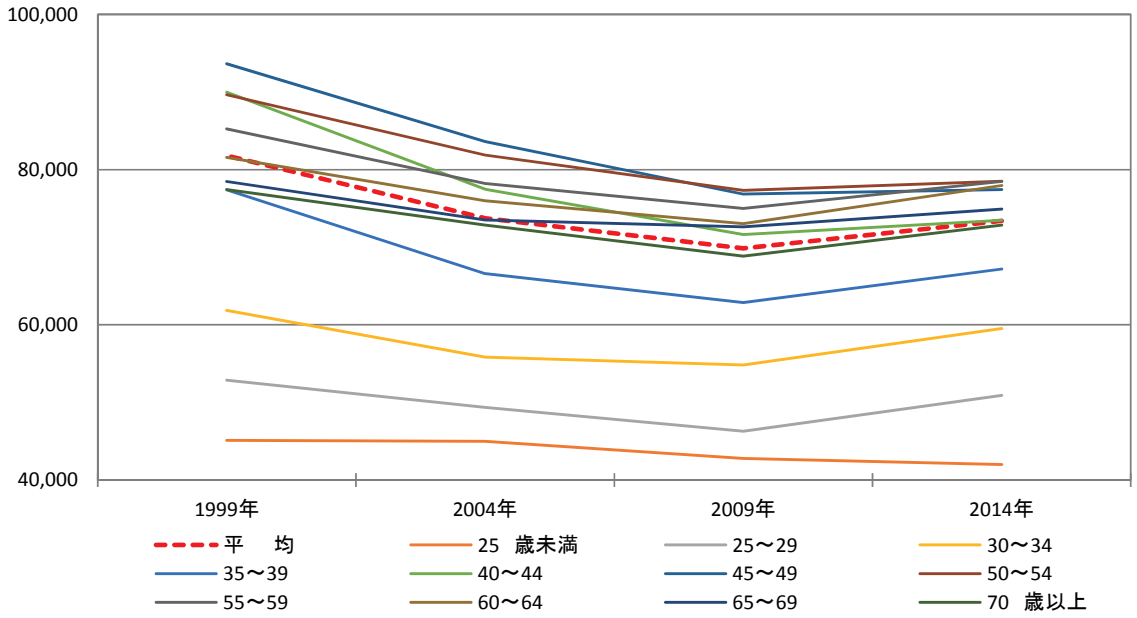

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

その要因についてみていく。まず、「肉類」については、平均消費額は、2009年までは減少したものの、2014年では増加[7]に転じた。年齢層別にみると、2009年では25～39歳と65歳以上を除く全ての年齢層で減少となったが、2014年では全ての年齢層で増加となった（**図表Ⅱ－２－24**）。

[7] 穀類、魚介類については 1999 年以降、継続して平均消費額は減少。

図表Ⅱ－２－24　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「肉類」の推移（単位：円）

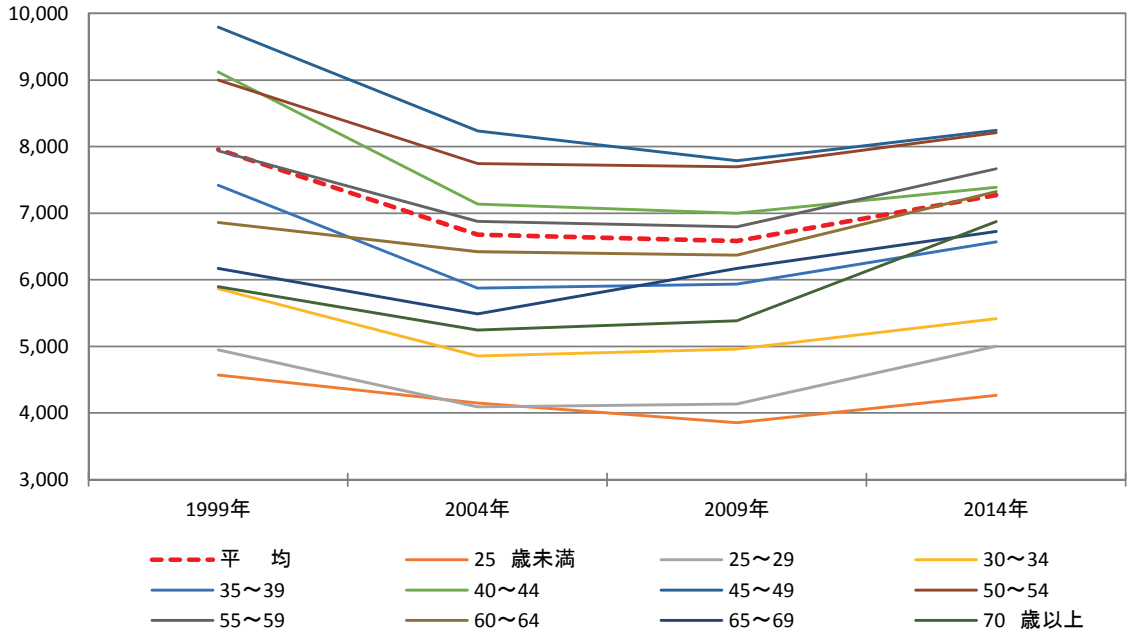

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

「調理食品」については、平均消費額は、2009年には2004年調査結果と比較して減少したものの、2014年では2004年の平均消費額以上に増加に転じた。年齢層別にみると、2009年では55～69歳を除く全ての年齢層で減少したが、2014年では全ての年齢層において2009年調査結果と比較し増加した。特に25～29歳の増加率は約30％、60歳代では20％以上の増加となった（**図表Ⅱ－２－25**）。

図表Ⅱ－２－25　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「調理食品」の推移（単位：円）

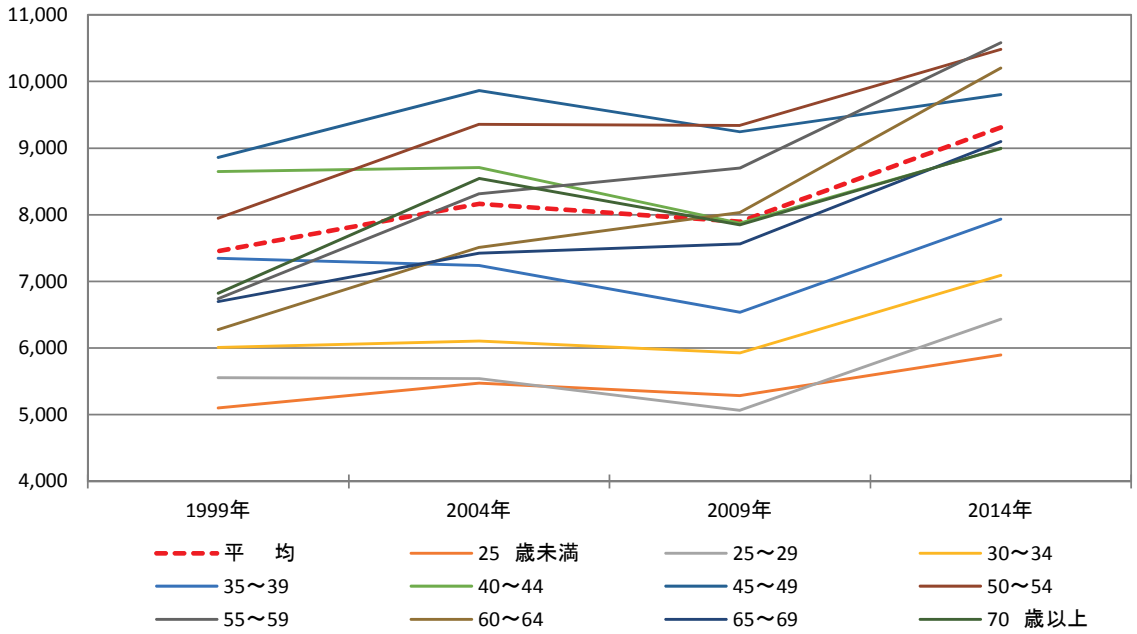

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

「外食」については、平均消費額は2009年には2004年調査結果と比較して増加し、以降継続して増加している。年齢層別にみると、2014年では25歳未満を除く全ての年齢層で増加し、特に50歳代と70歳以上の増加率は10％以上であった（**図表Ⅱ－２－26**）。

これらが「食料」費を押し上げた主な要因と考えられる。

消費量が2009年以降急激に増加したと結論づけられる明確な理由はみあたらないことから、消費増税や原材料を輸入に頼る加工食品の円安に伴う価格の上昇、共働き世帯を中心に時間節約を目的として、「外食」や「調理食品」が2014年に増加したことが「食料」費の増加を助長した要因の一つであるといえる。以下に示すエンゲル係数[8]の増加にも影響したと考えられる。

図表Ⅱ－２－26　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「外食」の推移（単位：円）

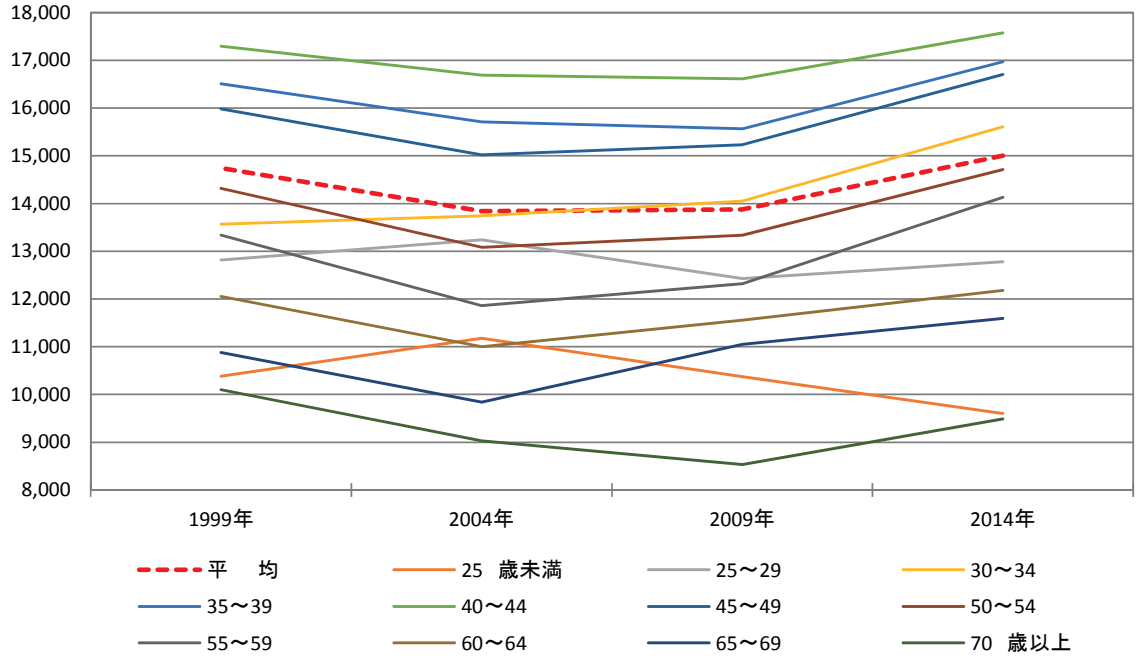

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

年齢層が高いほど、年間収入十分位階級が低いほどエンゲル係数は高く、全ての年齢層と年間収入十分位階級において前回（2009年）調査結果を上回る

エンゲル係数については、平均では2009年には2004年調査結果と比較して上昇し、以降も上昇している。年齢層別にみると、2014年では全ての年齢層で2009年調査結果を上回った。この主な要因には、先に述べた消費支出の減少並びに「食料」費の増加が考えられる。

また、年齢層が高いほどエンゲル係数は高い傾向がうかがえるが、50歳代における2014年のエンゲル係数は30歳代、40歳代を下回った（**図表Ⅱ－２－27**）。特に55～59歳では、2009年調査結果と比較し「教育」費が約25％、「交通・通信」費が約16％増加した[9]ことが消費支出の増加をまねき、エンゲル係数の上昇を抑制したと考えられる。

---

[8] エンゲル係数（％）＝$\frac{\text{食費}}{\text{消費支出}}$×100

[9] １世帯あたり１ヵ月間の「教育」費は、2009 年では 15,474 円、2014 年では 19,349 円。「交通・通信」費は、2009 年では 56,572 円、2014 年では 65,359 円（全国消費実態調査）。

図表Ⅱ－２－27　年齢層別エンゲル係数の推移（単位：%）

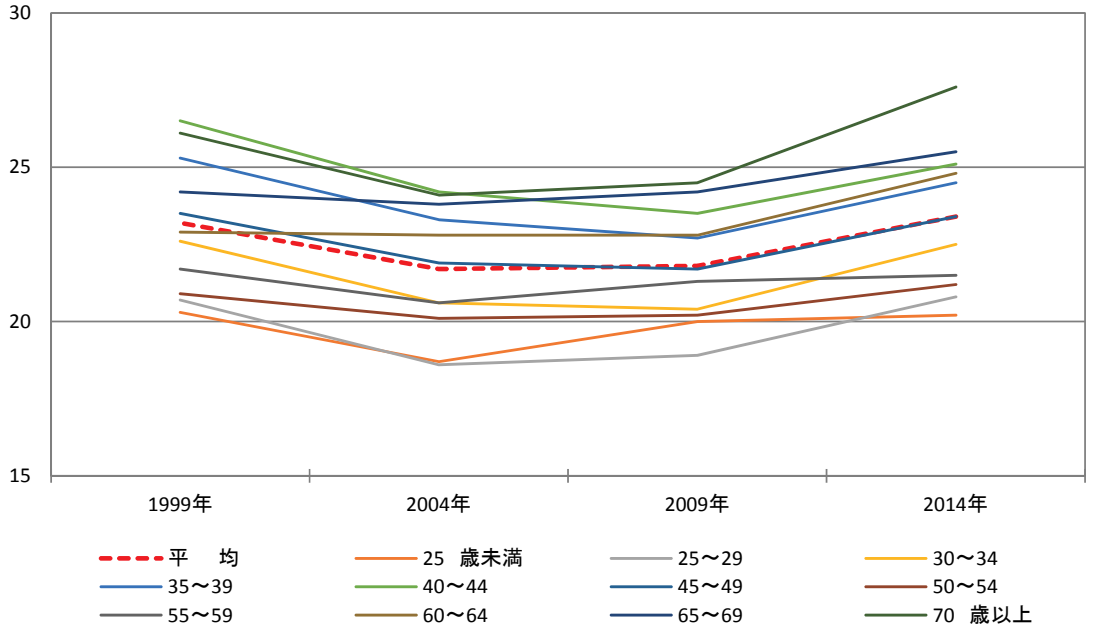

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

エンゲル係数を年間収入十分位階級別にみても、2014年では全ての階級で2009年調査結果を上回り、階級が低いほどエンゲル係数は高い傾向がある。また、各階級間の格差については1999年と比較して縮小している（**図表Ⅱ－２－28**）。

図表Ⅱ－２－28　年間収入十分位階級別エンゲル係数の推移（単位：%）

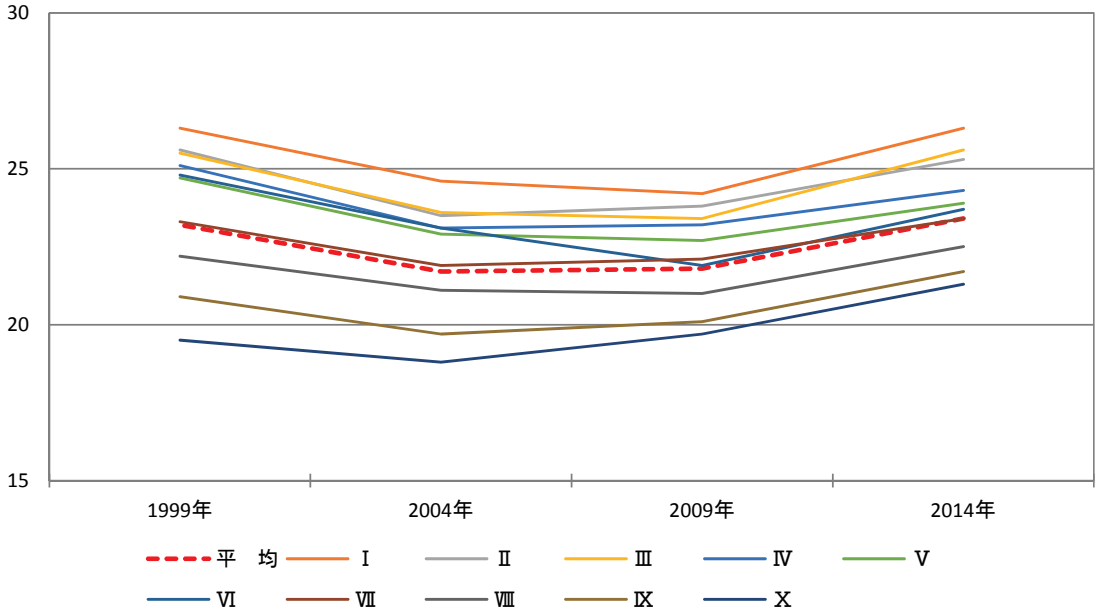

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

東日本大震災以降、全ての年齢層で「電気代」は増加

「光熱・水道」費については、平均では2009年まで減少したが、2014年では増加に転じた。

年齢層別にみると、2009年調査時には34歳以下と55～59歳を除く全ての層で2004年調査結果と比較して減少となったが、2014年調査では、全ての年齢層で2009年調査結果と比較して増加となった（**図表Ⅱ－２－29**）。

図表Ⅱ－２－29　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「光熱・水道」費の推移（単位：円）

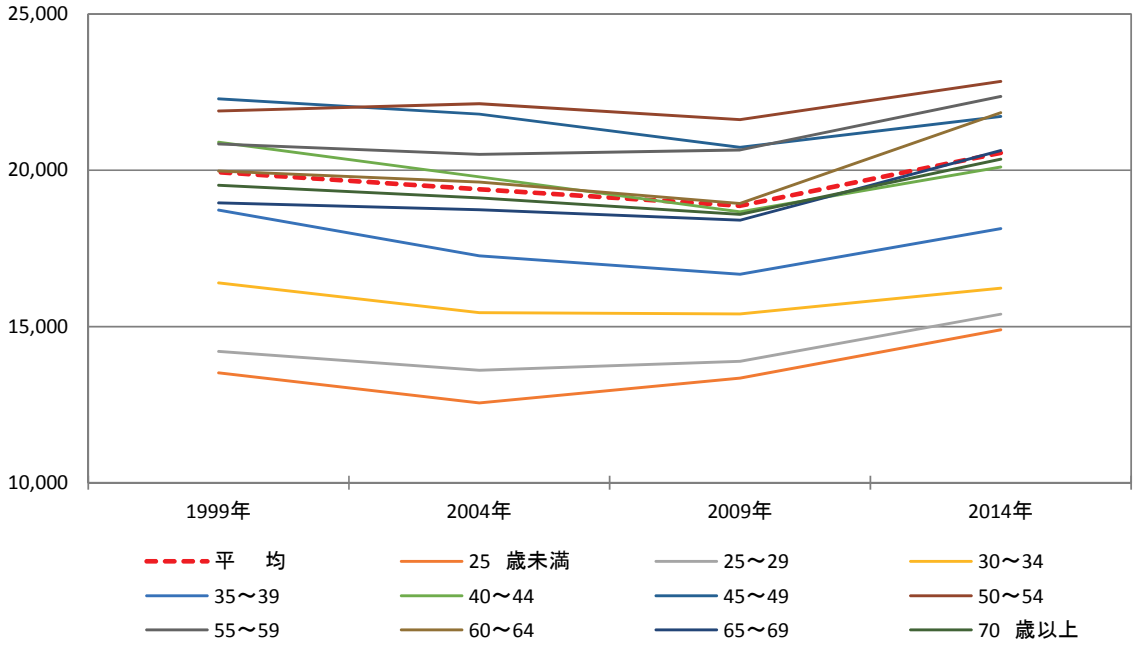

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

その要因について詳細をみていく。「電気代」については、平均消費額は、2009年までは減少したものの、2014年では増加に転じた。年齢層別にみると、2009年では全ての年齢層で減少したが、2014年では全ての年齢層で増加に転じ、その増加量は全ての年齢層で10％を超える。特に、25歳未満と、60歳代の増加率は20％を超える（**図表Ⅱ－２－30**）。背景には、東日本大震災による原子力発電所の停止に伴い、代替電源として火力発電所への依存度が高まり、これとともに化石燃料の消費量が増加したこと、あわせて化石燃料価格が高騰したことによる電気料金の引き上げ、さらには、再生可能エネルギーの固定価格買取制度[10]が導入されたことも影響しているものと考えられる。

[10] 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度で、2012年７月より施行。

図表Ⅱ－２－30　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「電気代」の推移（単位：円）

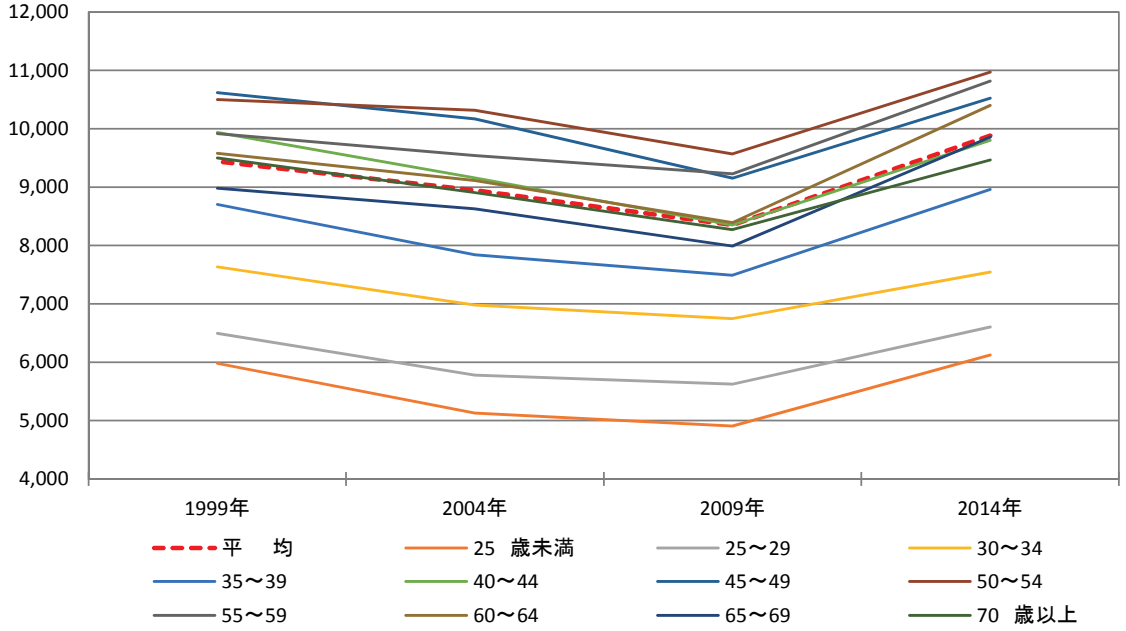

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

若年層の自動車離れと、携帯通信端末の普及が進んでいる

「交通・通信」費については、平均では1999年以降継続して増加している。

年齢層別にみると、2009年調査時には29歳以下と45～49歳を除く全ての年齢層で2004年調査結果と比較して増加し、2014年調査では、30～44歳と70歳以上を除く全ての年齢層で2009年調査結果と比較して増加した（**図表Ⅱ－２－31**）。

図表Ⅱ－２－31　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「交通・通信」費の推移（単位：円）

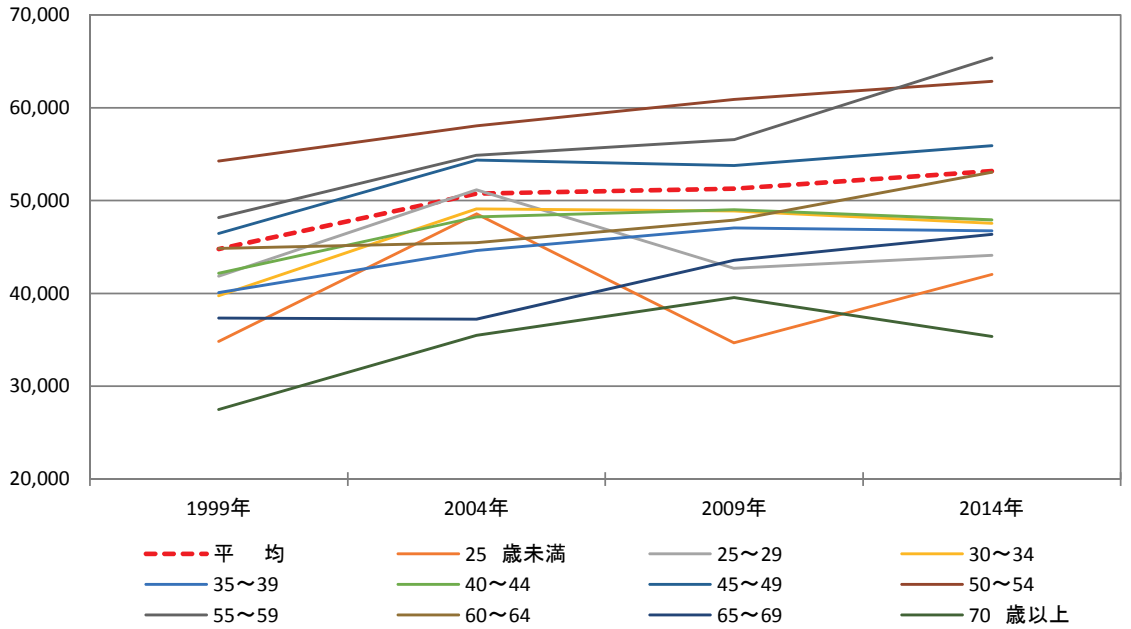

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

その要因について詳細をみていく。「自動車等関係費」については、平均消費額は、2009年まで増加したものの2014年では減少に転じた。年齢層別にみると、2014年では25歳未満、45～49歳、55～69歳を除く全ての年齢層で減少するなど、若年層を中心とした自動車離れがうかがえる（**図表Ⅱ－２－32**）。

図表Ⅱ－２－32　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「自動車等関係費」の推移（単位：円）

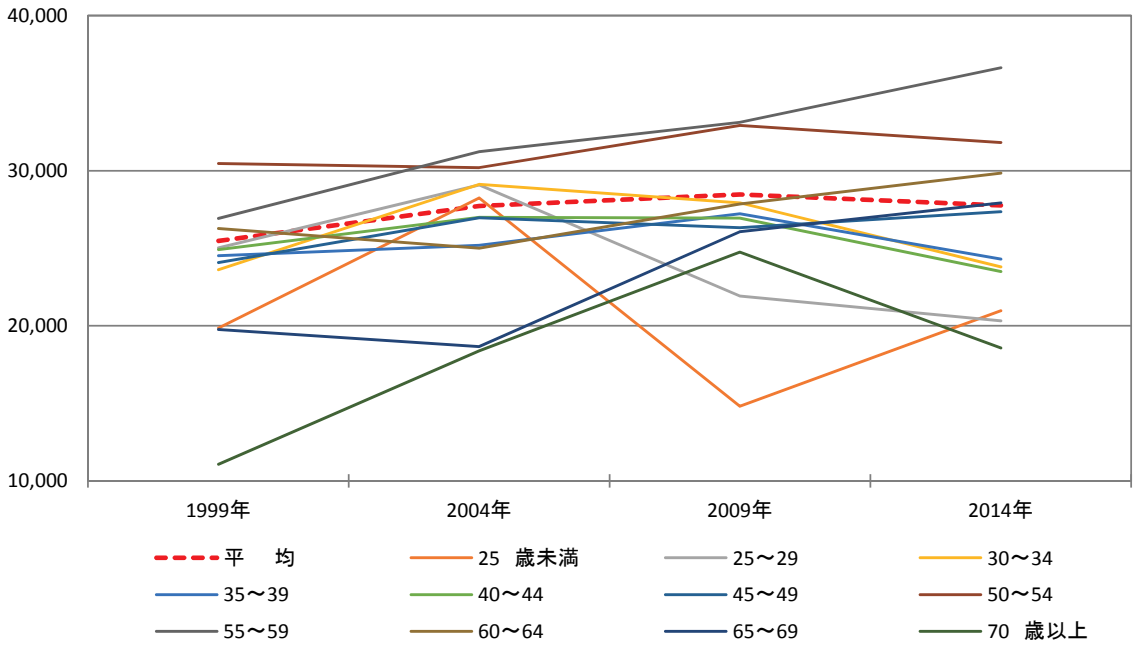

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

「通信」については、平均消費額は、1999年以降継続して増加している。年齢層別にみると、2004年では全ての年齢層において増加し、2009年では29歳以下を除く全ての年齢層において増加し、2014年では再び全ての年齢層で増加した。幅広い年齢層においてスマートフォンをはじめとする携帯通信端末の普及が進んでいることがうかがえる（**図表Ⅱ－２－33**）。特に45～54歳が他の層と比較して高いことから、携帯通信端末は子供にまで普及し、子供を含めた家族の携帯端末の通信料金を負担していることがうかがえる。

図表Ⅱ－２－33　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「通信」の推移（単位：円）

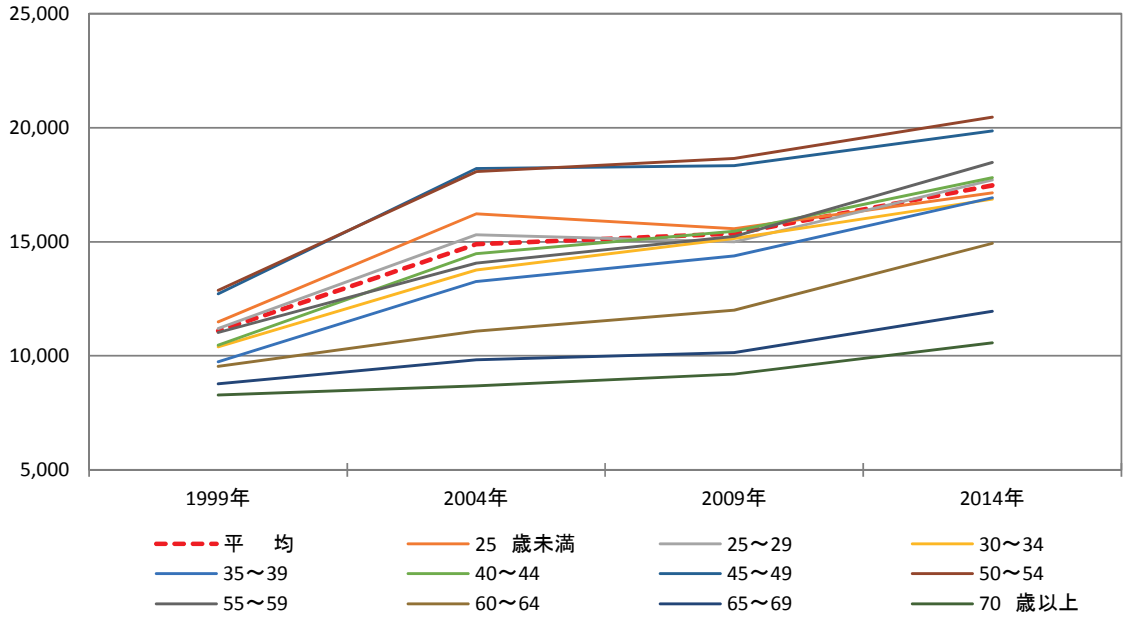

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

「社会保険料」の増加が非消費支出を押し上げた

非消費支出については、平均では2009年に増加に転じて以降継続して増加している。

年齢層別にみると、2004年では全ての年齢層で1999年調査結果と比較して減少となったが、2009年では全ての年齢層で増加に転じた。また、2014年調査では、60歳代を除く全ての年齢層で2009年調査結果と比較して増加となった（**図表Ⅱ－２－34**）。

図表Ⅱ－２－34　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別非消費支出の推移（単位：円）

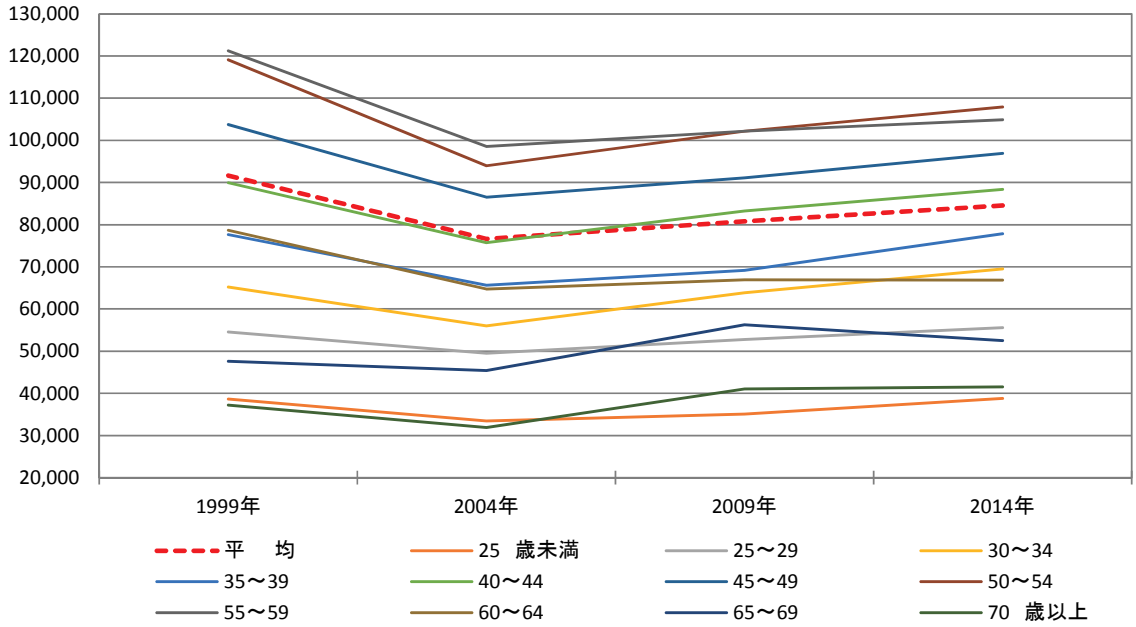

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

その要因について詳細をみていく。「社会保険料」については、平均では、2009年までは減少したものの、2014年では増加に転じた。年齢層別にみると、2009年では25歳未満、45～49歳、55～64歳において減少したものの、2014年では全ての年齢層において増加となり、非消費支出を押し上げたと考えられる（**図表Ⅱ－２－35**）。

図表Ⅱ－２－35　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「社会保険料」の推移（単位：円）

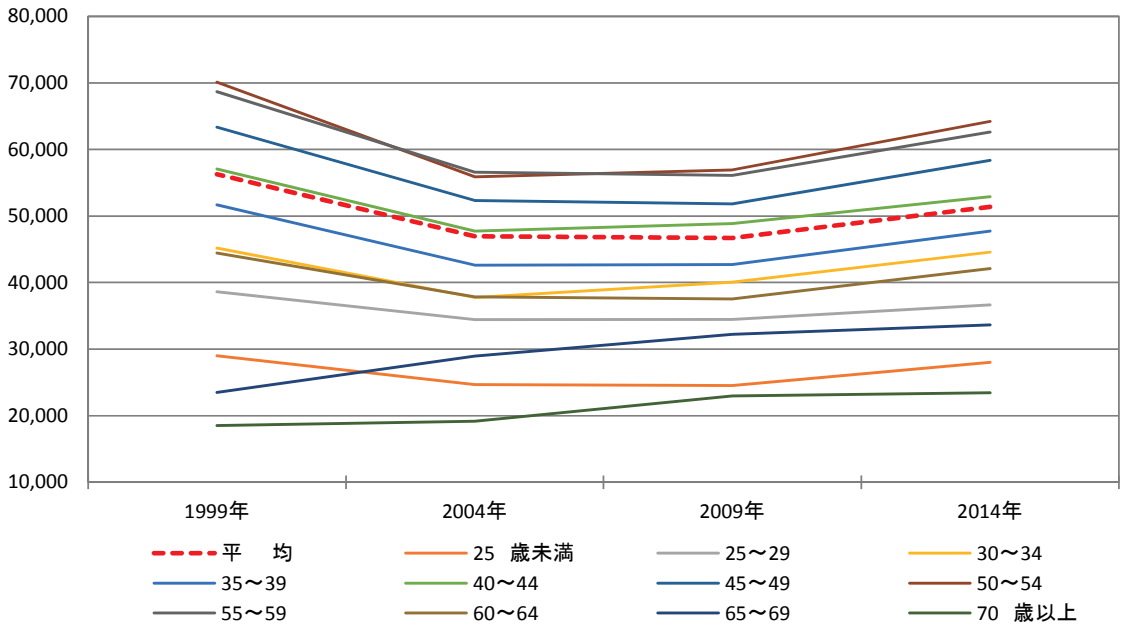

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

(2) 性別、年齢層別にみる単身世帯のうち勤労者世帯の支出動向

消費支出は平均では減少しているが、高年齢層では増加

消費支出については、2014年調査では、男性の場合、平均では2009年調査結果から減少したが、年齢層別にみると、70歳以上に限り2009年調査結果を上回った。女性の場合も、平均では2009年調査結果から減少したが、年齢層別にみると、50歳以上に限り2009年調査結果を上回った（**図表Ⅱ－２－36**）。

図表Ⅱ－２－36　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別消費支出の推移（単位：円）

（１）男性

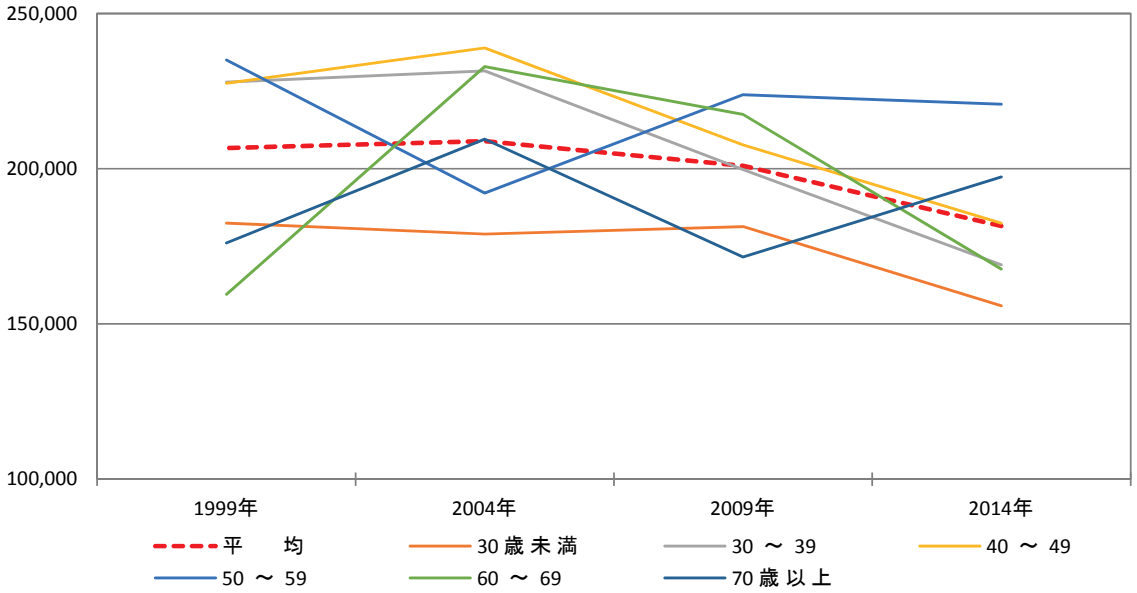

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

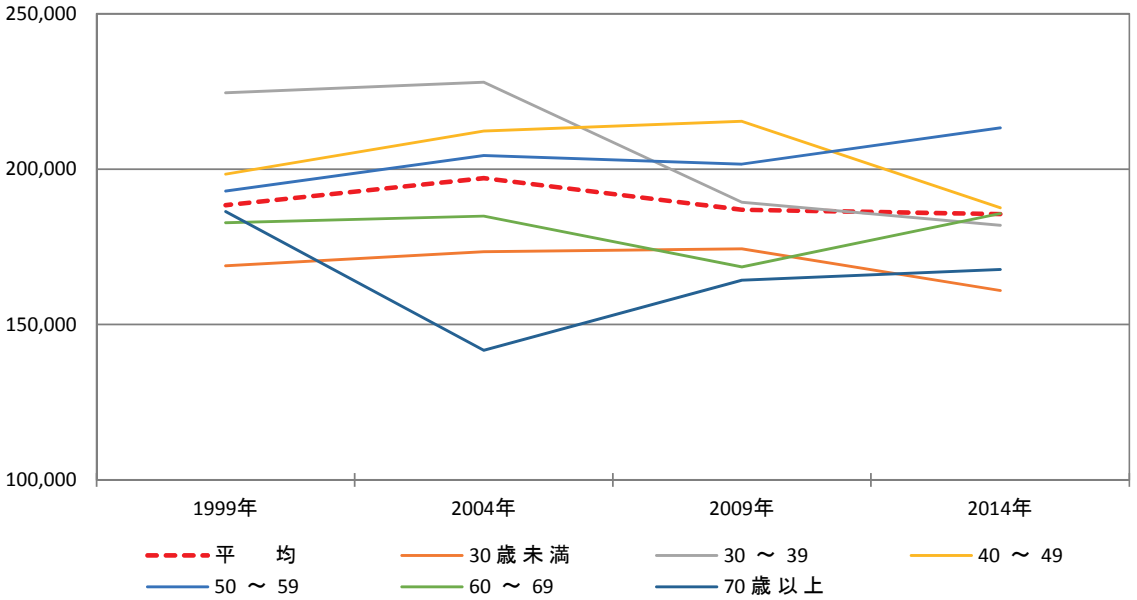

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

前回（2009年）調査以降、平均消費支出は減少したものの、「光熱・水道」については増加

平均消費支出については、男女共に2004年では増加したものの、2009年以降は減少に転じた。費目別にみれば、「食料」については男性の場合は1999年調査以降継続して減少しているものの、女性の場合は2009年調査までは減少したが2014年調査では増加に転じた。「光熱・水道」については、男女共に1999年以降継続して増加している。「交通・通信」については、男性の場合は2004年では増加したものの、2009年以降は減少しているが、女性の場合は2009年までは男性と同様な変化をし

ているが2014年では増加に転じた。

平均非消費支出については、男性の場合は2004年では減少したものの、2009年では増加に転じ、2014年では再び減少に転じた。女性の場合は2009年までは男性と同様な変化をし、2014年においても継続して増加した（**図表Ⅱ－２－37**）。

図表Ⅱ－２－37　１世帯あたり１ヵ月間の消費支出（費目別）と非消費支出の推移（単位：円）

（１）男性

	消費支出	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出	非消費支出
1999 年	206, 676	54, 807	28, 068	7, 441	4, 207	7, 976	2, 667	34, 374	37	33, 636	33, 463	59, 238
2004 年	208, 829	50, 231	33, 634	7, 600	3, 331	8, 650	3, 647	36, 635	－	30, 176	34, 925	53, 430
2009 年	200, 907	49, 254	33, 887	8, 274	3, 358	8, 877	4, 746	31, 855	237	28, 920	31, 498	59, 588
2014 年	181, 492	47, 573	30, 590	9, 290	3, 548	6, 623	4, 208	27, 521	8	23, 909	28, 223	56, 867

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

	消費支出	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他の消費支出	非消費支出
1999 年	188, 427	36, 613	37, 881	8, 671	4, 944	16, 516	5, 328	23, 259	126	20, 971	34, 118	41, 245
2004 年	197, 056	34, 989	39, 535	8, 702	5, 361	17, 465	6, 239	25, 083	201	21, 644	37, 837	36, 934
2009 年	186, 932	34, 694	41, 804	9, 077	5, 078	11, 808	6, 736	22, 007	807	20, 798	34, 123	37, 988
2014 年	185, 552	36, 859	26, 609	10, 306	7, 501	11, 977	8, 200	26, 890	470	19, 267	37, 473	41, 531

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

男性は「外食」が減少し、女性は「調理食品」の消費が増加

「食料」費については、2014年調査では、男性の場合、平均では2009年調査結果と比較し減少となった。年齢層別にみると、2014年では2009年調査結果と比較し40歳代、50歳代、70歳以上を除く全ての年齢層で減少となった。同様に女性の場合をみると、2009年までは減少したものの2014年では増加に転じた。年齢層別にみると、2014年では2009年調査結果と比較し30歳未満を除く全ての年齢層で増加となった（**図表Ⅱ－２－38**）。

図表Ⅱ－２－38　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「食料」費の推移（単位：円）

（１）男性

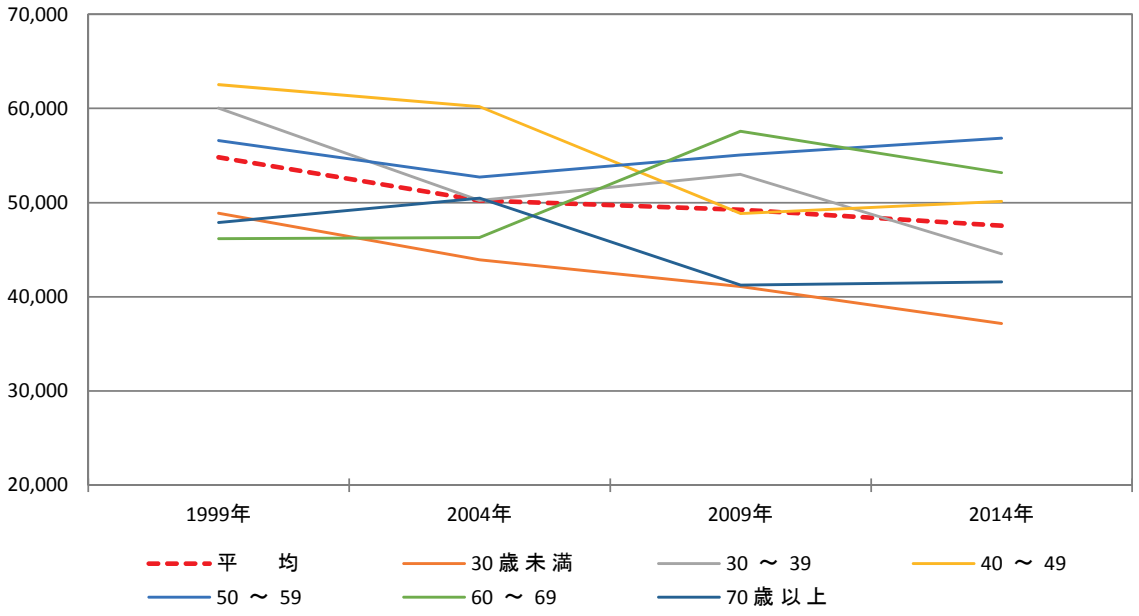

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

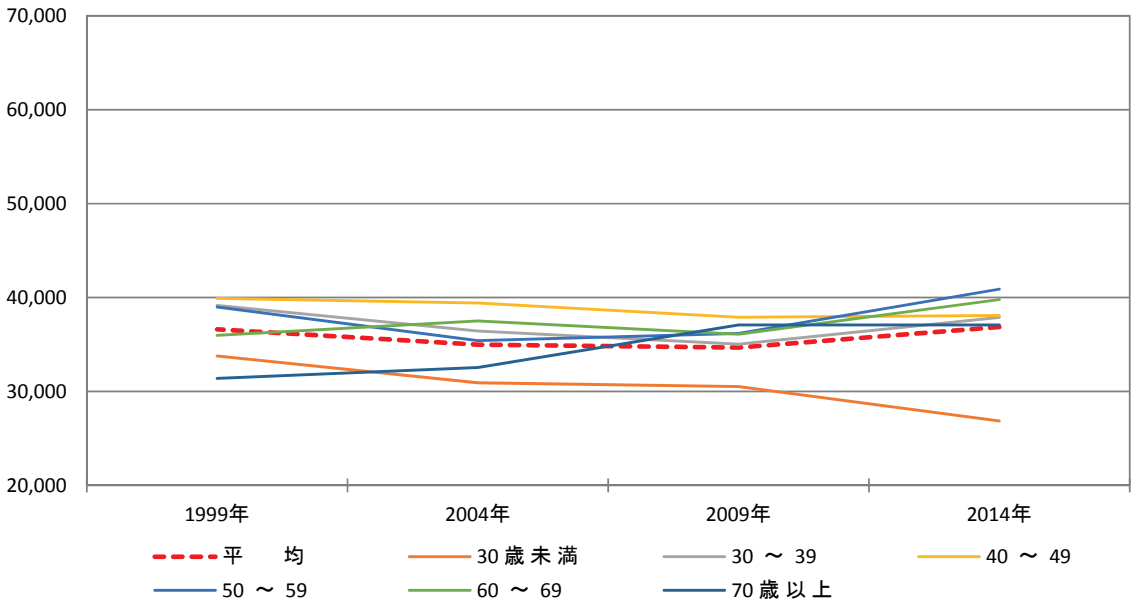

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

その要因について詳細をみていく。性別でみると、男性の場合、「外食」については、平均消費額は、1999年以降継続して減少しており、年齢層別にみると、2009年調査結果と比較し、2014年では60歳代を除く全ての年齢層で減少した（**図表Ⅱ－２－39**）ことが、男性の「食料」費の減少に寄与したと考えられる。女性の場合、「調理食品」については、平均消費額は、2009年調査結果と比較し、2014年では増加しており、年齢層別にみると、30歳未満と40歳代を除く全ての年齢層で増加

し、特に30歳代と70歳以上の増加率は約60％と高く、女性の「食料」費の増加に寄与したと考えられる（**図表Ⅱ－２－40**）。

図表Ⅱ－２－39　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「外食」の推移（男性）（単位：円）

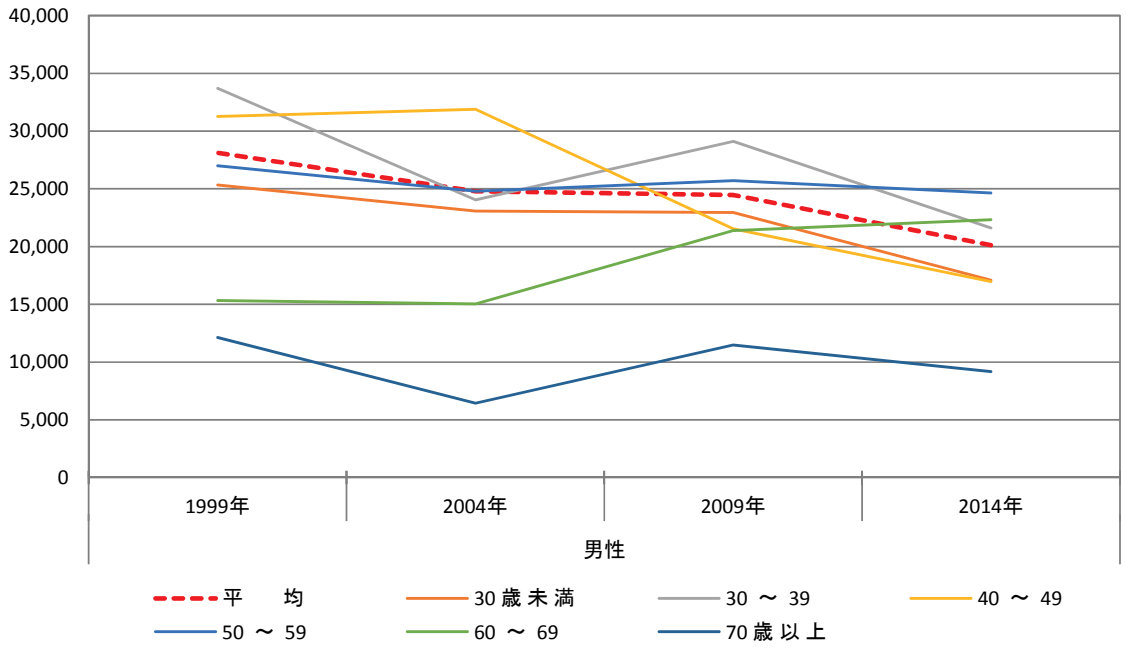

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－40　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「調理食品」の推移（女性）（単位：円）

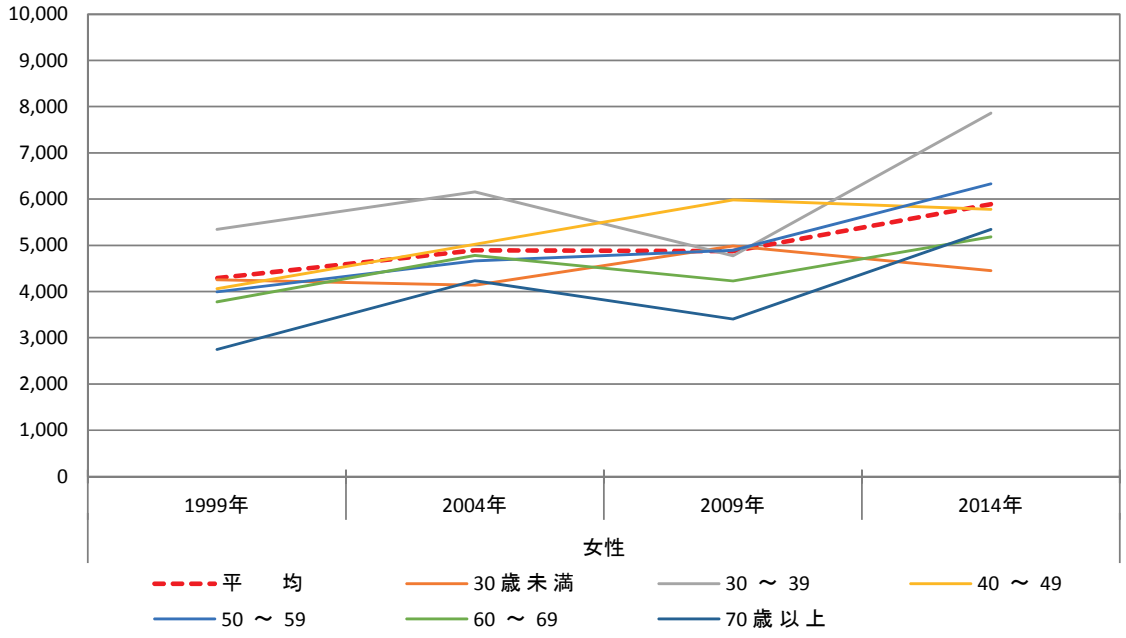

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

東日本大震災の影響による「電気代」の増加が「光熱・水道」費を押し上げた

「光熱・水道」については、2014年では男女共に2009年調査結果と比較し、全ての年齢層で増加となった。特に、男女共に60歳代の増加率が高く、20%を超える（**図表Ⅱ－２－41**）。

図表Ⅱ－２－41　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「光熱・水道」費の推移

（１）男性

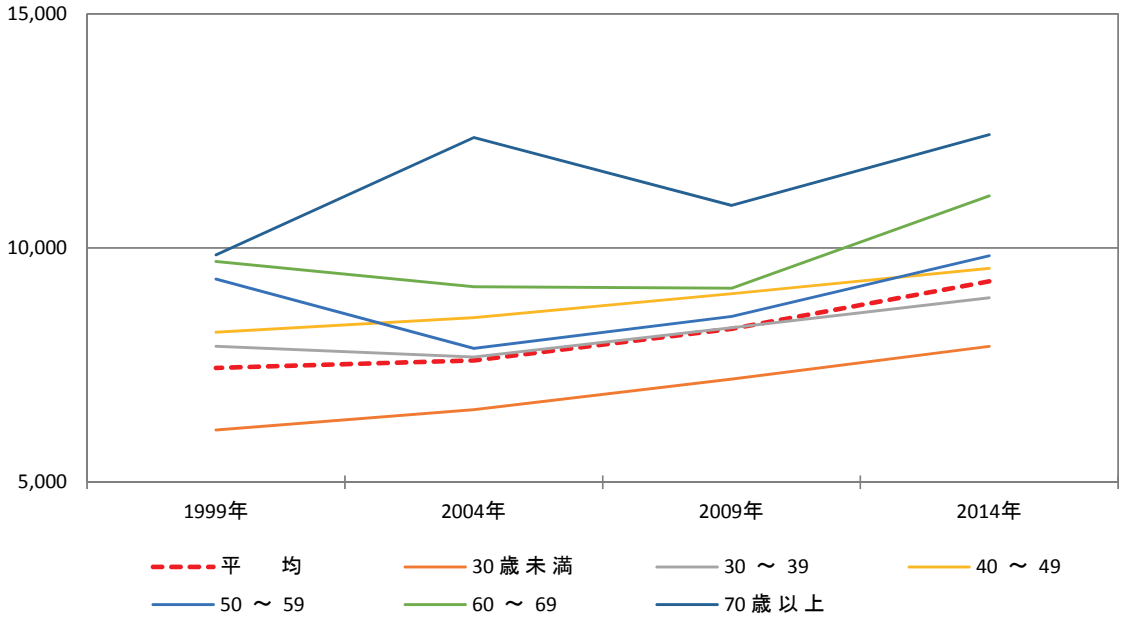

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

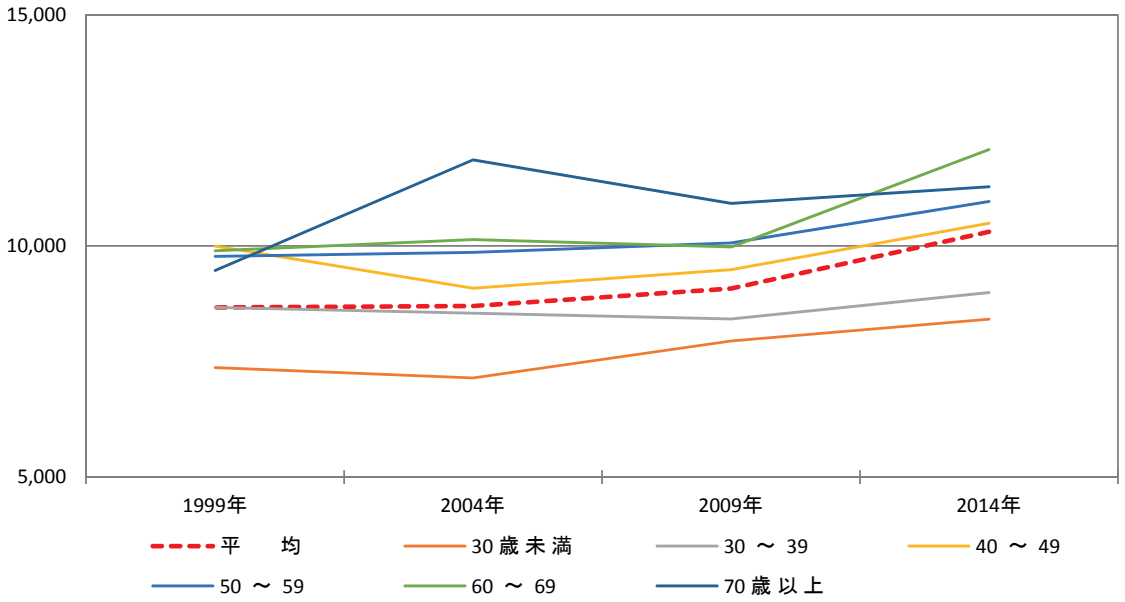

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

その要因について詳細をみていく。「電気代」について性別でみると、男性の場合、平均消費額は、1999年以降継続して増加している。年齢層別にみると、2004年では30歳未満、40歳代、70歳以上で増加し、2009年では40歳代と50歳代で増加した。2014年では70歳代を除く全ての年齢層で増加し、特に50歳代と60歳代の増加率は高く30％を超える。女性の場合、平均消費額は、2009年まで減少したものの2014年では増加に転じた。年齢層別にみると、2009年では40歳代を除く全ての年齢層で減少したものの、2014年では全ての年齢層で増加に転じた（**図表Ⅱ－２－42**）。「電気代」の増加は二人以上世帯と同様に、東日本大震災による原子力発電所の停止に伴い、代替電源として火力発電所への依存度が高まったことにより化石燃料の消費量が増加したことや、化石燃料価格が高騰したことにより電気料金が引き上げられたこと、さらには、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入が主な要因であると考えられ、これらが「光熱・水道」費の増加をまねいたといえる。

図表Ⅱ－２－42　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「電気代」の推移（単位：円）

（１）男性

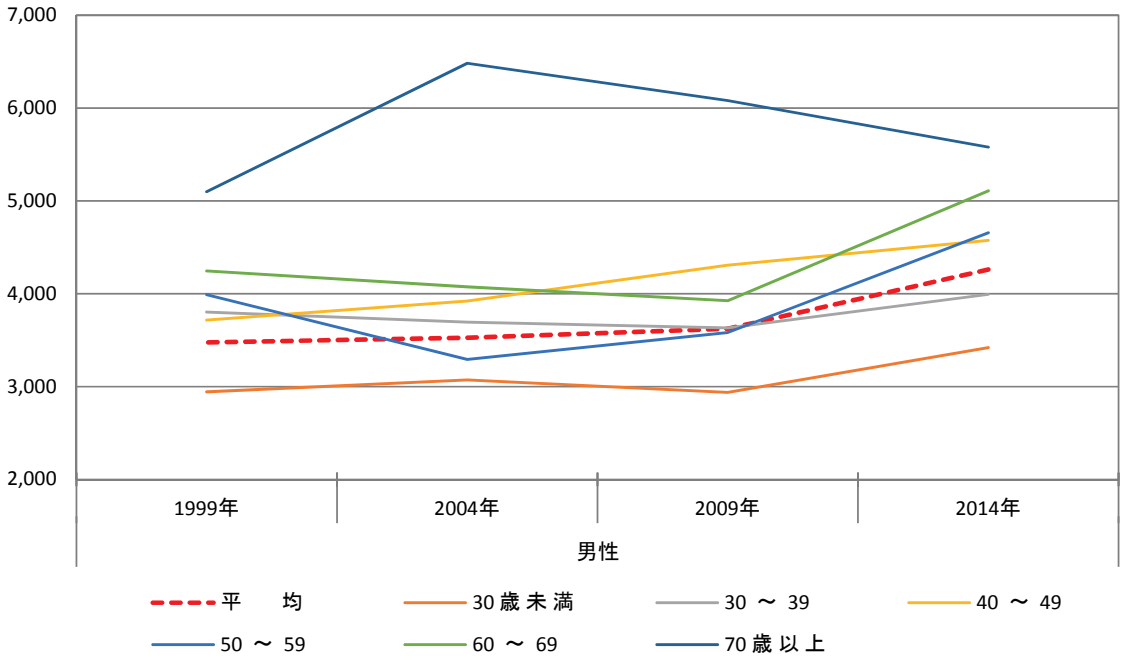

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

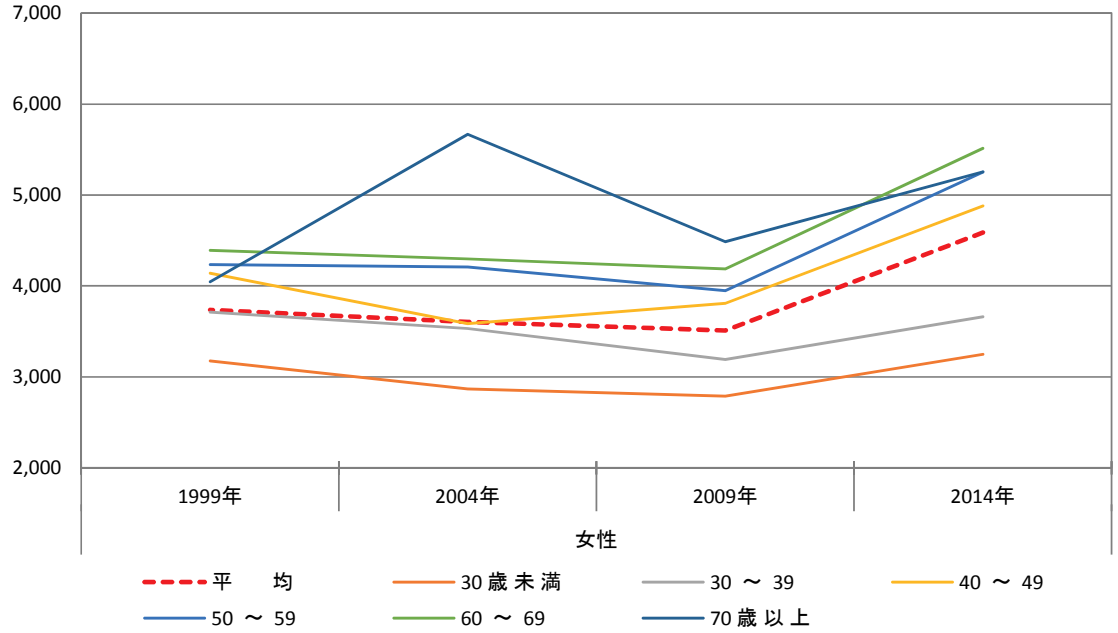

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

女性の「保健医療」費は年々増加

「保健医療」費については、平均では、男性の場合、2009年までは増加したが、2014年では減少に転じた。一方、女性の場合は1999年以降継続して増加している。年齢層別にみると、男性の場合は2009年調査結果と比較し、2014年では40歳代と60歳代を除く全ての年齢層で減少となったが、女性の場合は30歳未満、40歳代を除く全ての年齢層で増加となった（**図表Ⅱ－２－43**）。

図表Ⅱ－２－43　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別「保健医療」費の推移（単位：円）

（１）男性

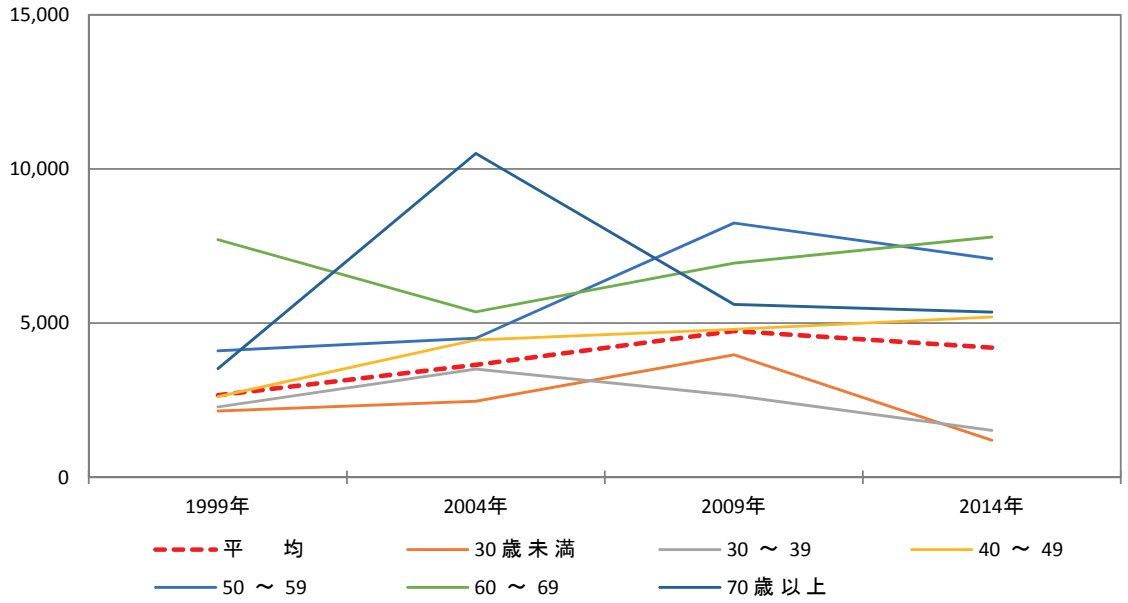

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

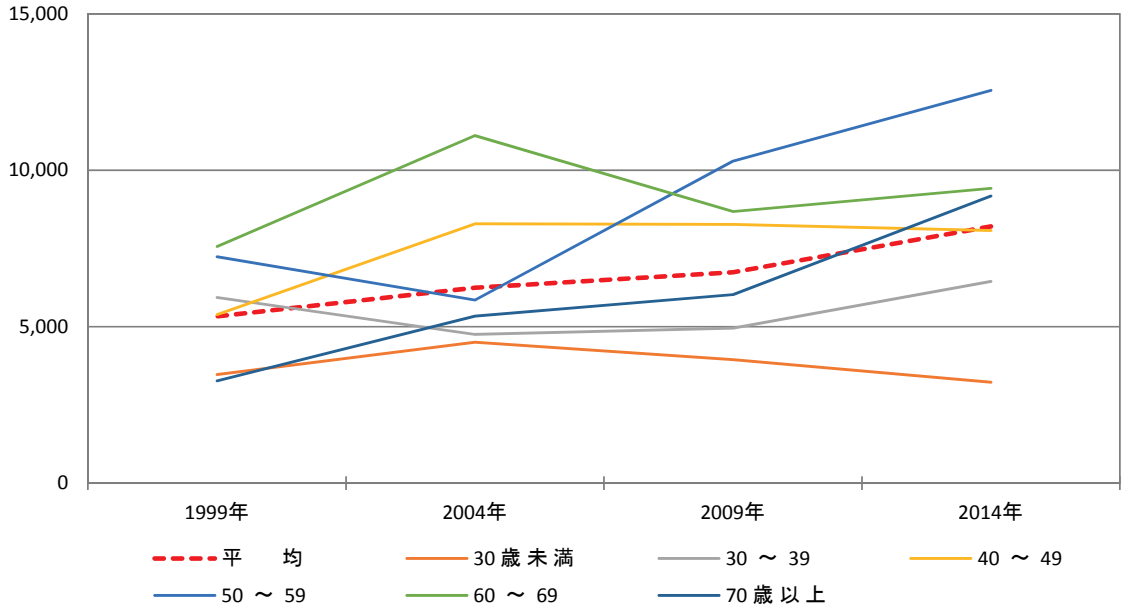

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

女性の非消費支出は2009年以降継続して増加

非消費支出については、平均では、男性の場合、2004年では減少し、2009年では増加に転じ、2014年では再び減少となった。一方、女性の場合は、2009年までは男性と同じ変化をしたものの、2014年においても継続して増加した。年齢層別にみると、男性の場合は、2004年では全ての年齢層で1999年調査結果と比較して減少となったが、2009年では30歳代を除く全ての年齢層で増加に転じ、2014年調査では、30歳未満を除く全ての年齢層で再び減少に転じた。女性の場合は、2004年では60歳代を除く全ての年齢層で1999年調査結果と比較して減少となったが、2009年では30歳代を除く全ての年齢層で増加に転じた。さらに、2014年調査では、30歳未満を除く全ての年齢層で増加となった（**図表Ⅱ－２－44**）。

図表Ⅱ－２－44　１世帯あたり１ヵ月間の年齢層別非消費支出の推移（単位：円）

（１）男性

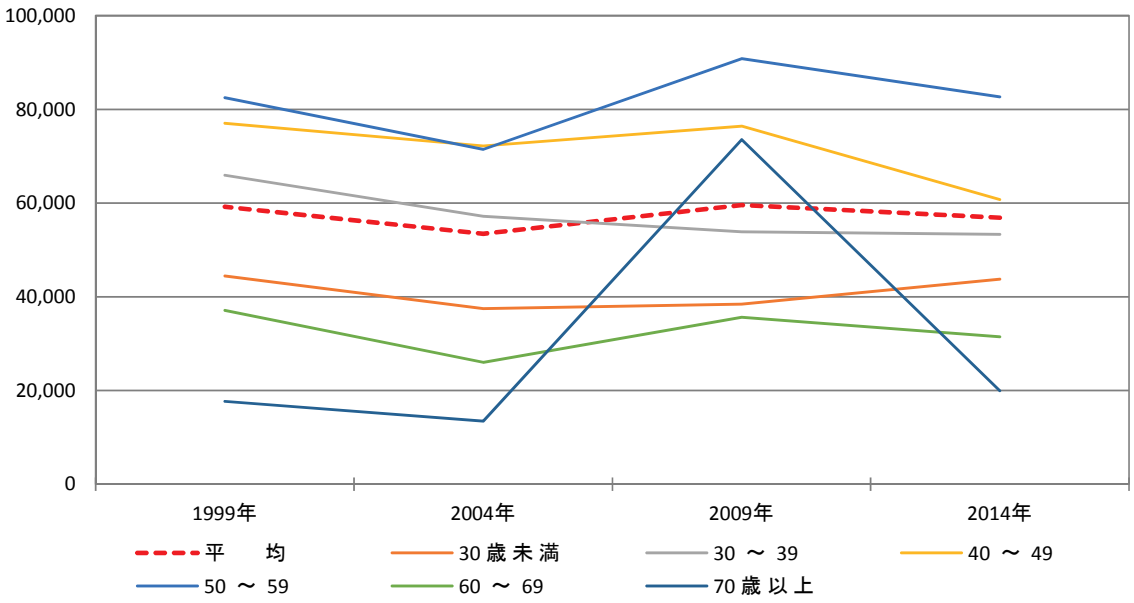

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

（２）女性

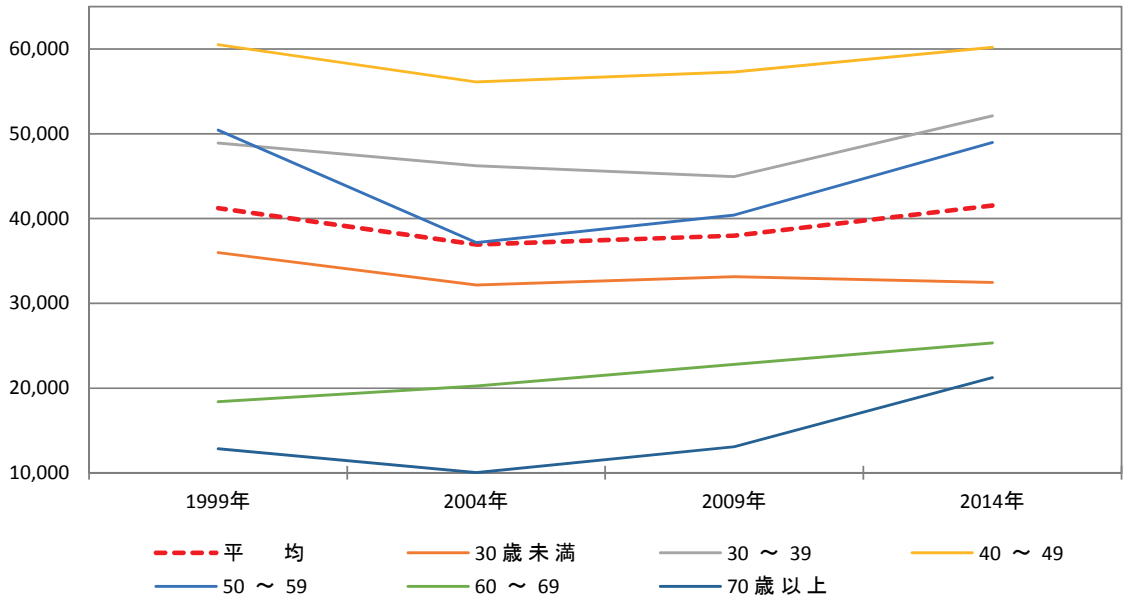

資料出所：総務省「全国消費実態調査」より作成。

第４節　家計貯蓄の傾向

黒字率の推移

内閣府「国民経済計算」によれば、家計貯蓄率は2013年度にマイナスに転じた。2014年度に再びプラスとなったものの、マクロ経済レベルでの家計貯蓄は減少傾向にある。家計レベルではどのような状況がみられるだろうか。ここでは黒字率によって家計の収支状況をみることとする。黒字率とは、「家計調査」で使われる概念であり、（可処分所得－消費支出）÷可処分所得で求められる。簡潔にいえば、１ヵ月間で家計に残ったお金としての貯蓄率である。これに対し、「国民経済計算」による家計貯蓄率は、家計貯蓄（純）÷（家計可処分所得（純）＋年金基金年金準備金の変動（受取））で求められ、マクロ経済上の観点から定義されている。両者には概念上の違いがあることに留意が必要である。

まず二人以上・勤労者世帯について世帯主の年齢階級別の黒字率をみると、1999年にはいずれの層も20～25％の範囲にあるが、それ以降は格差が拡大している。とくに2009年には60歳代、70歳以上で５％程度まで低下している。これは公的年金給付の減少による実収入の減少が要因であるといえる。30歳未満、30歳代、40歳代の層は、2014年に1999年の水準を上回ったが、50歳代、60歳代、70歳以上の層は、1999年の水準まで回復していない（**図表Ⅱ－２－45**）。

年収五分位階級別の黒字率では、第Ⅰ分位が他の層を大きく下回り、2009年に落ち込みがもっとも大きくなっている（**図表Ⅱ－２－46**）。

図表Ⅱ－２－45　世帯主の年齢階級別黒字率の推移（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

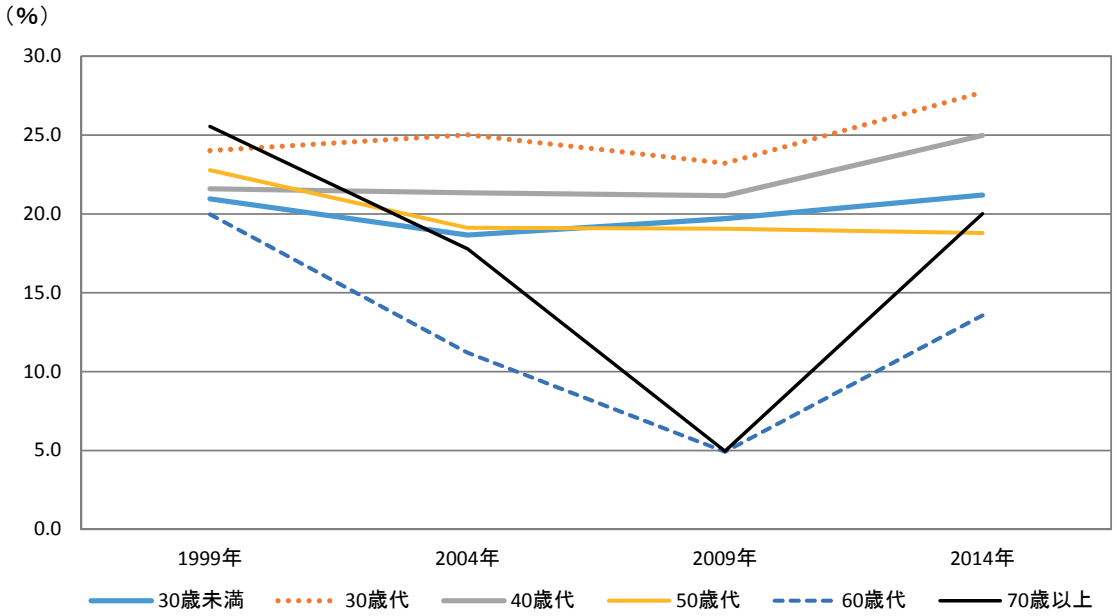

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－46　年収五分位階級別黒字率の推移（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

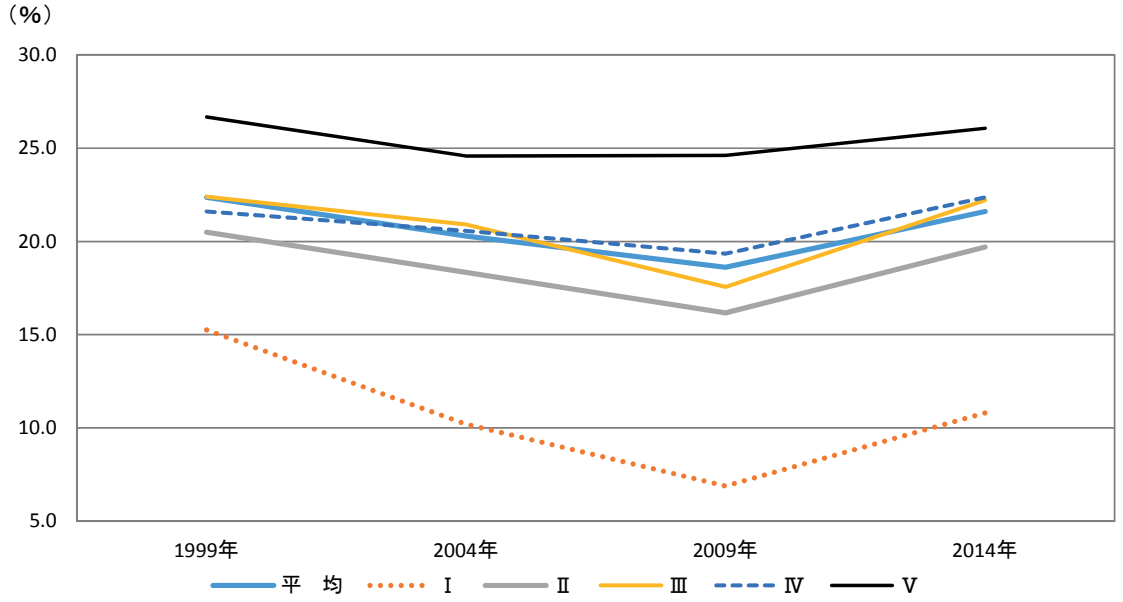

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

同様にして、単身勤労者世帯の黒字率をみると、男性は1999年から2014年にかけて上昇している。一方、女性は1999年よりも2014年が低下している（**図表Ⅱ－２－47**）。単身男性の場合、二人以上・勤労者世帯の全体平均と比べて黒字率が高くなっているのは、相対的に消費支出が少なく、黒字が多く発生していることが要因であるといえる（本章第３節参照）。

図表Ⅱ－２－47　単身勤労者世帯の黒字率の推移

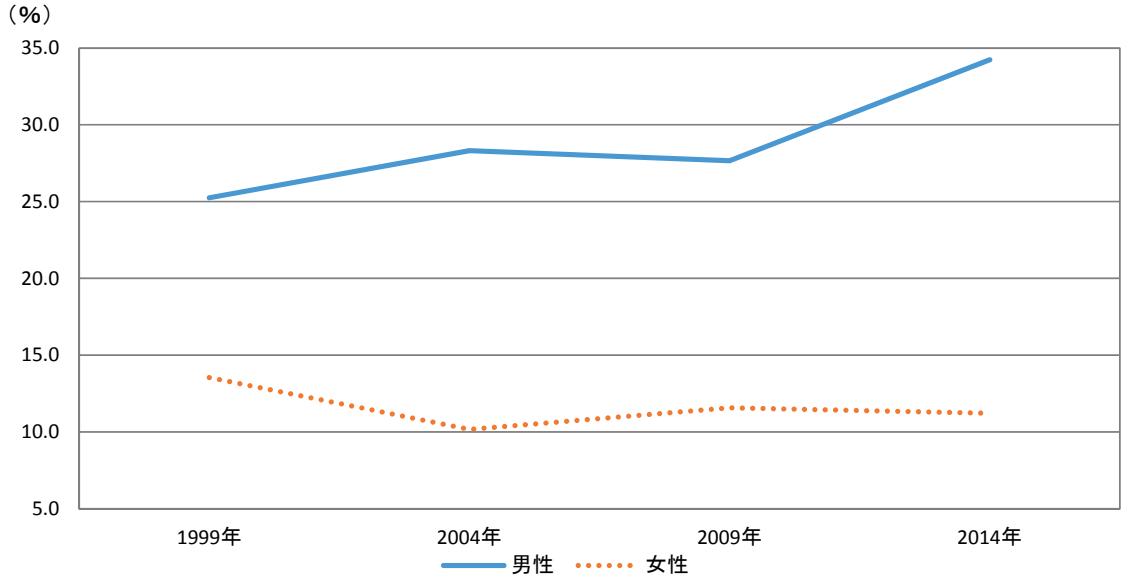

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

高齢勤労者世帯と高齢無職世帯の格差

世帯主が65歳以上である高齢者世帯のケースをみておこう。二人以上世帯、単身世帯ともに、勤

労者世帯の場合、2014年の黒字率はプラスになっている（**図表Ⅱ－２－48**）。ただし、単身女性の場合はプラス幅が小さい。一方、無職世帯の場合は黒字率がマイナス、つまり赤字となっている。この赤字分は貯蓄等の取り崩しにより賄われているとみられる。

高齢になれば生活費として貯蓄を取り崩していくのは通常よくみられる傾向である。高齢勤労者世帯と高齢無職世帯の大きな違いは、勤め先収入があることによって家計が黒字になっているということである。年金改革により将来的に公的年金収入の減少の進展も想定されるため、一定年齢までの就労機会の確保が必要である。同時に、年金制度のほか医療、介護などの社会サービスの充実が重要であり、これは普遍的に現物給付として実施されなければならないが、結果として、低所得のために十分な貯蓄ができなかった人たちの生活の維持に大きく貢献する。

図表Ⅱ－２－48　高齢者世帯の黒字率（2014年）

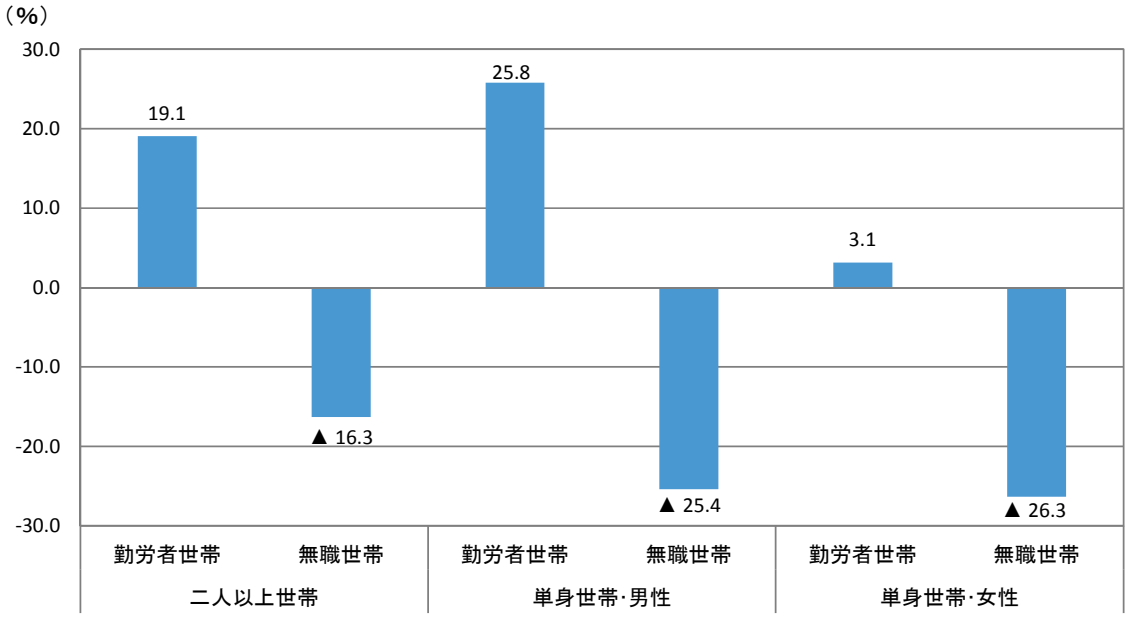

（注）「高齢者世帯」とは、世帯主が65歳以上の世帯をさす。
資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

単身勤労者世帯の貯蓄格差の拡大

二人以上および単身勤労者世帯において黒字率がプラスで推移するということは、家計の貯蓄額としては増えているのだろうか。ここでみる貯蓄現在高には、金融機関への預貯金、生命保険等の掛金、有価証券、社内預金等が含まれる。

1999年から2014年にかけて、二人以上・勤労者世帯の貯蓄現在高はほぼ横ばいであるが、世帯主の年齢階級別でみると、すべての年齢層で減少している。1999年には70歳以上で、2014年には60歳代で貯蓄現在高がもっとも多くなる（**図表Ⅱ－２－49**）。

一方、単身勤労者世帯の貯蓄現在高は、1999年から2014年にかけて男女ともに、第１四分位、中央値で若干の増加にとどまるが、第３四分位で大きく増加している。第１四分位と第３四分位との間で貯蓄格差が拡大している（**図表Ⅱ－２－50**）。

図表Ⅱ－２－49　世帯主の年齢階級別貯蓄現在高（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

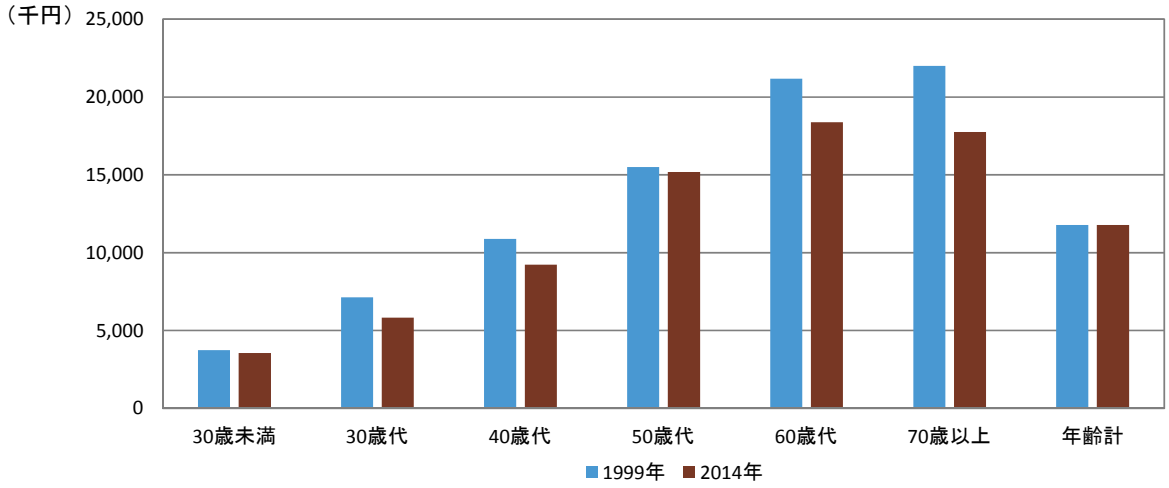

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－50　単身勤労者世帯の貯蓄現在高の推移

（１）男性

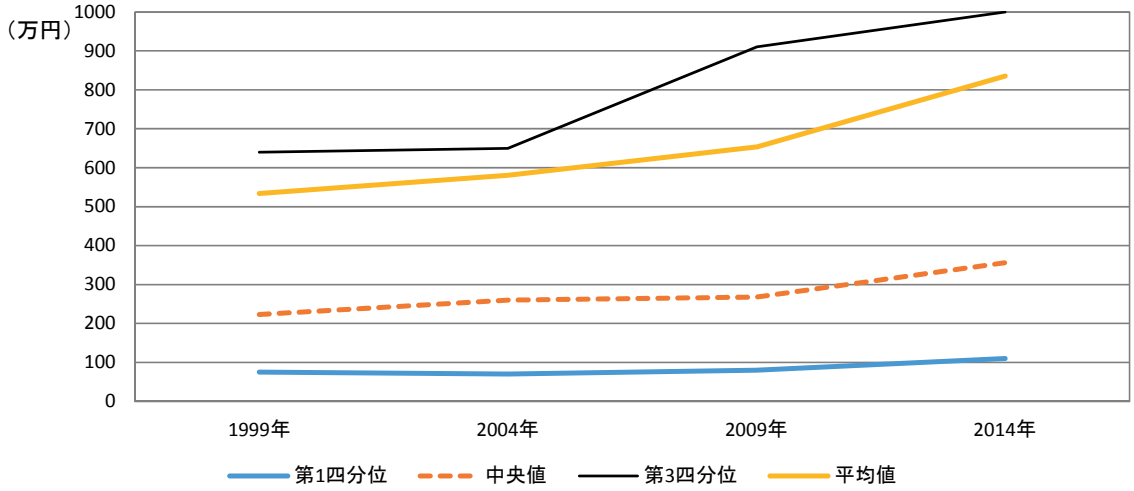

（２）女性

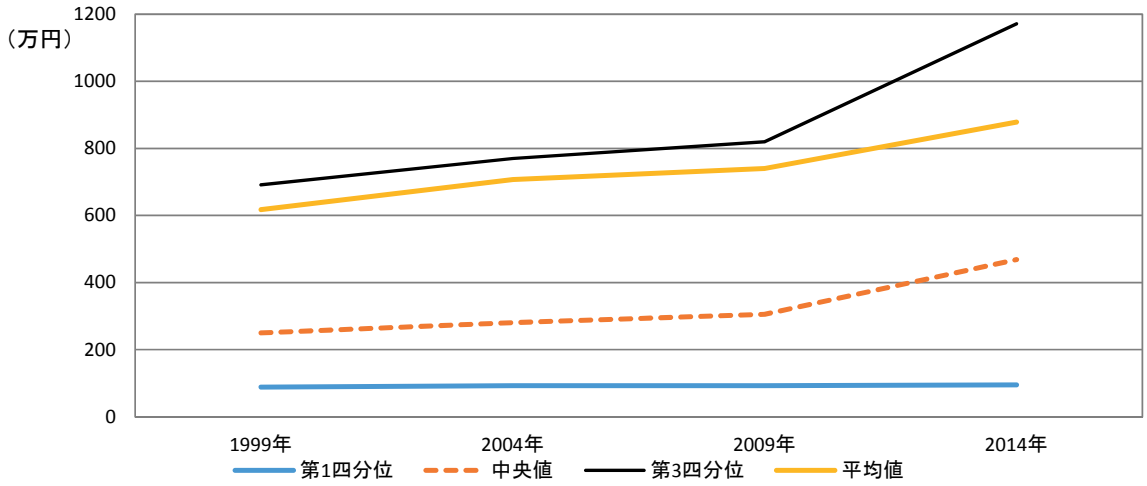

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

さらに負債も考慮に入れ、貯蓄現在高から負債現在高を差し引いた金融純資産額をみることとする。負債現在高には、金融機関からの借入金、金融機関外からの借入金（勤め先の会社・共済組合等からの借入金、月賦・年賦の残高等）が含まれている。

二人以上・勤労者世帯の金融純資産額を世帯主の年齢階級別でみると、1999年から2014年にかけてすべての年齢層でも減少している。とりわけ30歳未満、40歳代ではマイナスに転じ、30歳代ではマイナス幅が増大している（**図表Ⅱ－２－51**）。これは、若年層では土地・住宅購入のための負債が増加しているからである。

単身勤労者世帯については、1999年と2014年で年齢階級の括りが異なるため、単純に比較はできないが、とくに男性40歳未満の金融純資産額を1999年と2014年で比較すると、大幅に減少していることがうかがえる（**図表Ⅱ－２－52**）。

図表Ⅱ－２－51　世帯主の年齢階級別金融純資産額（貯蓄現在高－負債現在高）
（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

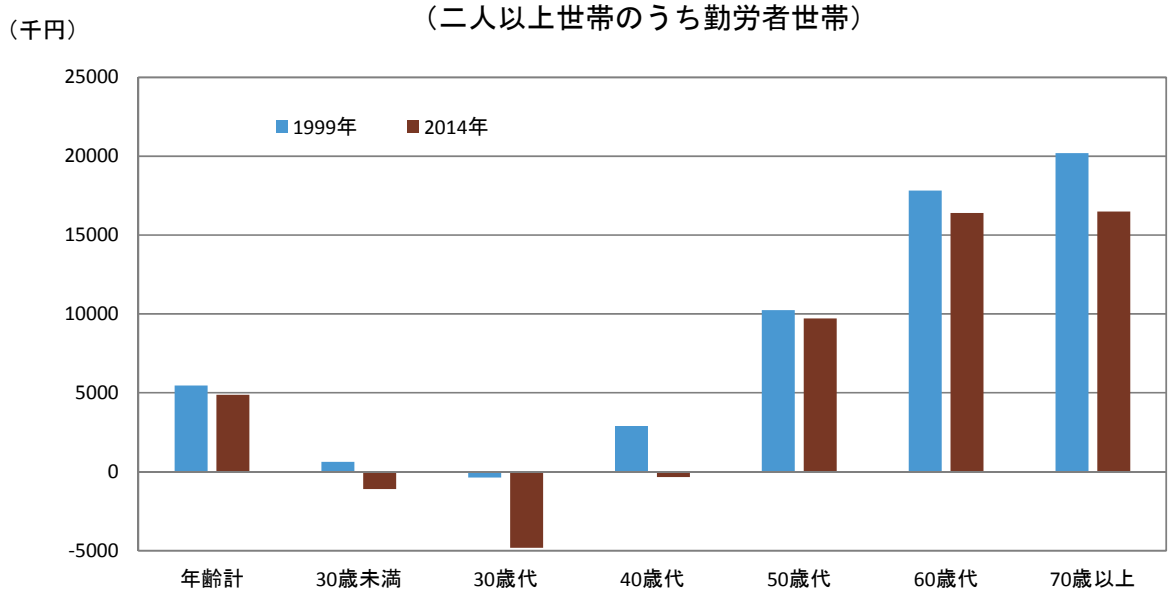

資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

図表Ⅱ－２－52　単身勤労者世帯の年齢階級別金融純資産額（貯蓄現在高－負債現在高）

（１）男性

（千円）

1999年	年齢計	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
	2,867	896	2,330	4,206	4,421	16,217
2014年	年齢計	40歳未満		40～59歳		60歳以上
	5,580	47		9,756		10,221

（２）女性

（千円）

1999年	年齢計	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
	5,014	1,334	2,840	4,840	10,518	9,999
2014年	年齢計	40歳未満		40～59歳		60歳以上
	7,585	1,974		9,339		12,664

（注）1999年と2014年では年齢階級の括りが異なることに留意。
資料出所：総務省統計局「全国消費実態調査」より作成。

第５節　家計からみた暮らしの底上げの課題

上述の結果から、勤労者世帯の家計構造の変化についてつぎのような特徴があげられる。第一に、全体的な傾向として世帯収入が減少しており、二人以上世帯の場合、世帯収入を確保するために二人働きが基本的な傾向となっている。第二に、単身世帯の場合、中間層と低所得層では他の層よりも実収入の減少幅が大きい。第三に、消費支出が減少するなかで、食料費、光熱･水道費などの必需的な支出が増加している。社会保険料も増加し、非消費支出を押し上げている。第四として、二人以上世帯の貯蓄現在高はほぼ横ばいであるが、単身世帯での貯蓄現在高は増加し、貯蓄格差が拡大している。

最後に、こうした構造変化の特徴をふまえて、家計からみた暮らしの底上げの課題を整理する。世帯収入を確保するために働き手を増やし二人働きが基本になりつつある現状からも、世帯のなかで男性だけが長時間働かなくても生活できること、いいかえれば男性稼ぎ主モデルからの転換が不可欠なものとして進行している。また、単身世帯においては中間層と低所得層で収入の低下がみられることから、今後、貯蓄を持つ人と持てない人との格差がいっそう拡大する可能性もある。

こうした状況に対応するため、普遍的な生活保障の体系を整備する必要がある。たとえば、いずれの所得階層にも、生活するうえで必要となる保育、介護、医療などの社会サービスを充実させることが暮らしの底上げのための優先課題といえる。それは結果として、世帯で働き手を増やすことが可能になると同時に、低所得のために十分な貯蓄ができない人びとに人間的な生活を保障することになる。

もう一つの課題をあげると、家計支出の自由裁量度をいかに拡大するかという点である。全体的な傾向として、実収入の減少、非消費支出の増加にともない、消費支出の抑制を余儀なくされるなかで、必需的な支出の費目が増加している。必需的な支出の切り詰めは難しいため、それ以外の選択的な支出が抑制されることになる。つまり支出の自由裁量度の縮小を意味する。とくに低所得層になるほど、そうした傾向がより強くなる。

これを解消していくには、前述の社会サービスの充実のほか、累進課税の強化など所得再分配機能をさらに強めることが課題といえる。それが結果として、低所得層の非消費支出の負担を軽減することになる。

第３章　底上げから取り残されている課題

第Ⅱ部　第３章のポイント

第１節　母子世帯の貧困

○母子世帯等調査によると、ひとり親世帯は146.1万世帯であり、子どものいる世帯の12%を占めている。ひとり親世帯の85%は母子世帯であり、ひとり親となった理由は「離婚」によるものが約９割に上る。

○シングルマザーの８割は就業している。就業形態では「パート・アルバイト」が47.4%と最も多く、母子世帯になる前は不就業だったシングルマザーにおいては57.4%とシングルマザー全体を上回る水準となっている。

○母子世帯の総所得は254.1万円であり、最も総所得が少ない世帯類型である。母子世帯の総所得は全世帯の47%、児童のいる世帯の36%の水準に留まる。

○シングルマザーの平均年間就労収入は、女性の平均給与と比べて正規雇用では80万円、非正規雇用では19万円下回っている。販売やサービス職業においては年収300万円未満が９割を超える。

○有業のシングルマザーの労働時間は夫婦世帯の妻と比べて133分長く、家事や育児、睡眠時間を削って労働時間を確保している。家事や育児にあてる時間は平日238分、休日326分と夫婦世帯の夫に次いで短い。

○生活保護を受給する母子世帯は約１割に留まり、大きな変動は見られない。一方、離婚件数の増加とともに児童扶養手当の受給者数は増えており、生別母子世帯の８割が受給している。

第２節　低所得高齢者の実態

○老後の生活費のあてとして最も割合の高いものは「厚生年金・共済年金」であり、正社員では59.3%、非正社員では49.1%となっている。非正社員において次いで高いのは「国民年金」であり正社員が30.7%に対し、非正社員は42.4%となっている。

○基礎年金のみの受給者は、老齢基礎年金の受給者総数3,006万人のうち772万人（25.7%）を占めている。また、基礎年金のみの受給者のうち、年金月額が６万円未満（平成26年度の満額は64,400円）の者が男女ともに半数以上を占め、女性では約７割（407万人）となっている。

○国民年金保険料の未納率は３割台後半から４割台で推移しており、後納分を加えた最終納付率も2007年度以降は３割台前半に留まり、未納率を改善するには至っていない。未納の理由として最も多いのは「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」であり約７割を占めている。

○国民保険料の全額免除を受ける者は未納率同様に増加傾向にあり、2014年度末現在の全額免除者数は602万人と、第１号被保険者（任意加入被保険者を除く）の35.1%を占めている。

○生活保護を受給する世帯の半数は高齢者世帯（83.1万世帯）であり、そのうち９割が単身者世帯である。2012年から2014年の間の高齢者人口の伸びは7.1%増なのに対し、被保護者人員11.0%増と、高齢化を上回るペースで高齢者の生活保護受給者が増加している。

本章では、底上げから取り残されている課題として、底上げの効果が及びにくく、なおかつ貧困リスクにさらされやすい特徴的な層として、ひとり親世帯ならびに無年金・低年金に起因した貧困高齢層の課題に焦点を当てたい。前章における指摘のとおり、中間層の没落や、世帯主の勤め先収入の減少を配偶者の勤め先収入や公的年金給付で補完していることが明らかになっている。なかでも、世帯内で稼働人数を増やすことが難しいひとり親世帯や、さらにはジェンダー問題にもさらされやすい母子世帯、何らかの理由により公的年金の給付水準が低い高齢者は、底上げから取り残された層として貧困の固定化が懸念される。

現役世代における貧困は、無年金や低年金を要因とする高齢期の貧困を引き起こすことにつながり、生涯にわたって影響を及ぼす。また、世代を超えて貧困の再生産を繰り返す「貧困の連鎖」が指摘されており、格差・貧困の解消にむけては雇用環境の改善だけでなく、社会保障による下支えの充実両面からのアプローチが不可欠となる。道半ばの暮らしの底上げにおいて、取り残されている課題について現状と課題を考察する。

第１節　母子世帯の貧困

増加するひとり親世帯

「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、父または母ひとりで子どもを養育している、いわゆる「ひとり親世帯」は146.1万世帯であり、子どものいる世帯の12％を占めている。ひとり親世帯のうち85％（123.8世帯）を母子世帯[1]が占めており、30余年の間に約52万世帯増加している。「平成27年国民生活基本調査」によると、母子又は父子以外の同居者のいない世帯は母子世帯で79.3万世帯、父子世帯では7.8万世帯となっており、子どものいる世帯の6.7％が母子のみ世帯、約0.7％が父子のみ世帯となっている。この間、少子化や晩産化の進行により、標準世帯とされたふたり親と子どもで構成する世帯が減少するなかにおいて、母子世帯は家族類型のひとつとして増加の一途を辿っている。本章においては、ひとり親世帯のなかでも、非正規雇用での就業者が多く、平均年間就労収入も低位におかれている母子世帯に着目し検討をすすめていきたい。

まず、**図表Ⅱ－３－１**では、母子世帯となった理由別の内訳を示している。母子世帯では未婚や離婚などによる「生別」が全体の約９割近くを占めており、８割に満たない水準である父子世帯を上回る結果となっている。「生別」のうち、離婚によるものは1983年調査と比べて1.6倍に増えている。母子世帯となった時点の母親の平均年齢は33歳、末子の平均年齢は4.7歳（生別世帯の場合は4.5歳）である。

[1] 母子世帯の定義は複数存在する。全国母子世帯等調査による母子世帯の定義では「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」とし広義の母子世帯と解される。国民生活基本調査においては「死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯」を指し狭義の母子世帯と解される。

図表Ⅱ－３－１　理由別にみた母子世帯数の推移

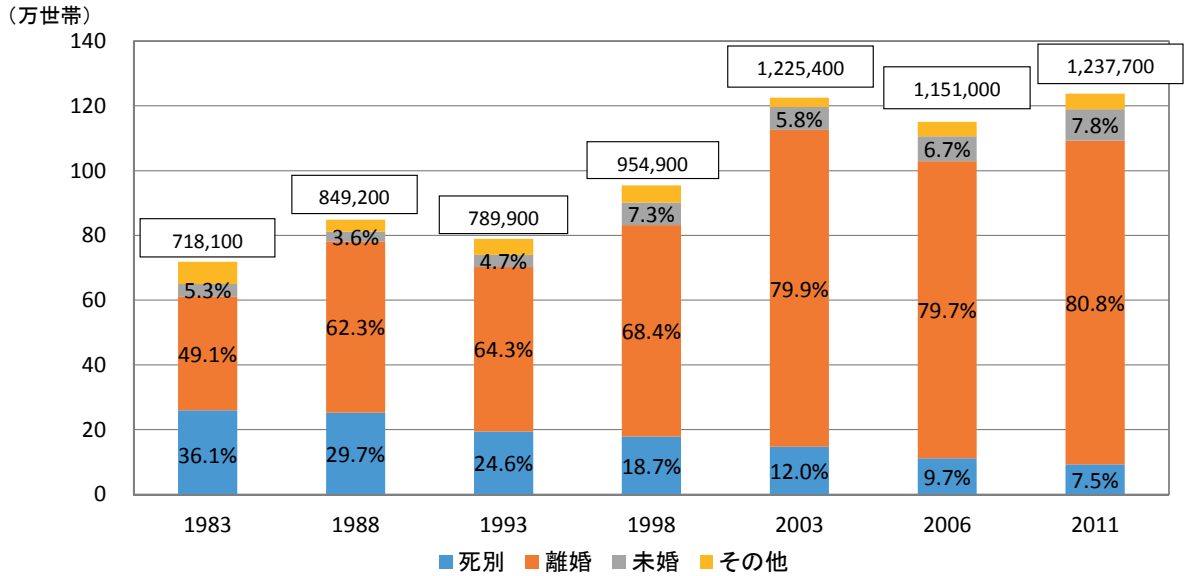

資料出所：厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告」より作成。

シングルマザーの仕事と育児

次に、母子世帯で子どもを養育しているシングルマザーの仕事と暮らしに着目してみたい。よく知られているとおり日本のシングルマザーの就業率は80.6％に上り、国際的にみても、イタリア（78.0％）、アメリカ（73.8％）、イギリス（56.2％）、フランス（70.1％）、ドイツ（62.0％）、ＯＥＣＤ平均（71.0％）ときわめて高い水準にある[2]。それにもかかわらず、ひとり親世帯の相対的貧困率[3]は54.6％と大人が２人以上いる世帯の12.4％を大きく上回っており、「妻（女性）はメインである夫（男性）の稼ぎを補てんする役割に過ぎないという暗黙の構造で成り立つ日本の労働市場の煽りをシングルマザーが被っている状況」[4]とも言える。

このことは、日本においては就労が貧困からの脱出につながっていないことを端的に表しているわけであるが、多くのひとり親世帯が働く貧困層に陥ってしまう要因はなにか、非正規雇用が多いシングルマザーの働き方に着目してみてみたい。**図表Ⅱ－３－２**が示す通り、シングルマザーの就労形態は「パート・アルバイト等」が最も高く47.4％、次いで「正規の職員・従業員」が39.4％となっており、女性労働者全般の就業状況と同様に非正規での就労が高い結果となっている。

日本においては約半数の女性が出産を機に、それまでの仕事をやめることが知られており[5]、母子世帯においても同様に考えられるが、母子世帯になる前に不就業だった母の69.1％が、その後、就業に転じている。就業形態別では「パート・アルバイト等」が57.4％と最も多く、「正規の職員・従業員」は31.1％と、母子世帯になる前から就業していたシングルマザーと比べて非正規での就労が高い水準となっている。出産や育児を理由とした離職は女性全般に共通する課題であるが、キャリア形成期における中断により就労機会が狭められることは、世帯内での働き手が限られる母子世帯にとっては経済状況の困窮として顕在化しやすい。

---

[2] ＪＩＬＰＴ（2008）「母子家庭の母への就業支援に関する研究」『労働政策研究報告書No.101』。
[3] 「平成25年国民生活基本調査」における貧困線（等価化処分所得の中央値の半分）は122万円（名目値）。
[4] 岩本沙弓（2015）「税制から考える貧困と地方創生」連合総研ＤＩＯ№300。
[5] 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

図表Ⅱ－３－２　シングルマザーの就業状況と就労形態

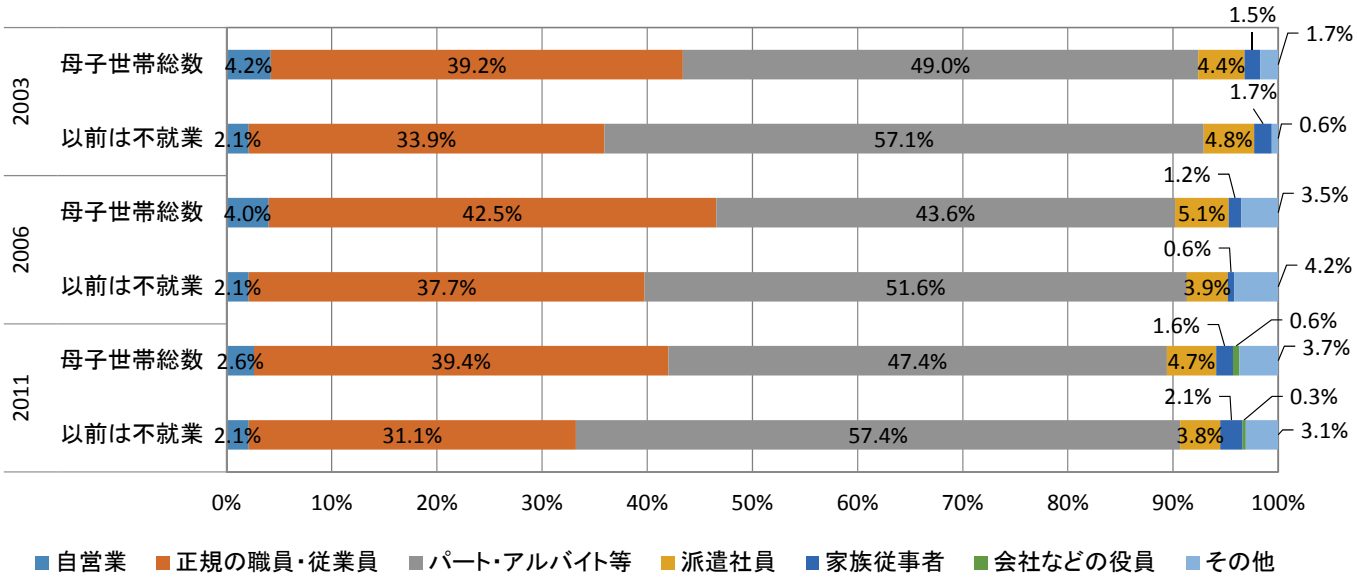

（注）平成15・18年度調査では「正規の職員・従業員」は「常用雇用者」、「パート・アルバイト等」は「臨時・アルバイト」、「自営業」は「事業主」として調査。
資料出所：厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告」より作成。

母子世帯の経済状況については、サンプル数が少ない点に留意が必要であるが「平成27年国民生活基礎調査」を用いて母子世帯と他の世帯との収入を比べてみることで確認できる（**図表Ⅱ－３－３**）。母子世帯の総所得は254.1万円と、全世帯の約47％、児童のいる世帯の約36％の水準に留まる。要因は「稼働所得」が少ないためであり、「稼働所得」だけを比較した場合では、児童のいる世帯の約29％に留まっている。母子世帯同様に「稼働所得」が少ない高齢者世帯においては、「公的年金・恩給」による所得が総所得の67.5％を占め、「稼働所得」の少なさを補っているが、母子世帯においては「年金以外の社会保障給付金」は総所得の18.2％に留まり高齢者世帯のように「稼働所得」の少なさを補うに至っていない。

離別にともなっては家族内での経済的な問題解決も問われることになるが、日本においては母子世帯の約６割が養育費を受け取ったことがなく、行政介入の仕組みも弱い[6]。このような状況においてシングルマザーが就労収入をもって生活費や子どもの教育費など成長に応じて必要となる費用をまかなうには負担は大きく、経済的な自立へ向けたハードルは高いといえる。

[6] アメリカにおいては1975年に養育費履行強制制度が創設され、非監護親の居所探索、法的父親関係の確定、養育費命令の確定、養育費の徴収など、離婚後の扶養義務が徹底して追及される。日本においては調停離婚において養育費の取り決めを定めた場合に限って家庭裁判所の履行確保制度が利用できるが、強制力はない。

図表Ⅱ－３－３　世帯種類別にみた１世帯あたりの平均所得金額および構成割合

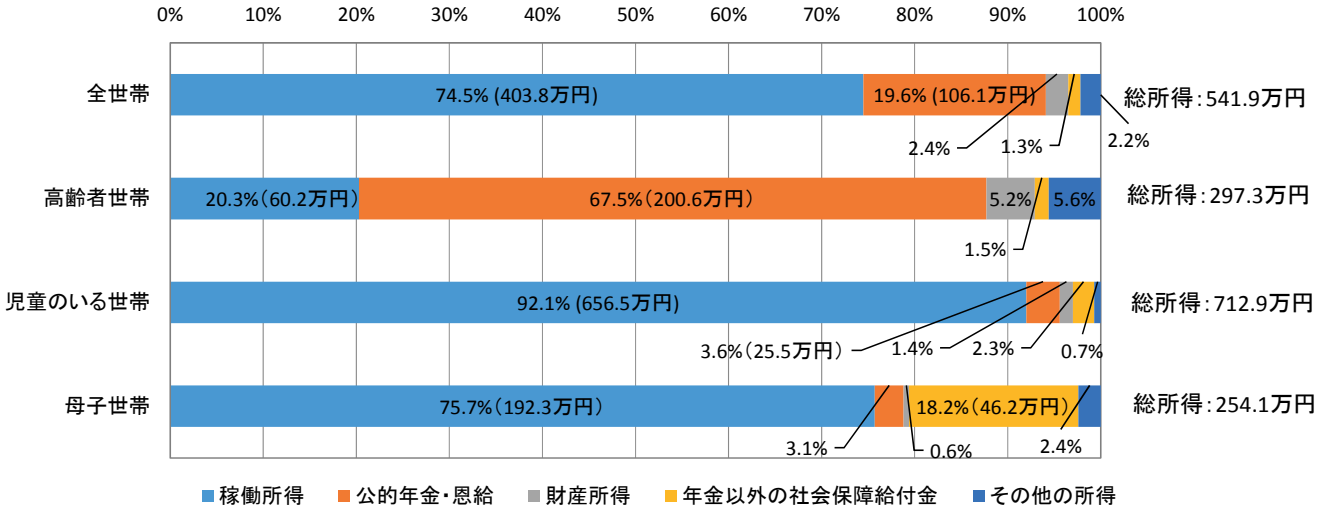

資料出所：厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」より作成。

図表Ⅱ－３－４においてシングルマザーの就労収入を雇用形態別にみてみると、最も多い「パート・アルバイト等」では98%、「正規の職員・従業員」においても63.8%が年収300万未満で働いている。異なる調査結果であるため参考値ではあるが雇用形態別で女性の平均給与と比べてみると、シングルマザーの年収は正規雇用では80万円、非正規雇用では19万円、女性の平均給与を下回っている。職種別では、「専門的・技術的職業」では平均年収が女性全体とほぼ同水準となるが、「販売」や「サービス職業」においては年収300万円未満が９割を超えており厳しい経済状況がうかがえる。低い就労収入は現在の生活困窮だけでなく、高齢期の生活を支える年金受給額へと反映されるため、高齢期の貧困へと生涯にわたって影響をもたらすこととなる。

図表Ⅱ－３－４　シングルマザーの就労収入の階級分布

		300万円未満合計	内訳 100万円未満	内訳 100～200万円未満	内訳 200～300万円未満	300～400万円未満	400万以上	平均年収（万円）
	母子世帯全体（1166）	82.2%	22.3%	38.7%	21.2%	9.9%	8.0%	192
雇用形態別	正規の職員・従業員（481）	63.8%	5.4%	24.9%	33.5%	19.5%	16.6%	270
雇用形態別	パート・アルバイト等（543）	98.0%	36.3%	50.1%	11.6%	1.7%	0.4%	125
仕事内容別	専門的・技術的職業（218）	59.6%	6.4%	27.1%	26.1%	20.2%	20.2%	277
仕事内容別	事務（272）	76.5%	14.7%	36.8%	25.0%	12.1%	11.4%	215
仕事内容別	販売（111）	95.4%	37.8%	36.9%	20.7%	3.6%	0.9%	141
仕事内容別	サービス職業（271）	93.4%	26.6%	46.1%	20.7%	6.3%	0.4%	149

【参考：女性の平均給与】
女性全体 269万円（平成23年）
268万円（平成24年）
正規 350万円（平成24年）
非正規 144万円（平成24年）

（注）不詳を除いた数値である。
資料出所：厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」より作成。参考は国税庁内閣官房企画課「民間給与実態統計調査（平成23・24年分）」。

ＪＩＬＰＴの調査[7]によると、母親の学歴、社会経験年数（年齢）、健康状態および正社員での就業が高いほど経済的自立度が高まる。一方で、抱える子どもの数が多いことや末子の年齢が低い場合、育児負担として経済的自立に負の影響を与えるとしている。また、現在正社員以外の働き方をしているシングルマザーのうち８割弱は「将来的には正社員になりたい」と考えながらも、半数以

[7] ＪＩＬＰＴ（2011）「シングルマザーの就業と経済的自立」『労働政策研究報告書No.140』。

上の者が「今後３～５年くらいの間はそれを希望しない」という矛盾した結果が明らかになっている。この背景には、時間的拘束力の強い子育て期間中において家庭内労働を分担し合える存在が限られているシングルマザーにとっては、経済的自立を実現するため正社員での就業を望みながらも、正社員での就業と育児の両立は困難と判断していることが推察される。実際に、ＪＩＬＰＴの調査では、「仕事時間が長すぎて家事や育児を果たすことが難しい」と考える母親の割合は、シングルマザーでは58.4％と二人親世帯の48.2％を１割近く上回る結果となっている[8]。

では、仕事と子育ての両立を迫られるシングルマザーの一日の生活時間は、どのように配分されているのか、そして、その他の世帯類型とどのように異なるのか「社会生活基本調査」を用いて確認してみたい。**図表Ⅱ－３－５**は６歳未満の子がいる世帯の親の平均生活時間を世帯分類別に表したものである。有業のシングルマザーの労働時間は平日では424分と夫婦世帯の夫に次ぐ長さとなっており、共働き世帯である夫婦世帯の妻（有業者）よりも133分長い。睡眠時間や余暇の時間は最も少なく、自分自身に割く時間を削って家事や育児、労働の時間を捻出していることが分かる。しかし、家事ならびに育児時間に対する一日の時間配分は夫婦世帯の妻（有業者）が361分（一日の25％）であるのに対し、シングルマザーは238分（同17％）と少ない時間でやりくりしている様子がうかがえる。

また、土日においては、睡眠時間は他の世帯と同水準まで増えるが、平日同様、仕事の割合は夫婦世帯の夫に次いで長く、家事や育児の時間は326分（同23％）と平日の夫婦世帯の妻（有業者）よりも少ない。このデータからは見ることはできないが、育児にかける時間においては公的保育が占める時間も多い。そのため、一概に一日の生活時間における育児時間の長短だけをもって子どもへの影響をはかることはできないが、仕事と家庭の両面から時間に追われるシングルマザーの生活を読み取ることはできる。シングルマザーは、家計を支える主力として男性並の働き方を求められる一方で、シェアする相手が限られることによって家庭内労働の主力も背負うこととなる。前述のとおりシングルマザーになったことを機に働き始めた人が多いことを考えると、キャリアの断絶や長時間労働を前提といった雇用環境のなかでは、時間的制約の強いシングルマザーは常に不利な立場となり、シングルマザーが経済的貧困とともに「時間の貧困」[9]のリスクにもさらされていることがうかがえる。

---

[8] ＪＩＬＰＴ（2014）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2014（第３回子育て世帯調査）」。

[9] 母子世帯の生活時間に着目した研究としては以下のものが詳しい。田宮遊子・四方理人（2007）「母子世帯の仕事と育児－生活時間の国際比較から－」国立社会保障・人口問題研究所『季刊・社会保障研究』Vol.43。

図表Ⅱ－３－５　６歳未満の子がいる世帯の親の平均生活時間

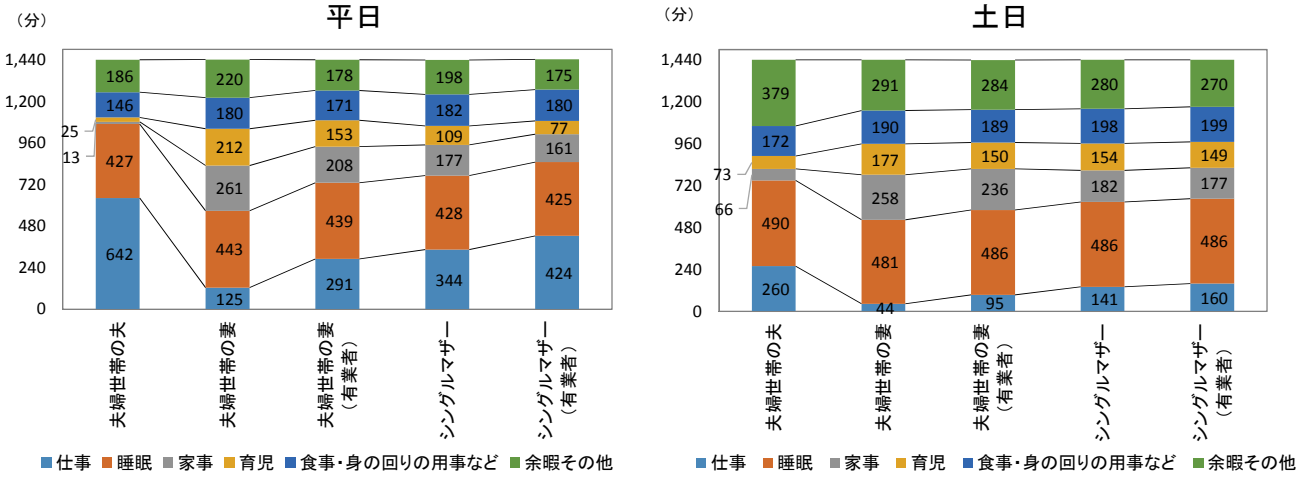

（注）１．土日に関するデータは、土曜日と日曜日にわかれているため、サンプル数で加重平均した値である。
２．各行動分類は以下の通り。仕事：仕事、通勤・通学、睡眠：睡眠、家事：家事＋介護・看護＋買い物、育児：育児、食事・身の回りの用事：身の回り用事、食事、受診・療養、余暇その他：移動（通勤・通学を除く）、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、学業、学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、その他。
資料出所：総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」より作成。

母子世帯を対象とした所得保障

これまで見てきたとおり、母子世帯の貧困は男女賃金格差や正規・非正規賃金格差など日本社会の抱えるひずみが凝縮して表出しており、就労支援のみをもってシングルマザーの困窮を解決することはできない。シングルマザーの生活の安定をはかり、貧困の連鎖を断ち切る社会保障政策が求められるが、母子世帯を対象となる所得保障制度としては、すでに遺族（基礎・厚生）年金、児童扶養手当、さらに最後のセーフティネットとしての生活保護がある。このうち遺族年金は夫と死別した母子家庭を対象としているため、離婚などによる生別母子世帯に対しては児童扶養手当が主たる所得保障となる。**図表Ⅱ－３－６**は児童扶養手当ならびに母子世帯の生活保護の受給率の推移を示したものである。母子世帯で生活保護を受給している世帯は約１割であり、経年変化はみられない。また、生活保護を受給している世帯の約半数は就労しており、生活保護や他の福祉給付のみで生活している世帯は、健康上の問題などの理由により就業が極めて困難であることなどの場合に限られていることがわかる[10]。

一方、離婚件数の増加とともに児童扶養手当の受給者は増加しており、80年代には生別母子世帯の８割が児童扶養手当を受給するに至っている[11]。母子世帯の所得保障として児童扶養手当の役割が重くなるなか、2016年８月には二人目以降の児童扶養手当加算額が増額され、満額支給では子どもが一人の場合は42,330円、２人目は10,000円、３人目以降は一人につき6,000円となっている（2016年現在）。しかし、受給要件には所得制限が設けられており、所得と生計を同一にする扶養親族等の数に応じて減額され、子ども３人の世帯の場合では年収460万円以上の所得がある場合は完全に適用除外となる。児童扶養手当の全部適用を受けるには、母（父）ひとり、子ひとりの世帯

[10] 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義「就労支援と生活保護」『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008 年。
[11] 駒村康平編『最低所得保障』岩波書店、2010 年。

の場合は、給与所得が130万円未満（所得では57万円）であることが条件となり、児童扶養手当の下支えをもってしても年収200万円以下の貧困層から抜け出せないということになる。「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」によると、離別母子世帯における児童扶養手当受給者のうち全部支給をうける者の割合は46.3%、一部支給を受ける者の割合が53.2%と、全部支給者よりも一部支給者の方が上回っていることが分かる。

図表Ⅱ－３－６　母子世帯を対象とした所得保障制度の受給者数推移

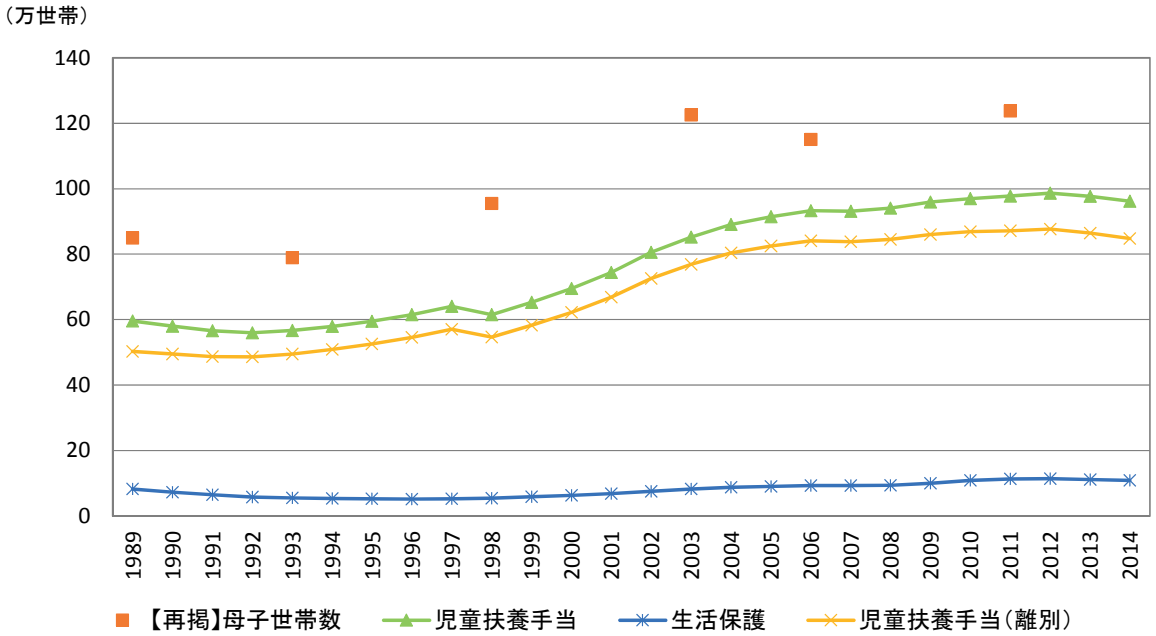

（注）１．2010、2011年の児童扶養手当受給者数は、福島県（郡山市及びいわき市以外）が含まれていない。
２．生活保護世帯は１カ月平均であり、保護停止中の世帯を含まない。
３．2011年は生活保護世帯数には岩手県、宮城県及び福島県が、2012年には福島県が含まれていない。

資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」（福祉行政報告例）、厚生労働省社会・援護局保護課「被保護者調査」月次調査、全国母子世帯等調査結果報告より作成。

所得制限の設定にみられるように、稼働所得が限られる母子世帯にとって命綱となる児童扶養手当もこの間、受給要件の厳格化が進められている。1980年代以降、児童扶養手当額の削減や所得制限の設定などによる給付抑制圧力が強化されるとともに、シングルマザーを対象とした就労支援が進められ「福祉から就労」へという流れが加速している。また、増加する母子世帯の一方で支給要件の厳格化の流れが強まっており、2015年にはシェアハウスで暮らす母子家庭が、同居人に親族以外の異性がいるという理由から実態がないにもかかわらず事実婚とみなされ、児童扶養手当の支給を打ち切られているケースが相次いで発覚している。

給付抑制圧力が強まるなかで、２人目の加算額引き上げが36年ぶりに、また、３人目以降については22年ぶりに引き上げられたことは、厳しい経済状況におかれているひとり親世帯にとっては僅かながらの底上げであったが、母子世帯の半数以上の家庭では子が一人であること、また、厳しい所得制限により半数以上が全部支給から除外されている現状においては、今回の引き上げがもたら

す政策効果はきわめて限定的である。また、実家で暮らしている母子世帯の場合、同一生計者の収入により所得制限を超える場合は支給停止となるなど、母子世帯の生活実態を反映した制度設計であるとは言えず、子供の貧困を防止していく観点からみても著しく問題が残っている。

母子世帯の貧困リスクを軽減していくためには、個人の努力では限界がある育児負担の軽減にむけた子育て支援の拡充や、所得保障の下支えとして重層的で使いやすい公的扶助が必要となる。また、ＤＶなどにより夫婦間での協議・解決が困難な場合なども考慮した、養育費支払いの厳格化や実効性のある仕組みの構築も、非監護親が負う生活保持義務を果たしていく上では欠かせない。

シングルマザーが安定した生活を実現できるようになるには、現在実施されている職業訓練などを通じてシングルマザーの稼働能力を高めていくほか、均等待遇や男女賃金格差の是正、ワークライフバランスの推進といった労働環境の改善は不可欠である。しかし、それらの積極的雇用政策や労働環境改善の効果が現れるより前に社会保障の削減を行うことは、母子世帯の命綱を断ち切り、より一層厳しい状況へと追いやるだけでなく、生涯にわたる貧困リスクを高めることになる。先進諸国と比較して低い水準にある日本の家族関係社会支出の底上げによる後押しがもたらす効果は、母子世帯に限らず労働者全体の暮らしの底上げにつながるものであり、雇用情勢の好転を契機とした働く環境の整備が求められる。

第２節　低所得高齢者の実態

無年金者・低年金者の現状

日本の社会保障は、国民皆年金制度が整備されているように高齢者に厚い制度設計となっている。「豊かな高齢者像」の一方で、高齢者の貧困率は現役世代と比較しても高く、なかでも女性、単身世帯、未婚者・離別者の属性において顕著であることが知られており[12]、近年では高齢者世代内における経済格差が指摘されている。現役期において十分な収入を得たことで、老後に向けて資産を形成することができ、なおかつ二階・三階建て部分の年金も受給できる高齢者と、反対に現役期に就労が不安定だったなどの理由から貯蓄も少なく、無年金・低年金といった貧困リスクにさらされる高齢者という二つの高齢者像が浮かび上がる。

図表Ⅱ－３－７は、増加している高齢者の単身世帯における貯蓄現在高階級を世帯数分布で見たものである。貯蓄額が1,500万円以上ある世帯が高齢女性では33.9％、高齢男性では30.5％と最も高い一方で、次いで高いのは貯蓄額が300万円以下の世帯であり高齢女性では23.2％、高齢男性では32.3％であり、貯蓄が多い層と少ない層の二つに分かれていることが分かる。

稼働所得が減少する高齢期において安定した生活水準を保つ上では、資産や貯蓄のほかに公的年金が果たす役割が大きい。「平成27年国民生活基礎調査」によると、高齢者世帯の世帯所得を所得の低いものから高いものへと５分位に分けたとき、所得の低い順に第１分位から第３分位に属する世帯までにかけては、基礎的所得の８割以上を「公的年金・恩給」が占めており、富裕層を除いた多くの高齢者世帯において、公的年金が生活を支える重要な所得保障となっていることが分かる。

連合総研が2016年に実施した「第31回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」においては、老後の生活費としてもっともあてにしているものとして、一番回答が多かったのは「厚生年金・共済年金」であり、正社員では59.3％、非正社員では49.1％となっている。一方で「国民年金」

[12] 藤森克彦「低所得高齢者の実態と求められる所得保障制度」『年金と経済』第 30 巻 4 号、2012 年。

と回答した割合は正社員が30.7%に対し、非正社員は42.4%となっている。また、非正社員においては、「あてはない」と回答した割合が16.5%に上っている（**図表Ⅱ－３－８**）。

図表Ⅱ－３－７　一人世帯における貯蓄現在高階級別の世帯数分布

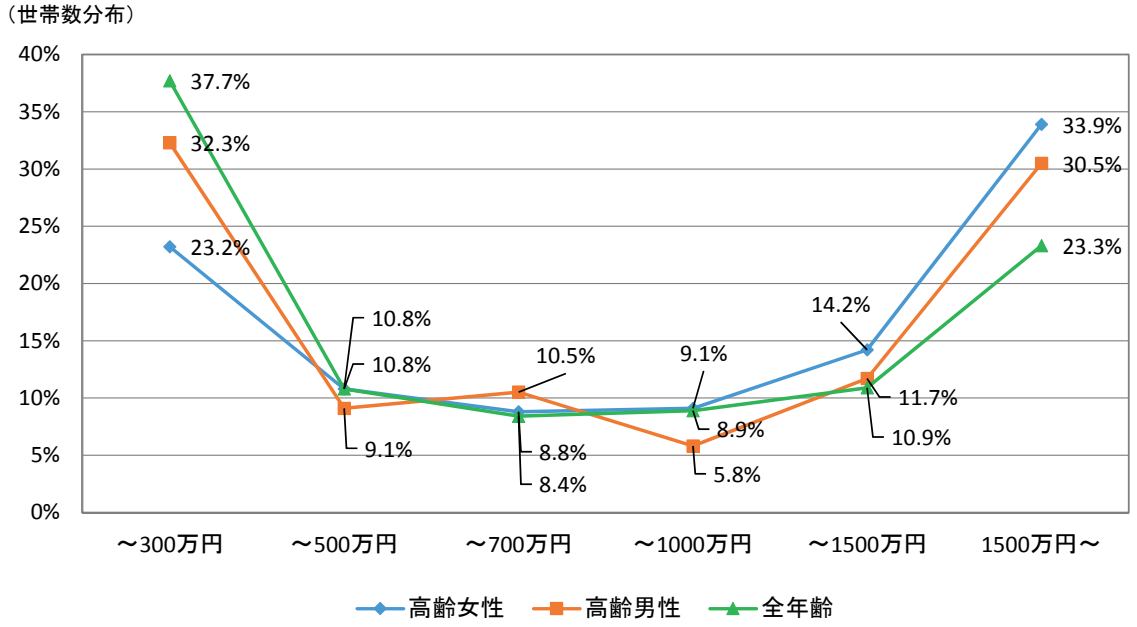

（注）数値は2009年のデータを用いている。全年齢の平均は55.8歳、高齢者は74.5歳である。
資料出所：2015年度第16回税制調査会（2015年８月20日）会議資料より作成。

図表Ⅱ－３－８　老後の生活費としてあてにしているものの割合

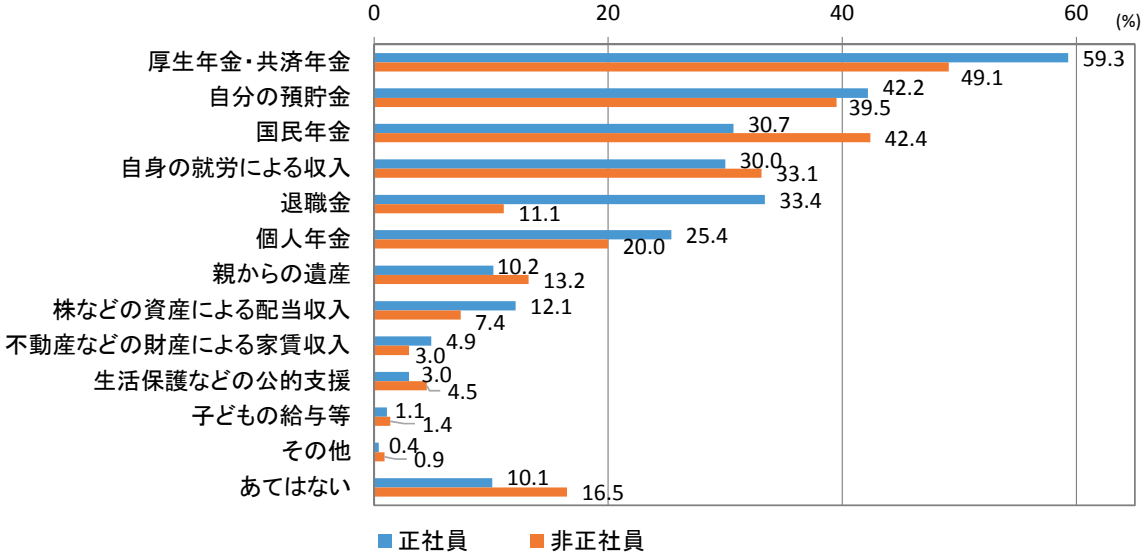

（注）複数回答。回答者数（N）＝2000。
資料出所：連合総研「第31回勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」2016年５月。

現役期において所得が低く、老後の消費にむけて十分な額の貯蓄ができなかった家計においては、同様の理由によって公的年金の受給権がない無年金者や、きわめて少額の給付しかうけられない低年金者も存在する。推計によると、2007年４月１日時点で、今後保険料を納付しても受給要件を満

たさない将来的な無年金見込みの者も含めて最大で118万人にのぼり、将来にわたって継続的に高齢者の一定割合（約２％）で無年金者が発生するとの指摘[13]もなされているが、各種統計により無年金者数が異なることから実態は明らかではない。なお、前述の「国民生活基礎調査」によると「65歳以上の者のいる世帯」のうち、「公的年金・恩給受給者のいない世帯」の割合は4.0％（95.1万世帯）となっている。世帯類型別にみると、核家族世帯（3.1％）や三世代世帯（2.4％）と比べて、単身世帯は7.0％と高い割合で公的年金を受給していない。そのうち、男性の単身世帯では10.8％、女性の単身世帯では5.3％と、単身男性における無年金者の割合は女性の倍であり、単身女性においても増加傾向にある。

次に、低年金者の実態についてみていきたい。「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によると、厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金のみの受給者は、老齢基礎年金の受給者総数3,006万人のうち772万人（25.7％）を占めている。また、基礎年金のみの受給者のうち、年金月額が６万円未満の者が男女ともに半数以上を占めており、女性では基礎年金のみの女性受給者の約７割（407万人）となっている。平成26年度の満額は月額64,400円であることから、満額の受給資格をもつ者が限られていることが分かる（**図表Ⅱ－３－９**）。

図表Ⅱ－３－９　老齢基礎年金受給者の男女別年金月額割合

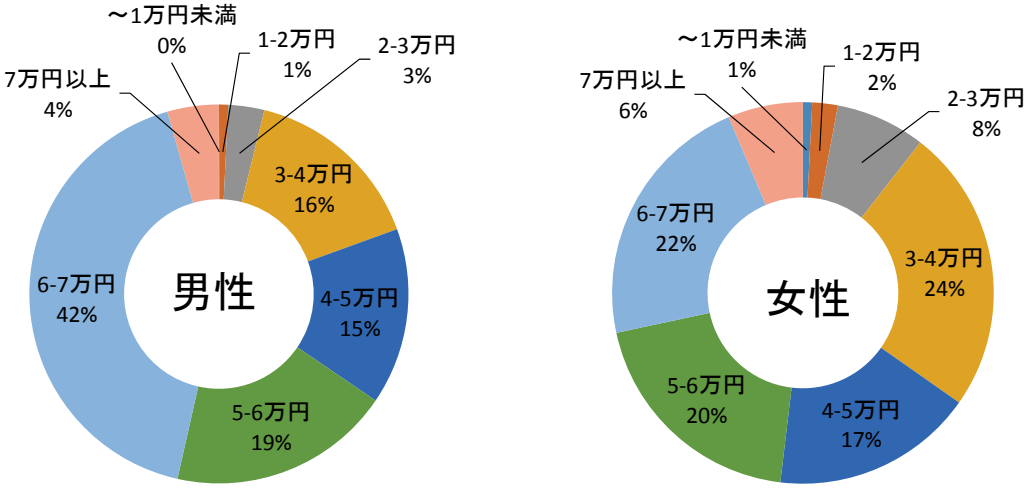

資料出所：厚生労働省「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成。

このうち、第３号被保険者であれば、配偶者の年金が世帯収入に加わり、仮に配偶者と死別していたとしても自らの基礎年金に遺族厚生年金（配偶者の厚生年金の４分の３）が加わることで、貧困リスクを軽減することにつながる。一方で、無職（33.3％）や非正規労働者（30.9％）が全体の６割[14]を占めるようになった第１号被保険者においては、年金以外の所得や資産がなく、親族からの支援も期待できないなど、自身の基礎年金のみが高齢期の主要な所得となる場合、その生活設計はきわめて困難なものとなる。生涯独身者や離婚件数の増加、平均寿命の延伸などによって今後も高齢者の単身世帯は増加していくことが予想され、家族によるセーフティネット機能が弱まるなか貧困リスクの軽減が求められている。

---

13 「社会保障国民会議最終報告」（2008 年 11 月）。

14 厚生労働省『平成 26 年度国民年金被保険者実態調査』。

無年金・低年金者が生じる制度的要因

高齢期の貧困を回避するため公的年金が創設され、全ての国民が公的年金に加入する国民皆年金が達成されている日本において、どのような要因から無年金・低年金者が発生しているのか、制度的要因から考察してみたい。国民年金は40年間保険料を払い続けることで満額の給付を受けることができ、納付期間が一年短くなるごとに、給付金額が満額から40分の１ずつ減少する制度設計となっている。拠出期間が25年に満たない場合は、納付の有無や長短に関わらず一切給付されないため、無年金者や低年金者を生み出す要因のひとつとなっている[15]。

図表Ⅱ－３－10は国民年金保険料の未納率の推移を示したものである。当該年度中に納付されなかった未納率は2002年まで一貫して増え続けている。2009年以降では未納率は３割台後半から４割台で推移し、遡って納付することが可能とされている後納分[16]を加えた最終納付率についても2007年度以降は３割台前半に留まり未納率を改善するには至っていない。

「平成26年度国民年金被保険者実態調査」によると、国民年金保険料の未納者が保険料を納付しない理由として最も多いのは「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」との回答であり約７割を占めている。次いで回答数の多い「年金制度の将来が不安・信用できない」（8.2%）とは大きな開きがあり、未納においては経済的要因によるところが大きいことが分かる。

図表Ⅱ－３－10　国民年金保険料の未納率の推移

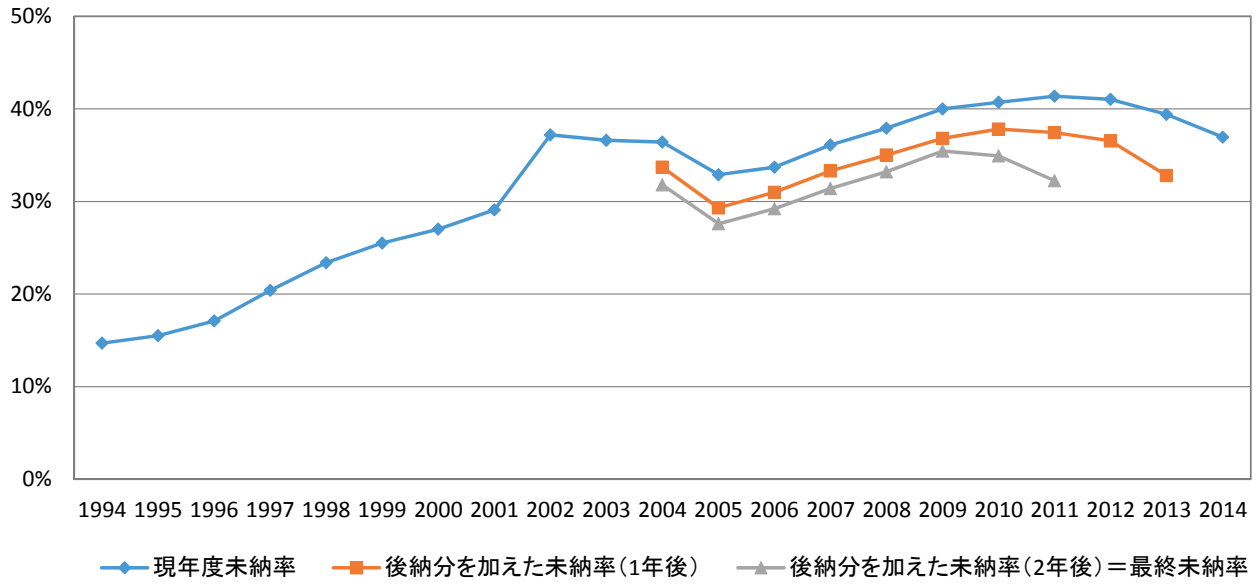

（注）未納率＝100%－納付率。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数は、そのうち当該年度中（翌年度４月末まで）に実際に納付された月数である。
資料出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成。

[15] 第192臨時国会において、年金受給に必要な保険料支払い期間を25年から10年へと短縮する年金機能強化法改正案が提出されている。厚生労働省によると、改正案の成立・施行で基礎年金を受給できる人は約40万人に上るとしている。

[16] 平成24年10月から３年間は時限措置として過去10年以内の未納が後納可能となった。平成27年10月から３年間は５年の後納制度へと時限措置が引き継がれて実施されている。

年金制度上、就労収入が一定額未満の場合は公的年金保険料の納付が免除される適用除外の仕組みをもつ国もあるが、日本においては無収入であっても国民年金保険料の納付義務は生じる。それにかわって、免除や猶予の仕組みがあり、生活保護受給者や障害年金受給者は自動的に保険料の支払いが全額免除となる（法定免除）。また、低所得などが理由で納付が困難な場合は、申請により世帯所得に応じて保険料の免除・減免を受けることができ、免除された期間は加入歴として算出される仕組みとなっている（申請免除）。さらに学生や30歳未満の若者については保険料納付猶予の仕組み（学生納付特例制度・若年者納付猶予制度）があり、このような保険料免除ならびに猶予制度を利用すれば、将来、無年金に陥ることは回避できる。

図表Ⅱ－３－11では国民保険料全額免除者の推移と第１号被保険者における免除者の割合を示したものである。免除や猶予を受ける被保険者は、未納率同様にこの間、増加傾向にあり、2014年度末現在の全額免除者数は602万人と、第１号被保険者（任意加入被保険者を除く）の35.1%を占めている。

図表Ⅱ－３－11　国民年金保険料全額免除者数の推移

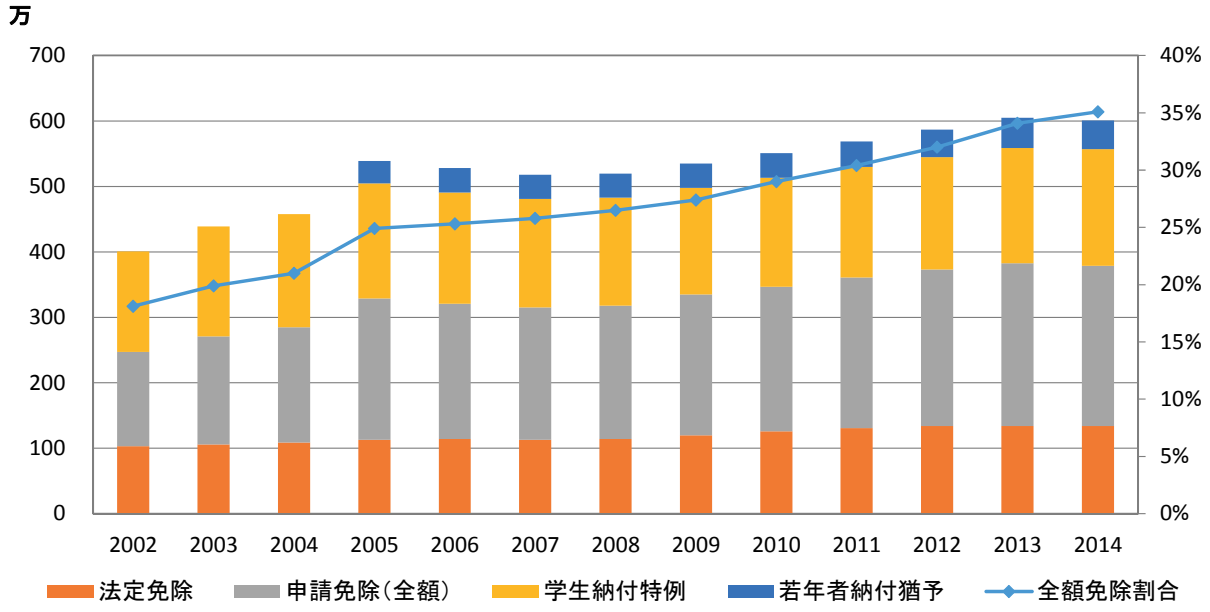

資料出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成。

免除や猶予制度の利用は、空白期間を生じさせず公的年金制度につなぐ効果はあるものの、恒常的な利用は将来受け取る年金額にも影響を及ぼすことになる。免除を受けてから10年以内に免除分の追納がなされなければ受け取る年金額は減額され、二階部分に位置する厚生年金や共済年金からの上乗せ分が発生しない場合、低年金に直結することとなる。

生活保護への影響

無年金・低年金者の増加は公的扶助制度である生活保護へも影響を及ぼしている。平成28年５月概数における生活保護受給者総数163万世帯のうち、高齢者世帯は83.1万世帯とはじめて半数を超え、そのうち９割が単身者世帯で構成されている。「平成26年度被保護者調査」においては、生活保護を受給する高齢者世帯76.2万世帯のうち、老齢年金・退職年金等や遺族年金など何らかの年金

を受給している世帯は37.2万世帯であるのに対し、受給していない世帯は38.9万世帯と半数を超える。「受給あり」としている世帯においても、老齢基礎年金のみの受給世帯は9.5万人と約３割を占めており、生活保護に陥る要因のひとつとして無年金・低年金の影響がうかがえる。

図表Ⅱ－３－12　世帯類型別被保護者と高齢者世帯の内訳

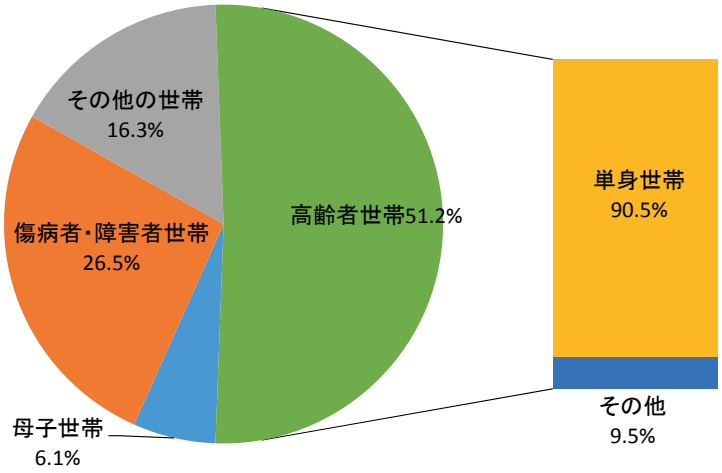

資料出所：厚生労働省「被保護者調査(平成28年５月分概算)」より作成。

一方で、日本社会全体が高齢化している点にも留意が必要であることから、**図表Ⅱ－３－13**では65歳以上の高齢者人口の伸びと高齢者の被保護者人員の伸びを、1997年を100として2014年までの推移を比較している。2012年から2014年までの２年間を比較しても、高齢者人口の伸びは7.1%増であるのに対し、高齢者の被保護者世帯は11.0%増と高齢化の進展を上回るペースで高齢者の被保護者人員が増加していることが分かる。

図表Ⅱ－３－13　65歳以上総人口と高齢者の被保護者人員の伸び

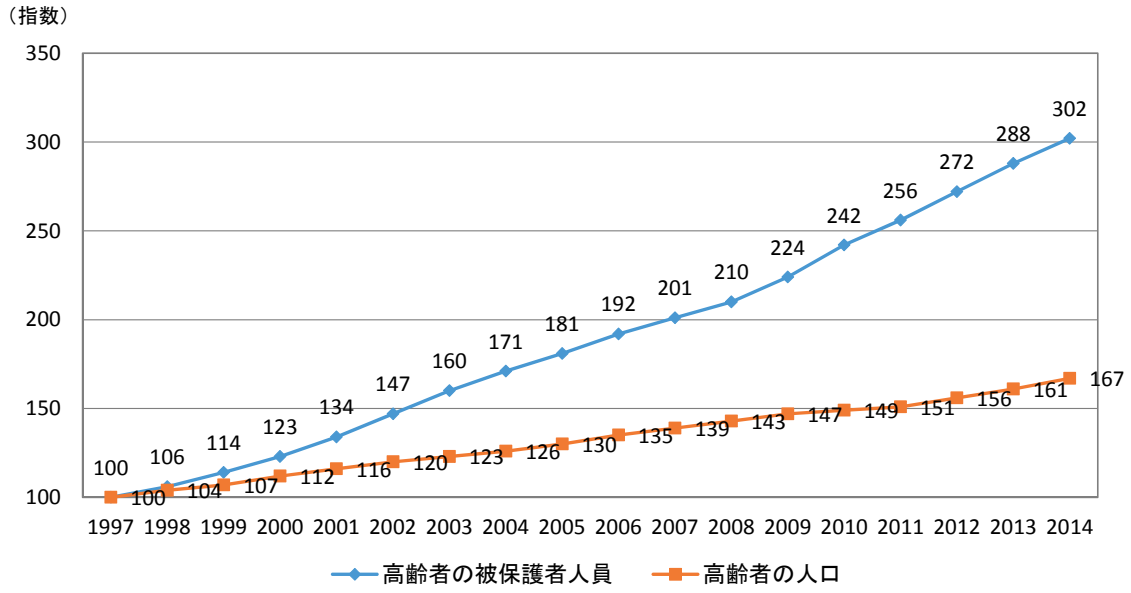

資料出所：厚生労働省「被保護者調査　年次調査（個別調査）」（平成23年までは被保護者全国一斉調査）、総務省「人口推計」より作成。

また、現在、生活保護費の約半数は医療扶助費であり、そのうち約６割を入院医療扶助費が占めている。「医療扶助実態調査」によると、2015年調査では65歳以上の入院件数は全体の61.3％（男性55.3％、女性68.6％）であり、10年前の同調査と比較すると12.9％増加しており、特に男性で著しい。

このように、生活保護制度は貧困高齢者世帯の公的扶助としての色彩が強まってきており、無年金・低年金はその要因のひとつと考えられる。しかし、日本においては生活保護の捕捉率はきわめて低く、高齢者に占める生活保護受給者の割合も２％に過ぎない。貧困にさらされる高齢者の生活保障を生活保護制度のみをもって果たそうとするのは、全ての世代の生活困窮に対し必要な措置をもって最低生活を保障するという本来の趣旨からも適切ではない。高齢期の貧困は、現役期の生き方に根ざすものであり働き方にも大きく関わってくる。平成27年度補正予算では「一億総活躍社会」の実現に向けて低所得高齢者世帯へ３万円の支給（年金生活者等支援臨時福祉給付金）が行われたが臨時的なバラマキ支給であり、このようなその場しのぎの対応では恒常的な底上げにはつながらない。年金受給資格期間の短縮や、非正規労働者が厚生年金に加入できるようさらなる適用拡大など、現在の働き方に対応した制度の拡充をはじめとした、低年金・無年金に陥りやすい層の底上げが必要と考える。

おわりに

ー暮らしの底上げに向けてー

■臨時国会での首相所信表明による「経済の好循環」の実態は

安倍首相は、2016年９月26日開会の臨時国会での所信表明演説で、「未来を切り開く。世界一暮らしやすい国、世界一信頼される国を目指す」と表明した。そして、アベノミクスを加速するため、「あらゆる政策を総動員する。事業規模28兆円の経済対策で内需を下支えする」とアピールしている。

また、「有効人倍率は47全ての都道府県で１を超えており、史上初めてである」、「実質賃金もプラスに転じ、６ヶ月連続でアップ」、「雇用の拡大、賃金上昇で『経済の好循環』が生まれている」とアベノミクスの成果を強調している。

しかし、実態は、実質所得は増えず、企業の投資マインドも慎重であり、輸出の減速など2015年度の実質ＧＤＰは横ばいである（**図表Ⅰ－１－１**）。確かに、政府の賃上げ要請もあり、2014年、2015年、2016年と３年連続での賃上げ（正社員のベースアップ）が実現している。しかし、名目賃金でも5年前の2010年前後の水準と同程度であり、実質賃金は2016年に入って上昇しているとはいえ、いまだに2010年前後よりも低い水準となっている（**図表Ⅰ－２－30**）。

なお、雇用環境は、47都道府県で有効求人倍率が１を超え、失業率も3.1％（2016年8月）まで低下するなど大幅に改善し、人手不足状態となっているが、では何故、賃金がそれほど上がらないのか。その要因は、低賃金のパート労働者の増大（**図表Ⅰ－２－25**）であり、さらには、正社員の有効求人倍率が0.88（2016年８月）であることに加え、減少しているものの300万人を超える「不本意非正規労働者」を含めた「広義の失業率」が依然8.4％（内閣府「今週の指標No.1148」）と高い水準にあるためと考えられる。

■「働き方改革」と労働制度の大胆な改革とは

また、所信表明演説で、「一億総活躍」では、「未来への投資」としての子育て支援、介護の充実を掲げ、さらに多様なライフスタイルと仕事の両立のためには長時間労働是正など「働き方改革」が大きな鍵であり、労働制度の大胆な改革を進めるとした。また、「同一労働同一賃金」の実現のため、年内にガイドラインを策定し、法改正の準備を進めると表明している。

これらを受け、政府は、９月27日には政労使・有識者による「働き方改革実現会議」を発足させ、「非正規雇用の改善（同一労働同一賃金）」、「賃金引き上げ」、「長時間労働の是正」、「外国人材の受け入れ問題」など９項目を検討するとしている。

しかし、この臨時国会で継続となっている「脱労働時間給」制度や裁量労働制の拡大を盛り込んだ労働基準法改正法案（残業代ゼロ法案）は、長時間労働や過労死などをさらに助長する恐れがあり、長時間労働を是正する「働き方改革」とは大く矛盾する。長時間労働の是正のためには、まずは、「残業代ゼロ法案」を撤回し、労働時間の量的上限規制や勤務間インターバル規制の導入が必

要である。あわせて、男性中心型の雇用慣行の見直しによる「仕事と生活の両立」推進が必要である。

「同一労働同一賃金」については、子育て・教育、医療・介護、年金、住宅などの社会保障や就労支援制度の整備が不可分であり、さもなければ、家族手当や福利厚生の削減など単に賃金が低位平準化する危険がある（第Ⅱ部第１章）。まずは、雇用形態による処遇差（賃金・処遇格差）の合理的根拠の立証責任を使用者に負わせることであり、そのための法整備が必要である。

■暮らしの底上げに向けた課題

「デフレからの脱却」「経済の好循環」実現のために、いま必要なのは、ＧＤＰの６割を占める個人消費の回復であり、低所得層をはじめ先細る中間層を含めた勤労者全体の暮らしの底上げである。

そのためには、規模間格差の是正に向けた中小企業労働者の賃金底上げ、非正規労働者や低所得層の底上げのためにも最低賃金の大幅引き上げが必要である（第Ⅱ部第１章）。

さらに、家計からみた暮らしの底上げの課題としては、夫婦二人働きが基本となりつつあり、世帯の貯蓄格差が拡大する状況に対応するため、普遍的な生活保障の体系整備が必要である。それは、すべての所得階層を対象に、現役世代への教育や子育て、就労支援、高齢世代への医療や介護などの社会サービスの充実である。加えて、家計支出の自由裁量度の拡大と低所得層の非消費支出（税・社会保険料等）の負担軽減につながる税・社会保障による所得再分配機能の強化が課題である（第Ⅱ部第２章）。

世帯主の勤め先収入の減少を配偶者の収入で補完する家計の実態であるが、このような対応ができない母子世帯（１人親世帯）や無年金・低所得高齢者は、底上げから取り残されるリスクがある。そのため、シングルマザーに対する就労支援や男女間賃金格差の是正、児童手当など家族関係社会支出による底上げが必要。無年金・低年金受給者等に対しては、臨時福祉給付金（３万円）による臨時的な支給ではなく、医療・介護費用負担の軽減、最低保障年金制度の導入や住宅保障、さらに、年金受給資格期間の短縮や厚生年金の適用拡大等を通じた底上げが必要である（第Ⅱ部第３章）。

■暮らしの底上げ実現に向けた労働組合の役割

安倍首相は、所信表明演説で「成長と分配の好循環」を創り上げる、また、「働き方改革実行計画」を年度内にまとめることを表明した。この働き方改革は、「働き方改革実現会議」で具体的な検討が進められる。

しかし、働き方改革は、経済成長や企業のための「働かせ方」改革であってはならない。働く者一人ひとりが主体的に仕事や働き方を選択し、仕事と生活が両立でき、安定した職業生活を送れるような環境整備こそが真の「働き方」改革である。

そのためには、賃金・労働条件の改善・底上げ、格差是正を通じた「暮らしの底上げ」が必要であり、これらの取り組みは、労働組合の社会的責務である。これは、連合が掲げる「安心社会（５つの安心の橋）」実現の取り組みに他ならない。

それには、職場での様々な課題（賃金・処遇改善、仕事と子育て・介護との両立支援、非正規の処遇改善、セクハラ・マタハラ・パワハラ等）の解決に向けた取り組みを通して、連帯基盤（支え

合い・助け合い、仲間づくり）を強化する必要がある。

その上で、「職場と地域の接点」となる課題（子育て・介護・見守り、公契約条例制定、地域の雇用創出、環境保全等）については、地域の各種団体との対話・協働行動（開かれた春闘・「地域フォーラム」）による地域ネットワークづくりを通じた取り組みが欠かせない。さらに、地域における安心社会づくりを担う様々な団体や政治勢力とのネットワークづくりを通じて、様々な地域課題を解決し、地域や政治を変えていくことも必要である。

最後に、連合は2016春闘で、「底上げ」「格差是正」に取り組み、大企業と中小企業の賃金格差の是正や非正規労働者の賃金・処遇改善など一定の成果を上げているが、引き続き、これらの取り組みを強力に推し進めていく必要がある。

そのためには、全ての職場での集団的労使関係の確立（「1000万連合」の達成等）が必要である。当然ながら、職場に「労働組合がある」ほうが、「労働組合がない」場合よりも、賃金が改善した割合が高いという結果になっている（連合総研「第30回勤労者短観」）。その意味からも、労働組合は、非正規労働者を含め組織拡大と併せて、春季生活闘争の「社会的賃金決定メカニズム」（相乗効果、都市から地方へ、人事院勧告、最低賃金への波及）の機能強化をはかり、経済の好循環を実現していく社会的役割を積極的に果たしていく必要がある。

2016～2017 年度・経済情勢報告

［補論］
2017 年度日本経済の姿

１．景気拡大の先導役を欠いた 2016 年度の経済
２．賃上げの結果如何で成長が決まる 2017 年度の経済
３．海外経済や金融・資本市場にリスクの存在
４．成長の果実を暮らしの底上げにつなげる
（付表１）「連合の春闘結果集計データにみる賃上げの実態 2016」（経済社会研究委員会賃金データ検討ワーキング・グループ報告）のポイント
（付表２）連合総研見通し総括表（2016 年９月）

１．景気拡大の先導役を欠いた 2016 年度の経済

日本経済は、2015年度以降も実質購買力の減少から停滞し、実質ＧＤＰは横ばいが続いている。日本経済に景気拡大の推進力が働かないのは、景気拡大の先導役が見つからないためである。

過去の日本経済の景気循環では、世界経済の拡大による輸出の増加が景気回復の先導役を果たすパターンがみられた。しなしながら、ＩＭＦの世界経済見通しによれば、2016年度はリーマンショック以降では最も低い成長率となった2015年度と同様に低い成長率にとどまる見込みである。そのため、輸出増が景気拡大の先導役となることは期待できない。

また、過去の景気回復期では、経常利益と設備投資には相関がみられたが、今回の景気回復局面においては、経常利益の増加ほど設備投資に勢いがない。結果として、内部留保が安定的に増加傾向にある。これは、企業経営者が考える日本経済の中期見通しが直近で低下しており、設備投資に対して慎重になっているためである。

企業経営者の投資マインドを改善させるためには、良好な雇用情勢と個人消費に支えられた安定的な経済成長が必要である。しかしながら、雇用情勢が良好であるにもかかわらず、2014年４月の消費税率引き上げに伴う物価上昇ほど賃金が上昇していない。「連合の春闘結果集計データにみる賃上げの実態2016」によれば、2016春闘の回答状況を組合員数ベースでみると平均で2.00％、金額では5,779円だった。これを２時点で比較するために2015春闘と2016春闘の共通サンプルを利用すると、平均で率では2.20％から1.99％へと0.21％ポイント、全額では6,389円から5,792円へと597円低下した。これは、2016春闘のベア（ベースアップ）が2015春闘に比べて小さいためである**【付表１－１】**。また、地域別にベア率（中央値）をみると、地域により差がある。特に第１四分位でゼロ近傍、すなわち４分の１程度の組合員はベアなしの地域もあり、賃上げが地方まで波及しなか

った。**【付表１－２】**。ただし、2016春闘の賃上げ（合計）を２年前の2014春闘と比較すると、高い賃上げを実現する組合員数は大きく減少したが（90パーセンタイルで0.26%ポイント低下）、低い賃上げにとどまっていた組合員数の賃上げ率は上昇した（10パーセンタイルで0.13%ポイント上昇）**【付表１－３】**。

さらに、後述のとおり、2016年８月の経済対策による景気押し上げについては、2017年度にその効果が多く現れることが見込まれる。

こうした状況から、景気拡大の先導役が見つからないまま2016年度の実質ＧＤＰ成長率は0.8%増にとどまる見込みである。

２．賃上げの結果如何で成長が決まる 2017 年度の経済　【付表２】

2017年度の経済見通しについて、本見通しではＩＭＦの世界経済見通に沿って世界経済が緩やかに回復することを前提としている。また、経済対策による景気押し上げ効果については、2016年度0.2%ポイント、2017年0.4%ポイントほど実質ＧＤＰ成長率を押し上げると想定する。

こうした状況で、今回の見通しでは、春闘賃上げにより消費が景気拡大の推進力となるケースと、消費が景気拡大の推進力にならないケースの２つに場合分けして、日本経済の姿を示す。2017春闘で実質賃金を維持する程度のベアが実現するのを「ケースＢ」とし、それに加えて労働生産性の伸びも反映し成長に貢献するような賃上げを実現するのを「ケースＡ」としている。

【ケースＡ】

労働生産性の伸びも反映された実質賃金の増加によって所得環境が改善した場合、これまで停滞していた個人消費が景気拡大の推進力となる。個人消費と公的需要の増加により企業活動が活発化し、経済の好循環実現に向けた大きな刺激となる。

2017年度の実質ＧＤＰは1.6%増、消費者物価上昇率は1.0%と予測され、この結果、実質賃金は0.5%増となろう。

【ケースＢ】

実質賃金の伸びがゼロとなるため安定的な成長に向けた推進力が生まれない。2017年度の実質ＧＤＰは経済対策による公的需要の押し上げ効果があるために、2016年度の成長率を若干上回る1.0%増にとどまろう。

３．海外経済や金融・資本市場にリスクの存在

（１）世界各地で発生する様々なリスク

本予測はＩＭＦの７月時点の予測に基づき、世界経済が2016年3.1%、2017年3.4%にそれぞれ成長することを前提としている。しかしながら、中国の投資過剰・過剰債務の問題が円滑に解消されないリスクや、英国のＥＵ離脱についての国民投票結果が世界各国の金融市場への影響を通じて消費者マインド・企業経営者マインドを押し下げるリスク、更には世界各地で発生する地政学的なリ

スクが考えられる状況である。

（２）金融政策の変更に伴うリスク

米国では、2008年12月から2015年12月のＦＯＭＣ（連邦公開市場委員会）決定まで、短期の金融政策手段としてフェデラル・ファンド・レート（市中銀行間の翌日物金利）の誘導目標金利水準を0.00～0.25％に据え置いた。2015年12月のＦＯＭＣ決定により、フェデラル・ファンド・レートの誘導目標水準が0.25～0.50％に引き上げられた後も、米国経済は良好な雇用情勢と堅調な消費に支えられて景気拡大局面が続いている。2016年９月のＦＯＭＣでは金利が据え置かれたが、公表された声明文をみると、７月時点の「経済見通しに対する短期のリスクは減退している」から「経済見通しに対する短期のリスクはほぼ均衡を保っている」とリスクの判断を修正した。こうした状況において、次回の金利引き上げのタイミングが市場の焦点となっており、金融緩和の巻き戻しのなかで、金融市場への影響を通じ米国経済を減速させるリスクも考えられる。

なお、日本においては、2016年９月の日銀政策委員会・金融政策決定会合において、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が新たに導入された。その主な内容は、（１）長短金利操作（短期金利でマイナス金利を継続するとともに、長期金利では10年物国債金利が概ねゼロ％程度で推移するよう長期国債の買入れを行う）と、（２）消費者物価上昇率が安定的に２％を超えるまで、マネタリーベース（日本銀行が供給する通貨）の拡大方針を継続するものであり、当面、金融の出口戦略が問題になることはないと考えられる。

４．成長の果実を暮らしの底上げにつなげる

本見通しが示唆することは、経済成長の果実を国民に還元して実感してもらうことが、好循環を実現して安定的な経済成長を持続させるには不可欠ということである。家計の所得環境改善の重要性は、ケースＡとケースＢの比較から明らかである。そのため、今後の春闘の結果をはじめとした賃上げの動向には十分注視する必要があろう。

【付表１】「連合の春闘結果集計データにみる賃上げの実態2016」のポイント

（付表１－１）　2015春闘と2016春闘の比較（共通サンプル、組合員数ベース）

		10%タイル	25%タイル	50%タイル	75%タイル	90%タイル	平均
		計					
賃上げ率（%）	2015	1.41	1.79	2.14	2.65	3.04	2.20
	2016	1.38	1.61	1.99	2.34	2.61	1.99
賃上げ金額（円）	2015	3,600	5,060	6,005	7,831	9,300	6,389
	2016	3,500	4,800	5,500	7,224	8,137	5,792
		ベア					
賃上げ率（%）	2015	0.00	0.33	0.52	0.85	1.14	0.58
	2016	0.00	0.00	0.34	0.47	0.57	0.32
賃上げ金額（円）	2015	185	1,000	1,600	2,400	3,400	1,755
	2016	0	68	1,000	1,500	1,600	993

（注）「共通サンプル」は、連合「回答集計結果」にある「同一組合」比較とは定義が異なり一致しない。

（付表１－２）地域別ベア状況（率、組合員数ベース）

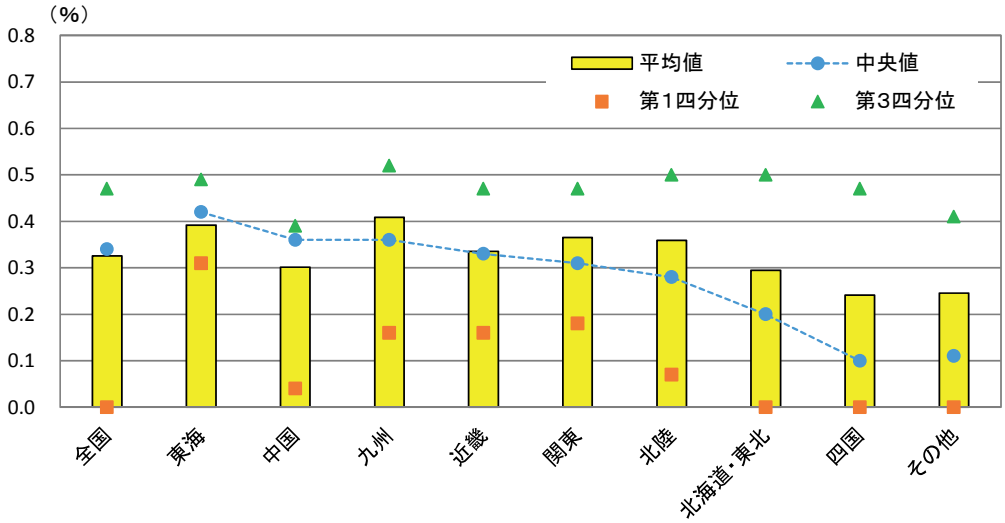

（注）企業活動が一都道府県内で完結している場合には当該都道府県に分類している。これに対して複数の都道府県で企業活動を行い特定の都道府県に属さない場合は「その他」に分類される。

（付表１－３）各パーセンタイルの賃上げ率の推移（２時点の共通サンプル）

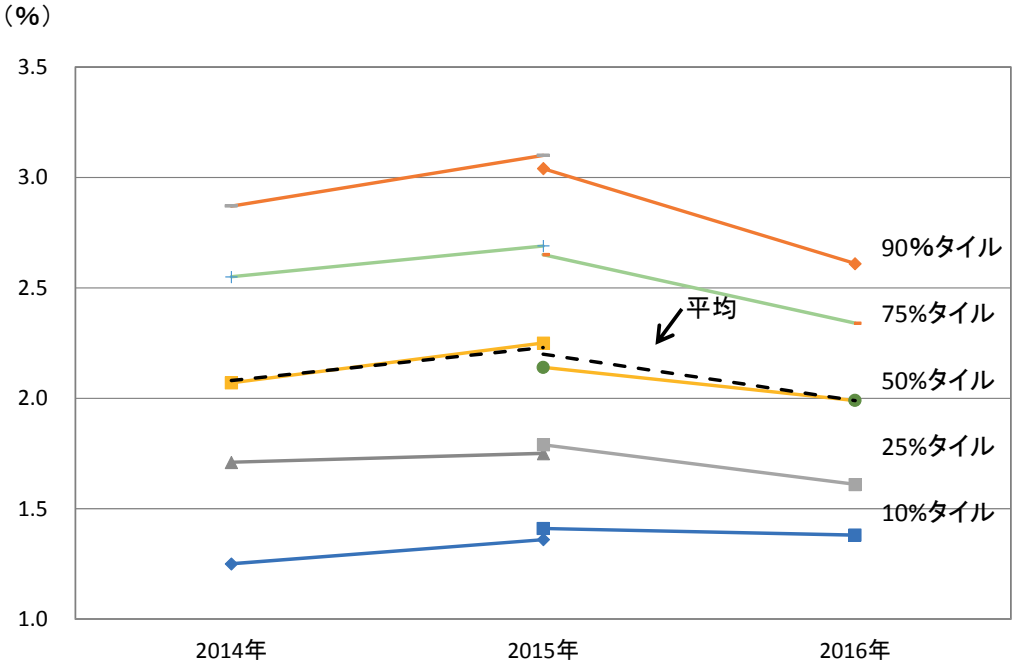

【付表２】連合総研見通し（2016年９月）

	2015年度	2016年度	2017年度	
	実績	実績見込み	ケースA	ケースB
名目GDP	2.2 %	1.3 %	2.5 %	1.6 %
実質GDP	0.8 %	0.8 %	1.6 %	1.0 %
内需寄与度	0.7 %	0.8 %	1.7 %	1.0 %
外需寄与度	0.1 %	−0.0 %	−0.1 %	0.0 %
民間最終消費支出	−0.2 %	0.7 %	1.5 %	0.7 %
民間住宅投資	2.4 %	4.4 %	0.7 %	−0.3 %
民間設備投資	2.1 %	0.5 %	1.7 %	0.5 %
民間在庫投資（寄与度）	0.3 %	−0.1 %	0.1 %	0.0 %
政府最終消費	1.6 %	1.3 %	0.7 %	0.7 %
公的固定資本形成	−2.7 %	2.2 %	6.9 %	6.9 %
財・サービスの輸出	0.4 %	0.0 %	0.3 %	0.3 %
財・サービスの輸入	0.0 %	0.0 %	0.9 %	0.2 %
GDPﾃﾞﾌﾚｰﾀ	1.4 %	0.5 %	0.9 %	0.6 %
鉱工業生産	−1.4 %	−0.5 %	1.8 %	1.1 %
国内企業物価	−3.2 %	−1.6 %	0.6 %	0.3 %
消費者物価（総合、固定基準）	0.2 %	0.0 %	1.0 %	0.5 %
労働力人口	0.2 %	0.3 %	0.2 %	0.2 %
就業者数	0.4 %	0.4 %	0.6 %	0.4 %
完全失業率	3.3 %	3.2 %	2.8 %	3.0 %
有効求人倍率	1.24 倍	1.37 倍	1.38 倍	1.37 倍
名目雇用者報酬	1.8 %	1.3 %	2.6 %	1.3 %
現金給与総額（5人以上）	0.2 %	0.3 %	1.5 %	0.5 %
総実労働時間（5人以上、時間）	1,734 時間	1,725 時間	1,717 時間	1,715 時間
経常収支（兆円）	14.7 兆円	17.5 兆円	18.8 兆円	19.2 兆円
同名目GDP比	2.9 %	3.5 %	3.6 %	3.7 %

注１．見通しの前提条件として、①為替レートは９月下旬までの３ヵ月間の平均対ドル円レート103円程度で横ばい、②世界経済成長率はＩＭＦによる16年７月見通し（16年3.1%、17年3.4%）のとおり、③原油価格も９月下旬まで３ヵ月間の水準１バーレル45ドル程度で横ばいを想定している。

注２．2017春闘において、ケースＡは、実質賃金の伸びが労働生産性の伸びを反映したものとなるような賃金上昇を確保した場合の経済の姿、ケースＢは、実質賃金が一定となる程度の賃金上昇を確保した場合の経済の姿、をそれぞれ示したもの。

連合総研の主な活動等（2014 年 10 月～2016 年 9 月）

	連合総研の主な活動	日本経済ほか
2014年 10月	・第 27 回連合総研フォーラム「どうなる景気、どうする格差」（2014～2015 年度経済情勢報告） ・ＪＣＭ（金属労協）事務局との意見交換会	・エボラ出血熱の感染者が１万人を超える ・ノーベル物理学賞に赤崎、天野、中村氏 ・月例経済報告「このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」 ・米ＦＲＢ、資産購入（ＱＥ３）を終了
11月	・日本労働ペンクラブとの意見交換会	・米中間選挙、民主党大敗 ・ＧＰＩＦ、基本ポートフォリオを変更 ・消費税率引上げ時期の延期を表明。解散総選挙へ ・月例経済報告「個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」
12月	・第 15 回労働関係シンクタンク交流フォーラム ・「第 28 回勤労者短観調査」報告書	・理研の外部調査委員会がＳＴＡＰ細胞の存在を否定 ・特定秘密保護法が施行 ・第 47 回衆院選で自公が３分の２を上回る議席を獲得（小選挙区の投票率は戦後最低の 52.6%） ・第３次安倍内閣発足
2015年 １月	・連合総研ワークショップ「職場の年齢構成の『ゆがみ』と課題」 ・「第１回非正規労働者の働き方・意識に関する実態調査」報告書	・民主党代表に岡田氏 ・パリの新聞社が銃撃される ・ＥＣＢ、国債の買い入れを含む量的緩和の実施を決定 ・国内航空３位のスカイマークが民事再生法を申請
２月	・「経済・社会・労働の中長期ビジョン」フォーラム ・日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究委員会（第１回）	・農協改革案、全中が合意 ・法制審議会が民法改正を答申 ・ＯＤＡ大綱の改定を閣議決定。「国益の確保」を明記
３月	・「連合山形を中心とする地域活動の展開」報告書	・ドイツの旅客機が墜落 ・北陸新幹線が開業 ・日中韓の外相会談が約３年ぶりに開催 ・月例経済報告「企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている」
４月	・「経済社会研究委員会」（年度第１回） ・「第 29 回勤労者短観調査」結果速報 ・地方再生をめざす産業・労働政策と労働組合の役割に関する研究委員会（第１回） ・「「日本型雇用システム」の生成と展開」報告書	・安倍総理が米議会で演説 ・ネパールでM7.8 の地震 ・株価が 15 年ぶりに２万円台に回復 ・首相官邸に小型無人機「ドローン」が落下
５月	・連帯・共助のための社会再編に関する研究委員会（第１回） ・ソーシャル・アジア・フォーラムを支援する会第５回運営委員会 ・派遣労働における集団的労使関係に関する調査研究委員会（第１回） ・「住民自治と社会福祉のあり方に関する研究委員会」中間報告	・「大阪都構想」が住民投票により否決 ・東芝で不適切会計により決算公表を延期 ・月例経済報告「緩やかな回復基調が続いている」 ・医療保険制度改革関連法、成立
６月	・韓国公務員労組（ＫＧＥＵ）政策研究員との意見交換会 ・「第 29 回勤労者短観調査」報告書	・改正公職選挙法可決。選挙権年齢が 18 歳以上に ・日経平均株価が 2000 年のＩＴバブル最高値を超える ・「経済財政運営と改革の基本方針 2015」、「日本再興戦略改訂 2015」、「規制改革実施計画」 ・日本年金機構の個人情報が流出 ・2016 年サミット開催地が三重県伊勢志摩に決定
７月	・ＪＩＬＡＦ先進国チームとの意見交換会	・米・キューバ、54 年ぶりに国交回復 ・安全保障関連法案が衆院通過 ・首相が新国立競技場の建設計画見直しを表明

	連合総研の主な活動	日本経済ほか
８月	・労働政策研究・研修機構との意見交換会	・中国人民銀行が３日連続で対ドル為替レートの基準値引下げを発表 ・川内原発が再稼動 ・中国天津市で大規模な爆発事故が発生 ・戦後 70 年を迎え、内閣総理大臣談話を閣議決定 ・月例経済報告「改善テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」
９月	・勤労者短観特別分析委員会（第１回） ・国際比較調査（ドイツ調査）	・五輪エンブレムの使用中止を発表 ・シリア難民が殺到。各国が支援を表明 ・マイナンバー等改正法、成立 ・豪雨により鬼怒川堤防が決壊。大規模な洪水被害 ・安全保障関連法が成立 ・独フォルクスワーゲンが排ガス不正 ・改正労働者派遣法成立、施行 ・月例経済報告「一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」
10月	・第 28 回連合総研フォーラム「景気の行方とこれからの働き方」（2015～2016 年度経済情勢報告） ・第 19 回ソーシャル・アジア・フォーラム（台湾・台北）	・月例経済報告「このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」 ・ＴＰＰ交渉が大筋で合意 ・日銀が物価上昇率２％達成を半年先送り ・中国ＧＤＰ、６年半ぶりに７％を割り込む ・共通番号制度関連法が施行されマイナンバー制度が始まる ・ノーベル賞に大村氏、梶田氏
11月	・「第 30 回勤労者短観調査」結果速報 ・地域再生シンポジウム「地域は活きている－結び目としての労働組合」 ・政府税調説明・意見交換会 ・ＪＣＭ（金属労協）事務局との意見交換会 ・「労働者教育が健全な日本社会をつくる～人材の使い捨て阻止と労働組合の役割～」報告書 ・「第 30 回勤労者短観調査」報告書	・３年半ぶりに日中韓首脳会談を再開 ・2013 年度の社会保障給付費が 110 兆円と過去最高を更新 ・辺野古移設、沖縄県が国の勧告を拒否 ・パリで「イスラム国」による同時テロ
12月	・ワークショップ「非正規雇用の増加　何が課題かドイツと日本における制作の動向と労働組合の行動課題」	・インドと普天間の原子力協定の締結を合意 ・普天間飛行場、一部前倒しで返還へ ・ＦＲＢ、９年半ぶりに利上げ実施を発表 ・96 兆円の 16 年度予算案を決定。当初予算としては過去最大 ・大納会、19 年ぶり 1 万 9,000 円台
2016年 １月	・第２回非正規労働者の働き方・意識に関する実態調査記者発表 ・就職氷河期世代の経済・社会への影響と対策に関する調査研究委員会（第１回） ・経済社会研究委員会・賃金検討ワーキング合同会議	・米自動車大手フォードが日本での事業撤退 ・3.3 兆円の 2015 年度補正予算が成立 ・台湾で初の女性総統が誕生 ・サウジ、イランとの国交断絶
２月	・シンポジウム「教員の働き方と時間管理のあり方を問う！－教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査（速報）から－」 ・第 16 回労働関係シンクタンク交流フォーラム ・「連合の春闘結果集計データにみる賃上げの実態」報告書	・安倍首相、議員定数 10 削減を表明 ・台湾でM6.4 の地震 ・カトリック教会とロシア正教会が初のトップ会談。中東の安定を求める ・シリアで「イスラム国」による連続爆弾テロ ・日本で初となるマイナス金利政策が開始 ・2015 年国勢調査で初の人口減を記録

	連合総研の主な活動	日本経済ほか
3月	・戦後女性労働運動の女性たち～闘いの歴史と未来への提言に関する調査研究委員会（第１回） ・「地域再生シンポジウム記録集　地域は活きている－結び目としての労働組合」連合総研ブックレット ・「第２回非正規労働者の働き方・意識に関する実態調査」報告書	・月例経済報告「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」 ・民主党と維新の党が合流し、民進党が発足 ・安全保障関連法が施行。集団的自衛権の行使が可能に ・オバマ米大統領がキューバを訪問 ・ベルギーで「イスラム国」による同時テロ ・欧州中央銀行（ＥＣＢ）が追加緩和 ・鴻海精密工業がシャープを買収
4月	・「第 31 回勤労者短観調査」結果速報 ・「労働組合の基礎的な活動実態に関する調査研究」報告書	・「パナマ文章」によりアイスランド首相が辞任 ・平成 28 年熊本地震（熊本県益城町で震度７を２回観測） ・ＴＰＰ法案、今国会での成立を断念 ・ハンセン病隔離法廷、最高裁が違憲と認定 ・訪日客、2000 万人突破 ・日銀、２％の物価上昇達成時期を先送り
5月	・「経済社会研究委員会」（年度第１回） ・「住民自治と社会福祉のあり方に関する調査研究」報告書 ・「第 31 回勤労者短観調査」報告書 ・「しまね生活白書 2015～「しごと・くらし・地域」に関する基礎調査～」報告書	・伊勢志摩サミットが開幕 ・オバマ米大統領が広島平和記念公園を訪問 ・北朝鮮が 36 年ぶりに党大会を開催 ・三菱自動車、日産傘下に
6月	・「派遣労働の将来～ドイツ、フランス、イギリス、日本の国際比較～」派遣労働における集団的労使関係に関する調査研究報告書	・改正公職選挙法が施行。選挙権年齢が 18 歳以上に ・消費税率 10%引き上げ、19 年 10 月までの延期を正式表明 ・日米地位協定上の米軍人・軍属扱いの見直し。協議開始で合意 ・英国民投票でＥＵ離脱を決定
7月	・非正規労働の現状と労働組合の対応に関する国際比較調査研究会（第１回）	・第 24 回参院選、与党大勝 ・東京都知事に小池百合子氏が当選。女性都知事は初 ・英の新首相にメイ氏が就任。女性首相は 26 年ぶり２人目 ・南シナ海の境界線、仲裁裁判所は中国主権認めず ・日銀、ＦＴＦの買い入れ枠拡大を決定 ・神奈川の障害者施設で 19 人が殺傷
8月		・イタリア中部でM6.2 の地震が発生 ・リオ五輪開幕 ・3.3 兆円の第二次補正予算を決定 ・伊方原発３号機が再稼働 ・天皇陛下が象徴としてのお務めについてお言葉
9月	・国際比較調査（イギリス調査） ・「第 18 回労働組合費に関する調査」報告書 ・労働政策研究・研修機構（ＪＩＬＰＴ）との意見交換会 ・ＪＩＬＡＦ国際シンポジウムパネラーとの意見交換会 ・ドイツの経済社会研究所（ＷＳＩ）との意見交換会	・平成 28 年台風 10 号（死者 22 名） ・日銀、過去の政策効果を総括的に検証し、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入 ・高速増殖原型炉「もんじゅ」廃炉へ ・築地市場の豊洲移転の延期表明 ・民進党代表に蓮舫氏を選出 ・ロシア下院選挙、政権与党が圧勝

編集後記

本報告書は、以下の執筆分担により連合総研の責任でとりまとめました。発刊にあたり、ご助言・ご示唆を賜りました経済社会研究委員会の委員・オブザーバー各位に厚く御礼申し上げます。

第Ⅰ部	第１章	尾原　知明（連合総研主任研究員）
	第２章	黒田　啓太（連合総研主任研究員）
	第３章	尾原　知明（連合総研主任研究員）
第Ⅱ部	第１章	早川　行雄（連合総研主任研究員）
	第２章（第３節以外）	麻生　裕子（連合総研主任研究員）
	第３節	前田　克歳（連合総研研究員）
	第３章	前田　藍（連合総研研究員）
おわりに		小島　茂（連合総研副所長）
補　論		尾原　知明（連合総研主任研究員）

（肩書は 2016 年 8 月現在）

暮らしの底上げに向けて
＜2016～2017年度　経済情勢報告＞

2016年10月20日　初版第１刷発行

編集・発行　公益財団法人 連合総合生活開発研究所
所　長　中城　吉郎
〒102-0074　東京都千代田区九段南 2-3-14
靖国九段南ビル５階
ＴＥＬ　03-5210-0851
ＦＡＸ　03-5210-0852

制作・発売　株式会社コンポーズ･ユニ
〒108-0073　東京都港区三田 1-10-3
電機連合会館２F
ＴＥＬ　03-3456-1541
ＦＡＸ　03-3798-3303
印刷／株式会社コンポーズ･ユニ
ISBN 978-4-906697-30-4
© JTUC Reserch Institute for Advancement of Living Standards, 2016 Printed in Japan

ISBN978-4-906697-30-4
C3033 ¥1482E

9784906697304

コンポーズ・ユニ

定価：1600 円(本体1482 円＋税)

1923033014822

連 合 総 研